

平成23年  
第 6 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

|               |    |        |
|---------------|----|--------|
| 平成23年 9 月 16日 | 開会 | } 28日間 |
| 平成23年 10月 13日 | 閉会 |        |

沖 縄 県 議 会

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1．会期日程 .....       | 7 |
| 1．開会日に応招した議員 ..... | 9 |

○第1号（9月16日）

|                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 1．開会年月日時 .....                                                             | 11 |
| 1．議事日程 .....                                                               | 11 |
| 1．本日の会議に付した事件 .....                                                        | 11 |
| 1．出席議員 .....                                                               | 12 |
| 1．説明のため出席した者の職、氏名 .....                                                    | 13 |
| 1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....                                             | 13 |
| 1．開 会 .....                                                                | 13 |
| 1．諸般の報告 .....                                                              | 13 |
| 1．日程第1 会議録署名議員の指名 .....                                                    | 13 |
| 1．日程第2 会期の決定 .....                                                         | 13 |
| 1．日程第3 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案まで、認定<br>第1号から認定第23号まで及び諮問第1号 ..... | 14 |
| 1．知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 .....                                                  | 14 |
| 1．日程第4 議員派遣の件（第11回都道府県議会議員研究交流大会） .....                                    | 15 |
| 1．採 決 .....                                                                | 15 |
| 1．休会の議決 .....                                                              | 15 |
| 1．散 会 .....                                                                | 15 |

○第2号（9月27日）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1．開議年月日時 .....                 | 17 |
| 1．議事日程 .....                   | 17 |
| 1．本日の会議に付した事件 .....            | 17 |
| 1．出席議員 .....                   | 17 |
| 1．説明のため出席した者の職、氏名 .....        | 17 |
| 1．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ..... | 18 |
| 1．開 議 .....                    | 18 |
| 1．諸般の報告 .....                  | 18 |
| 1．日程第1 代表質問 .....              | 18 |
| 佐喜真 淳君 .....                   | 18 |
| 浦崎 唯昭君 .....                   | 32 |
| 崎山 嗣幸君 .....                   | 45 |
| 仲宗根 悟君 .....                   | 54 |
| 1．散 会 .....                    | 62 |

○第3号（9月28日）

|                |    |
|----------------|----|
| 1．開議年月日時 ..... | 65 |
|----------------|----|



|                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開 議                                                                                      | 171 |
| 1. 諸般の報告                                                                                    | 171 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問<br>日程第2 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案<br>まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号 } | 171 |
| 1. 一般質問・質疑                                                                                  | 171 |
| 奥平 一夫君                                                                                      | 171 |
| 当銘 勝雄君                                                                                      | 180 |
| 比嘉 京子さん                                                                                     | 189 |
| 玉城ノブ子さん                                                                                     | 198 |
| 仲村 未央さん                                                                                     | 206 |
| 上里 直司君                                                                                      | 214 |
| 山内 末子さん                                                                                     | 223 |
| 渡嘉敷喜代子さん                                                                                    | 232 |
| 1. 散 会                                                                                      | 240 |

○第6号（10月3日）

|                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時                                                                                   | 243 |
| 1. 議事日程                                                                                     | 243 |
| 1. 本日の会議に付した事件                                                                              | 243 |
| 1. 出席議員                                                                                     | 244 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名                                                                          | 244 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                                                   | 245 |
| 1. 開 議                                                                                      | 245 |
| 1. 諸般の報告                                                                                    | 245 |
| 1. 病院事業局長（伊江朝次君）の発言                                                                         | 245 |
| 1. 日程第1 乙第15号議案から乙第17号議案までの撤回の件                                                             | 245 |
| 1. 知事（仲井眞弘多君）の撤回の理由の説明                                                                      | 245 |
| 1. 採 決                                                                                      | 246 |
| 1. 一括議題 { 日程第2 一般質問<br>日程第3 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第14号議案<br>まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号 } | 246 |
| 1. 一般質問・質疑                                                                                  | 246 |
| 照屋 大河君                                                                                      | 246 |
| 嘉陽 宗儀君                                                                                      | 252 |
| 玉城 満君                                                                                       | 261 |
| 當間 盛夫君                                                                                      | 269 |
| 赤嶺 昇君                                                                                       | 278 |
| 桑江朝千夫君                                                                                      | 288 |
| 具志 孝助君                                                                                      | 296 |
| 前島 明男君                                                                                      | 303 |
| 1. 散 会                                                                                      | 311 |

○第7号（10月4日）

|                                                                                                              |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 . 開議年月日時                                                                                                   | 313 |
| 1 . 議事日程                                                                                                     | 313 |
| 1 . 本日の会議に付した事件                                                                                              | 313 |
| 1 . 出席議員                                                                                                     | 314 |
| 1 . 説明のため出席した者の職、氏名                                                                                          | 314 |
| 1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                                                                   | 315 |
| 1 . 開 議                                                                                                      | 315 |
| 1 . 諸般の報告                                                                                                    | 315 |
| 1 . 日程追加 議員提出議案第 1 号 沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書                                                                 | 315 |
| 1 . 当銘 勝雄君の提案理由説明                                                                                            | 315 |
| 1 . 採 決                                                                                                      | 316 |
| 1 . 議員派遣                                                                                                     | 316 |
| 1 . 一括議題 { 日程第 1 一般質問<br>日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 14 号議案<br>まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号 } | 316 |
| 1 . 一般質問・質疑                                                                                                  | 316 |
| 島袋 大君                                                                                                        | 316 |
| 金城 勉君                                                                                                        | 324 |
| 翁長 政俊君                                                                                                       | 331 |
| 座喜味一幸君                                                                                                       | 338 |
| 嶺井 光君                                                                                                        | 347 |
| 吉田 勝廣君                                                                                                       | 355 |
| 仲田 弘毅君                                                                                                       | 364 |
| 新垣 哲司君                                                                                                       | 372 |
| 1 . 決算特別委員会の設置                                                                                               | 377 |
| 1 . 決算特別委員会委員の選任                                                                                             | 377 |
| 1 . 委員会付託                                                                                                    | 377 |
| 1 . 日程第 3 陳情第 139 号、第 140 号、第 144 号、第 150 号、第 156 号及び第 157 号の付託の件                                            | 377 |
| 1 . 委員会付託                                                                                                    | 377 |
| 1 . 休会の議決                                                                                                    | 377 |
| 1 . 散 会                                                                                                      | 377 |

○第 8 号（10 月 13 日）

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 1 . 開議年月日時                            | 379 |
| 1 . 議事日程                              | 379 |
| 1 . 本日の会議に付した事件                       | 380 |
| 1 . 出席議員                              | 381 |
| 1 . 欠席議員                              | 382 |
| 1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名            | 382 |
| 1 . 開 議                               | 382 |
| 1 . 諸般の報告                             | 382 |
| 1 . 日程第 1 乙第 1 号議案、乙第 2 号議案及び乙第 4 号議案 | 382 |
| 1 . 委員長報告（総務企画委員長）                    | 382 |
| 1 . 討 論                               | 383 |
| 前田 政明君                                | 383 |

|                                                                                                |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 385 |
| 1. 日程第2 乙第3号議案 .....                                                                           | 385 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長） .....                                                                        | 385 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 386 |
| 1. 日程第3 乙第13号議案 .....                                                                          | 386 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長） .....                                                                        | 386 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 387 |
| 1. 日程第4 乙第11号議案 .....                                                                          | 387 |
| 1. 委員長報告（経済労働委員長） .....                                                                        | 387 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 387 |
| 1. 日程第5 乙第10号議案及び乙第12号議案 .....                                                                 | 387 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長） .....                                                                        | 387 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 388 |
| 1. 一括議題 { 日程第6 乙第5号議案、乙第6号議案、乙第9号議案及び乙第14号議案<br>日程第7 諮問第1号 } .....                             | 388 |
| 1. 委員長報告（土木環境委員長） .....                                                                        | 388 |
| 1. 討 論 .....                                                                                   | 390 |
| 嘉陽 宗儀君 .....                                                                                   | 390 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 390 |
| 1. 日程第8 乙第7号議案及び乙第8号議案 .....                                                                   | 391 |
| 1. 委員長報告（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長） .....                                                            | 391 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 392 |
| 1. 日程第9 甲第1号議案 .....                                                                           | 392 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長） .....                                                                        | 392 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 393 |
| 1. 日程第10 甲第3号議案 .....                                                                          | 393 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長） .....                                                                        | 393 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 394 |
| 1. 日程第11 甲第2号議案 .....                                                                          | 394 |
| 1. 委員長報告（土木環境委員長） .....                                                                        | 394 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 394 |
| 1. 日程第12 議員提出議案第2号 軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書 .....                                                | 394 |
| 1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明 .....                                                                        | 395 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 395 |
| 1. 日程第13 議員提出議案第3号 新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を<br>求める意見書 .....                                   | 395 |
| 1. 当銘 勝雄君の提案理由説明 .....                                                                         | 395 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 395 |
| 1. 議員派遣 .....                                                                                  | 396 |
| 1. 日程第14 陳情第115号 .....                                                                         | 396 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長） .....                                                                        | 396 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 396 |
| 1. 日程第15 陳情平成21年第105号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第36号、同第56号、<br>同第59号、陳情第109号、第118号、第129号及び第154号 ..... | 396 |
| 1. 委員長報告（経済労働委員長） .....                                                                        | 396 |
| 1. 採 決 .....                                                                                   | 396 |

|                                                                                                               |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 . 日程第16 請願第 3 号、陳情平成21年第145号、陳情平成22年第 2 号、同第76号、同第185号、<br>同第200号、陳情第30号の 2、第59号 から第61号まで、第63号、第95号 及び第152号 | 396 |
| 1 . 委員長報告（文教厚生委員長）                                                                                            | 396 |
| 1 . 採 決                                                                                                       | 397 |
| 1 . 日程第17 陳情平成20年第138号、陳情第80号、第104号 及び第147号                                                                   | 397 |
| 1 . 委員長報告（土木環境委員長）                                                                                            | 397 |
| 1 . 採 決                                                                                                       | 397 |
| 1 . 日程第18 陳情第74号、第84号、第85号、第156号 及び第157号                                                                      | 397 |
| 1 . 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）                                                                                        | 397 |
| 1 . 採 決                                                                                                       | 397 |
| 1 . 日程第19 閉会中の継続審査の件                                                                                          | 397 |
| 1 . 採 決                                                                                                       | 397 |
| 1 . 閉 会                                                                                                       | 398 |

#### ○巻末掲載文書

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 1 . 知事提出議案         | 401 |
| 1 . 議員提出議案         | 435 |
| 1 . 諸般の報告          | 439 |
| 1 . 議案付託表          | 443 |
| 1 . 委員会審査報告書       | 445 |
| 1 . 閉会中継続審査及び調査申出書 | 459 |
| 1 . 議員派遣の件         | 477 |
| 1 . 決算特別委員名簿       | 479 |
| 1 . 請願・陳情文書表       | 481 |
| 1 . 議案等処理一覧表       | 515 |
| 1 . 議案の撤回          | 517 |

平成23年第6回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期28日間 自 平成23年9月16日  
至 平成23年10月13日

|    | 月 日   | 曜日 | 日 程                                         | 備 考                  |
|----|-------|----|---------------------------------------------|----------------------|
| 1  | 9月16日 | 金  | （会議録署名議員の指名）<br>本 会 議（会期の決定）<br>（知事提出議案の説明） | 請願・陳情付託              |
| 2  | 17日   | 土  | 休 会                                         |                      |
| 3  | 18日   | 日  | 休 会                                         |                      |
| 4  | 19日   | 月  | 休 会                                         | 敬老の日                 |
| 5  | 20日   | 火  | 議案研究                                        |                      |
| 6  | 21日   | 水  | 議案研究                                        | 代表質問通告締切（正午）         |
| 7  | 22日   | 木  | 議案研究                                        | 一般質問通告締切（正午）         |
| 8  | 23日   | 金  | 休 会                                         | 秋分の日                 |
| 9  | 24日   | 土  | 休 会                                         |                      |
| 10 | 25日   | 日  | 休 会                                         |                      |
| 11 | 26日   | 月  | 議案研究                                        |                      |
| 12 | 27日   | 火  | 本 会 議（代表質問）                                 |                      |
| 13 | 28日   | 水  | 本 会 議（代表質問）                                 | 請願・陳情提出期限<br>（常任委）   |
| 14 | 29日   | 木  | 本 会 議（一般質問）                                 | 請願・陳情提出期限<br>（特別委）   |
| 15 | 30日   | 金  | 本 会 議（一般質問）                                 |                      |
| 16 | 10月1日 | 土  | 休 会                                         |                      |
| 17 | 2日    | 日  | 休 会                                         |                      |
| 18 | 3日    | 月  | 本 会 議（一般質問）                                 | 請願・陳情付託（常任委）         |
| 19 | 4日    | 火  | 本 会 議（一般質問）<br>決算特別委員会設置                    | 議案付託<br>請願・陳情付託（特別委） |
| 20 | 5日    | 水  | 委 員 会（常任委員会）                                |                      |
| 21 | 6日    | 木  | 委 員 会（常任委員会）                                |                      |
| 22 | 7日    | 金  | 委 員 会（常任委員会）                                |                      |
| 23 | 8日    | 土  | 休 会                                         |                      |
| 24 | 9日    | 日  | 休 会                                         |                      |
| 25 | 10日   | 月  | 休 会                                         | 体育の日                 |
| 26 | 11日   | 火  | 委 員 会（特別委員会）                                |                      |
| 27 | 12日   | 水  | 議案整理<br>委 員 会（議会運営委員会）                      |                      |
| 28 | 13日   | 木  | 本 会 議（委員長報告、採決）                             |                      |

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君  
 玉 城 義 和 君  
 上 原 章 君  
 島 袋 大 君  
 中 川 京 貴 君  
 桑 江 朝千夫 君  
 平 良 昭 一 君  
 仲 村 未 央 さん  
 照 屋 大 河 君  
 渡久地 修 君  
 瑞慶覧 功 君  
 山 内 末 子 さん  
 上 里 直 司 君  
 吉 田 勝 廣 君  
 當 山 眞 市 君  
 吉 元 義 彦 君  
 座喜味 一 幸 君  
 佐喜真 淳 君  
 玉 城 満 君  
 仲宗根 悟 君  
 崎 山 嗣 幸 君  
 西 銘 純 恵 さん  
 新 垣 清 涼 君  
 新 垣 安 弘 君

前 島 明 男 君  
 新 垣 良 俊 君  
 仲 田 弘 毅 君  
 照 屋 守 之 君  
 辻 野 ヒロ子 さん  
 嶺 井 光 君  
 赤 嶺 昇 君  
 当 銘 勝 雄 君  
 渡嘉敷 喜代子 さん  
 前 田 政 明 君  
 玉 城 ノブ子 さん  
 奥 平 一 夫 君  
 比 嘉 京 子 さん  
 金 城 勉 君  
 糸 洲 朝 則 君  
 翁 長 政 俊 君  
 浦 崎 唯 昭 君  
 池 間 淳 君  
 新 垣 哲 司 君  
 具 志 孝 助 君  
 當 間 盛 夫 君  
 新 里 米 吉 君  
 嘉 陽 宗 儀 君  
 大 城 一 馬 君

平成23年 9 月16日

平成23年  
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成23年  
第 6 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成23年9月16日（金曜日）午前10時1分開会

## 議 事 日 程 第1号

平成23年9月16日（金曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号（知事説明）
- 第4 議員派遣の件（第11回都道府県議会議員研究交流大会）

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号
  - 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
  - 甲第2号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 甲第3号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
  - 乙第1号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例
  - 乙第2号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
  - 乙第3号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例
  - 乙第4号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
  - 乙第5号議案 工事請負契約について
  - 乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
  - 乙第7号議案 財産の取得について
  - 乙第8号議案 財産の取得について
  - 乙第9号議案 訴えの提起について
  - 乙第10号議案 交通事故に関する和解等について
  - 乙第11号議案 交通事故に関する和解等について
  - 乙第12号議案 損害賠償請求事件の和解等について
  - 乙第13号議案 車両損傷事故に関する和解等について
  - 乙第14号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について
  - 乙第15号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
  - 乙第16号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
  - 乙第17号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
  - 認定第1号 平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について
  - 認定第2号 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
  - 認定第3号 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
  - 認定第4号 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
  - 認定第5号 平成22年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

- 認定第6号 平成22年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について  
 認定第7号 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について  
 認定第8号 平成22年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について  
 認定第9号 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第10号 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について  
 認定第11号 平成22年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第12号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第13号 平成22年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第14号 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について  
 認定第15号 平成22年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について  
 認定第16号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第17号 平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について  
 認定第18号 平成22年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について  
 認定第19号 平成22年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について  
 認定第20号 平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第21号 平成22年度沖縄県病院事業会計決算の認定について  
 認定第22号 平成22年度沖縄県水道事業会計決算の認定について  
 認定第23号 平成22年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について  
 諮問第1号 軌道敷設の特許申請に伴う意見について

日程第4 議員派遣の件（第11回都道府県議会議員研究交流大会）

出席議員（48名）

|     |        |     |          |
|-----|--------|-----|----------|
| 議長  | 高嶺善伸君  | 21番 | 新垣清涼君    |
| 副議長 | 玉城義和君  | 23番 | 新垣安弘君    |
| 1番  | 上原章君   | 24番 | 前島明男君    |
| 2番  | 島袋大君   | 25番 | 新垣良俊君    |
| 3番  | 中川京貴君  | 26番 | 仲田弘毅君    |
| 4番  | 桑江朝千夫君 | 27番 | 照屋守之君    |
| 5番  | 平良昭一君  | 28番 | 辻野ヒロ子さん  |
| 6番  | 仲村未央さん | 29番 | 嶺井光君     |
| 7番  | 照屋大河君  | 30番 | 赤嶺昇君     |
| 8番  | 渡久地修君  | 31番 | 当銘勝雄君    |
| 9番  | 瑞慶覧功君  | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 10番 | 山内末子さん | 33番 | 前田政明君    |
| 11番 | 上里直司君  | 34番 | 玉城ノブ子さん  |
| 12番 | 吉田勝廣君  | 35番 | 奥平一夫君    |
| 13番 | 當山眞市君  | 36番 | 比嘉京子さん   |
| 14番 | 吉元義彦君  | 37番 | 金城勉君     |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 38番 | 糸洲朝則君    |
| 16番 | 佐喜真淳君  | 39番 | 翁長政俊君    |
| 17番 | 玉城満君   | 40番 | 浦崎唯昭君    |
| 18番 | 仲宗根悟君  | 41番 | 池間淳君     |
| 19番 | 崎山嗣幸君  | 42番 | 新垣哲司君    |
| 20番 | 西銘純恵さん | 43番 | 具志孝助君    |

44 番 當 間 盛 夫 君  
46 番 新 里 米 吉 君

47 番 嘉 陽 宗 儀 君  
48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君  
副 知 事 上 原 良 幸 君  
副 知 事 与世田 兼 稔 君  
知 事 公 室 長 又 吉 進 君  
総 務 部 長 兼 島 規 君  
企 画 部 長 川 上 好 久 君  
環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君  
福 祉 保 健 部 長 宮 里 達 也 君  
農 林 水 産 部 長 比 嘉 俊 昭 君  
商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君  
文 化 観 光  
ス ポー ツ 部 長 平 田 大 一 君  
土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君  
企 業 局 長 仲 田 文 昭 君  
病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん  
知 事 公 室 秘書広報統括監 饒平名 知 成 君  
総 務 部 長 新 垣 郁 男 君  
財 政 統 括 監 中 野 吉三郎 君  
教 育 委 員 会 長 大 城 浩 君  
教 育 長 幸 喜 徳 子 さん  
公 安 委 員 会 長 村 田 隆 君  
警 察 本 部 長 平 良 宗 秀 君  
労 働 委 員 会 長 岩 井 健 一 君  
事 務 局 長 又 吉 春 三 君  
人 事 委 員 会 長  
事 務 局 長  
代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君  
次 長 鉢 嶺 元 君  
議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君  
主 査 佐久田 隆 君  
主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成23年第6回  
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案20件、決算23件及び諮問1件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成22年度沖縄県歳入歳出決算書、平成22年度基金の運用状況書、平成22年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成22年度沖縄県病院事業会計決算書、平成22年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成22年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成22年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成22年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成22年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、平成23年8月末現在の平成23年度一般会計予算執行状況報告書

及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情38件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

39番 翁 長 政 俊 君 及び

48番 大 城 一 馬 君

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月13日までの28日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月13日までの28日間と決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成23年第6回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案3件、条例議案4件、議決議案13件、認定議案23件、諮問議案1件の計44件でございます。

それでは、まず甲第1号議案から甲第3号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業のほか、災害への対応など当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費として41億7663万5000円を計上しており、これを既決予算額6128億2205万8000円に加えた改予算額は、6169億9869万3000円となります。

歳出の主な内容について御説明申し上げますと、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業に2億1829万3000円、災害により緊急な対応を要する事業に13億1929万2000円、地域医療再生臨時特例基金等の基金を活用して実施する事業に21億8210万2000円、その他の事業に4億5694万8000円を計上しております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 16億8542万3000円

地方交付税 10億4610万6000円

繰入金 6億8055万1000円

などとなっております。

甲第2号議案「平成23年度沖縄県下水道事業特別会

計補正予算（第1号）」は、消費税納付額の増により所要の補正を行うものであります。

甲第3号議案「平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、宮古病院の医療機器の整備等について所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第4号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の大規模な被災状況を踏まえ、本県の防災体制のさらなる強化を図るため、沖縄県防災会議の委員の数を増員することから条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人県民税の寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるとともに、個人事業税等の不申告に係る過料の額の引き上げ等を行うため条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例」は、地域保健法の一部が改正されたことに伴い、保健所運営協議会の設置根拠及び組織について定めるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例」は、那覇市宇栄原地区の一部における住居表示の実施に伴い、所要の改正を行うため条例を改正するものであります。

次に、乙第5号議案から乙第17号議案までの議決議案について御説明を申し上げます。

乙第5号議案「工事請負契約について」は、国道507号高津嘉山トンネル新設工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議決を求めるものであります。

乙第6号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、儀間ダム本体建設工事の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため議決を求めるものであります。

乙第7号議案及び乙第8号議案「財産の取得について」は、新石垣空港に配備する空港用化学消防車及び空港用救急医療搬送車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

乙第9号議案「訴えの提起について」は、建物明け渡し等請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第10号議案及び乙第11号議案「交通事故に関する和解等について」は、交通事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第12号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第13号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第14号議案「那覇港管理組合規約の一部変更について」は、那覇港管理組合規約の一部を変更することについて那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

乙第15号議案から乙第17号議案までの「流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について」は、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の維持管理運営の健全化を図るため当該維持管理に要する負担金を改定する必要があることから、下水道法第31条の2第2項の規定により議決を求めるものであります。

次に、認定第1号から認定第23号までの議案について一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成22年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について議会の認定に付するものであります。

最後に、諮問第1号「軌道敷設の特許申請に伴う意見について」御説明申し上げます。

沖縄都市モノレール株式会社が行う軌道敷設の特許申請について、軌道法施行令第2条第1項の規定により内閣府沖縄総合事務局長から意見を求められているので、同条第2項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。  
知事の提案理由の説明は終わりました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第11回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明9月17日から26日までの10日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明9月17日から26日までの10日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、9月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時26分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬

平成23年 9 月27日

平成23年  
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成23年  
第 6 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成 23 年 9 月 27 日（火曜日）午前 10 時 1 分開議

## 議 事 日 程 第 2 号

平成23年 9月27日（火曜日）

午前10時開議

### 第 1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第 1 代表質問

#### 出 席 議 員（48名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 議 長  | 高 嶺 善 伸 君  | 24 番 | 前 島 明 男 君  |
| 副議長  | 玉 城 義 和 君  | 25 番 | 新 垣 良 俊 君  |
| 1 番  | 上 原 章 君    | 26 番 | 仲 田 弘 毅 君  |
| 2 番  | 島 袋 大 君    | 27 番 | 照 屋 守 之 君  |
| 3 番  | 中 川 京 貴 君  | 28 番 | 辻 野 ヒロ子 さん |
| 4 番  | 桑 江 朝千夫 君  | 29 番 | 嶺 井 光 君    |
| 5 番  | 平 良 昭 一 君  | 30 番 | 赤 嶺 昇 君    |
| 6 番  | 仲 村 未 央 さん | 31 番 | 当 銘 勝 雄 君  |
| 7 番  | 照 屋 大 河 君  | 32 番 | 渡嘉敷 喜代子 さん |
| 8 番  | 渡久地 修 君    | 33 番 | 前 田 政 明 君  |
| 9 番  | 瑞慶覧 功 君    | 34 番 | 玉 城 ノブ子 さん |
| 10 番 | 山 内 末 子 さん | 35 番 | 奥 平 一 夫 君  |
| 11 番 | 上 里 直 司 君  | 36 番 | 比 嘉 京 子 さん |
| 12 番 | 吉 田 勝 廣 君  | 37 番 | 金 城 勉 君    |
| 13 番 | 當 山 眞 市 君  | 38 番 | 糸 洲 朝 則 君  |
| 14 番 | 吉 元 義 彦 君  | 39 番 | 翁 長 政 俊 君  |
| 15 番 | 座喜味 一 幸 君  | 40 番 | 浦 崎 唯 昭 君  |
| 16 番 | 佐喜真 淳 君    | 41 番 | 池 間 淳 君    |
| 17 番 | 玉 城 満 君    | 42 番 | 新 垣 哲 司 君  |
| 18 番 | 仲宗根 悟 君    | 43 番 | 具 志 孝 助 君  |
| 19 番 | 崎 山 嗣 幸 君  | 44 番 | 當 間 盛 夫 君  |
| 20 番 | 西 銘 純 恵 さん | 46 番 | 新 里 米 吉 君  |
| 21 番 | 新 垣 清 涼 君  | 47 番 | 嘉 陽 宗 儀 君  |
| 23 番 | 新 垣 安 弘 君  | 48 番 | 大 城 一 馬 君  |

#### 説明のため出席した者の職、氏名

|           |           |             |           |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 知 事       | 仲井眞 弘 多 君 | 総 務 部 長     | 兼 島 規 君   |
| 副 知 事     | 上 原 良 幸 君 | 企 画 部 長     | 川 上 好 久 君 |
| 副 知 事     | 与世田 兼 稔 君 | 環 境 生 活 部 長 | 下 地 寛 君   |
| 知 事 公 室 長 | 又 吉 進 君   | 福 祉 保 健 部 長 | 宮 里 達 也 君 |

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 農林水産部長          | 比 嘉 俊 昭 君  |
| 商工労働部長          | 平 良 敏 昭 君  |
| 文化観光<br>スポーツ部長  | 平 田 大 一 君  |
| 土木建築部長          | 当 間 清 勝 君  |
| 企業局長            | 仲 田 文 昭 君  |
| 病院事業局長          | 伊 江 朝 次 君  |
| 会計管理者           | 米 蔵 博 美 さん |
| 知事公室<br>秘書広報統括監 | 饒平名 知 成 君  |
| 総務部<br>財政統括監    | 新 垣 郁 男 君  |

|               |            |
|---------------|------------|
| 教育委員会<br>委員長  | 中 野 吉三郎 君  |
| 教育長           | 大 城 浩 君    |
| 公安委員会<br>委員長  | 幸 喜 徳 子 さん |
| 警察本部長         | 村 田 隆 君    |
| 労働委員会<br>事務局長 | 平 良 宗 秀 君  |
| 人事委員会<br>事務局長 | 岩 井 健 一 君  |
| 代表監査委員        | 又 吉 春 三 君  |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|       |           |         |           |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 事務局 長 | 嘉 陽 安 昭 君 | 課 長 補 佐 | 上 原 貴 志 君 |
| 次 長   | 鉢 嶺 元 君   | 主 査     | 佐久田 隆 君   |
| 議事課 長 | 平 田 善 則 君 | 主 査     | 嘉 陽 孝 君   |

---

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日から30日まで、10月3日及び4日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長岩井健一君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日から30日まで、10月3日及び4日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

---

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

---

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から30日まで、10月3日及び4日の6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

---

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 おはようございます。

代表質問初日、トップバッターでございます。

時間も残りございませんので、早速代表質問を行いたいと思います。

自由民主党を代表いたしまして、通告に従い代表質問を行います。

まず知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、自衛隊の活動について。

東日本大震災により未曾有の被害を受けた被災地における自衛隊の活動は、言葉には言いあらわせないほどの貢献であったと考えます。今回の自衛隊の災害派遣は、救難活動と復旧支援、さらには原発事故への対応と、三正面作戦を強いられましたが、「すべては被災者のために」との合い言葉で黙々と任務を果たしてきたのであります。

海上や水没し泥まみれの中での遺体収容、そして瓦れきの除去、避難者の救助などを交代で仮眠をとりながら黙々と行い、さらに避難民に温かい食事や入浴を提供しながら、自分たちは乾パンと缶詰の食をとりながら奮闘したのであります。このように過酷な遺体収容作業などに連日従事するその心理的・精神的な負担や肉体的な疲労は極限に達していたものと推察するものであります。

そこでお伺いいたします。

ア、東日本大震災で自衛隊は、陸海空全隊員の4割強と言われる10万7000人を派遣し、救援・支援活動に当たった。これまでの人命救助は2万人近くに上り、支援物資の輸送は1万2000トンを超すと言われる献身

的な活動に対する評価と、我が国における自衛隊の存在意義をどのように受けとめているのかお伺いいたします。

イ、2011年度版の防衛白書で南西諸島の防衛力強化の必要性を強調している。自衛隊による国土の防衛は当然と考えるが、知事の見解をお伺いいたします。

ウ、防衛省は、与那国島の町有地を取得し、自衛隊駐屯地の建設、2015年度の自衛隊配備を計画しているが、知事はどのように考えているかお伺いいたします。

## 2、普天間飛行場移設問題について。

去る19日、仲井眞知事は、米国ワシントンで、日米の有識者が安全保障問題を議論する「沖縄クエスチョン」で講演し、普天間飛行場の県外移設を強く訴えてまいりましたが、その一方で、ニューヨークでは、玄葉外務大臣がクリントン米國務長官と会談し、普天間飛行場を辺野古へ移設するとして日米合意を推進する方針を確認しております。総理としてオバマ米大統領と初の会談となった野田新総理も日米合意の推進を確認しております。ワシントンでは、地元の知事が県外移設を訴え、ニューヨークでは外務大臣が県内移設を進めると断言する。まさに民主党政権における外交・安全保障問題に対する経験・認識不足を露呈し、政権運営の稚拙さを世界に発信したのであります。

この2年間で民主党は3人の総理を誕生させました。しかし、日米関係で最重要課題であるべき普天間飛行場の移設問題については、いずれの総理も何らの打開策を示し得ず、日米外務・防衛担当閣僚会合（2プラス2）の合意に従って地元沖縄の理解を得て推進すると型どおりの発言を繰り返すのみであり、しかも去る6月の日米外務・防衛担当閣僚会合（2プラス2）において、2014年完成という当初のロードマップの目標は先送りされており、到底納得できるものではありません。

しかし米側は、来年1年間での具体的な進展を日本政府に求めており、その背景には、米国の財政危機に伴う米議会の国防予算への切り込み、辺野古移設見直しを求める圧力の高まりがあり、米側の焦りが感じられます。

そこで伺いいたします。

(1)、仲井眞知事は、米国ワシントンで開催された日米の有識者による安全保障問題を考える専門家グループ会議「沖縄クエスチョン」に出席し、普天間の県外移設を訴えた。会議における反応と今後への期待をお伺いいたします。

(2)、報道によれば、9月1日に仲井眞知事と会談した中江防衛事務次官は、辺野古への移設計画に基づく環境影響評価書を12月までに提出したい旨伝えたということだが、その際の話し合いとアセスに関する知事の考えを伺いたい。

(3)、2014年の普天間代替施設完成時限が先送りされた一方、米国は、来年1年間での具体的な進展を求めているが、それは知事の12年中の埋立許可を念頭に置いたものとも言われている。知事はどのように考えるかお伺いいたします。

(4)、2014年の普天間代替施設完成時限の先送りは、普天間の危険性除去を放置し現状固定化につながると考えるが、県の対応策をお伺いいたします。

(5)、米国は、経済の停滞、米国債格下げなど米財政の危機的状況から、国防予算の削減、海外兵力の見直しなどに着手している。このような米財政の危機は、今後の普天間移設にどのような影響を与えると考えるか、知事の見解をお伺いいたします。

(6)、普天間飛行場に配置される予定のオスプレイについて、その安全性の認識で政府との乖離があるが、県の申し入れに対する政府の対応をお伺いいたします。

(7)、東日本大震災の米軍救援活動に伴い生じた放射性廃棄物が普天間飛行場などに保管されている問題について、その状況と情報開示のあり方、最終処理はどうなるかお伺いいたします。

3番、返還軍用地跡地利用促進について伺いいたします。

返還される米軍基地の跡地利用の促進を図るための「沖縄県駐留軍用地返還特別措置法」、いわゆる軍転特措法が2012年3月末をもって期限切れとなることから、県においては新たな法制度の制定を国に対して求めています。

新たな法制度はこれまでの基地跡地利用のあり方の反省や、嘉手納飛行場以南の大規模な基地の返還に対応するには、法制度の一元化・恒久化と基地を提供した国の責務を明確にし、跡地利用について国の責任で行うことを求めています。政府は、本県が求める新たな法制度について、創設については認めるとしてありますが、具体的な内容についてはこれからということでもあります。また、嘉手納飛行場以南の大規模な基地が所在する本島中南部地区は、中心部を基地が占めていることから、人口過密地区となっておりますが、開発ポテンシャルは高く、土地の利用価値も極めて高いところでもあります。

そこで伺いいたします。

(1)、政府は、嘉手納以南の大規模基地返還は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設が前提条件となると県内移設リンクを明確にしているが、知事の見解をお伺いいたします。

(2)、県が求めている返還軍用地の跡地利用促進に関する新法の制定について、国の対応は極めて厳しいと言われるが、特に国が問題にしているものは何か。また、それに対する県の打開策をお伺いいたします。

(3)、地主の要求が強い土地の引き渡し後から支給される給付金の期間延長と給付額の定め方について、国の反応と見通しをお伺いいたします。

(4)、県は、普天間飛行場と牧港補給地区（キャンプ・キンザー）が返還された場合の跡地利用による集客人口の変動等の調査をまとめたが、その概要と県経済への波及効果をどのように推計しているか、お伺いいたします。

#### 4、基地問題について。

去る7月28日の那覇地裁で、強盗致傷の罪で起訴された米兵被告に対する判決言い渡しがありました。その席で裁判官が裁判委員と評議し、酒に酔った米兵の犯罪が多いとして基地からの夜間の出入りや飲酒などのチェック体制の整備を米軍に要望するという異例の発言をしたということでもあります。このことは、いかに本県において米軍関係者の犯罪が多く、異常であるかを如実に示しております。このような状況に対する対処策は、日米地位協定の抜本的な見直し以外に方策は見当たらないと考えるのであります。

去る7月29日には米軍基地が所在する14都道県で構成する渉外知事会は、ルース米駐日大使、松本外務大臣、北澤防衛大臣に対し、米軍関係者による事件・事故に係る米国側の処分結果や審理過程を被害者や地方自治体などに通知する仕組み、「地域特別委員会」の設置を初めて要求しております。本県は、過重な基地負担に県民の不満は高まっており、日米両政府は状況を見誤ってはいけなく考えます。

そこでお伺いいたします。

(1)、2010年に県内で起きた米軍関係者による刑法犯の摘発件数が増加し、件数・人数とも過去5年間で最多となったようだが、事件の特徴と他県における事件との違いは何かお伺いいたします。

(2)、猛毒のダイオキシンなどを含む枯れ葉剤が北谷町ハンビー地区に埋められたとの報道について、県は事実関係を把握しているのか。また、政府の対応はどうなっているかお伺いいたします。

(3)、米軍ブルー・ビーチ訓練場におけるヘリコプター訓練について、基本的に着陸帯（ヘリパッド）で

実施するとの合意の解釈で地元とのずれが表面化しているが、県の見解と政府の認識についてお伺いいたします。

(4)、渉外知事会が米軍関係者による事件・事故に関し、地元の意向を反映させるため、地域特別委員会の設置を日米両政府に対し求めたことについて、政府の対応をお伺いいたします。

(5)、米軍等による事件・事故の効果的防止策は、日米地位協定の抜本的見直し以外にはないと思うが、これまでの県の取り組みは効果を上げていない。何に原因があると考えているのか。そして今後の取り組みについてお伺いいたします。

(6)、本県における不発弾処理については、処理をめぐり地域住民の避難など対策の不備が指摘されている。避難や安全確保に関する指針の整備と避難体制の確立と費用補償等に対する国の責任の明確化について、県の考えをお伺いいたします。

#### 5、離島・過疎地域の振興について。

広い海域に多くの島々が点在する本県離島は、我が国の経済水域や海洋資源などを確保する上で有利な位置を占めているほか、八重山・宮古地域は、中国・台湾などアジア諸国に近接しており、グローバル化が進む国際環境にあって文化的・経済的な交流の可能性を最も秘めた地域であります。現在、県が国と調整を進めております新たな沖縄振興計画で離島振興を重点施策に位置づけ、離島の持つ不利性を克服し、県民全体で離島生活を支える新たな仕組みを構築することにより、高コストの改善、さまざまな格差の是正などを通じ定住条件の整備を図るとしております。このような本県離島が持つ歴史的・文化的な特異性や、世界に誇れる自然的有利性を生かした施策展開を図るべきであると考えます。

そこでお伺いいたします。

(1)、県は、新たな沖縄振興で、離島振興を重要な柱と位置づけているが、将来の本県における離島の姿をどのように描き、具体的施策をどのように展開していくのかお伺いいたします。

(2)、離島町村から離島の人口流出を抑制するため、本島に離島からの高校生を受け入れる専用の学生寮の設置・運営の要望があるが、県の基本的考え方をお伺いいたします。

(3)、渡嘉敷村、座間味村は、旅客待合所の機能の向上を図り、村民や観光客の安全とサービスの向上のため、フェリー及び高速船乗降口までの屋根つきの通路の設置を要望している。県はどのような対応をしているのかお伺いいたします。

(4)、東日本大震災の教訓から、市町村における防災無線システムの整備が喫緊の課題となっているが、離島町村においては、防災無線の老朽化やデジタル化への対応に苦慮している状況にある。県の対応をお伺いいたします。

(5)、県は、小規模離島における航空運賃割引社会実験の効果について調査結果をまとめたようだが、調査の概要と今回の調査結果を今後の離島振興にどのように生かしていくのかお伺いいたします。

(6)、県の小規模離島航空路利用活性化事業により、J T A は県内 4 路線の航空運賃を平均で 3 割引き下げたようだが、次年度以降の継続について。また、低価格航空料金の導入による沖縄路線の今後についてお伺いいたします。

#### 6、相次ぐ台風被害について。

去る 8 月 4 日から 5 日にかけて丸 2 日近くにわたり、本島全域で猛威を振るった台風 9 号は、各地に大きな被害を出しております。特に、農産物の被害は深刻で 5 月 28 日に発生した台風 2 号で、本島各地や先島地方が大きな被害に遭っただけに、農家の受けた打撃ははかり知れないものがあります。また、報道によれば、今回の台風の影響で航空便の欠航が相次ぎ、3 日間で観光客を中心に約 7 万 5000 人に影響が出て、空港内は足どめされた多くの観光客で大混乱したようであります。台風常襲地であり、観光立県としてホテルの空き事情などの的確な情報発信が求められております。

また、県においては、本県各地における被害の状況のさらなる綿密な調査を行うとともに、迅速な支援体制を構築し、農家などの不安解消に努めていただくほか、台風 12 号や 15 号による被害県に対する支援も急ぐ必要があると考えます。それらを踏まえ質問を行います。

(1)、台風 9 号及び 15 号は、長時間にわたり沖縄本島や離島地域を巻き込み、多くの被害を出し県民生活を直撃した。各地の被害状況と県の支援対策をお伺いいたします。

(2)、台風による停電に際し、電源を必要とする医療器具により在宅医療を行っている患者の医療機関による緊急避難受け入れについて、県立病院における受け入れ体制はどうなっているかお伺いいたします。

(3)、台風による欠航で、本土に向かう観光客が足どめされた。空港内は混雑をきわめたようだが、観光立県を標榜する本県において、台風のたびに同じことが繰り返されるのはマイナスイメージであり、県の思い切った対策が必要であると考えますが、県の考えをお

伺いいたします。

(4)、台風 12 号による記録的な大雨で、紀伊半島を中心に、死者・行方不明者が 100 人を超す平成最悪の被害を与え、15 号による被害も甚大である。県として迅速な支援が必要と考えるが、取り組みをお伺いいたします。

#### 7、子育て支援について。

子育て世代への支援として最も大きな期待が寄せられるのが待機児童の解消であります。本県における認可保育所への入所を希望する待機児童は、2010 年 10 月現在で 2695 人で、全国で東京に次いで 2 番目に多い数となっております。しかも、その数は認可外保育所に入所している児童は含まれておらず、認可外の少ない他県とは単純な比較は難しいのが現状であり、本県においては潜在的待機児童数を考慮した対策が必要であります。

民主党は、2009 年の政権公約ですべての子供により良質な保育、幼児教育を提供できるようにする新たなシステムを創設するとして、「子ども・子育て新システム」を打ち出しておりましたが、結局幼保一体化について、当初目指した幼稚園と保育所の完全統合は断念し、幼稚園を併存する方向となったようであります。子ども・子育て支援は、民主党政権の目玉であり、政治主導を発揮すべきであると考えます。

そこでお伺いいたします。

(1)、待機児童問題や民立民営放課後児童クラブが多い本県の地域特性から、全国一律の政策はそぐわないと考えるが、今後、県が進める本県独自の対策についてお伺いいたします。

(2)、少子化の進展で子供の数は減少し、保育所の整備や定員の改善など待機児童解消対策も進んでいる中、現実には新たな需要に供給が追いつかない状況である。その根本的原因は何か、お伺いいたします。

(3)、本県の待機児童解消に向けた政府の特別基金の活用状況とこれまでの実績をお伺いいたします。

(4)、各都道府県が国に提案した子育てに係る構造改革特区の要望について、実現の見通しはどうか。今後の取り組みを含めお伺いいたします。

#### 8、教育環境の整備について。

現代社会においては、子供たちそれぞれの個性の尊重を基本とした教育が求められており、そのため子供たち一人一人が高度に発達した国際化・情報化社会の中で、人間として調和のとれた成長を遂げることができるよう、教育環境を整備していくことが必要であります。このためには、子供たちの学習意欲の向上を図ることだけでなく、みずからの「生きる力」を培うこ

とが教育現場における最も重要な課題となるものと考えます。本県は、失業率が全国一高く、2010年度の調査によりますと、県内小中校生の6人に1人、2万5237人が就学援助を受けており、過去最高を更新しております。

教育は子供の将来を形づくる上で重要であり、家計の苦しさに関係なく、平等に教育を受けられる教育福祉の確立が必要であります。本県が新たな振興計画に基づく自立的発展を図るためには、教育機能の充実や学習機会の拡充を図り、時代に適応した教育環境の整備が求められていると考えます。

そこでお伺いいたします。

(1)、小中校生の学力向上や各教科の基礎・基本の習得を図るため、確かな学力を身につけるための教育を推進する必要があるが、基本方針と具体的施策の展開についてお伺いいたします。

(2)、国際化・情報化に対応した教育の推進に向け、小学校から高校までの継続した教育が必要であるが、本県における取り組み状況をお伺いいたします。

(3)、2010年度県内小中校の就学援助率が過去最高を更新したということだが、全国一失業率が高い本県において、就学援助だけでなく、部活動などの費用を含めた総合的支援のあり方も検討する必要があると考えるが、教育長の考えをお伺いいたします。

(4)、学校におけるいじめが不登校などにつながるなど、その早期把握と的確な解決が求められているが、本県における2010年度のいじめの実態と解決率についてお伺いいたします。

(5)、八重山地区における中学校社会科教科書「公民」の採択に至る一連の経緯と文部科学省が3市町のエデュケーション委員会が集まって協議した全員協議は不成立との見解を出したことについて、県の対応をお伺いいたします。

(6)、学力向上対策を推進する上で、教職員の資質の向上、研修・指導体制の充実を図る必要があると考えるが、県の取り組みをお伺いいたします。

9番、飲酒運転等防止対策について。

県警の発表によりますと、2010年に県内で発生した飲酒運転が絡んだ人身事故発生件数は、全国平均の3倍で21年連続で全国ワーストを更新し、最悪の状況にあります。飲酒運転で人身事故を起こした場合、刑事責任を科されるだけでなく、損害賠償など民事責任を負うこととなり、家庭崩壊につながる事例も少なくないのであります。

そこでお伺いいたします。

(1)、2010年に県内で発生した飲酒絡みの人身事故

は、21年連続で全国ワーストとなった。特に、2007年に大幅に減少しながら、08年から増加傾向にある。その要因は何か。また、改善に向けた県の取り組みをお伺いいたします。

(2)、飲酒運転防止には、県警だけでなく、行政、業界団体などとの根絶に向けた連携が必要であると考えるが、取り組み状況を伺いたい。

(3)、飲酒運転に対する罰則の強化で全国は減少傾向にあるようだが、本県は変化が見られない。本県における県民への啓発・広報活動についてお伺いいたします。

最後に、県内における自動車運転代行業の運行の実態と料金の適正化、乗務員証の携帯等についての指導、また白タク行為に対する取り締まりはどのように行われているかお伺いいたします。

時間がございますので、答弁を聞いてしっかり再質問をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

佐喜真議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、東日本大震災における自衛隊の活動に対する評価と自衛隊の存在意義についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今般の東日本大震災において、自衛隊が震災発生当初から最大10万人を超える態勢で被災者の人命救助や瓦れきの撤去、そして生活支援活動などに当たられたことは、被災地の復興に大きな力を発揮したものと評価しております。また、沖縄県においても自衛隊が日ごろから離島の緊急患者の搬送や不発弾の処理、災害派遣などを行っております。自衛隊のこれらの活動は、災害時、緊急時に不可欠なものであり、県民の生命と財産を守る上で極めて重要であると考えております。

次に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、「沖縄クエスチョン」での反応について等の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加します「沖縄クエスチョン」において、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆様との質疑応答などを通じて意見交換を行いました。また、レビン、ウェッブ、さらにマケイン米上院議員の皆さんと

の面談を行い、その中で各議員から、辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げました。

県といたしましては、今回の訪米において、普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで有識者等とのネットワークの構築がそれなりに図られるとともに、米国におけるこの問題の理解が前進したのではないかと考えてもおります。

次に、同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の現状固定化に対する対応策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、同飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。また、移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、米軍基地負担軽減部会において、具体的かつ効果的な方策を検討するよう強く政府に求めています。さらに、県といたしましては、普天間飛行場の県外移設に向けた効果的な施策等につきましてさらに検討を進め、日米両政府に対応を求めてまいりたいと考えております。

同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、アメリカの財政危機が普天間飛行場移設問題へ与える影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、米国の厳しい財政状況を踏まえ、米議会において、在沖海兵隊のグアム移転費を含む国防予算削減の議論がなされていることは承知いたしております。また、今回の訪米におきましては、レビン、ウェブ、そしてマケイン米上院議員の皆さんと面談した際に、アメリカの財政状況が普天間飛行場移設問題に影響を与えるとの認識が示されております。このような米議会の動きが普天間飛行場移設問題に具体的にどのような影響を与えるか現時点では明らかではありませんが、今後とも米議会及び米政府の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、返還軍用地跡地利用の促進についての御質問の中で、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定に対する国の対応と打開策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、去る6月に「駐留軍用地跡地利用推進法要綱草案」を踏まえた新たな法律の制定について、関係大臣等へ要請を行ったところであります。

跡地利用に関する新たな法律に関して、野田総理は9月16日の参議院本会議において、本年度で期限切れとなる軍転特措法については、来年の通常国会に所要の法案を提出すると答弁をされております。しかしながら、9月26日に開催されました沖縄政策協議会の沖縄振興部会におきまして、内閣府からは新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求めています給付金制度の見直しなどにつきましては、既存の枠組みの継続とされております。甚だ遺憾であります。

県といたしましては、引き続き国と協議を重ねていきまるとともに、各政党とも意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島振興の方向性と具体的施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の離島地域は、排他的経済水域の保全など、国家的利益の確保に重要な役割を果たしております。そのほか、無論、多様で豊かな自然環境、独自の伝統文化など観光資源として大きな魅力を有しております。その一方で、遠隔性、そして散在性、狭小性等の条件不利性からさまざまな課題を抱えていることも確かでございます。このため、離島の果たす役割を評価し、県民全体で離島を支える仕組みを構築するとともに、離島に住んでおられる方々が住みなれた島で安心して暮らしていけることが継続できるよう、交通・生活コストの低減、そして生活環境基盤のさらなる整備、教育・医療等住民サービスの向上などのいわゆる定住条件の整備をさらに図ってまいります。また、離島の持つ活力の維持・向上に向けて観光・リゾート産業や農林水産業等、離島に根差した産業の総合的振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、台風被害に係る御質問の中で、台風12号及び15号被害に対する支援の取り組みについての御質問にお答えいたします。

台風12号及び15号は、西日本から北日本にかけての広い範囲で記録的な大雨をもたらし、甚大な被害が発生いたしました。このため、沖縄県といたしましては、特に被害の大きかった和歌山県及び奈良県に対し、まず「都道府県に対する災害見舞金支出基準」に基づきまして見舞金を贈りますとともに、関西広域連合から九州知事会を通して義援金募集の周知について協力依頼があることから、県のホームページを通して、広く県民に対してその周知を図っているところでございます。現在、全国知事会や九州知事会と連携

をしながら、職員派遣についても検討しているところでございます。

なお、台風15号の被害につきましては、状況が判明次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についての御質問の中で、本県独自の子育て支援対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の子供たちが健やかに育ち、そして豊かな可能性が発揮できる環境づくりを進めることは、県政の重要課題の一つでございます。特に、待機児童の解消や民立民営が多い放課後児童クラブの環境改善につきましては、沖縄独特の課題として認識をしており、課題解決に向けさらなる取り組みの強化が必要であると考えております。このため、これまで高い効果を上げてきました保育所入所待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や、放課後児童クラブの利用者負担軽減のための施策等を盛り込みました、沖縄県だけに特例的に適用される「新たな子育て支援制度」を国に提案しており、その実現に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、自衛隊による国土の防衛についての御質問にお答えいたします。

自衛隊法第3条によると、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」と規定されております。沖縄県を含む我が国が独立国として、国民が安心して生活し国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、自衛隊による国土の防衛は重要であると考えております。

次に、与那国島への自衛隊配備についてお答えいたします。

防衛省は、今年度から先島諸島への沿岸監視部隊の配備等について調査を進めております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、普天間飛行場移設問題について、中江防衛事

務次官との面談内容と環境影響評価書に関する知事の考え方についてお答えいたします。

中江事務次官は、去る6月に県が提出したオスプレイについての質問文書に回答する目的で来庁されたものであると聞いております。また、その他の基地問題についてもさまざまな意見交換を行いましたが、環境影響評価書の提出の時期等について明確な方針は示されておられません。

県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、米国が普天間飛行場代替施設建設の具体的進展を求めていることについての御質問にお答えいたします。

ゲーツ国防長官が米軍再編に関し、来年1年間で具体的な進展が得られることが重要である旨の発言をしたことは報道等により承知しておりますが、このことが何を意味するかについては把握してございません。辺野古移設案については多くの県民が反対しており、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

次に、オスプレイの配備についてお答えいたします。

沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

沖縄県が6月に提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。しかしながら、米側に照会中のため十分な回答ができていない等の項目があり、引き続き政府に対し県民生活への影響などについて説明を求めてまいりたいと考えております。

次に、普天間飛行場に保管されている放射性廃棄物についてお答えいたします。

外務省によりますと、普天間飛行場に保管されている布等の放射性固体廃棄物は、約200リットルのドラム缶3本に密閉されて保管されており、保管容器の周囲では放射線は検出されておらず、人体や環境には影響はないとの説明を米軍から受けているとのことあります。また、放射能に関する事項は速やかに通報すべきであるとの県の指摘については謙虚に受けとめ、今後は関係地方公共団体との間で随時連絡を密にしていこう考えであるとしております。さらに、当該放射性廃棄物の処理については、福島第一原子力発電所由来

のものであり、東京電力を含む日本側が責任を持って処分すべきものであるが、具体的な処分方法については日本側で検討しており、可能な限り早く処分できるよう、日本政府内の検討及び日米間の協議を加速させていきたいとしております。

次に、返還軍用地跡地利用の促進についての御質問の中で、嘉手納以南の大規模基地返還と普天間飛行場の名護市辺野古移設とのリンクについてお答えいたします。

「再編実施のための日米のロードマップ」で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であり確実に返還が実施される必要があります。そのため、県としましては、パッケージ論にとらわれることなく実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、去る6月27日にも内閣総理大臣を初め内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣に対し強く求めたところであります。

次に、基地問題についての御質問の中で、枯れ葉剤報道についてお答えいたします。

北谷町ハンビー地区での枯れ葉剤の報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から、「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯れ葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めていきたいと考えております。

次に、米軍ブルー・ビーチ訓練場におけるヘリコプター訓練についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、金武町からのギンバル訓練場の返還に係る要請に対し、平成19年6月8日、同局から、米軍ブルー・ビーチ訓練場におけるヘリコプターを活用した訓練を、基本的には今後、ギンバル訓練場から移設・整備した着陸帯で実施する旨の文書回答をしており、当時、米側においても同様の認識であることを確認しているとのことでありました。また、着陸帯以外の場所で訓練を実施した際には、米軍への申し入れの中で、ヘリコプターを活用した訓練は基本的には着陸帯で実施するよう改めて確認をしていると

のこととあります。

県としましては、金武町の要望を踏まえ、米軍ブルー・ビーチ訓練場でヘリコプターを活用した訓練を行うに当たっては地域住民の生活に十分配慮し、ギンバル訓練場で行うべきではないと考えております。

次に、地域特別委員会の設置についてお答えいたします。

渉外知事会は、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する地域特別委員会の設置を求めています。また、同委員会設置までの間、渉外知事会と日米両政府との連絡会議を定期的に行うことを要望しております。

これに対し、政府は、これまで日米安保体制の運用については、外交・防衛に責任を有する国が米国政府と協議することを基本とすべきであるとの見解を示しており、地域特別委員会の設置は実現しておりません。

連絡会議につきましては、渉外知事会の要望を受け、平成20年12月に第1回の会議が開催され、地域と米軍の協力関係の構築について意見交換を行いました。その後開催されていません。現在、渉外知事会事務局と政府との間で次回の連絡会議開催に向け日程調整が行われているところでございます。

次に、日米地位協定の見直しが進まない原因と今後の取り組みについてお答えいたします。

従来、政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としては、このことが日米地位協定が見直されなかった大きな理由と考えております。民主党政権は、「日米地位協定の改定を提起する」としていることから、県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通じて粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

次に、不発弾対策の不備に対する国の責任の明確化についてお答えいたします。

不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。不発弾処理における住民の避難計画や安全確保対策については、不発弾の発見状況や処理方法がケースによって異なることから、国・県・市町村などの関係機関で構成される「不発弾等処理対策協議会」において、住民の安全確保を第一に考え決定しております。

今回の南風原町サマリヤ人病院における不発弾処理

においては、土のうやライナープレート等の防護壁の設置及び撤去に要する費用に加え、病院のガラス窓の防護対策とした畳やパネルの設置費用についても新たに国の交付金の対象と認められたところであります。しかしながら、不発弾処理に係る避難に要する費用については、現在のところ国の補助対象となっていないため、県としましては、今回の事例を踏まえ、市町村と連携し補償費用のさらなる拡充について引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島町村の防災行政無線の整備についてお答えいたします。

平成23年3月31日現在、県内の有人離島を含む18離島市町村において、17市町村は防災行政無線等を整備済みであり、1町において未整備となっております。

県としましては、東日本大震災の教訓や沖縄県地震・津波想定検討委員会の提言を踏まえ、住民の避難対策の強化が重要であると認識しており、防災行政無線のさらなる整備が重要であると考えております。市町村における防災行政無線の整備においては、地方交付税措置のある地方債を活用することができますが、県としましては、島嶼県としての本県の特殊性を踏まえた特別の財政措置について国に要望しているところであります。

次に、相次ぐ台風被害についての御質問の中で、台風9号及び15号の被害状況についてお答えいたします。

台風9号による県内の主な被害状況としましては、人的被害が死者1名、重傷者5名、軽傷者42名の計48名、住家被害のうち全壊が2棟、半壊が9棟、一部破損が39棟、床上浸水が11件、床下浸水が25件、停電が最大9万8100戸となっております。

また、台風15号による県内での人的被害や住家被害については、現在のところ大きな被害は報告されておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 返還軍用地跡地利用の促進についての御質問の中で、新たな給付金制度に対する国の反応と見通しについてお答えいたします。

県におきましては、新たな給付金制度について、給付金の支給期間は基本的に土地の引き渡しから3年とし、さらに、土地区画整理事業等を実施する跡地については地権者の不利益とならぬよう、使用収益開始までの支給とすること、支給額は上限額を定めず賃借料

相当額とすることを国に求めているところであります。しかしながら、9月26日に開催された沖縄振興部会においては、内閣府からは、県が求める給付金制度の見直し等については、既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。

県としましては、引き続き国と協議を重ねていくとともに、市町村、関係者、各政党等とも意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、航空運賃低減に係る社会実験の調査結果と今後の離島振興についてお答えします。

県では、離島住民の過重な交通費負担を軽減し定住条件の改善を図るため、定住条件がより厳しい小規模離島を対象に航空運賃の割引を行い、その効果等を調査する実証実験を実施しております。平成22年度の実験結果につきましては、運賃割引による利用者数の変化において、運賃割引を行った場合は行わなかった場合と比べると県全体で18%の増加、離島住民に限ると47%増加し、それに伴い一定の経済効果が認められるとの推計結果を得ております。また、運賃水準については、今回の割引により離島住民の希望運賃に近づきつつあるとの感触を得ております。調査結果の離島振興への活用につきましては、現在、国に要望している「沖縄離島住民移動交付金（仮称）」の制度設計に活用し、離島地域の定住条件の改善による離島振興につなげていきたいと考えております。

次に、航空運賃引き下げの次年度以降の継続と低価格航空料金の導入による沖縄路線の今後についてお答えいたします。

小規模離島航空路利用活性化事業による運賃の引き下げにつきましては、離島住民の継続意向が非常に強く、また、定住条件の改善にも寄与しているとの調査結果が得られたところであります。

県としましては、現在、国に要望している「沖縄離島住民移動交付金（仮称）」の創設を強く求め、運賃の低減化を実現したいと考えております。また、格安航空会社の新規参入につきましては、既存の航空会社も含めた低価格、増便が実現し、離島住民の利便性の向上及び交流人口の増加などが期待できると考えております。他方、競争の激化による路線の縮小及び貨物輸送への影響なども懸念されているところであります。

県としましては、生活路線である離島航空路線の確保・維持に努めていくとの観点に立ち、今後の動向に

留意していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 返還軍用地跡地利用の促進についての中、普天間飛行場等の跡地利用による集客人口の変動調査の概要と県経済への波及効果推計についてお答えいたします。

本調査は、今後の大規模駐留軍用地の返還を控え、その跡地に大規模集客施設が立地した場合における集客人口の変動等を評価・分析するモデルを構築したものであります。構築したモデルによる具体的なシミュレーションとしては、2030年において牧港補給基地跡地及び普天間飛行場跡地に6万平米規模の大規模集客施設の立地を想定して実施しております。この場合においては、中南部地域の中心市街地や多くの商業集積地区の集客人口が2010年と比較しますと6%から最大27%減少、すなわちこの新たな大規模集客施設に客が流れるという算出結果が出ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 基地問題についての御質問の中で、2010年、すなわち平成22年中に県内で起きた米軍関係者による刑法犯事件の特徴と他県における事件との違いについてお答えいたします。

平成22年中の米軍構成員等による刑法犯の検挙件数は71件、検挙人員は71名となっております。罪種別では凶悪犯が2件5名、粗暴犯が11件9名、窃盗犯が32件31名、知能犯が4件4名、風俗犯が2件2名、その他の刑法犯が20件20名となっており、過去5年間で検挙件数、人員とも最多となっております。

平成22年中の検挙状況を身分別で見ると、軍人が47件49名、軍属が5件5名、家族が19件17名となっており、家族のうち少年は17件15名となっております。

なお、他県における事件との違いについては、本県と同規模の米軍構成員等が駐留している県がないことから一概に比較するのは困難であります。平成22年中の全国における米軍構成員等の検挙件数123件に対し本県は71件で、全体の約58%を占めております。

次に、飲酒運転等防止対策についての御質問の中で、自動車運転代行業者に対する指導と白タク行為に対する取り締まりについてお答えいたします。

本県における本年8月末現在の自動車運転代行業者数は654業者で、その業務に使用される随伴用自動車は1584台となっております。

自動車運転代行業者に対しては、認定証の交付時や立入検査の実施時等に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定による利用者への料金の説明義務や、随伴用自動車への表示義務など、自動車運転代行業者の遵守事項についての指導を行っております。

なお、法令上、自動車運転代行業に係る料金の規制や乗務員証に関する規定はないことから、料金の適正化や乗務員証の携帯についての指導は行っておりません。また、自動車運転代行業者による道路運送法第4条第1項違反、いわゆる白タク行為につきましては、立入検査実施時等において指導を行っているほか、交通指導・取り締まりの中で違反行為の有無を確認しております。

引き続き、県警察では自動車運転代行業の適正化を図るため立入検査の実施を強化するとともに、法令違反を認めた場合には厳正に対処していく所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島・過疎地域の振興についての御質問で、学生寮の設置・運営についてお答えいたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことと考えております。そのため、平成24年度以降の新たな計画での制度提言の中で、学生寮と宿泊施設等を備えた複合施設である「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置を国へ要望しているところであり、その実現に向けて国と調整しているところでございます。

次に、教育環境の整備についての御質問で、学力向上の基本方針と振興策についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、確かな学力などの生きる力をはぐくむことを基本方針として、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して思考力・判断力・表現力などの育成を図るために、学校、家庭、地域が一体となって学力向上を推進しているところであります。具体的には、「言語活動の充実」、「主体的に学習に取り組む態度の育成」、「学習を支える力の育成」等を通して授業改善に努め、実効性のある取り組みを展開しております。

次に、国際化・情報化に対応した教育の取り組みについてお答えいたします。

グローバル化が急速に進展し国際的な相互依存が一層深まる中、母語の異なる人々をつなぐ国際共通語と

しての英語によるコミュニケーション能力や情報活用能力の育成は重要であります。小学校では英語に親しむ、中学校では英語を聞き・話すことができる、高校では英語で発信するという児童生徒の発達段階に応じた英語によるコミュニケーション能力の育成に努めているところであります。また、情報化に対応した教育では、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育等に体系的に取り組んでおります。

今後とも、新学習指導要領の確実な実施に向け、教員の指導力向上など教育環境の充実に努めてまいります。

次に、児童生徒に対する総合的支援のあり方についてお答えいたします。

経済的に困窮している世帯の児童生徒に対しては、市町村において学用品費等や医療費・給食費を援助する就学援助事業が実施されております。準要保護児童生徒への就学援助は市町村の単独事業となっており、それぞれの市町村の実情に応じて実施されているものと認識しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ就学援助事業の適切な実施、対象項目・金額等の拡充を促しており、国に対しては十分な財源措置について要請しているところであります。また、その他の支援策としましては、運動部の派遣に対する中学校体育連盟からの補助及び離島市町村の小中学校の修学旅行費に対する補助等が実施されております。

次に、いじめの実態等についてお答えいたします。

平成22年度における本県のいじめの認知件数は、小学校で90件、中学校では157件、高等学校48件、特別支援学校で2件で、合計して297件であります。

いじめの態様といたしましては、冷やかし、からかい、悪口等が最も多く全体の約45%、次いで軽くぶつかる、たたかれる等で約19%となっております。

解決率につきましては、小学校で91%、中学校で85%、高等学校で60%、特別支援学校で100%で、全体で83%となっております。

次に、一連の経過と県の対応についてお答えいたします。

八重山地区教科書の採択につきましては、8月23日の採択地区協議会による答申を受け、8月26日に3市町教育委員会では異なる教科書が採択されました。このため、9月8日には3市町教育委員会による協議が開かれ採択決議がなされました。文部科学省は、9月8日の協議は、3市町教育委員会の合意には至っていない旨の見解を示しております。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の

助言をもとに、3市町教育委員会等に対しまして一本化を図るよう助言を行ってまいりました。

引き続き、9月8日の採択決議の協議の有効性も含めて協議していただくようお願いしているところであります。

次に、教職員の資質向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の経験年数や校務分掌歴などさまざまなライフステージに応じた研修機会を確保し、各学校における校内研修の充実を図るとともに、経験者研修、職能別研修、課題研修等を推進し、教職員の資質と指導力の向上に取り組んでおります。また、指導方法等工夫改善に係る加配教員や教科コーディネーターの配置事業等を通して指導体制の充実を図り学力向上を推進しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、渡嘉敷港、座間味港の屋根つき通路の設置についてお答えいたします。

渡嘉敷港は年間約19万人、座間味港は約16万人の利用者があり、屋根つき通路の設置の重要性については十分認識しております。

県としては、現地の利用状況を踏まえ、早期整備に向けて検討していく考えであります。

次に、相次ぐ台風被害についての御質問の中で、台風9号及び15号の被害状況と支援対策についてお答えいたします。

土木建築部が管理する施設においては、台風9号により県道72号線ほか21路線での冠水及びのり面崩落、我部祖河川ほか5河川での護岸損壊、金武湾港ほか5港湾での防波堤等の損壊、浦添市仲間ほか7カ所でのがけ崩れや公園での倒木等の被害が発生しました。これらの被害については速やかに応急措置を行うとともに、現在、災害査定及び復旧工事に向けて取り組んでいるところであります。

なお、台風15号による被害はありませんでした。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 相次ぐ台風被害についての中で、台風9号及び15号の農林水産業の被害状況と県の支援対策についてお答えします。

台風9号による農林水産関係の被害総額は、平成23年8月15日現在で約14億4270万円となっております。

被害の内訳は、さとうきび等農作物で7億7389万円、農地・農業用施設等で5億5685万円などとなっております。

また、台風15号の被害総額は、大東島地区のさとうきびで平成23年9月21日現在、約8600万円となっております。

農作物等の被害対策としては、農業改良普及センターに営農相談窓口を設置するとともに、被災農家に対し病害防除の徹底や樹勢等の回復のための肥培管理などの指導を行っております。また、ハウス周辺への防風垣の植栽、パイプハウスへの資材補強、施設内部での防風ネットの二重張りや台風に強い耐候性ハウス等施設の普及を図っております。

今回、台風対策のマニュアルを作成し、県のホームページに台風対策の事例を掲載して活用を推進しているところであります。

台風等の被害に対する補償としては、さとうきびについては畑作物共済、野菜等については園芸施設共済等があり、加入農家に対して損害評価後に農業共済金が支払われることになっております。

漁船については、漁船保険制度により保険金が支払われることになっております。

また、農家の経営安定を図るため、農業制度資金等の償還猶予や農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を行うこととしております。

なお、被害を受けた農道や漁港施設等については、国の災害復旧事業を行うための準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 相次ぐ台風被害についての御質問の中で、台風時における電源を必要とする在宅療養患者の受け入れ体制についてお答えいたします。

県立病院では、在宅で人工呼吸療法や酸素療法を行うために訪問診療等の支援を行っている患者について、台風時に停電等が予想される場合、各病院の地域医療連携室が窓口となって患者家族等との連絡調整を行い、適宜、入院や緊急避難等の受け入れを行っているところであります。

病院事業局としましては、引き続き在宅療養患者に対して適切な医療サービスの提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 佐喜真議員御質問の、相次ぐ台風被害について、県の台風時における対策についてお答えいたします。

県は、台風9号の影響により航空便が欠航となったため、観光コンベンションビューロー案内所における空室情報等の提供や、那覇空港ビルディング株式会社、ビューローと連携し、突発的に発生した空港内滞留者に対し緊急的にブルーシートの配付を行いました。その後、県、空港ビルディング、ビューロー、航空会社など、関係機関で構成する「台風時観光客対策協議会」を臨時に開催し、今後に向けた意見交換を行いました。

このような対策協議会を開く一方、即効性のある対策としまして、台風時における宿泊割引の促進、台風欠航時の宿泊費を補てんする旅行商品の利用促進などを実施していきたいと考えております。

議員御指摘のマイナスイメージを回避する県の思い切った対策の第一歩は、マイナスイメージをプラスイメージにまず変えることだと考えます。よって、我が県の観光施策において避けては通れない台風襲来時の対策につきましては、今後ともさまざまな角度からの意見を集約し行いながらさらに検討を重ねていくとともに、台風接近時においては関係機関が連携して迅速に対応し、沖縄観光のイメージアップや観光客の満足度の向上にこれからも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子育て支援の中の、待機児童が減少しない理由についてお答えいたします。

本県では、最近の特徴として出生数が横ばいで推移する中、認可保育所及び認可外保育施設に入所する児童数がふえてきており、保育所利用のニーズが高まりつつあります。また、認可外保育施設などには潜在的な待機児童がまだ多くいることから、保育所定員の増加が直ちに待機児童の解消につながっていないことが考えられます。

県としましては、次期振興計画の期間中に潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図っていきたいと考えております。

続きまして、待機児童対策特別事業基金の活用状況と実績についてお答えします。

待機児童対策特別事業基金については、認可化支援

事業や施設改善費及び保育材料費の助成など拡充を図りながら実施しているところであります。認可化支援事業につきましては、平成22年度は8施設の認可化によって定員562人の増を図っており、また、平成23年度は11施設で定員約700人の増を図る予定としております。同基金を活用することによって、認可化促進による保育所定員の増だけではなく認可外保育施設の質の向上に一定程度の効果があったものと考えております。

県としましては、引き続き市町村と連携を図り、認可化促進や入所児童の処遇向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、子育てに係る構造改革特区についてお答えします。

各都道府県が国に提案した子育て支援に係る構造改革特区の要望については、保育所及び家庭的保育事業の施設基準緩和、保育所給食の外部搬入緩和となっておりますが、いずれも国は対応できないと回答しております。施設基準緩和に対する回答としては、保育所の人員や面積等、直接保育の質に大きな影響を与える基準については、全国一律の最低基準を維持することが望ましいとしております。また、3歳未満児の保育所給食の外部搬入につきましては、公立保育所においては特区として継続し、私立保育所については、現段階では特区制度による取り組みは適切でないと回答しており、現時点においてはその実現は困難な状況にあります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 飲酒運転等防止対策についての御質問の中で、飲酒絡みの人身事故の増加原因と改善に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

2010年の県内における飲酒絡みの交通人身事故は154件で、10年前の2001年の423件と比較しますと約3分の1にまで減少しておりますが、2008年以降は増加傾向にあります。

その主な要因としましては、依然として県民の間に飲酒運転に対する意識の低さがあるものと考えております。このため、県としましては、年4回の交通安全運動における広報啓発活動や飲食店への啓発物の配布などの施策を推進するとともに、メディアなど各種広報媒体を活用した啓発活動に積極的に取り組んでいくこととしております。

次に、飲酒運転の根絶に向けた行政、業界団体など

との連携と県民への広報活動についてお答えいたします。関連しますので一括してお答えいたします。

県としましては、飲酒運転の根絶には県民一体となった取り組みが重要であることから、市町村・関係機関・団体などと連携し、事業所等における「飲酒運転根絶宣言」の拡大、県民や高校生を対象とした講演会の開催などの施策に取り組んでおります。また、来月10月17日には沖縄県飲酒運転根絶条例のさらなる浸透を図るため、県警や県議会とともに関係機関と連携し、浦添市において「飲酒運転根絶県民大会」を開催することとしております。

県としましては、今後ともあらゆる機会・広報媒体などを活用し、関係機関・団体などと連携しながら県民一体となって飲酒運転の根絶に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 御答弁ありがとうございます。

まず要望をしておきたいんですが、返還軍用地跡地利用の促進についてです。部長、ぜひ今踏ん張りどころだと思いますので、関係市町村、当該市町村あるいは関係団体と協力をとりながら、しっかりと国に対して要望・要求をしていただきたいし、しっかりとした制度が要求どおり実現しますよう、要求というかエールを送りたいと思いますので、頑張ってください。

あと離島・過疎地域の振興についてでございますが、土建部長、渡嘉敷村、座間味村のフェリーの屋根つき通路設置なんですが、前向きな答弁本当にありがとうございます。ぜひ当該村に行かれてしっかりと情報をキャッチして、早期に設置できるようぜひお願いしたいと思います。この部分はぜひもう一回答弁いただけますか。よろしくお願いいたします。

教育長、離島振興の中では、学生寮が非常にいい形で進んでいると思いますが、ここはやっぱり根気強く早目に実現できるように、そこもぜひ取り組み強化方をお願いしたいと思います。

あと教育環境の整備についての中で、八重山の教科書問題「公民」の件なんですが、先ほど答弁いただきました。文科省とは違った見解が出されているようなのですが、今一番問題なのは、期限はいつなのか。実際、今どの程度話し合いが進められているのか、そのあたりは我々には全然見えてこないんですね。ですから、そこは後でもう一度具体的に今現在の進捗状況、あるいは文科省との調整の中でいつごろまでに——既にもう期限は切れておりますから——そこ

も明確に答弁をお願いしたいと思います。

あと知事に要望というかお願いというか、普天間飛行場移設問題なんですけれども、民主党政権が誕生し、あるいは誕生するまでに総選挙の中でマニフェストの問題がございました。この一連の期間、約2年余りを見たときに、選挙のときに「最低でも県外」というお話がございました。当然それを期待しメディアでも大々的に報道されました。では、最低という根拠はどこにあったのか。民主党はそれに対して何ら説明をしておりません。

さて2年前、当初鳩山総理大臣が誕生しました。今言ったように「最低でも県外」、それからあとはゼロベースで検討していくと。一体全体そのゼロベースは何だったのか。そのゼロベースのプロセスはどういうものがあったのか、それすら説明をされておりません。あげくの果てには学べば学ぶほどわからなくなるというお話もございますし、さらには鳩山総理大臣が現地普天間のほうに出向き、普天間第二小学校に来て宜野湾市民との対話集会に参加なされました。そのときに私も質問をしました。極めて単純というか、宜野湾市の思いの中で早期に返還してもらいたいということで、鳩山総理に、2014年のロードマップを守りますか、そしてその延長の中に嘉手納飛行場以南の1500ヘクタールと言われる返還をそのロードマップに従っておやりになりますか、できますかと確認しました。自信を持って鳩山元総理はやります、できますと約束をいたしました。いやはや1カ月後には、総理みずから総理をやめてしまいました。残念でなりません。言葉の甘さと言葉だけが先行し、やる気のない民主党、一体私も県民・市民をどう考えているのか。

かわった菅前総理、何をしたのですか。私も県民に対して何をなさったんですか。結局のところ1年たってみずから身を引くような形となりました。

県民の怒りというものをどこにぶつければいいんですか。選挙で公約として県外移設を掲げ、当選された県選出国會議員、今何をしているんですか。そういうことを考えたときに、今回の野田総理の所信表明、「固定化」という発言をなさいました。9万3000人余りの宜野湾市民に対してなぜそのような言葉が発せられるのか。極めて遺憾であり、怒りを感じます。

そこで知事にお願いします。

マスコミ報道においては、野田総理が近々沖縄に来県されるというお話がございました。ぜひとも宜野湾市のほうに出向き、市民への説明、謝罪を含めてこれは総理をお願いしたいと思っています。宜野湾市は15年待って、今最終的に総理が言った言葉は「固

定化」を懸念すると。民主党に対して私は憤慨をし、ぜひとも責任ある行動をとっていただきながら、野田総理には宜野湾市に来ていただきたいと要望し、知事の答弁をいただきたいと思っています。

以上です。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真議員の再質問に答弁させていただきますが、一番最後の、野田総理が今度もし沖縄にお見えになることになれば宜野湾市へ来ていただいて、謝罪、説明をしっかりとしてもらったかどうかというふうな部分が御質問だというふうに理解してお答えさせていただきますが、確かにマスコミの皆さんの一部からは、野田総理が訪沖したいという御意向があるやにも一部のマスコミの方々を通じて聞いておりますが、無論、政府筋からの話は私ども聞いておりません。

ですが、そういう今の佐喜真議員からの御注文につきましては、確かに宜野湾市民との対話といいいますか、市民への説明というのは必要だろうと私も思います。ですから、何らかの機会を得て今の議員からの御提案については、きょうのところは無論受けとめさせていただいて、宜野湾市に行かれて市民との対話をなされてはどうかという点について申し入れをしたほうがいいとも思いますが、少しこれは預らせていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 渡嘉敷港、座間味港の屋根つき通路の設置についての再質問にお答えします。

現在、2つの港ともに平成24年度新規事業として要望しております。しかし、社会資本整備総合交付金の予算枠が厳しい状況であります。しかしながら、利用者は風雨や強い日差しのもとで不便を強いられていることから、しっかり必要性、緊急性を訴えて早期整備を目指す考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 佐喜真議員の再質問に対し

てお答えいたします。

まず離島児童・生徒支援センター（仮称）設置につきましてお答えいたします。

地理的・経済的要因等によって教育の機会が阻まれないようにすることは大変大事なことでございます。したがって、現在寄宿舍と宿泊施設等を備えた複合施設として国に要望しているところでございます。引き続き、制度提言の実現が図られるように国と調整をしていきたいと考えております。

続きまして、八重山採択地区協議会の中での、教科用図書採択の進捗状況ですけれども、県教育委員会としましては文部科学省の指導助言を受けながら、3市町教育委員会に対しまして引き続き合意形成に向けた協議を促して援助していこうと思っております。ただ残念ながら、採択地区内で一本化できない場合に対応する法律が現段階ではございません。したがって、今の八重山地区における中学校の社会科「公民的分野」のいわゆる需要数の報告につきましては、もう既に時期は通り越しておりますけれども、文科省ともこのあたりは引き続き連携をとりながら支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 皆さん、こんにちは。

自由民主党を代表し、昨今の政治・社会情勢について所感を述べながら質問を行います。

秋分の日も過ぎ、秋の彼岸の季節も終わりました。時あたかも、新政権発足直後にあって、普天間基地問題や一括交付金問題などの県政における喫緊の重要課題や、首相の国連総会でのオバマ大統領との初めての会談など政治日程が進む中、官僚主導で日々刻々と既成事実化が加速しております。このときこそ、国との交渉解決・前進に向けて我々は沖縄県民の自己意識・矜持をベースとして臆することなく、そして卑屈になることなく、知事を波頭の先頭に堂々と力を結集すべきであり、歩をしっかりと前に進めるべき極めて大事な場面であることは申すまでもありません。

あの未曾有の東日本大震災から半年がたちました。被災地の復旧・復興のために国民は、「思いをかたち」に、「みんなでやれば大きな力に」を合い言葉に、全国民が一丸となって支援の輪を広げてまいりました。ともに喜び、苦しみを分かち合うことは、人の世の営みの基盤となるものであり、被災地にそのことが見事に立証されました。日本人のきずなの強さを改めて実感した次第であります。

一方、沖縄の基地移設問題等に関する余りの冷淡さ、沖縄の負担軽減に向けて苦労は分かち合わなければという全国他都道府県や国民の動きは引き続き皆無であり、黙して語らずで無関心に終始しているのは一体どのように理解したらよいのでしょうか。ケビン・メア氏の言う米国の固定的な理論を追従するだけの日本政府の対応、防衛・外務を中心とした官僚の硬直的理論、依然とした省益優先の机上の理論、標榜する政治主導、地域主権が形骸化した政権政党のいたらく、党利党略など目先の理論等々自己本位の物の考え方を背景とした沖縄蔑視、県民不在、県民無視という中、人の本音がばっこしていると言っても過言ではないと思います。まさに才たけて徳なし、オールジャパンのとてつもなく高く厚い壁に、オール沖縄は多勢に無勢で立ち向かわなければならない容易ならざる現実に直面をいたしております。

しかし、いたずらに無力感に陥って相手の羞恥心のなさ、放漫さを嘆いてばかりでは、白旗を上げたも同然であり、弱腰で後退をし寄り切られるばかりであります。ギアチェンジをして押し返す、沖縄の本気度と意地と迫力を示してみましょ。沖縄の声や叫びを一顧だにしない野田新政権の新たな対応を様子見し、事実上事態の推移をただ漫然と手をこまねいて見守るばかりでは結果は自明の理となります。沖縄の心をないがしろにされ、引き続き翻弄されかねない厳しい状況にあり、私たちは揺るぎない信念のもと現状認識、当事者意識、危機意識を持ってその場しのぎや場当たり対応から決別し、打つべき手は無限、プロセスあれば結果ありとの熱い思いと認識を共有し、時宜を得てスピード感を持って連綿と行動したいものであります。

思い起こせば我々は国益とのバランスで苦渋の決断をし、県内移設やむなしとの立場であったものを、鳩山元総理に「最低でも県外」という立派な二階に押し上げられ、無慈悲にも問答無用ではしごを外された結果、私たちは県外移設へと覚せいしました。目覚めました。仲井眞知事を先頭にオール沖縄で、基地問題に関する次世代に向けての新たな一步を踏み出したあの県民大会での勇気ある苦悩の決断、県議も一枚岩となった熱い思い、その初心と原点を忘れてはなりません。振興策とのリンク論や恫喝には安易に妥協せず、決して屈しない覚悟と気概、気骨の堅持をお互い確認する必要があります。正念場です。断じてせつかくの覚せいから、また深い眠りにつくわけにはいかないのです。なぜこれまで、またこれからも沖縄だけなのか。国益と県益は矛盾しないという素朴で根源的な問題提起をひるむことなく問い続け、粘り強い具体的な

行動の積み重ねで、所期の目標を燃える思いで必ずや達成をしていきたいと決意を新たにしているものであります。

そこで知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

(1)、東日本大震災への対応と沖縄の米軍基地問題は、国民ひとしく考え、そして政治が目をそらすことなく解決すべき問題と考えますが、知事の所感をお伺いいたします。

(2)、戦後、日本経済の発展と沖縄の米軍基地の存在の相関関係をどう考えておられるかお伺いいたします。

(3)、今このときこそ、国との交渉・解決の前進に向けて歩を進めるべきだと考えますが、今後どのような具体的な方策で臨まれるかお伺いをいたします。

## 2、県経済の振興について。

県は、新たな沖縄振興に向けて5つの重点事項の実現に向け政府と協議・調整を続けております。民主党が掲げる地域主権は、国と地方の関係を対等・協力関係を主眼としており、本土との格差是正、自立型経済の構築を目指す本県がポスト振計として県が主体となり国が支援する形の新たな沖縄振興を求めることが決して無理な要求ではないと考えるのであります。

そこでお伺いをいたします。

(1)、県は、政府に実現を要望し新たな沖縄振興について、当初の制度・税制に係る要望案から実現可能な案に一部変更したようではありますが、変更に至った理由と内容に後退はないかお伺いをいたします。

(2)、現沖縄振興計画が残すところ6カ月となった中、新たな沖縄振興に対する政府の対応方針がまだに示されず、内閣もわかりました。時間的に厳しい状況にあって今後の政府の対応に影響は出ないかお伺いをいたします。

(3)、本県が特区制度の全県拡大を求めている中で、政府は、地域限定で規制の緩和や予算・税制で優遇する総合特区の指定申請を受け付けました。本県の要請に影響は出ないかお伺いをいたします。

(4)、沖縄の復帰に伴う特別措置に基づく酒税軽減措置の延長について、県の方針と政府の対応の状況をお伺いいたします。

(5)、沖縄の復帰に伴う特別措置により講じられている「沖縄における揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の延長と「石油製品輸送等補助事業」の存続について、県に基本方針をお伺いします。

(6)、石油ガス税等の軽減、低廉な燃料価格の実現に係る特別措置について、新たな沖縄振興計画に取り入

れるよう業界等から要請がありますが、県の考えをお伺いします。

## 3、沖縄振興一括交付金の創設について。

県は、2012年度に市町村に交付される国庫支出金の内閣府沖縄担当部局予算いわゆる沖縄振興予算について、沖縄振興一括交付金として3000億円を配分するよう政府に対し正式に要請をいたしました。創設については政府も認めておりますが、本県が求める沖縄振興一括交付金の額3000億円について強い抵抗があるということでもあります。今後は、県の要求する3000億円の予算額と予算使途の自由度の二大目標の確保をどこまで政府や政党に対し浸透させるかが大きな課題と考えます。

そこでお伺いをします。

(1)、大震災や未曾有の経済危機の中にあって、本県が要求する額3000億円を政府が認めるか、知事の素直な所感をお伺いいたします。

(2)、2012年度概算要求基準の重点項目に沖縄振興が明記され、沖縄振興一括交付金の検討に取り組む政府の姿勢が明確となりましたが、県が求める予算額と自由度の二大目標の確保に向けた戦略をお伺いいたします。

(3)、沖縄振興一括交付金の県分と市町村分、また、市町村間の配分の公平性の確保について県と市町村との合意が成立をいたしました。今後、政府に対する連携した要請行動をどのように展開するかお伺いをいたします。

(4)、県が求める沖縄振興一括交付金について、これまで個別事業ごとに適用されている高率補助制度をどのように反映させるか。県の考えと政府の対応をお伺いします。

(5)、2012年度国庫予算要求の沖縄振興一括交付金3000億円には1000億円の国直轄事業費が含まれておりますが、政府は沖縄総合事務局を含めた出先機関の統廃合を2014年度としております。県の要求と乖離がありますが、県の考えをお伺いいたします。

## 4、本県観光の現状について。

県においては、経済団体や観光関係等と連携し、航空運賃の引き下げを最重要課題として取り組むことが必要であり、また本県観光振興の中核となるコンベンションビューローが活動しやすい環境整備が重要となると考えます。

そこでお伺いをします。

(1)、経済の自立を目指す本県において、観光産業は県経済発展の中核を担う重要な役割を今後とも果たしていくものと考えますが、改めて今後の観光産業の果

たす役割と観光振興を図る上での県の基本方針をお伺いいたします。

(2)、また、県が政府に対し要請している沖縄振興一括交付金において、観光産業が県経済に果たす役割に見合う応分の予算確保が必要であると思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

(3)、沖縄コンベンションビューローにおいては、入域観光客1000万人に向けて観光プロモーションや受け入れ体制の充実を図るなど各種事業を推進しておりますが、正職員の必要人数の確保等組織運営上課題が山積しております。今後の正職員の確保について県の方針をお伺いします。

(4)、本県が求める沖縄リゾート特区の国際観光推進制度や環境共生型観光推進制度の創設、沖縄型特定免税店制度の拡充について、県の基本的な考え方や今後の見通しをお伺いいたします。

(5)、本県は、プロ野球やサッカーのキャンプ場として知名度が高く、「スポーツアイランド」を目指しております。公式サッカー場の整備状況とさらなるキャンプ誘致の開拓が必要と考えます。県の取り組みの現状をお伺いいたします。

5、海外観光客の誘致促進について。

2010年に日本を訪れた中国人観光客は約141万人となっております。さらに、そのうち本県への観光は約0.7%にすぎないようであります。一方、明るい兆しも出ております。政府は、中国人観光客に対して数次査証（ビザ）の発給を決め、去る7月1日から実施をされました。しかし、中国を初めとする海外からの観光客の受け入れについては、競合するリゾート観光地との競争や航空機の着陸料や空港施設使用料の減免の問題など喫緊に解決すべき課題が山積しております。

そこでお伺いをします。

(1)、県の2011年度「ビジットおきなわ計画」の海外観光客の誘致目標40万人達成に向けた県の取り組み状況とこれまでの成果についてお伺いします。

(2)、県は、数次ビザ発給開始を受けて知事を先頭にトップセールスを展開しましたが、中国側の反応と受け入れる際の課題についてお伺いいたします。

(3)、数次ビザ発給の効果を評価する一方で、中国観光客に対する沖縄の知名度の低さから本県が経由地としての利用にとどまるおそれがあると不安視する向きもありますが、県は本県の地名度アップを含めどのような対策を講じるかお伺いをいたします。

(4)、国際線ターミナル内の出国手続で混雑が続いております。国際観光地として大きなマイナス要因と

なっております。今後、国際線利用者がふえる見通しの中で検査機器等の整備が不可欠であります。県の対応をお伺いいたします。

(5)、中国を中心とした海外観光客の増加が見込まれる中、新国際線ターミナルビルの整備やクルーズ船寄港に伴う手続の迅速化等作業の進捗状況をお伺いいたします。

(6)、海外観光客の取り込みには、高級リゾート地の形成と航空機の着陸料や空港施設使用料の減免が必要と言われておりますが、県の基本的な考えをお伺いいたします。

次に6番目、県内の産業の振興について。

本県においては、失業率の改善に最も期待できる製造業の立地についてはほとんど進んでおりません。製造業は大きな雇用の創出につながり、技術力が高く、高度人材の育成にもつながります。

そこでお伺いをいたします。

(1)、経済の自立を目指す上で県内企業の基盤整備は重要であります。新たな沖縄振興計画において産業の育成・発展をどのように図っていくのか、基本的な考えをお伺いします。

(2)、本県における製造業の立地が進まない要因として、製造業を下支えする関連産業の集積のなさや割高な物流コストなどが挙げられますが、このような離島県としての構造的不利性を克服する方策について県の取り組みや考えをお伺いします。

(3)、県内中小零細企業の育成支援を図るとともに、今後、発展可能性のある業種に対する戦略的・特例的な支援体制の構築が必要と考えますが、県の取り組みをお伺いします。

(4)、情報通信関連産業の集積が進んでいる本県にとって、一層の集積や企業間競争に対応するためIT人材の育成が急がれております。取り組み状況をお伺いします。

7番目に、土木建築関係について。

今、県は電線類の地中化等に取り組み、本県が自立するための多くの課題解決に果敢に挑戦をしております。

そこでお伺いをいたします。

(1)、下水道維持管理負担金の改定問題について、この改定は市町村に負担をお願いするものであり、また、最終的には住民負担の増につながることから市町村の理解を得て慎重に検討することが重要であります。改定をしなければならない理由は何ですか。また、関係市町村との合意形成が十分に図られてなく、9月15日には那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町の

4 市町から延期要請があったようですが、十分な理解が得られない中で県は改定を行うのかお伺いをいたします。

(2)、防衛省は、県内の公共事業受注拡大策としてA等級業者の受注基準を引き上げ、県内業者の工事参入を促進するとしておりますが、改善に向けた進展状況をお伺いいたします。

(3)、県は、最低制限価格の設定方法を変更して、去る6月27日の工事から適用されましたが、対象業者の反応と効果についてお伺いをいたします。

(4)、米軍発注工事参入問題で、「県土地開発公社に契約業務を発注し県内業者に委託する方法」や「外国企業のボンドの免除規定の活用」を米側に提案しておりますが、今後、具体的交渉をどのように行うのか。また、西日本建設業保証株式会社の活用によるボンド保証制度の創設の可能性についてお伺いをいたします。

(5)、県は、電線類の地中化事業を進めておりますが、整備に向けた基本方針と平成23年度以降の整備計画はどうなっているかお伺いをいたします。

(6)、本県は、耐震改修工事が行われた持ち家の割合は全国でも最も低く、その要因は本県に多いと言われるピロティー形式の建物にあると言われております。実態はどうですか。本県でも大地震の起こる可能性が高いと言われる中、県の対策をお伺いいたします。

8、陸上交通網の整備促進について。

鉄軌道の導入については、「沖縄21世紀ビジョン」の中で新たな振興策の柱として掲げております。また、県が2009年度に実施した調査結果において、鉄道あるいはLRTのいずれにおいても事業が可能との結果を示しております。沖縄は、全国で唯一鉄道の恩恵を受けていないという歴史的・社会的経緯から、国に対し導入に向けた新たな法制度の創設を堂々と求めていくべきと考えます。

そこでお伺いをします。

(1)、内閣府は、沖縄への鉄軌道や新交通システムの導入の可能性に関する調査を行いました。その結果については国が実現に向けた青写真を描いたと受け取ってよろしいですか、お伺いをいたします。

(2)、県は、国の負担による鉄軌道整備に向けた法制度の制定を求めています。本県は国が鉄道を敷設することがない唯一の県であり、他の都道府県は戦後、戦災復興として鉄道再整備が行われました。県は戦後補償として実現を要求すべきであると思いますが、県の考えをお伺いします。

(3)、鉄軌道の導入について、東日本大震災の影響に

よる長期にわたる復興資金の投入が必要とされる中、国の財政が一層厳しくなると考えられておりますが、県の戦略的取り組みをお伺いをいたします。

(4)、沖縄都市モノレールの2019年度の開業に向けた作業スケジュールと、2013年度の工事着工に向けた用地取得の進展についてお伺いいたします。

(5)、中南部へのモノレールの延伸について県の基本的な考えを教えてください。

(6)、本県の二輪車保有台数は人口比で東京に次ぐ全国第2位となっておりますが、駐輪場の整備はおくれであり、特に那覇市を中心とした都市部での駐輪場不足が深刻であります。県の市町村と連携をした整備計画をお伺いいたします。

9番目、文化の振興について。

県民の多様な文化創造活動を触発し、伝統芸能に接し鑑賞する機会の増加で、感性を育てる環境づくりに県の施策は一定の効果を発揮していることは間違いありません。県立芸術大学や県立博物館・美術館を本県伝統文化の発信拠点として位置づけ、積極的に国内外への情報の発信体制の構築が必要であると考えます。

そこでお伺いをします。

(1)、しまくとぅば条例が制定されて満5年が経過をいたしました。本年も各地でしまくとぅばの日を中心に行事が展開をされましたが、これからのしまくとぅばの普及・振興をどのように進めていくか、考えを示していただきたい。

(2)、2012年の太平洋・島サミット沖縄大会に向けた取り組みの状況についてお伺いします。

(3)、県が誘致を目指す国連機関について誘致するための基本戦略と、どのような機関を想定しているかお伺いをいたします。

(4)、関係団体から要望の強い県立郷土芸能会館（仮称）の建設について、県の取り組み状況をお伺いいたします。

以上でございますが、答弁をいただきまして再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの浦崎唯昭君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の浦崎唯昭君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 浦崎議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の御質問の中で、東日本大震災への対応と沖縄の基地問題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

東日本大震災は、千年に一度とも言われる津波が襲来した我が国未曾有の大災害であります。その被害の規模や被災者の現状等をかんがみ、国政の最重要課題として我が国政府及び自治体、そして国民が一体となって取り組まなければならない課題だと認識をいたしております。沖縄県では、震災後、直ちに人的・物的支援等に県民一丸となって取り組んでいるところであります。

また、沖縄の基地問題につきましては、日米安全保障体制が戦後日本の安定と平和に大きく貢献したこと、そして在日米軍専用施設の74％を抱える沖縄県がその体制を支えていることは、日本国民がひとしく理解するべきであると考えております。これらは我が国の将来のありように深くかかわる課題であります。議員御指摘のとおり国民一人一人が考え、国策として解決されるべきであると考えており、県といたしましても課題の解決に全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、国との交渉等における具体的方策についての御質問にお答えいたします。

戦後60年余、沖縄は依然として過重な基地負担を負い続けております。

民主党政権は、日米地位協定の見直しを提起するなど沖縄の基地負担の軽減を掲げて発足しましたが、今のところ沖縄の基地負担軽減につながる具体的な方策は示されておられません。

県といたしましては、引き続き日米両政府に対し沖縄の米軍基地負担の軽減と普天間飛行場の県外移設を求めるなど、あらゆる機会をとらえて基地問題の解決を求めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金の創設に係る御質問の中で、3000億円の要求とリンク論との関連についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

東日本大震災に係る復興支援や経済危機対策につきまして、政府として最優先に取り組むべき重要課題であると考えております。

一方で、沖縄振興につきましては、沖縄が27年にわたり我が国の施政権の外にあった歴史的事情、そして広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔地にある地理的事情、そして我が国でもまれな亜熱帯地域にある自然的事情、さらに米軍施設・区域が集中してい

る社会的事情の4つの特殊事情にかんがみ、さまざまな施策が図られてきたところでございます。しかしながら、県民所得の向上や雇用の確保、離島の振興、戦後処理、基地跡地利用などの課題はまだ解決されておられません。引き続き、国の責務による沖縄振興が必要だと考えております。

沖縄県といたしましては、これらのさまざまな課題の解決に向けて沖縄の実情に合った施策を展開するため、自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設と3000億円規模の予算措置を国へ要求しているところでございます。

次に、沖縄振興一括交付金の創設についての御質問の中で、予算額と自由度の確保に向けた戦略いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月20日に閣議決定されました平成24年度予算の概算要求組替え基準におきまして、新たな沖縄振興政策が日本再生重点化措置の対象分野とされたことや、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところでございます。

沖縄県といたしましては、今後の予算編成過程におきまして沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の制度設計がなされるとともに、新たな沖縄振興に必要な額が確保されるよう、県民各界各層、そして議会、市町村の御協力を得ながら、引き続き国に対し働きかけてまいり所存でございます。

次に、沖縄振興一括交付金の創設に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金に国直轄事業費が含まれていることについてという御質問にお答えいたします。

沖縄県は、去る9月8日、9日の要請におきまして、平成24年度の沖縄振興に係る内閣府沖縄担当部局予算3000億円の確保を求めたところでございます。

一方、国の出先機関改革につきましては、昨年12月に閣議決定がなされた「アクション・プラン」におきまして、国出先機関に係る事務・権限の地方への移譲を平成26年度中を目指して作業を進めるとされているところでございます。このことから、沖縄県といたしまして国の出先機関改革の進展に合わせて、今後沖縄県へ移譲される国直轄事業に係る財源を沖縄振興一括交付金へ順次繰り入れることを求めているところでございます。

次に、本県観光の現状についての御質問の中で、4の(1)、4の(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

私は、観光産業は自立経済の構築に向けた成長のエンジンであり、沖縄県経済の成長を牽引するリーディ

ング産業として今後とも重要な役割を担っていくものと考えております。

県といたしましては、世界的に広く認知され、そして評価される「世界水準の観光リゾート地の形成」を目指しまして空港や港湾等のインフラ整備を促進いたしますとともに、文化、歴史、スポーツなどの資源を活用した付加価値の高い観光産業の育成を図ってまいり所存でございます。また、沖縄の豊かな自然環境との共生を図る観光地づくりを推進し、沖縄観光ブランドを確立してまいります。

観光振興に係る予算につきましては、一括交付金も含め十分な予算を確保し、沖縄観光のさらなる発展に向けて積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、海外観光客の誘致促進についての御質問の中で、トップセールスの反応と中国人観光客受け入れの課題についてという御質問にお答えいたします。

私は、7月14日から18日まで上海と北京を訪問し、航空会社や旅行会社に対する働きかけを行いますとともに、数次ビザ制度や沖縄観光情報を発信するための記者会見等を行ってまいりました。今回の訪問におきましては、数次ビザ制度が創設されたことや海南航空による北京路線の開設が控えていたこともあり、沖縄に対する関心は大きなものがあつたと考えております。今回の訪問の結果、中国東方航空が9月21日より上海便を週6便に増便したほか、中国国際航空が新たに北京路線の就航準備を進めていると聞いております。

受け入れ体制につきましては、国際線ターミナルの早急な整備、そして各観光施設における中国語表記や中国語対応人員の確保などの課題があると認識いたしております。

沖縄県といたしましては、これら課題の解決に向け、官民一体となって取り組んでまいります。

次に、県内産業の振興に係る御質問の中で、ＩＴ人材育成への取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、企業の即戦力になる高度なスキルを備えたＩＴ人材を育成するため、平成19年度から情報産業「核」人材育成支援事業を実施し、高度なシステム開発やテスト業務を行うことができるプロジェクトマネジャーやブリッジＳＥ等の育成に努めているところでございます。

次に、陸上交通網の整備促進に係る御質問の中で、モノレール延長のスケジュールと用地取得の状況についての御質問にお答えいたします。

モノレールの開業までのスケジュールにつきまして

は、今年度、都市計画決定及び特許取得などの手続を進め、そして実施設計に着手し関連街路を整備する予定でございます。また、2013年度には本体工事を着工し、2019年度の開業に向けて鋭意取り組んでまいります。

用地取得は、現在約3割の状況であります。今後重点的に用地確保に努めていく考えでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 失礼しました。

御質問の中で、大きな項目の6の県内産業の育成についての中で、ＩＴ人材育成への取り組み状況についての答弁が実は1ページ抜けておりまして、まことに申しわけありません。もう一度再答弁をさせていただきます。

ＩＴ人材育成への取り組み状況についての答弁でございます。

沖縄県では、企業の即戦力となる高度なスキルを備えたＩＴ人材を育成するため、平成19年度から情報産業核人材育成支援事業を実施し、高度なシステム開発やテスト業務を行うことができるプロジェクトマネジャーやブリッジＳＥ等の育成に努めております。

また、沖縄ＢＰＯ事業拠点集積促進事業や情報関連産業雇用創出人材育成事業を通して企業が行うＯＪＴ研修によります即戦力人材の育成を支援しているところでございます。これらの取り組みに加え、今後は先端的なＩＴ産業集積の中核を担う高度かつ国際的な人材を育成いたしますＩＴ専門職大学院の創設を目指しました取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。失礼しました。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、日本経済の発展と沖縄の米軍基地の相関関係についてお答えいたします。

県において、日本経済の発展と米軍基地の相関関係について定量的に分析した資料は現状において見当たりませんが、戦後の沖縄経済に関し県内金融機関等が刊行した出版物・資料等の中には、沖縄の米軍基地と

戦後の日本経済との関係について分析・記述しているものがあります。それらによれば、まず、米国が沖縄に米軍基地を建設し日本の防衛に当たるという占領政策をとったことにより、日本が軍事費を負担することなく経済復興が促進されたという一面があるという指摘や、戦後の復興期にあった日本本土において沖縄の基地建設を請け負うことにより本土の建設業が復興し、外貨獲得の場をもたらしたという点などを挙げられております。

次に、県経済の復興についての御質問の中で、新たな沖縄復興のための制度要望の一部変更についてお答えいたします。

沖縄県が政府に対して求めている新たな沖縄復興のための制度・税制に係る要望は、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる将来像の実現を図るため、離島県ゆへの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や成長著しい東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限生かすものとなっております。

この沖縄県の制度要望については、本年5月の沖縄政策協議会の復興部会における要望後、類似制度の整理・統合等を行い、県内全域を対象とした地域指定制度の創設やアジア諸地域と競争力のある法人税実効税率など一部要望内容の修正を行っておりますが、県としましては、新たな沖縄復興策を推進していく上で使い勝手のよい適切な制度要望になっているものと認識しております。

次に、内閣交代の政府対応への影響についてお答えいたします。

新たな沖縄復興への対応について、野田総理は、9月13日の所信表明演説において「積極的に取り組みます。」と発言しております。また、9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求基準においても、新たな沖縄復興政策については、最大限の予算の重点化を図る「日本再生重点化措置」の対象に位置づけられております。また、9月26日に開催された沖縄政策協議会の沖縄復興部会において示された政府の「新たな沖縄復興策の検討の基本方向について」では、沖縄県からの提案等を踏まえ、1点目に、10年間を期間とする新たな振興法の平成24年の通常国会への提出、2点目に、より自由度の高い沖縄の一括交付金の創設、3点目に、駐留軍用地跡地利用のための新たな法律の整備、4点目に、出先機関の見直し、5点目に、沖縄県が策定主体となる計画への国の支援、6点目に、発展する東アジアを見据えたさまざまな産業振興策、7点目に、離島復興、交通ネットワーク、子育て、人材の育成、医療・福祉等への措置を講ずるとされてお

ます。

東日本大震災への対応等で概算要求等の作業が1カ月程度おくれてはおりますが、新たな沖縄復興への政府の具体的な取り組み方針が明示されたところから、今後、より具体的に進展していくものと考えております。

次に、総合特区による本県の制度要望への影響についてお答えいたします。

総合特区制度は、政府の「新成長戦略」に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を図るため、規制・制度の特例措置、税制及び財政・金融上の支援措置を総合的に実施することを内容としております。

沖縄県は、新たな沖縄復興において、沖縄が自主的・自立的な取り組みや時代の変化への柔軟な対応によって今なお抱える課題の解決とともに、優位性を発揮するための制度の新設・拡充を政府に求めています。沖縄県が要望する制度は、税率はもとより、自由度の高い沖縄復興一括交付金や沖縄公庫による支援措置において総合特区制度をさらに優遇したものであることから、全国他地域における動向により特に影響が出るものではないと認識しております。

次に、石油製品輸送等補助事業の存続についてお答えいたします。

県においては、沖縄本島から県内離島に輸送される揮発油、灯油、軽油及びA重油の輸送経費に対して補助する石油製品輸送等補助事業を実施しているところであり、同補助事業の実施により離島における石油製品価格の安定と円滑な供給が図られ、離島の住民生活の安定や産業復興に大きく寄与しているところであります。

同補助事業の継続実施には揮発油税等の軽減措置の延長が不可欠であることから、関係機関及び庁内関係部局と連携し、同軽減措置の延長を強く要望しているところであります。

次に、石油ガス税等の軽減についてお答えいたします。

県は、去る3月、沖縄県ハイヤー・タクシー協会からタクシー事業に対する燃料税の軽減措置等の特別措置を求める要請を受けたところであります。

本県のタクシー業界を取り巻く環境については、交通手段の多様化による利用者の減少、昨今の燃料高騰の影響などにより厳しい状況にありますが、タクシーは観光客や県民の身近な公共交通機関として重要な役割を担っているものと理解しております。同協会の要請につきましては、「沖縄本島地域タクシー適正化活

性化協議会」で策定した地域計画に基づく事業経営の効率化の進捗状況などを踏まえながら、支援の必要性及びそのあり方などについて研究していきたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金の創設についての御質問の中で、今後の市町村と連携した要請行動についてお答えいたします。

去る9月7日に沖縄振興一括交付金（仮称）の創設及び県と市町村が対等の立場に立った配分額を決定できる仕組みの構築について県知事と県内市町村長との間で合意に至ったことについて、翁長市長会会長、城間町村会会長と合同で記者会見を行ったところであります。今後につきましては、9月20日に閣議決定された平成24年度概算要求組替え基準において、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」と示されたことから、引き続き県内市町村と連携の上で使途の自由度の高い、3000億円規模の沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を国へ求めていくこととしております。

次に、沖縄振興一括交付金への高率補助制度の反映についてお答えいたします。

沖縄県は、これまで高率補助制度に基づき措置されてきた内閣府沖縄担当部局予算に加え、新たな沖縄振興に必要な予算を含めた3000億円を沖縄振興一括交付金（仮称）として措置するよう国へ求めてきたところであります。このことから、新たな沖縄振興に係る予算額を含めた総額が確保されるのであれば、現行の高率補助制度のかさ上げ等の趣旨は反映できるものと考えております。

沖縄県としましては、高率補助制度の趣旨が反映された制度となるよう、引き続き国へ求めていくこととしております。

次に、海外観光客の誘致促進についての御質問の中で、国際線旅客ターミナルビル検査機器等の整備についてお答えいたします。

那覇空港国際線旅客ターミナルビル利用者は、中国客向けの数次ビザが発給されたことに加え、7月28日から海南航空が就航、今後もユナイテッド航空、中国国際航空の就航が予定されており、さらに増加する見通しであります。

現在、国際線旅客ターミナルビルでは受託手荷物検査機器、ハイジャック防止用の金属探知機、機内持ち込み手荷物検査機器がそれぞれ1台ずつ設置されております。県は、那覇空港ビルディング株式会社に対して円滑な検査体制を確立するため保安検査機器の増設

等を申し入れております。これを受け同社は、保安検査機器の増設に先立ちロビー及び検査場の拡張工事を行い、あわせて金属探知機及び機内持ち込み手荷物検査機器を8月初旬に発注しており、10月中旬には2機体制となる予定であります。

県としては、新国際線旅客ターミナルビルが建設されるまでの間、海外観光客が現国際線旅客ターミナルビルを快適に利用できるよう、引き続き同社及び国等の関係機関と連携をして努めたいと考えております。

次に、新国際線旅客ターミナルビルの進捗状況についてお答えします。

新国際線旅客ターミナルビル整備の事業主体である那覇空港ビルディング株式会社の計画では、昨年度の基本設計に続き現在実施設計に入っており、次年度以降2年間で建設工事を行い、その後供用を開始する予定としております。

県としては、同社に対し早期の供用開始ができるよう申し入れており、引き続き同社及び国等の関係機関と連携して極力早期での整備に向けて取り組んでまいります。

次に、陸上交通網の整備促進についての御質問の中で、戦後補償としての鉄道整備及び戦略的取り組みについて、これは8の(2)と8の(3)が関連いたしますので一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

他の都道府県では戦災により焼失した鉄道が、戦後間もなく国により鉄道復興5カ年計画や戦災復興都市計画等に基づき復旧・復興が行われたにもかかわらず、沖縄戦で壊滅した沖縄県営鉄道は復旧が行われず、本県は基幹的な公共交通システムとして鉄道を有さない唯一の県となっております。

沖縄本島の均衡ある発展のためには、鉄道を含む基幹的な公共交通システムの整備が必要であり、これまでの歴史的な経緯等を考慮した場合、国の負担において整備すべきものと考えております。また、その整備には膨大な費用が発生することから、現在国に対し鉄道整備に関する特例的な制度の創設を要望しているところであり、今後も引き続き当該要望を実現するため努力してまいりたいと考えています。

次に、中南部へのモノレール延伸についてお答えいたします。

モノレール延伸につきましては、沖縄県総合交通体系基本計画を策定する際の議論並びに国が実施する「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入可能性検討に向けた基礎調査」の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、文化の振興についての御質問の中で、国連機

関の誘致についてお答えいたします。

「新たな計画の基本的考え方」では、平和協力外交地域の形成に向けた国際機関等の誘致や平和・人権問題研究所の設置、さらに国際的な災害援助拠点の形成に向けた国際緊急援助隊本部等の誘致が位置づけられております。これらの国際機関等の誘致には、国と誘致の方針を共有することが必要であります。

県としては、平和・人権問題研究所の設置や国際緊急援助隊本部等の誘致を新たな制度提言に盛り込み、沖縄政策協議会の沖縄振興部会において、国に国際機関等の集積の実現を求めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 失礼いたしました。

一つ答弁漏れがございましたので、おわびして再答弁をさせていただきます。

陸上交通網の整備促進について、鉄軌道導入可能性調査についてお答えをいたします。

平成22年度の国の調査は、需要予測モデルの構築、鉄道やLRTなどの特徴把握のため、仮定のモデルルートを設定し検討を行ったものであります。

実現化に向けた課題整理等については、平成23年度の調査の中で整備効果、総事業費、事業採算性等の検討を踏まえて整理されることとなっており、実現に向けては、今後、より精度の高い調査が必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 2番目の県経済の振興についての中で、酒税軽減措置延長に対する県の方針と政府の対応状況についてお答えいたします。

酒税軽減措置の延長については、他の税制改正とともに国に対し強く要望しているところであります。これまでの調整を踏まえますと、内閣府沖縄担当部局においては前向きな対応をいただいていると理解しておりますが、今後財務省との協議、あるいは政府税制調査会での論議などは予断を許さない状況であることから、県としては、延長実現に向けて関係団体と連携し強力に取り組んでまいり所存でございます。

次に、6番目の県内産業の振興の中で、新たな沖縄

振興計画における産業の育成・発展に向けた基本的な考え方についてお答えいたします。

沖縄県では、新たな沖縄振興計画の策定作業を進めており、その中で民間主導の自立型経済の構築に向けて、リーディング産業の観光リゾート産業や情報通信関連産業に加え、新たに国際貨物ハブを活用した付加価値の高い産業を創出するなど、第3、第4のリーディング産業を育てていく考えであります。現在国に求めている新たな制度との関連で申し上げますと、大きな成果を上げているIT産業の高度化とさらなる集積、それから中小企業の経営革新や創業の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、県内地場産業のイノベーションを促進する制度、あるいは国際物流ハブを活用しIT産業と連携した精密機械の電子デバイスなどの付加価値の高い物づくり産業、ライフサイエンス、バイオマス、環境関連などのバイオ関連産業の集積を目指し、これまでの税制優遇措置を深掘りした制度を国に求めているところであります。あわせて、高度かつ国際的な産業人材の創出や物流コストの低減化についても取り組んでいく考えでございます。

続きまして、製造業の立地が進まない要因を克服する県の取り組みや考え方についてお答えいたします。

製造業の立地が進まない要因については、先生の御指摘のとおりでございます。

このため、沖縄県は、製造業を下支えする関連産業の集積に向けて、金型企業向けの長屋型賃貸工場を整備するとともに、金型技術研究センターを設置し、人材育成及び技術支援等を図っております。また、現在国内外への出荷貨物に対する物流支援事業を限定的に実施しているところでございますが、今後は抜本的に拡充していく考えであります。また、国際貨物ハブを活用する高付加価値産業の誘致に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

このため、税制優遇措置の深掘りや物流コストの低減化などを国に要望し、魅力的な投資環境の整備を図っていく考えでございます。

続きまして、発展可能性のある業種に対する県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、地域の優位性を生かした健康食品やバイオ、環境関連等の業種を有望な分野としてとらえ、おきなわ新産業創出投資事業等によるベンチャー企業の研究開発や人材育成等の支援を行っているところであります。

県といたしましては、亜熱帯特有の生物資源等を活用したバイオ関連産業を観光、ITに次ぐ新たな産業として位置づけ、その集積に向けて研究開発等に対す

る資金供給を含めた総合的な支援体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 県経済の振興についての御質問の中で、揮発油税などの軽減措置延長の県の基本方針についてお答えいたします。

揮発油税などの軽減措置は、交通手段を主に自動車に頼る本県において、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合が全国一高いという実態から継続が必要であると考えています。また、県民所得及び可処分所得が全国の約7割にある本県においては、軽減措置の廃止は、県民生活や産業経済などに大きな影響を及ぼすと考えております。

こうしたことから、県といたしましては、現在、国に対し、軽減措置の延長を強く要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 本県観光の現状についての中、コンベンションビューローの正職員の確保についてとの質問にお答えいたします。

財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、沖縄観光の総合窓口、観光客の誘致及び受け入れ、各種コンベンションの推進等について新たな戦略を構築するなどの先導的役割を担っております。

当財団は去る6月に新会長が就任され、各専門分野から新たに3人の副会長職を設置するとともに、財務企画、誘致推進及び受け入れ推進について各専門委員会を発足させるなど、これまで以上に観光業界の意向を集約し、リードする組織体制を構築しております。

正職員確保の御質問の件につきましては、当財団が見直しを行った中期経営計画の定員適正化計画において組織のスリム化を進めると同時に専門性の高い正職員は増員していくなど、強固な人的基盤の確立に努めるとともに経営基盤の強化を図ることとしております。

県としましては、今後ますます多様化する観光ニーズに的確に対応し得る自主的かつ創造的な組織体制を確立できるよう支援をしていきたいと考えております。

続きまして、同じく本県観光の現状についての中、沖縄リゾート特区に係る基本的な考え方と今後の見通しについての問いにお答えいたします。

沖縄県では、21世紀ビジョンに掲げる「世界水準の観光リゾート地の形成」に向けた新たな制度として、県内全域を対象とした観光振興制度を要望しております。

具体的には、国際化に対応した観光施設の整備や環境保全を図るための取り組みに対する法人税の投資税額控除、MICEやウエディング、医療、クルーズ観光等を目的とした観光客に対するビザ制度の要件緩和等を要望しております。また、ショッピングの魅力向上に向けて、沖縄型特定免税店における消費税の免除や免税対象者にクルーズ船観光客を追加することなどを要望しております。これら制度の実現に向けて、今後とも粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、本県観光の現状についての中、公式サッカー場の整備とサッカーキャンプの誘致についてとの問いにお答えをいたします。

公式サッカー場の整備につきましては、J2公式戦に使用するため、県総合運動公園陸上競技場の改修に向け、現在、観客席の増設や照明設備の充実など、改修の内容についてJリーグと協議を重ねているところであります。また、J1公式戦が開催可能なサッカー場の整備に向けては、今年度サッカーの観光活性化、観光活用の可能性やスタジアムに必要な機能などに関する基礎調査を実施しているところであります。

サッカーキャンプにつきましては、昨年度国内外7チームが沖縄でキャンプを実施しており、その誘致及び受け入れを行ったFC琉球と連携し、誘致に取り組んでいるところであります。また、誘致に当たっては、市町村や観光関係者が一体となった受け入れ体制の確立が必要なことから、8月24日に市町村及び観光関係者を対象に誘致説明会を行ったところであります。

沖縄県としましては、引き続きサッカーキャンプの誘致に積極的に取り組むとともに、各地域における受け入れ体制の整備を促しながら、キャンプの定着化に取り組んでいきたいと考えております。

海外観光客の誘致促進についてとの問いの中、海外観光客誘致の取り組みと成果についてお答えいたします。

県におきましては、40万人を目標に、外国人観光客の誘致強化に精力的に取り組んでいるところであります。5月には、政府に対し、一定以上の所得者のビザ免除や那覇空港の着陸料等の免除を要請したところ、中国人を対象とする数次ビザ制度が7月1日に創設されております。また、重点地域においてトップセール

スを実施し、航空会社や旅行会社に対する働きかけを行うとともに、数次ビザ制度や沖縄観光情報を発信するための記者会見を行っております。そのほか、有力メディアや旅行会社の招聘、チャーター便の誘致活動などを実施したほか、新規市場の開拓にも取り組んでいるところであります。これら取り組みもあり、東日本大震災による影響を受けていた外国人観光客数は、8月には対前年比で約96%、年度累計でも約89%まで回復してきております。

県としましては、外国人観光客の誘致の取り組みについて、官民一体となってさらに加速し、「ビジットおきなわ計画」の実現に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、中国人観光客における沖縄の知名度向上対策等についての質問にお答えいたします。

中国においては、数次ビザ制度の創設や北京便の就航により、沖縄への関心が高まってきていると感じております。昨年の沖縄を訪問する中国人観光客へのビザ発給数が7月は50件、8月は54件だったのに対し、本年7月の数次ビザ発給件数は748件、8月は1393件となっており、大変大きな成果が上がっていると考えております。

中国における沖縄観光の認知度向上に向けては、トップセールスを行ったほか、有力メディアや旅行会社の招聘、チャーター便の誘致活動などを実施しているところであります。沖縄の知名度の低さから経由地としての利用にとどまるのではないかと不安視をする声があることは十分承知しておりますが、県としましてはむしろ沖縄を知ってもらふ好機とこれをとらえ、新たに大阪府や関西空港などとの共同プロモーションも実施しており、このビザ制度をより生かせるほかの地域と連携した取り組みの拡大についても、今後とも積極的に検討してまいりたいと考えております。

そのほか、中国におきましては映画の影響力が大きいことから、中国映画の沖縄口け誘致にも取り組んでいるところであり、これら取り組みを精力的に展開しつつ、認知度の向上を図っていききたいと考えております。

海外観光客の誘致促進についてとの問いの中の、クルーズ船寄港に伴う手続の迅速化などについてお答えいたします。

クルーズ船の寄港に伴う外国人観光客の入国手続について、審査のため下船まで1時間以上要する場合もあることから、これまでも海外クルーズ会社等から簡素化などの要望がなされております。

県におきましては、平成21年1月、政府に対し、入国審査等の簡素化及び体制の拡充強化などへの協力を求めており、ことし7月にも福岡入国管理局那覇支局に対し、改めて協力を依頼をしたところであります。また、「新たな沖縄振興に関する制度要望」におきましても、手続の迅速化のための入国審査体制の強化を求めているところであります。

高級リゾート地の形成と航空機の着陸料や施設使用料の減免に係る基本的な考え方についてとの問いにお答えいたします。

海外からの観光客を誘致するためには、魅力ある観光体験の創出や人材の育成、ショッピング機能の拡充及び高品質なサービスを提供する宿泊施設などの整備を促進していくことが重要だと考えております。また、国際交通ネットワークの拡充に向けて、格安航空会社を含めた新規航空会社の参入促進や、チャーター便の誘致強化を図る必要があると考えております。そのため、航空機の着陸料及び航行援助施設利用料につきましては、新たな制度要望において、国内線と同様、本則の6分の1に減額するよう要望しているところであります。

次に、文化の振興についての御質問の中の、しまくとうばの普及・振興を進めるに当たっての考え方についての御質問にお答えいたします。

しまくとうばを普及・振興するに当たっては、効果的な定着を図るためにも、地域、学校、家庭、専門家等が連携し推進していくことは当然のことですが、それに加え、所管する我が部もしまくとうばに対する取り組み体制と意識の向上の強化が最も重要であると考えております。また、普及・振興を図る上ではしまくとうばは地域により異なるため、それぞれの地域に密着した方法で普及を進めることも重要であると認識しております。そのため、今後はしまくとうばの普及について、県文化振興課を中心に専門家や実践者のネットワークを構築し、助言をいただきながら、より効果的な方法で地域や学校を初めあらゆる場において、しまくとうばに接する機会を積極的に創出していくと同時に、中長期的なビジョンをしっかりと設定し県文化行政に一つの大きな柱としてしまくとうば普及に向けた推進体制を整えたいと考えています。

同じく文化の振興についての問いの中の、2012年の太平洋・島サミット沖縄大会に向けた取り組みの状況についてとの御質問にお答えいたします。

2012年5月、沖縄県で第6回太平洋・島サミットが開催されます。沖縄県では3度目の開催となり、日本を含む16カ国1地域の代表が集う予定であります。

県では、これまで地元プログラムとして主催してきた「知事主催昼食会」や「夫人用プログラム」等に加え、新たに宮古島市で「高校生島サミット」を実施することとしています。この「高校生島サミット」では、首脳会議へ参加する国や地域の高校生が、環境をテーマに互いの意見を交換し、各国代表へ提言を行う予定であります。現在、外務省や宮古島市などと調整を進めており、年内には県庁内に事務局を立ち上げ取り組んでまいります。

文化の振興についての中、県立郷土芸能会館（仮称）の取り組み状況についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄県では県立郷土劇場にかかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の整備に向けて、芸能関係者、学識経験者などから成る「文化発信交流拠点環境整備調査検討委員会」を去る9月13日に開催いたしました。

今回の委員会では、主に「整備にあたっての基本的な考え方」及び「整備の方向性」について御意見を伺いました。また、沖縄県文化議員連盟の皆様にも御出席いただき大変貴重な御意見をちょうだいしたところであります。

今後の取り組みといたしましては、県内の公立文化施設、劇団、舞台制作者などの実態調査及び県民ニーズ調査等を踏まえ、同委員会においてさまざまな専門的視点から基本的なコンセプトについて議論を重ね、今年度中には文化発信交流拠点のあり方について取りまとめることとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築関係についての御質問で、下水道維持管理負担金改定の理由と延期要請への対応についてお答えいたします。

今回の改定は、下水道の管路の老朽化が進む中で、現在の負担金では適切な維持管理が厳しい状況であることから、受益者負担の原則から、1立方メートル当たり負担金を4円値上げするものであります。

去る9月15日に那覇市を初め4市町からの流域下水道の負担金の受益の範囲、維持管理費のあり方について、提案と改定時期の延期要請がありました。その提案は、15市町村全体に関係し慎重な対応が必要となることから、調整に相当の時間を要することとなります。このため、提案している議案については、議案の取り下げも含めて現在検討しているところであります。

同じく土木建築関係で、沖縄防衛局における県内業

者受注拡大策についてにお答えいたします。

沖縄防衛局によると、3億円以上のAランク工事のうち、6.9億円未満の工事については、発注標準の弾力的運用により県内建設業者に配慮していると聞いております。

具体的には、平成23年4月以降の県内土木・建築工事のAランク発注工事について、経営事項審査の総合点数による要件を緩和し、県内建設業者の受注拡大を図っていると聞いております。

同じく土木建築関係で、最低制限価格設定方法変更後の建設業界の反応と効果についてお答えします。

土木建築部においては、最低制限価格と同額入札の改善策として、最低制限価格に1%の範囲で決裁権者が工事の難易度や規模、履行期間等を考慮し算出する運用を行っております。その結果、同額入札は改善されており、建設業界からも公正な入札を確保するための措置として効果があるとの理解を得ております。

同じく土木建築関係で、米軍発注工事における米側との今後の交渉及びボンド保証制度の創設の可能性についてお答えいたします。

県では、これまで在沖米軍に対し、ボンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行うとともに、沖縄防衛局や在沖米国総領事館等の関係機関に対しても要請の実現に向けた支援を求めています。今後は、軍転協を通して日米両政府に要請していく考えであります。また、新たな沖縄振興に向けた制度として、西日本建設業保証株式会社や沖縄振興開発金融公庫を活用したボンド支援制度の創設を国に要望しているところでありますが、法律の改正が必要であること等の課題があります。

県としましては、国に対し柔軟な対応を求めるなど、引き続きボンド支援制度創設に向けて努めてまいります。

同じく土木建築関係で、電線類地中化事業の基本方針と整備計画についてお答えいたします。

電線類の地中化事業は、安全で快適な歩行空間の確保や防災対策及び景観向上の観点から整備を進めているところであります。平成3年度から22年度までに約98キロメートルを整備しており、現在、平成21年度から25年度までの無電柱化推進計画に基づき、龍潭線、国道390号バイパス等で整備を進めております。今後とも国や電線管理者等の関係機関と連携を図りながら、地中化を推進していきたいと考えております。

同じく土木建築関係で、耐震改修の行われた持ち家の割合の低い要因と県の対策についてお答えいたします。

沖縄県においては、鉄筋コンクリート造の住宅の占める割合が他県よりも高く、その耐震診断・耐震改修費用は木造に比べ高額であり、県民の経済的負担が大きいことが耐震改修が進んでいない要因の一つと考えられます。また、本県は塩害による建物の劣化が著しいことから、耐震改修よりも建てかえ等による建物の更新が多いことも要因と考えられます。

県としましては、住宅の耐震化を促進するため、耐震改修等補助制度の創設やピロティー形式住宅の耐震対策の検討及び県民への普及啓発等に取り組んでいく考えであります。

次に、陸上交通網の整備促進についての御質問の中で、市町村と連携した二輪駐車場の整備計画についてお答えいたします。

二輪駐車場については、これまで県民地下駐車場に20台、安里交差点高架下に30台、国際通り沿線的那覇市道に12台を整備しております。また、新たな二輪駐車場の設置については、モノレール駅周辺や一銀線交差点付近を検討しております。モノレール駅交通広場については、赤嶺駅、美栄橋駅、おもろまち駅等5カ所について、那覇市及びNPO法人等関係機関と設置に向け協議しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 知事初め執行部の皆さん、御答弁大変ありがとうございました。この答弁をされたとおりにしっかりと頑張ってもらいたいと思います。

3点ばかり知事に質問をさせていただきます。

先ほどの政治姿勢については、まさにあの震災は知事からも千年に一度ということでしたけれども、この大震災を救わなくて我が国の将来はないというのは当然のことでございます。それは沖縄県も挙げて支援している、これはもう御承知のとおりでございます。

その一方、基地問題を中心とする沖縄問題、それに対する国民の議論が全然ないということに非常に私は不快感を覚えるわけですね。それを何とかしなければ、この沖縄のすべての問題はなかなか解決できないとこのように思うので、政治姿勢の中で質問をさせていただきます。

野田総理がさきの国会の所信表明で、「政治とは、相反する利害や価値観を調整しながら、粘り強く現実的な解決策を導き出す営みです。」ということを申されました。まさにそういう中で、「相反する利害」の中でこの相反の「反」は沖縄県の声だけにしかなくない。その意味では、知事が全国的な声にしていく

努力がこれは大変大事だろうと思っております。調査をしますと、「国と地方の協議の場に関する法律」というのもできまして、国にも直接訴えるようなこともできるようになって、それを私はさまざまな形でやるべきだと思います。自由民主党県連もきょう決議をしたわけでございますけれども、九州の県連のほうへ沖縄の基地問題について全国的に議論をしてくださいということで申し上げましたけれども、ぜひそうするための声が必要ではないのかなとこのように思って政治姿勢について聞きました。

せんだって日曜日の「日曜討論」を聞いておりますと、前原誠司さんが沖縄県に行って丁寧に説明するというお話を申し上げましたら、石破茂政調会長がさすが、沖縄県民ではないと、国民に丁寧に説明しなさいということをおられました。まさに私はそうだと思います。国民の中でどう議論していくかという中で、そのことに対する行為が少し沖縄県には弱いのではないのかなと、この辺をもっとしっかりと全国民に知っていただく。震災と同等に全国民に知っていただくと。それは先ほど知事が言ったように、戦後の沖縄に置かれた基地は平和と安定に尽くしてきたということは明らかでございますので、ぜひいま一度そういう意味での知事の決意、答弁をいただければとこのように思います。

次に、観光コンベンションビューローの組織の強化についてでございます。

業界から産業へ、あの前の老練な会長さんから若い会長にかわりました。まさにやる気満々でございます。知事も推薦され、立派に会長としてスタートをいたしております。そして先ほど御答弁にもありましたように、組織を改善をし、これからの観光のリーディング産業として引っ張っていきいたいということでございます。知事の公約は、1000万人の観光客を知事就任してから10年間で誘致をする。同時に、1兆円産業へ押し上げていきたいと、まさに沖縄県のリーディング産業でございます。このリーディング産業である観光の発展なくして沖縄の発展はないというのは、これはもうみんなが理解していただけるのではないのでしょうか。そういう意味でこのビューローの先ほど定員のあり方、それから一括交付金も知事は注ぎ込んでいきたいということですが、そういう体制づくりのためにその新会長をしっかりと補佐してもらいたい。非常にやる気満々でこの間もお会いしましたが、議員連盟をつくって議員のみんなでぜひ私たちを支えてくれと、ビューローを引っ張ってくれというお話でした。私たちもその意気を感じて議員連盟もできるのではな

いのかなと思っているんですけれども、ビューローを支援するためにいま一度、知事の御答弁をいただきます。

次に、下水道維持管理負担金についてでありますけれども、取り下げを含め検討したいということでございますけれども、そのことにつきましては与党幹部に対する議案説明の中でも、今日を想定をされ、みんなが指摘をしてまいりました。そしてさきの議案説明会の中におきましても、拙速な議案説明はだめだということでお話を申し上げました。

知事、そういう中でもう一つこの問題は一括交付金とも深くかかわっているんですね。市町村の了解なくして進めようとするということになりますと、知事が御承知のとおり、内閣府においてあの一括交付金を説明する中で城間町長さんから、この一括交付金はできるの、自由度を高めるのは賛成だけれども、しかしその分配、その他についてはまだ不安があるということ、知事も恐らく肝を冷やされたのではないのかと思いますけれども、まさにそういう意味で市町村の反対を押し切ってその批判が出ることに對して我々は不安を持つわけでございます。

そういう意味で、知事、この議案提案は知事でございますので、この議案を取り下げる方向で検討するのではなくて、もう取り下げて、やり直しをしていくということの御答弁をいただきたいと思います。

以上をもちまして私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 浦崎議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、沖縄の基地ないし基地問題について全国民にむしろ知ってもらおうということにもっともっと取り組むべきではないかという御趣旨の御提言ではないかと思いますが、まさにおっしゃるとおりで国との協議の場というのもできておりますし、私たちもいろんな形でもっと沖縄県民ではなくてほかの都道府県の皆さんに知ってもらおうということ、そしてむしろ解決に協力をしてもらうという方向でいろいろこれから取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひ議員のまた御指導、御提言もよろしくお願いいたします。

それからコンベンションビューローの新会長の意

欲、それから取り組み方についての御感想もいただき、ありがとうございます。確かに観光産業は1000万人、1兆円というのを私が知事に就任したときから約10年かけて達成したいということで今取り組んでおります。また若い年齢の会長を置くことができて、いろいろな取り組みにチャレンジをしております。また今むしろ議員から御紹介にありました議員連盟もひとつぜひつくっていただいて、この観光産業がいよいよ動き出したという実感もございます。いろんな経験度の波はありますが、ぜひこの時期に議員のお力も得ながら県民挙げて観光産業が大きな産業になっていくよう、私たちも頑張ってまいります。

また、このコンベンションビューローは民間の皆さんが中心になっている部分がございますので、御指導、御激励よろしくお願いを申し上げます。

また、下水道につきましての件ですが、先ほどの部長からの答弁でもございますが、取り下げも含めてというような表現をさせていただきましたけれども、いろんな形で我々きのう、市町村の皆さんといろんな意見交換も行っておりますし、いろいろな御意見もいただきました。ぜひ今議会を通じ、我々もいろんな形で検討して県民のニーズに沿うような形でまとめられればと思いますし、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、社民・護憲ネットの代表質問をしたいと思います。

早速ですが、第1点目であります。知事の政治姿勢について伺います。

(1)、野田佳彦新首相は、所信表明で日米同盟の深化・発展を強調し、普天間基地の辺野古移設を踏襲することを明確にしております。今回、普天間基地の「固定化」でおどしをかけ、県民の総意である県外移設に一切耳を傾けない立場を鮮明にし、辺野古移設に強行姿勢を示したと言えます。知事の所見を伺います。

(2)、野田佳彦新首相は、基地を条件に振興策を展開する「リンク論」に立たないと述べております。しかし、普天間基地の移設問題を協議する沖縄関係関係会合では、沖縄振興策も議題に挙げており、事実上並行して議論を進めており、当然取り引きを警戒しなければなりません。知事の見解を伺います。

(3)、今回の知事訪米は、普天間基地の県外移設に転換をしてから初めての行動であり、日米合意は県民の

頭越しであることを十分訴える機会にできたか、成果を伺いたいと思います。

第2点目、米軍基地問題について。

(1)、防衛省は、普天間基地の辺野古移設に際し、年内までに環境影響評価を提出する意向を示し、来年6月ごろ公有水面の埋め立てを知事に申請をし、2013年度中に工事着工、2018年に代替施設を完成させようとしています。この政府のスケジュールに知事はどう対応するか伺います。

(2)、防衛省が2012年に普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MVオスプレイの配備を事実上容認をしております。開発段階から墜落を繰り返す欠陥機オスプレイの配備は、普天間飛行場を一層危険にさらすこととなります。知事は、質問状を提出したようであるが、その回答への見解を伺います。

第3点目、航空自衛隊F15戦闘機の墜落について。

航空自衛隊那覇基地所属のF15戦闘機が7月5日訓練中に墜落をし、数カ月経ても依然として不明であります。原因究明もなされないうちに訓練は再開されており、県民・市民の頭上を飛び交うさまは、不安と危険を与えております。知事は、原因究明と再発防止の申し入れをしないのか伺います。

第4点目は、沖縄振興一括交付金についてであります。

知事は、新しい沖縄振興の柱として来年度創設を求めている沖縄振興一括交付金制度の実現に力を入れております。2012年度の概算要求に3000億規模の予算を明示することを求めてきておりますが、政府は、一括交付金の制度や額は来年の予算決定まで継続協議として先送りをしているようであります。今後の政府との交渉展開を伺いたいと思います。

第5点目、八重山地区教科書問題についてであります。

八重山地区において、2012年度、4年間使用する中学の公民教科書の選定をめぐって混乱が続いております。八重山地区協議会の運営手法をめぐり、県教育庁の適切な指導と解決が求められております。

以下、問題点を次のとおり伺います。

(1)、八重山地区の公民教科書は紆余曲折経た後、最終的に9月8日の全教育委員会で育鵬社を不採択に、東京書籍を採択をしています。県教育長は、「この協議で同一教科書の採択は行われた」と9月8日見解を述べております。教育長は、この協議が有効だとの認識を示してのことか伺いたいと思います。

(2)、中川正春文科相は、9月8日の協議は石垣、与那国から無効との文書が届いており、協議が整ってい

ないとの見解を示しております。県教育長との相違があるが、何を根拠に協議が整っていないと主張しているのか伺いたいと思います。

(3)、教育長は、教科書選定に当たっての根拠になっている2つの法律、「地方教育行政組織運営法」、「教科用図書無償措置法」は、どちらも優先はないとの立場を示しておりますが、教育庁は相矛盾する2つの法律の中で、同一の教科書にまとめる努力をいかにしてきたのか伺いたいと思います。

(4)、マスコミの世論調査の報道で、愛国心を強調し改憲志向が強い育鵬社の教科書採択に八重山住民61.3%が反対をし、容認22%と示されております。教育長は、この民意をどう評価するのか伺いたいと思います。

(5)、なぜこのような事態になったのか、問題点の整理は重要であると思います。八重山地区協議会会長玉津博克（石垣市教育長）の運営手法において「調査員の推薦から漏れた育鵬社が選定された疑問」や「協議会委員に学校現場を代表する学校長などを拒否」など、公正公平、情報公開の観点から問題はなかったか伺いたいと思います。

第6点、対馬丸記念館についてであります。

学童疎開船「対馬丸」の記念館の運営が財政難で厳しい局面に立っております。語り部の証言や悲惨な体験を後世に伝え非戦の誓いを新たにす平和の記念館であります。県は、戦時下で学童疎開を強力に推進してきており、戦後処理の一環としてでも当然運営費の補助支援をすべきと考えます。当局の答弁を求めます。

第7点目、沖縄県防災計画の見直しについて。

沖縄県は、例年台風が直撃をし、停電、農作物、観光等への被害が発生し、県民生活に打撃を与えております。県の地域防災計画も台風や地震に加え、東日本大震災を教訓に巨大津波や液状化へ対応する計画の見直しが求められております。

(1)、沖縄県地域防災計画の見直し、検討委員会の進捗を伺います。

(2)、沖縄にも10年以内に大地震、津波の予測が出ているが、客観的なデータや対策はどのように示されているか伺います。

(3)、県内でも埋め立てが進む中、液状化の危険度の高い地域はどこを示しているのか伺います。

(4)、空港、港の耐震性の分析と対応策はどうなっているか伺います。

第8点目は、沖縄県のカジノ構想についてであります。

知事は、沖縄県のカジノ導入は国の動向を見ながら、県民意見を踏まえ周知を図っていく立場をとっております。カジノは賭博行為であり、ギャンブル依存症の誘発、組織犯罪の問題など社会経済的な悪影響が指摘をされてきております。今、議員立法でカジノの合法化を目指す動きや県内では宮城島へのカジノ計画に県職員が説明で出席しております。県は、一連の動きに歓迎の立場なのか伺います。

第9点目は、環境保全対策についてであります。

那覇空港滑走路の拡張整備は約160ヘクタールの埋め立てを伴い、生態系や水産生物へ悪影響が危惧されております。

(1)、環境保全検討委員会では、特に何が問題になったのか伺います。

(2)、現空港と増設予定との海域で、海ブドウ、モズク等の養殖は保全されるか伺います。

(3)、保全策は政府に申し入れを行うか伺います。

第10点目は、幼稚園教育についてであります。

(1)、政府が2013年の導入を目指す「子ども・子育て新システム」の柱となる幼稚園と保育所の一体化の概要と進捗を伺います。

(2)、県も沖縄の幼稚園が5歳児就園率が80%を超え、幼稚園と小学校の連携が図られていることを認識をし、沖縄型の幼小連携教育を推進するとしております。実現の見通しを伺います。

(3)、幼稚園では退職者不補充が続き、各自治体では臨時職員の割合が多くなっております。新規採用の拡大と臨時職員の賃金など待遇改善を市町村と連携がとれないかを伺いたいと思います。

第11点目、農林水産業の振興についてであります。

(1)、県の農業産出額、漁業生産額は目標値に達成しているか伺います。

(2)、沖縄のゴーヤー、サヤインゲン等の野菜、マンゴー、パイナップル等の果樹、菊を中心とする各肉用牛、豚など、生産流通基盤の整備状況はどうか伺います。

(3)、水産物のモズク、海ブドウ、クルマエビ等の生産高の伸びは順調か伺います。

(4)、農林、水産の担い手の育成はどうしているか伺います。

(5)、松くい虫の根絶に向け防除策は進展しているか伺います。

第12点目、沖縄学生会館等の再建についてであります。

県外の首都圏へ進学する学生寮として46年の歴史を刻み、人材育成へ大きな役割を果たしてきていると思

います。県は、社会情勢の変化、財政的制約、人材育成は他の方法として改築は困難との立場であります。では、今後学生たちへの支援、現敷地の活用等はどうか考えているのか。また、「若夏荘」、「うるま荘」との一体的再建は検討しなかったのか伺いたいと思います。

以上であります。残りの時間は再質問をさせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 崎山議員の御質問に答弁いたします。

第1に、知事の政治姿勢の中で、野田総理の所信表明演説に係る御質問にお答えいたします。

野田総理の所信表明につきましては、これまでの日米両政府の方針が再度示されたものと受けとめております。

普天間飛行場移設問題の原点は同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設、そして返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性のある考えを持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求するべきであると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、知事の訪米の成果はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加します「沖縄クエスチョン」におきまして、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明をし、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨のスピーチを行いました。その後、会場の有識者の方々の御質問などを通じまして意思の疎通といたしますか意見交換を行ってまいりました。また、レビン、そしてウェッブ、さらにはマケイン米上院議員の皆さんとの面談を行い、その中で各議員から、辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案につきましては、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げました。

県としましては、今回の訪米において普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで、有識者等とのネットワークなどの構築が図られるとともに、米国におけるこの問題の理解がそれなりに前進したのではないかと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金の今後の政府との交渉展開についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月20日に閣議決定されました平成24年度概算要求組替え基準におきまして、新たな沖縄振興政策が「日本再生重点化措置」の対象分野とされたことや、また、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところでございます。また、9月26日に開催されました政府の沖縄政策協議会の沖縄振興部会におきまして内閣府が提出しました「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」の中におきましても、より自由度の高い一括交付金を創設することとされているところでございます。

沖縄県といたしましては、今後の予算編成過程におきまして沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の制度設計と新たな沖縄振興に必要な額の確保が図られるよう、県民各界各層及び議会の皆様の御協力を得つつ、市町村と一体となって引き続き国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、松くい虫防除対策についての御質問にお答えいたします。

松くい虫の防除対策につきましては、森林病虫害等防除法に基づき保安林等の公益的機能の高い松林を「保全松林」に指定をし、薬剤散布や伐倒駆除及び薬剤樹幹注入を実施いたしております。また、「保全松林」以外の「その他松林」につきましては、景観保全対策として幹線道路周辺等において伐倒駆除及び樹幹注入を実施しております。これらの取り組みの結果、平成22年度の被害量は1万4430立方メートルとなっております。平成17年度の被害量4万914立方メートルと比較しますと約35%まで減少いたしております。

沖縄県といたしましては、今後とも松くい虫防除対策のため、国・市町村及び関係機関と連携をして取り組みますとともに、新たな防除対策として、天敵昆虫を利用しました防除及び抵抗性松の利用等も進め総合的に対策してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間移設と振興策のリンク論についてお答えいたします。

県としましては、基本的に沖縄県の振興策は基地問題とは別であると考えており、普天間飛行場移設問題

の原点である危険性の除去の観点から、一日も早い同飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、辺野古移設に関する政府のスケジュールに知事はどう対応するかについてお答えいたします。

議員御指摘の政府のスケジュールについて、県は具体的に承知しておりません。

県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、米軍基地問題の御質問の中で、オスプレイ配備についてお答えいたします。

沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

沖縄県が6月に提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。しかしながら、米側に照会中のため十分な回答ができていない等の項目があり、引き続き政府に対し県民生活への影響などについて説明を求めていると考えております。

次に、航空自衛隊F15戦闘機の墜落についての御質問の中で、F15戦闘機墜落事故の原因究明と再発防止の申し入れについてお答えいたします。

航空機の事故は、一步間違えば県民の生命財産にかかわる重大な事故につながりかねないものであり、今回、墜落事故が発生したことは極めて遺憾であります。県は、航空自衛隊に対し、飛行再開に当たっては安全に万全を期すとともに、引き続き事故の原因究明に全力を尽くし、結果が判明次第、情報を速やかに公開するよう求めたところであります。

なお、自衛隊によれば、飛行再開に当たり事故の再発防止を期し、操縦者に対する安全教育を徹底するとともに、可動全機の点検を完了し異常がないことが確認できたとのことであります。

次に、沖縄県防災計画の見直しについての御質問の中で、沖縄県地域防災計画の見直しの進捗についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しに着手しております。このため、本年6月に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、9月12日に開催された最終の第4回委員会において取りまとめが行われたところであります。

同委員会におきましては、１点目といたしまして、今後、想定の対象とする地震・津波として、科学的知見に基づくものと歴史的知見等に基づく最大クラスのもの２つのレベルを想定する必要があること、２点目といたしまして、防災計画見直しの方向性として、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、３点目、最低限度の浸水域として海拔５メートルより高い場所への避難が最低限必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの津波からの対策も可能な限り講じるべきであること、４点目、県におきましては、海拔高度の明示などにより、市町村における避難対策の強化や住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。

今後は、同委員会の提言や国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携の上、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまいります。

次に、地震・津波に関する予測及び対策等についてお答えいたします。

沖縄地方周辺において、250年から300年程度の周期で大地震・津波が発生しており、1771年に発生した八重山地方大地震からこととして240年目となるため、備えをすべきとの意見があることは承知しております。琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおいてはこれらの意見も踏まえ、今後、想定の対象とする地震・津波として、科学的知見に基づくものと歴史的知見等に基づく最大クラスのもの２つのレベルを想定する必要性が提言されております。

県としましては、同委員会の提言を踏まえ、国や市町村等関係機関と連携の上、今後、沖縄県地域防災計画の見直しに反映させてまいりたいと考えております。

次に、液状化の危険度の高い地域についてお答えいたします。

東日本大震災においては、埋立地など地盤の弱い地域で液状化現象が起こり、家屋が傾くなどの被害が発生しました。県内において液状化現象が起こる可能性のある場所につきましては、平成21年度に県が実施した「沖縄県地震被害想定調査」において、沖縄付近で起こり得る12の地震のパターンについて、那覇市や本島中南部の埋立地域や座間味、渡嘉敷、久米島、石垣島、西表島などの離島地域の一部が液状化の可能性がある地域として示されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 八重山地区教科書問題についての御質問で、全員協議に対する見解についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、９月８日に石垣市教育委員会で開催された３教育委員会による協議は、石垣市、竹富町、与那国町の各教育委員長がその職務権限に基づき公開の場で開催され、同一教科書の採択決議が行われたものと考えております。

次に、文部科学大臣の発言についてお答えいたします。

文部科学大臣の発言につきましては、詳細を把握しておりませんが、文部科学省の見解は、９月８日の協議は、石垣市、与那国町の両教育長から協議は無効と主張していることが主な根拠になっていると考えております。

次に、同一の教科書にまとめることについてお答えいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第６項により、教科書の採択権限は市町村教育委員会にあります。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第４項により、協議して種目ごとに同一の教科書を採択する必要があります。

県教育委員会としましては、これらの法律にのっとり文部科学省の助言をもとに、３市町教育委員会に対して教科用図書の採択に係る業務を進めてまいりました。

次に、マスコミの世論調査についてお答えいたします。

マスコミが実施した世論調査につきましては、教科書の内容についての調査であると承知しております。

県教育委員会としましては、教科書の採択や内容についてコメントする立場にはありません。

地方公共団体が教育・学術・文化財に関する事務を行うには、政治的に中立でなければなりません。それは未来を担う子供たちの教育が一方に偏っては、創造性に富む人間性豊かな子供たちをはぐくむことができないからであります。また、一定水準の教育を行うためには行政的な安定や地方自治に基づいた住民の意思を反映させることも必要であります。

次に、問題点の整理についてお答えいたします。

八重山地区教科書採択問題につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について、地域住民等から疑義が生じたことが要因の一つ

であると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただきたいと考えております。

次に、幼稚園教育についての御質問で、幼保一体化の概要と進捗についてお答えいたします。

国の目指す幼保一体化は、幼稚園の保育機能を拡充することと、保育所における幼児教育に対して学校教育としての位置づけを付与することで、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を目的としております。

県教育委員会としましては、国の動向に注視し、関係部局と連携しながら、本県の幼児教育のあり方について検討を進めているところであります。

次に、沖縄型幼稚園の実現の見通しについてお答えいたします。

県教育委員会では、保護者の負担軽減、幼児教育の充実、小学校との円滑な接続などを目指した制度設計を新たな振興策の中で提案をし、沖縄型幼稚園の実現に向けて国に働きかけをしているところであります。

次に、待遇改善等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を通して、市町村に対し新規採用の拡大と職員の待遇改善を促しているところであります。また、国に対しては地方交付税措置の充実について要望しているところであります。

次に、沖縄学生会館等の再建についての御質問で、沖縄学生会館等の再建についてお答えいたします。

教育委員会では、沖縄県県外学生寮検討委員会において、沖縄学生会館の改築は困難であるとの結論に達しております。首都圏へ進学する学生に対しましては、引き続き南灯寮と沖英寮での対応と奨学金による支援をしていきたいと考えております。

また、学生会館の跡地につきましては、人材育成に資することができるよう関係部局と調整を図っていききたいと考えております。

なお、学生会館の所在地域は都市計画法の第一種低層住居専用地域となっており、当該地域での若夏荘のような旅館等の建物は用途制限がかかるので建築は困難だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 対馬丸記念館の運営費の支援についてお答えいたします。

対馬丸記念館の建設は、国による対馬丸慰藉事業と

して実施され、対馬丸記念会が全額国庫補助を受けて建設したもので、国においては、開館後においても「語り部、特別展等事業」及び「遺族相談事業」を実施し、継続して同記念会を支援しているところであります。

県においては、入館者増に向けた記念会の取り組みに対する国庫補助を継続して確保しているところであり、今後とも同記念会と連携し事業費の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 沖縄県防災計画の見直しについての御質問の中で、空港、港湾の耐震性の分析と対応策についてお答えいたします。

空港については、国において東日本大震災時における仙台空港の被災事例を教訓に、「空港の津波対策検討委員会」を6月に設置し、沿岸域の空港におけるソフト・ハード面を含む総合的な津波対策の基本的な考え方について検討を進めているところであります。

沖縄県においては、その考え方をもとに県管理空港における空港外周護岸の耐震性の確認と利用者等の避難対策を検討することにしております。

また、港湾については、これまで「港湾の施設の技術上の基準」に基づき整備しております。平成19年4月以降、一般岸壁は再現確率75年に一度のレベル1地震動を考慮した設計を実施しております。耐震強化岸壁については、過去の最大地震を踏まえたレベル2地震動に対し最小限の損傷にとどめるよう考慮した設計となっており、那覇港、石垣港、伊江港、兼城港及び本部港で対応しております。

なお、沖縄総合事務局が県内主要港湾において、総合的な津波対策の方針をまとめるために設置した「地震・津波防災対策検討協議会」において検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 沖縄県のカジノ構想についてとの御質問の中の、カジノ導入の動きに対する県の考え方についてとの問いにお答えいたします。

沖縄県では、これまでさまざまな機会を通じ沖縄統合リゾートモデルや懸念事項に対する基本的な考え方などについて県民への説明を行っております。今回の宮城島における意見交換会への出席についても、宮城

島4地区自治会等の講師派遣依頼に応じたものであり、これまでのカジノ・エンターテインメントに関する調査内容や県の基本的考え方及び国の動向についての説明を行ったところであります。

沖縄県へのカジノ導入につきましては、国のカジノを合法化する法律案の動向等を踏まえつつ、今後とも県民のコンセンサスを前提として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 環境保全対策についての御質問の中で、環境保全検討委員会における問題点についてお答えいたします。

環境保全検討委員会は、那覇空港滑走路増設事業の事業者である国が環境保全措置を検討するに当たり、高度な技術的・専門的な判断や検討内容の合理性・客観性を確保するために設置したものです。当該委員会はこれまで3回開催され、問題点として閉鎖性海域への環境保全の方向性について、引き続き議論が必要とされております。

なお、環境保全措置については、環境保全検討委員会に諮りながら、国において現地調査等の結果をもとに、来年度に作成される準備書に示されるものと考えております。

同じく環境保全対策に係る御質問の中で、環境保全措置と政府への申し入れについてお答えいたします。9の(1)のイと9の(1)のウは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

環境保全措置については、国において現地調査等の結果をもとに、来年度に作成される準備書に示されるものと考えております。

県としては、環境アセスメントを進める中で可能な限り環境への影響を低減するよう努める必要があると考えておりまして、その旨、国へ申し入れております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興についての中で、農業産出額、漁業生産額の達成率についてお答えいたします。

平成23年度における農林水産業振興計画の目標値に対して平成21年の達成状況は、農業産出額892億円で約70%、漁業生産額は約157億円で約54%となっております。本県の農林水産業を取り巻く状況は、グロー

バル経済の進展、長引く経済不況による農林水産物価格の低迷、農林漁業者の減少・高齢化の進行などの課題があります。特に漁業については、モズク生産量の減少や景気低迷による価格の低下などにより漁業生産額が低下している状況にあります。

県といたしましては、今後とも目標達成に向け、おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備、流通・加工対策の強化及び地産地消の推進、担い手の育成確保など、各種施策・事業を実施し、地域特性を生かした特色ある農林水産業の振興を図っていく考えであります。

次に、ゴーヤー等の園芸作物と肉用牛等の生産流通基盤施設整備についてお答えいたします。

本県では、農畜産業の振興及び農業者の経営体質の強化を図るため、農林水産業振興計画に基づき各種事業を推進しているところであります。ゴーヤー等の園芸作物の生産流通施設については、平成14年度から平成22年度までにハウス等の栽培施設約280ヘクタール、集出荷貯蔵施設7カ所、農産物直売所3カ所、共同利用機械5台等を整備しております。また、畜産関係の施設については、牛舎137棟、草地造成393ヘクタール、家畜市場4カ所、食肉センター3施設等を整備しております。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し生産施設等の整備を推進し、農畜産業の振興を図ってまいります。

次に、モズク、海ブドウ、クルマエビ等の生産高の伸びについてお答えいたします。

モズクの生産量については、平成19年の2万トン台をピークに、その後、多量の在庫と天候不良による不作が重なったため、平成22年は約6500トンと減少しております。そのため、「沖縄県もずく養殖業振興協議会」による増産計画や、県による生モズクの商品化と消費拡大の取り組みなどによって、平成23年は約1万2700トンの生産となっております。平成24年は前年を上回る増産を見込んでおります。

海ブドウの生産量については、養殖技術の普及により平成14年の約90トンから平成22年には約280トンに増加しており、今後も堅調に推移することが見込まれております。

クルマエビの生産量については、平成17年までは約650トンから700トン台で推移していましたが、疾病の発生や価格の低迷による業者の廃業等によりここ数年は減少傾向が続いており、平成21年は約570トンとなっております。

県といたしましては、生産性の高いモズクの品種開

発や国内外の需要の拡大に取り組むとともに、海ブドウの品質及び衛生管理技術に基づくブランド化や、深層水を活用した良質のクルマエビ種苗生産技術開発に取り組んでいるところであります。

次に、農林、水産の担い手育成についてお答えします。

本県の農林水産業の持続的な発展を図るためには、魅力ある経営の確立と多様な担い手の育成確保が重要であります。このため、経営感覚にすぐれた農業後継者の育成確保を図るため、市町村、農業団体、農家代表等で構成する「農でグッジョブ推進会議」を平成22年6月に設立し、担い手の総合的な対策を講じているところであります。

具体的な取り組みとしては、農業大学校における実践的な研修教育、新規就農へ誘導するためのサポート講座や夜間講座の実施、農地を持たない新規就農者に農地を提供した「チャレンジ農場」での農業実践、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備などの支援をしているところであります。また、他産業並みの所得を目標とする認定農業者や農業生産法人等の担い手を育成するため、農用地の利用集積、資金の融資、各種補助事業の導入などに取り組んでおります。

漁業後継者の育成については、指導漁業士や水産研究員等による技術研修や指導及び先進地における技術交流を実施するとともに、地域のリーダー的役割を担う青年漁業士の認定を行っております。さらに、教育機関と連携し、小中学生を対象とした少年水産教室での体験学習や、県漁連とともに漁業への就業希望者と現場とのマッチングを行う「漁業就業者支援フェア」の開催に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、崎山嗣幸君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き崎山嗣幸君の再質問を行います。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では再質問をします。

早速ですが、第1点目の知事の政治姿勢についてであります。固定化の件がありましたが、知事の答弁でもありましたけれども、野田首相の全力で沖縄に説明

をするということは、翻って考えれば、これは改めて辺野古移設を認めなければこの普天間を固定化するという意味での強行するスタンスをとったのではないかと私は思いますが、これは明らかに固定化の脅しとあきらめをさせる、そういうふうに出ておられます。知事は、最後まで県外への信念を貫き通す覚悟があるかということを明確にしてもらえないかということが1点。

それから2点目の環境アセスと埋立免許の件であります。公室長は具体的に承知していないと言っておりますが、でもスケジュールはやってきます。これは避けられないことでありますから、従来知事は名護市長選挙の結果から情勢の変化を理由に県外移設にかじを切っておりますけれども、今回の環境アセスと埋立免許は行政のトップとして行政手続上の決断が私は求められていると思うんですね。そういった意味で、この環境アセスと埋め立てに対することについてはしっかりとした辺野古移設に反対をするという根拠を示さないと環境アセスと埋め立てに対抗できないと思うんですね。そういった意味で、ぜひこの根拠を早急に示して一連の動きにストップをかける姿勢を明確に示してもらいたいと、これが2点目です。

それからあと教科書問題ですが、教育長は9月8日の協議については公開の場であり有効だったと答弁を受けました。きのう仲村守和元教育長が新聞の論壇で、大城教育長のこの協議の有効性は勇気ある発言とたたえられております。一方、石垣の教育長の独断専行は許されないということを明言しておりますが、県内の教育関係者も関心があり注目をしておりますので、私は県の教育行政をゆがめないためにも教育委員長並びに教育長、誇りを持ってそのことに対処してもらいたいというふうに思います。したがって、9月8日に決められました臨時教育委員会で採択したことは、最善の方法だったと私は受けとめておりますが、この臨時教育委員会が公平公正で民主的に運営されて採択されている、この結果を尊重することが私は一番の解決策ではないかと思いますが、この見解をひとつお願いします。

それから9月8日の臨時会は協議が整っていないということで文科省が言っているようであります。これは文科省が言っている理由の中で、与那国と石垣の教育長から無効を訴える文書が根拠になっていると言っておりますが、この文書は教育委員会の議を経ていないということで、公文書の機能を有していないということで各教育委員長から疑義が出されております。こんなあいまいな文書を根拠にした文科省の指導

もまたあいまいであり、混乱を大きくしていると思いますが、この見解をひとつお願いします。

それからなぜこのような事態を招いたかということではありますが、他の地区、国頭とか中頭、那覇、島尻では何も混乱が起こっていないけれども、なぜ八重山地区協議会でこのような運営手法がなされたのか、これをもう一回答弁をお願いします。

それからマスコミの世論調査であります、コメントを出す立場にないということでありました。この世論の民意というのは重要だと思いますが、八重山のPTA連合会、子供たちの保護者とかあるいはその立場からもこの育鵬社の教科書へのマイナスの記述が多くて子供たちに悪影響を及ぼすということの要請書が出ておりますね。それから八重山地区小中学校の校長会からも調査員の意見を尊重し、公平性、透明性、説明責任を果たせという意見が出ておりますけれども、こういった心情を教育長はどうとらえているかということについて、これはコメントできると私は思いますが、よろしくお願いします。

それから文科省の対応ですが、文科省は現地でまとめるのが難しいなら法律の基準あるいは趣旨に基づいて文科省が判断すると言っているようですが、こんな收拾困難な2つの法律を放置しながら、県教育委員会の努力も否定をして最後は国が介入する。私は教育の精神、あるいは自治の観点からふさわしいやり方ではないと思いますが、これはやはり現場の調査員や教育者がこの中学の教科書の選定をするという、あくまで皆さんがしっかりと選定をして決めていくということが正しいやり方だと思います。国の介入がこういった形でなされることについて私は遺憾だと思いますが、教育長としての見解をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず野田総理の所信表明演説の中にありました固定化の話などなど、「固定化を回避し、」というような表現がたしかあったと思います。そういうことで、いろいろと言ってくる中で、知事は県外というのをきちっと主張し続けられるかという御趣旨の御質問だっ

たと思いますが、無論一日も早い普天間基地の移設返還の実現が目的です。県外を言い続けてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題に関してアセス、環境影響評価及び埋立承認が出された場合の対応についてお答えいたします。

現時点で政府から環境影響評価書及び埋立承認願書が提出される時期等については示されておきませんが、仮に提出された場合には関係法令にのっとり検討することになります。

県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 崎山議員の再質問に対しましてお答えいたします。

まず9月8日の見解につきましては、私どもはやはり全員協議に対する見解こそが八重山地区の総意を示しているとそういったことでの対応でしょうから、少なくとも3教育委員会による協議は石垣市、竹富町、与那国町の各教育委員長がその職務権限に基づき公開の場で開催され、そして同一教科書の採択決議が行われたものというとらえ方をしておりますので、大変大きな重い意味があるかとらえております。したがって、基本的には採択地区の問題なんでしょうけれども、今少なくとも沖縄県の教育委員会の見解はと問われた場合には、その9月8日の採択決議の状況こそが沖縄県としては有効であるとそういう見方をしております。

2点目の文科省が9月8日のいわゆる採択協議について無効であるということに対する御質問でしたけれども、これも実は9月8日の協議は石垣市と与那国町の両教育長から協議が無効であると、そういうたぐいの主張があったことが主な根拠であるというとらえ方をしております。

それから3点目に、マスコミ等についての私なりの心情ということでの答えですけれども、私は常々、地方公共団体が教育、学術、文化財に関する事務を行う際には、政治的に中立でなければならないと思っております。理由は1つだけです。やはり未来を担う子供たちの教育が一方に偏っては、創造性に富む人

間性豊かな子供たちをはぐくむことができないからです。そういった意味からして、当然マスコミ等の論調についてもそういった視点からとらえております。また、一定水準の教育を行うためには当然行政的な安定性、そして地方自治に基づいたやはり住民の意思を反映させることこそが大事な視点であるというところをしております。

文科省の対応についての御意見だったかと思えますけれども、これにつきましては県教育委員会は少なくとも2つの法律、つまり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、それから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や、あるいは文部科学省のこれまでの見解等を踏まえながら八重山地区のいわゆる採択地区協議会、そして石垣市、それから竹富町、与那国町の3市町教育委員会に対しまして、これまでも適正かつ公正に指導助言等を行ってきたつもりでございます。したがって、不当な介入には当たらないという思いでございます。

最後の、なぜ八重山地区でこういった問題が起こったのか。

これにつきましては、十分な分析はまだしておりません。ですから、この質問に対しては今の段階では答えることは控えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 再々質問をしたいと思います。

知事の信念はしっかり聞いて評価をしたいと思います。

それから教育長のスタンスについてもしっかり頑張っていただきたいと思います。

1つ、文科省はやっぱり矛盾を起こしていると思いますが、地元が決めなければ文科省のほうで法律に従って判断をすると言っております。でもこれは拘束しないとやっているんですが、拘束しなければどういうふうに判断をするのかということが重要であります。この辺のことについて文科省が支離滅裂で矛盾が起こっていると思いますが、教育長にその見解をひとつお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 今回のいわゆる採択地区内において該当する教科書が一本化できなかった場合の対応ですよね。残念ながら、その対応後の法律がないということは今の混乱を招いている大きな原因であるというところをしております、そういったことで

文部科学省も実はこのことについては非常に強い認識をしてございます。ですから、今後こういった対応が可能なのか。やはり目線は子供たちの目線でしょうか、子供たちが来年の4月以降、公民の教科書が本当にスムーズに採択できるような状況をつくっていくことが教育行政の大きな役割でしょうか、そういった意味では、引き続き文部科学省と早目の教科書採択についての指導助言を賜りながら対応していきたいという思いでございます。よろしいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネット、議席18番、仲宗根悟です。

崎山県議に引き続きまして、会派を代表いたしまして行政一般に関しまして質問を行います。早速行きます。

1番目に、基地問題に関してであります。

県は、嘉手納飛行場での夜間の騒音が過去最多になったと、そして宜野湾市上大謝名で騒音が倍増したというような騒音測定結果を示しました。嘉手納基地は不夜城であります。24時間切れ間なく、80デシベル近辺の騒音・充電音をP3Cオライオンがまき散らしております。周辺住民の安眠は妨げられ、生活環境に大きな影響を与え深刻であります。また、戦闘機の部品落下や燃料漏れなどが繰り返しております。基地そのものの使用のあり方もずさんでありさまであります。県民の不安は、増すばかりであります。米軍及び日本政府に対する県の姿勢を伺いたいというふうに思います。

(1)、米軍嘉手納飛行場、普天間飛行場の訓練機の騒音が増加している現状、戦闘機からの部品落下や燃料流出等米軍の緩んだ点検、安全管理の姿勢が顕著にあらわれていると思います。重大事故につながりかねない事故に対しての傍観姿勢の日本政府に対する県の見解を伺うものです。

(2)、沖縄本島北部でベトナム戦争当時、枯れ葉剤を散布したとの元米軍高官の証言が明らかにされた。また、退役軍人が北谷に枯れ葉剤が埋められたとの証言をいたしました。事実関係も含め環境調査を求めるべきであると思うが、県の見解を伺うものであります。

(3)、内部告発サイト「ウィキリークス」が公表した米公文書で、2007年6月に在沖米海軍の掃海艦2隻が与那国町祖納港へ寄港した際、当時のケビン・メア在沖米総領事が「与那国島を対機雷作戦の拠点にできる」との見解を米本国に伝えていたということが明らかになりました。入港当時、米海軍は寄港目的を「友

好親善と乗員の休養」としていたが口実であり、実際には軍事利用の目的に情報収集していることが明白になりました。県民を愚弄し、だまし続ける姿勢に対する知事の見解を伺うものであります。

(4)、民主党前原政調会長は、米國務省でバーンズ副長官との会談で、「普天間の辺野古移設は沖縄での受け入れ準備が進展をしている」と伝えたとしています。が、米国でそのことについて確認をしましたか。そしてどのような対応で臨んだか伺いたいと思います。

2番目は、第1次産業の育成に関してお聞きをしたいと思います。

(1)、県は耕作放棄地を「2011年度をめどに約350ヘクタールの再生を目指す」との方針を示していたが、その進捗状況について伺いたいと思います。

(2)、活用方法には農家個々の営農に資するものも生産性の向上では重要ではあるが、多面的な活用としての活用はあるのかどうか、その辺を伺いたい。そういうふうに思います。

(3)、県産農林水産物には引き合いが高い青果、野菜や魚介類が多いと聞きます。県外市場での取り組み状況についてどうなのか伺いたいと思います。

(4)、農水産物の生産、加工、販売を一体化し、農家の所得向上を目指す6次産業の取り組み状況について伺いたいというふうに思います。

(5)、本県は、全国的にも有数の肉用牛生産基地としての評価も定着をし、また養豚においても良質なブランド豚の開発に努めてきたが、そのおきなわブランドの普及推進の取り組みについて伺いたいと思います。

3番目、商工振興対策に関してお聞きをします。

(1)、沖縄物産の海外販路拡大を図る沖縄観光物産フェアが香港で開かれましたが、その内容とおきなわブランドの認知度はどうなのかを伺いたいと思います。

(2)、アジアの都市向け県産品の販路拡大を図る「航空貨物コンテナ借り上げ事業」の利用状況は好調に推移しているが、外国貨物取扱量に占める県産品の割合が0.2%にとどまっているとしています。参加機会の情報を広げ、参加する企業の拡大に努めるべきであります。その施策について伺いたいと思います。

(3)は中小企業対策に関してであります。中小企業はこの経済不況の中、歯を食いしばり、知恵を絞り、会社の存続に懸命に頑張っており、社会貢献にも大きく寄与してきたこの中小企業の支援対策、設備資金の対策でありますとか、あるいは運営資金の支援対策でありますとかが非常に重要であります。その施策について伺います。中小企業振興対策の取り組みについて伺

いたいと思います。

(4)、企業立地促進に向けた取り組み状況及び企業誘致にかなう環境づくりのその課題について伺いたいと思います。

4番目は、雇用対策に関してであります。

(1)、来春卒業予定の高校生に対する県外求人が前年より約2割が減少をしているとしています。企業、学校、ハローワークの連携した取り組み状況はどうなのか伺います。

(2)、農漁業及び関連産業による雇用創出が図られると考えますが、その取り組みについて伺います。

5番目は、観光振興に関してであります。

(1)、入域観光客の減少幅が縮小しつつあり、回復傾向にあるとの見方があるようだが、現状はどのようなものなのか伺いたいと思います。

(2)番目、修学旅行が震災の影響もあり、東北地方から沖縄へシフトしているとしています。バスの対応が追いつかない状況にあるとのこと。修学旅行の状況と受け入れ体制の対策について伺いたいと思います。

(3)、7月開始の中国個人観光客向けの数次ビザの発給状況、そして発給後、昨年との比較はどのようなものなのか。また今後の見通しについてはどうなのか伺います。

(4)、米国の航空会社が那覇―グアム線、週4便を運航しているとしています。路線の拡大は、活性化にも寄与できる戦略であります。その内容について伺います。

(5)、外国からのクルーズ船の沖縄への寄港の際、下船の入国審査及び関税検査に多くの時間が割かれてしまい観光客からたくさんの不満を買っているようです。クルーズ会社側も入国審査の迅速化を強く望んでいます。その改善策について国へ求めることについて伺いたいと思います。

(6)番目は、新たな着地型観光メニューの創出や若年層市場の開拓を目指す事業「元気プロジェクト」をスタートさせるとしています。事業の内容について、そして効果について伺いたいと思います。

6番目は、教育行政に関してであります。

(1)、教職員の精神疾患が要因の休職者が年々増加傾向にあることは、業務の多忙化が主たる要因であります。その対策について取り組みを伺いたいと思います。

(2)、職場におけるメンタルヘルスの要因を調査・分析し、対策すべきであります。その取り組みについて伺います。

(3)、学校現場での「安全衛生委員会」の設置状況、県の取り組みについて伺いたいと思います。

7番目は、エネルギー対策に関してお聞きをしますが、(1)、3・11東北沖太平洋大地震の発生による東京電力福島第一原子力発電所の放射能事故は、安全神話が文字どおり崩壊し、世界的にも原発にかわる自然エネルギーへの転換が加速をしました。本県の自然エネルギーへの取り組み状況について伺いたいと思います。

8番目は、公共交通政策に関してであります。

(1)、通勤時の渋滞緩和を図るためにもバス利用促進が求められてまいります。その取り組みについて伺いたいと思います。

最後に(2)、「ノーマイカーデー」運動も有名無実の感否めません。県民的運動にいま一度取り組む必要があるのではないか、その施策について伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題に関しての中で、民主党前原政調会長の発言に係る御質問にお答えいたします。

民主党の前原政調会長の発言につきましては、新聞報道等により承知いたしておりますが、どのような趣旨で発言されたのか確認はいたしておりません。

県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設、そして返還を求める考えに変わりはありません。

次に、第1次産業の育成に係る御質問の中で、県産農林水産物の県外市場での取り組み状況についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、亜熱帯性気候の優位性を生かし、ゴーヤー、マンゴー、そしてマグロなど、県外市場・量販店等への販売促進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、首都圏の市場と連携をし、第1に、市場関係者への販売促進キャンペーンやセミナーの開催、第2に、新品種モズクの開発と商品化を推進し、量販店等で実施する「沖縄フェア」での販売促進、第3に、沖縄食材の魅力を発信するアンテナレストランの設置などを展開をし、消費拡大に取り組んでいるところでございます。さらに平成23年度は、県産農林水産物の出荷シーズンに合わせて「A等関係団体と連携

をし、首都圏におけるトップセールスや商談会など引き続きプロモーション活動を実施してまいり所存でございます。

次に、商工振興対策に係る御質問の中で、中小企業振興対策の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため「中小企業の振興に関する条例」に基づき、「中小企業振興会議」や「地域部会」を開催し、企業・団体等からさまざまな施策提言を受けております。県ではこれらの提言を踏まえ、中小企業セーフティネット資金の融資枠の確保や、新たに海外展開へ積極的に取り組む「万国津梁人材育成事業」などを実施いたしております。また、中小企業を支援する新たな制度として県内地場産業のイノベーションを促進する「産業イノベーション制度」の創設や、企業ニーズの高い「小規模事業者経営改善資金」の拡充などを国に要望しているところでございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、数次ビザの発給状況及び今後の見通し等についての御質問にお答えいたします。

7月から導入されました個人観光数次ビザの発給数といたしましては、7月は748件、8月は1393件となっております。昨年の沖縄を訪問する中国人個人観光客へのビザ発給数が7月は50件、8月は54件であったことから、大変大きな成果を出していると考えております。

今後の数次ビザ発給につきましては、上海便の増便や北京便の新規就航、そして瀋陽や大連からのチャーター便など航空路線の拡充が見込まれておりますことから、大幅な増加が期待できるものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題に関しまして、嘉手納、普天間両飛行場の航空機関連事故等に関し政府に対する見解についてお答えいたします。

嘉手納、普天間両飛行場においては、依然として環境基準を超える騒音が発生しているほか、ことしに入り、米軍航空機による緊急着陸、燃料流出、部品遺失などの航空機関連事故が12件発生しております。県は、事件・事故が発生するたびに米軍を初め関係機関に対し、事故原因の徹底究明、再発防止及び安全管理の徹底等を強く申し入れてきたところであります。県

は、米軍基地に起因する事件・事故は一件たりともあってはならず、政府においては、周辺住民に被害や不安を与えることがないよう、騒音の減少、事故の再発防止等について米軍に強く働きかけるべきであると考えております。

次に、枯れ葉剤の環境調査を求めることについてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用・貯蔵されていたなどの報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、報道内容の事実関係の確認を求めているところであります。これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から、「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯れ葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めてまいりたいと考えております。

次に、米海軍掃海艦の与那国町祖納港への寄港についてお答えいたします。

日米両政府ともウィキリークス情報については、不正な方法で入手した文書についてコメントも確認も一切しないとのことであり、報道への見解は控えさせていただきます。

いずれにしても、民間港湾は、民間船舶の運航を目的として設置されたものであり、緊急時以外は米軍の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であります。2007年の米海軍艦船の入港の際は、県はこの方針に基づき米軍艦船の民間港湾の使用自粛を要請したところであります。

民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、今後とも日米両政府に対し、米軍による緊急時以外の民間港湾の使用自粛を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 第1次産業の育成に関しての中で、耕作放棄地再生の進捗状況についてお答えします。

平成22年度における耕作放棄地面積は2761ヘクタールで、全耕地面積3万9100ヘクタールの約7%となっております。

県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図る

ため、平成22年度までに沖縄県耕作放棄地対策協議会や28市町村で地域協議会を設置しております。平成20年度から耕作放棄地対策事業により再生作業、土壌改良、営農定着等を支援し、平成22年度までに約143ヘクタールが再生されております。平成23年度に207ヘクタールを再生し、合わせて350ヘクタールの再生を計画しておりましたが、今年度は約70ヘクタールの再生しか見込まれず、進捗がおくれる状況となっております。

その原因として、所有者の農地への資産的保有意識が強く、貸借等を行うことに対して消極的であることが考えられます。そのため、地域協議会と連携して耕作放棄地の出し手・受け手間の調整を図り、平成25年度を目途に約350ヘクタールの耕作放棄地の再生を進めていくこととしております。

次に、耕作放棄地の多面的な活用についてお答えします。

耕作放棄地の活用については、本県農業を振興する上で重要な課題であることから、耕作放棄地再生利用交付金等を導入し、担い手への利用集積や新規就農者へのあっせんなどに取り組んでおります。また、市民農園の開設や一般企業等による農業参入なども促進しております。

県といたしましては、今後とも市町村等の関係機関・団体と連携し、耕作放棄地の解消及び有効利用に努めてまいります。

次に、農林水産業の6次産業化の取り組みについてお答えします。

県では、農林漁業の振興を図るため、食品メーカーと連携し商品開発に取り組む農商工連携や、農業者がみずから農産物の加工・販売などに取り組む農林水産業の6次産業化を推進しているところであります。具体的には、平成22年度から地域資源に着目して、「県産農産物付加価値向上推進事業」により地域内生産者や加工グループ等と連携した加工品開発、県内食品メーカー等と連携した加工品開発、大手食品メーカー等と連携した加工品開発による全国展開など、加工品開発モデルの構築を実施しているところであります。また、平成23年度からは「アグリチャレンジ6次産業化支援事業」により地域資源を活用した加工品の試作開発支援、食品加工基礎講座や企業派遣研修など加工技術習得の支援、商品化に必要な加工機材等の整備支援などに取り組んでいるところであります。

次に、肉用牛、豚のブランド化の普及推進についてお答えします。

県では、肉用牛、豚のブランド化を図るため、改

良・増殖、生産基盤の整備等を推進しております。肉用牛については、全国トップレベルの「北福波」などの種雄牛の造成、子牛の資質向上、肥育農家の育成、優良草地の整備、肉用牛拠点産地の形成などに取り組んでおります。また、豚については、国内外からの優良種豚の導入による改良・増殖、産肉性のすぐれた系統造成豚の普及推進、すぐれた肉質を持つ琉球在来豚「アグー」の生産供給体制の整備などを行っております。「アグー」の出荷頭数は、平成19年は1万2400頭で、平成22年には2万2500頭に増加しております。

今後とも生産者及び関係団体との連携を図り、肉用牛や豚のブランド化を普及推進してまいります。

雇用対策に関しての中で、農漁業及び関連産業による雇用確保についてお答えいたします。

本県の雇用確保を図る上で、農林水産物の安定生産と関連産業との連携が重要であると考えております。このため、県としては、生産拡大が期待される園芸品目、肉用牛、養殖魚介類などを戦略品目として位置づけ、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の形成により生産振興を図っているところであります。特に、園芸品目については、安定生産の観点から台風に強い耐候性ハウスの整備や台風対策のマニュアルを作成し普及を図っているところであります。また、関連産業と連携して、県産農林水産物の付加価値を高めるため、ゴーヤー、カンショ、アセロラ、モズクなどの加工施設や食材供給施設等の整備、特産品開発などに対する支援を行っております。その結果、ゴーヤー茶、薬草茶、カット野菜、紅芋を利用したお菓子類、シークワーサージュース、アセロラワイン、塩モズクなどが製品化され、雇用の確保など地域経済の活性化に寄与しているところであります。

今後とも農林水産物の安定供給を図るとともに、他産業と連携し付加価値の高い商品開発を行うことなどにより雇用の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 商工振興対策に関しての御質問の中で、香港での沖縄観光物産フェアの内容とおきなわブランドの認知度についてお答えいたします。

今回の香港における沖縄観光物産フェアは、平成23年8月23日から28日までの6日間、香港最大の日系小売店11店舗で開催されました。同小売店でのフェア開催は、昨年6月に続き2回目となり、野菜、黒糖、塩、食肉加工品、ビール、泡盛など県産品487品目を

展示販売し、約1000万円の売り上げとなりました。また、現地で定番化商品として扱われておりますのは、塩、黒糖、泡盛、ビールなどで、県産品の認知度は着実に向上しております。

県としては、引き続き海外への物産販売について積極的に取り組んでまいります。

続きまして、企業立地促進に向けた取り組み状況及び環境づくりの課題についてお答えいたします。

沖縄県では、企業の立地を促進するため、知事のトップセールスによる企業誘致セミナーの開催や県外の企業を招いて視察ツアーを実施するなど積極的な取り組みを行っております。

投資環境づくりの課題としては、割高な物流コスト、高度IT人材の育成確保、アジア諸外国の制度と遜色のないインセンティブの確保が挙げられます。このため、沖縄県では、新たな計画において物流コスト支援や人材育成に取り組むとともに、税制優遇措置の抜本的な拡充などを国へ要望するなど、魅力的な投資環境の整備に努めてまいります。

続きまして、エネルギー対策に関しての質問の中で、自然エネルギーの取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県は、自然エネルギーの普及促進のため、平成21年度から太陽光発電導入支援補助事業を実施しております。また、平成23年度からは国の支援を受けて「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、大規模な再生可能エネルギーの導入として沖縄本島大宜味村において4メガワットの風力発電、それから同じく北部の名護市において1メガワットの太陽光発電の整備、それから再生可能エネルギー100%離島の実証として宮古島市来間島で事業を実施、それからEVバス製造と運用の実証ということで、これは沖縄本島を中心に行います。こういう事業に取り組んでおります。

県といたしましては、今後とも市町村等と連携し、自然エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 商工振興対策に関する御質問の中で、コンテナ借り上げ事業の拡大についてお答えいたします。

現在、県では、全日空の高速物流ネットワークを活用してアジアに向けた県産品の販路拡大を図っております。那覇空港の貨物ハブを利用したコンテナ借り上

げ事業の推進により、沖縄県産品の平成22年度の輸出量は112トンで、国際貨物量全体の約0.1%ではありますが、事業開始前に比べると月平均0.4トンから9.4トン、約23倍へと大幅に増加しております。

参加企業をふやすための取り組みとしては、今後も海外における県産品のプロモーション、セミナー、説明会等の開催、メールによる情報提供など県内生産者に働きかけることにより、参加企業の拡大に努めていきたいと考えております。

次に、公共交通政策に関する御質問の中で、バス利用促進の取り組みについてお答えいたします。

県では、那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、学識経験者、公共交通事業者等で構成する沖縄県公共交通活性化推進協議会を設置し、その中でバス利用促進に向けた取り組みを進めております。現在、協議会では、バスレーンの延長、ＩＣ乗車券システム導入の検討などバスの利用環境の改善に取り組んでいるほか、児童生徒に対し、子供のころから自動車に過度に依存した生活習慣が根づかないようにするための啓発活動を昨年に引き続き実施することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 雇用対策に関しての御質問で、新規高卒者の就職支援についてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、平成23年8月末現在の高校生に対する県外求人数は前年同期と比較して12.5%減となっております。なお、県内を含む求人全体としましては2.9%増加しておりますが、依然として厳しい雇用状況が続いております。

県教育委員会としましては、沖縄労働局や県商工労働部等と連携し、県内外求人開拓や企業合同面接会の実施、県内経済団体等への雇用確保の要請を行っており、今後とも高校生の就職支援に努めてまいります。

次に、教育行政に関しての御質問で、教職員の多忙化解消対策についてお答えいたします。

教職員の業務の効率化につきましては、定時退校日やノ一部活動日の設定、会議の精選等を推進するとともに、昨年度から2年間で全県立学校に負担軽減推進員を配置し、各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。各学校における具体的な取り組みとしましては、校内ネットワークを活用した情報のデータベース化や校内組織のスリム化、職員朝会の効率化等を行っております。また、県教育委員会では、報告事項等の見直しや精選を行い、文書の簡素化

や電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等を行っております。

今後とも教職員の業務の効率化に向けて取り組んでまいります。

次に、メンタルヘルスの要因とその対策についてお答えいたします。

教職員の心の病の原因は一概には言えませんが、教職員の職務が多様な人間関係、数量化しにくい業務、高い倫理観が求められる職業であるなど職務の特殊性が大きく影響しているものと思われます。

県教育委員会としましては、産業医やスクールカウンセラーの配置、メンタルヘルス研修会の実施や相談事業を行っているところであります。

次に、衛生委員会の設置状況についてお答えいたします。

衛生委員会は、労働安全衛生法に基づき設置が義務づけられている県立学校の65校、市町村立学校の11校すべてに設置されております。

県教育委員会としましては、今後とも労働安全管理体制の整備を推進するとともに、市町村教育委員会への指導助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興に関しての御質問の中の、入域観光客数の状況についてお答えいたします。

東日本大震災後の入域観光客数の状況については、4月が対前年同月比で約21.3%の減少でありましたが、8月には約5.5%の減少となり、減少幅は回復傾向にあります。

国内客につきましては、修学旅行の振りかえ需要や個人客を中心に緩やかな回復基調となっております。外国人観光客につきましては、中国人観光客に対する数次ビザの発給開始や香港―那覇路線の運航再開、また上海―那覇路線の増便、北京―那覇路線の開設など航空路線の拡充により回復傾向で推移しております。特に、中国からの空路客につきましては、8月は対前年同月比22%増加し過去最高の2200人となっており、今後とも増加傾向で推移するものと見込んでおります。

同じく観光振興に関しての質問の中の、修学旅行の状況と受け入れ体制についてとの問いにお答えいたします。

平成22年の沖縄への修学旅行数は2562校、43万8194人と4年ぶりに増加に転じており、平成23年もさらに

増加が予想されているところであります。

なお、先般報道のありました「修学旅行におけるバス不足」につきましては、沖縄観光コンベンションビューローを中心に県内バス会社と旅行会社との調整を進めているところであり、現時点では解消できる見込みであります。

沖縄県としましては、今後とも関係機関と連携し、これまでの平和学習や文化体験学習の充実、新たな体験学習メニューの開発等、修学旅行の受け入れ体制の強化に取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、グアム線の就航についてとの問いにお答えいたします。

仲宗根議員お話のとおり、那覇―グアム路線につきましては、米国の航空会社でありますユナイテッド航空が明日9月28日より週4便体制で定期就航いたします。同社は、グアムに加えハワイ、アメリカ国内においても多様なネットワークを有していることから、外国人観光客の誘致や太平洋島嶼国との交流に貢献すると考えております。また、ハワイやアメリカ本国に居住する県系人の利便性の向上にもつながり、10月に開催される第5回世界のウチナーンチュ大会にも活用されるものと考えております。

クルーズ船の入港審査等の改善についてとの質問にお答えいたします。

クルーズ船の寄港に伴う外国人観光客の入国審査や税関検査については、審査のため下船まで1時間以上要する場合もあることから、これまでも海外クルーズ会社等から簡素化等の要望がなされております。

県におきましては、平成21年1月、政府に対し入国審査等の簡素化及び体制の拡充強化への協力を求めており、ことし7月にも福岡入国管理局那覇支局に対し改めて協力を依頼したところであります。また、「新たな沖縄振興に関する制度要望」におきましても、手続の迅速化のための入国審査等の体制の強化を求めているところであります。

観光の振興に関しての質問の中の、「元気プロジェクト」の事業の内容と効果についてとの質問にお答えいたします。

県におきましては、沖縄観光の魅力を向上させるため、新たな観光メニューの創出や育成を目的とする「元気プロジェクト」を昨年度に引き続き実施しております。今年度は、沖縄への観光客誘致を目的とする「エンターテインメントの創出と拡充」、「若年層市場の開拓」などをテーマに、民間事業者のノウハウや活力等を活用したプロジェクトを提案公募により募集しております。その結果、83件の応募があり、去る9月

22日に事業選定を行ったところであり、これから順次各プロジェクトを進めてまいります。

県としましては、国内外の著名アーティストによるコンサートやスポーツイベントなどの活用による観光客数の増加のほか、新たな沖縄観光の魅力の発掘につながる効果を期待しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 公共交通政策に関連する質問の中で、ノーマイカーデー運動の取り組みについてお答えいたします。

県では、交通安全推進協議会の提唱を受けまして毎月1日と20日をノーマイカーデーと設定し、年4回実施する交通安全運動において新聞での広告、チラシの配布、電光広報塔での広報などによりその周知を図っているところでございます。また、平成20年度から平成22年度までの3年間は、「地球温暖化対策 九州・沖縄・山口統一キャンペーン」の一環として、6月と12月をノーマイカーデー強化月間と位置づけ推進してまいっております。

今後の取り組みといたしましては、交通安全や温暖化対策の視点に加え、新たに公共交通の利用促進、環境への配慮、健康増進等の観点から、関係機関とも連携をしながら、県民の理解と協力のもとノーマイカーデーを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、農林水産部のほうの耕作放棄地の活用方法なんですけれども、私も、退職後の方々に健康増進も図りながら小規模貸し農園をやったらどうかというようなことをお聞きしたかったんですが、市民農園ももう既にやっているんだというようなお話でありました。建設業を中心とした農業へシフトをしながら生産向上したらどうかというようなお話も、これも広げているんだというようなお話でしたので答弁は結構です。

県外の市場の取り組みについてなんです、県の皆さんもやはりキャンペーンを広げながら、そういった要請活動も市場関係者に行っているということで、枠を広げる意味でも私たち沖縄の県産品を使ってくださいというトップセールスも非常に重要なことで頑張っているんじゃないかなと思うんですが、一方で、大きな課題として台風時ですとか、台風時に限らず悪天候が続

いた場合には出荷が滞ってしまうことがあるんだそうですよ。それで、市場関係者のほうも非常に生産地としての責任を強く求めている部分もあるんだというようなお話なんです。

それで、県は一生懸命販路拡大の要請活動もしているのに、市場関係者と生産地とＪＡも含めて、こういった信頼関係が構築できないとなると要請活動も徒労に終わってしまう、無駄になってしまうというようなおそれが発生しかねないと思うんですね。ぜひ、ここは生産者あるいはＪＡ、そして県の連携強化の取り組みが必要だというふうに思うんですが、その辺について御答弁をお願いしたいなというふうに思います。

そして基地問題ですが、米軍機による航空機の騒音問題、特に夜間における外来機訓練、これは、もう県も事あるたびに要請に行っていますと、軽減を図るためにも環境生活部長も要請に行かれてこの辺もわかるんですが、あのＰ３オライオンですよ、充電音。ぜひ県の皆さんも夜中に屋良地区に行かれて、どういった状況であの充電音が鳴っているのかなということをぜひ調査して、その調査結果も公表していただきたいなというふうに思うんですよ。これは24時間、昼間は航空機がどんどんどんどん来ると、夜中は夜中でその充電音というんでしょうか、非常に気味悪い音がするというようなことを住民が訴えていますので、その辺をぜひ調査しながら公表すべきだと思います。

あと一つ、基地関連なんですけれども、その基地使用及び安全管理の面で、つい先日1週間前なんです、非常にずさんだなと思えるのがその辺なんです。周辺自治体への通報もなしに弾薬庫地区内で、当時は何だったのかということを知ってしまいましたら不用弾、使用不可能な弾薬を集めて爆破処理をしたというのが理由のようなんですが、付近住民にしてみたら、白い煙が立ち上り、そして大きな音がすると。地響きもしながら、身をすくめて何だ、これはと非常に不安がって、心臓もドキドキしたというような訴えがあるんですよ。この辺、非常に不安がらせていることに対して、やはり情報も入ってこないうちに、場所が場所だけに弾薬庫の中から黒煙が立ち上る、あるいは物すごい音が聞こえるということになると、何が起こったんだろうと非常に住民、付近の皆さんというのは不安がっているんですよ。その辺の情報管理ですとか、あるいは基地の使用そのものに、これは県も毅然として抗議しながら訴えていっていただきたいというふうに思うんですが、その辺についてもお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題に関する御質問の中で、嘉手納基地で発生しているＰ３オライオンの充電音等につきましての再質問にお答えいたします。

Ｐ３オライオンの充電音につきましては、私自身、深夜にそれを聞きに行ったことがございます。腹に響く大変な音で、地域住民に大変な負担になっているものと承知しております。

いわゆる日米合同委員会の合意におきましては、エンジンの調整音等につきましても自粛の対象になっているというふうに承知しておりまして、引き続きこの問題につきましても日米両政府にその低減を求めています。また、現在、海軍駐機場につきましては、その移設が進められておりまして、一定の効果があるのではないかと考えておりまして、その動向も見守っていきたいと考えております。

次に、御質問の不用弾の爆破の件でございますが、この件につきましては、地域住民あるいは県に対して全く通報がなかったところでございまして、大変遺憾でございます。

これまで嘉手納基地周辺におきましては、緊急の訓練等におきまして大きな音が発生するということが続いておりますけれども、その際は、必ず県及び周辺市町村に通報するように求めているところでございまして、引き続き周辺住民に不安を与えないような措置を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農産物の県外出荷に当たって、ＪＡ、市場関係者との連携強化についての再質問にお答えいたします。

県外市場において指定席を確保されているゴーヤー、菊などの品目の安定生産を図ることは責任産地として極めて重要でございます。そのため、台風に近い農業の確立を早急に進める必要があると考えております。

具体的な取り組みとしては、防風・防潮林の設置、台風に近い耐候性ハウスの整備、耐風性に強い品種の育成をすることによって、安定的な生産をする必要があると考えています。その生産体制を通じまして、市

場のニーズに合わせた計画生産を市場関係者、県、ＪＡと連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。  
次会は、明28日定刻より会議を開きます。  
議事日程は、追って通知いたします。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後５時８分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬

平成23年 9 月28日

平成23年  
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成23年  
第 6 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成 23 年 9 月 28 日（水曜日）午前 10 時 1 分開議

## 議 事 日 程 第 3 号

平成23年 9月28日（水曜日）

午前10時開議

### 第 1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第 1 代表質問

#### 出 席 議 員（47名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 議 長  | 高 嶺 善 伸 君  | 25 番 | 新 垣 良 俊 君  |
| 副議長  | 玉 城 義 和 君  | 26 番 | 仲 田 弘 毅 君  |
| 1 番  | 上 原 章 君    | 27 番 | 照 屋 守 之 君  |
| 2 番  | 島 袋 大 君    | 28 番 | 辻 野 ヒロ子 さん |
| 3 番  | 中 川 京 貴 君  | 29 番 | 嶺 井 光 君    |
| 4 番  | 桑 江 朝千夫 君  | 30 番 | 赤 嶺 昇 君    |
| 5 番  | 平 良 昭 一 君  | 31 番 | 当 銘 勝 雄 君  |
| 6 番  | 仲 村 未 央 さん | 32 番 | 渡嘉敷 喜代子 さん |
| 7 番  | 照 屋 大 河 君  | 33 番 | 前 田 政 明 君  |
| 8 番  | 渡久地 修 君    | 34 番 | 玉 城 ノブ子 さん |
| 9 番  | 瑞慶覧 功 君    | 35 番 | 奥 平 一 夫 君  |
| 10 番 | 山 内 末 子 さん | 36 番 | 比 嘉 京 子 さん |
| 12 番 | 吉 田 勝 廣 君  | 37 番 | 金 城 勉 君    |
| 13 番 | 當 山 眞 市 君  | 38 番 | 糸 洲 朝 則 君  |
| 14 番 | 吉 元 義 彦 君  | 39 番 | 翁 長 政 俊 君  |
| 15 番 | 座喜味 一 幸 君  | 40 番 | 浦 崎 唯 昭 君  |
| 16 番 | 佐喜真 淳 君    | 41 番 | 池 間 淳 君    |
| 17 番 | 玉 城 満 君    | 42 番 | 新 垣 哲 司 君  |
| 18 番 | 仲宗根 悟 君    | 43 番 | 具 志 孝 助 君  |
| 19 番 | 崎 山 嗣 幸 君  | 44 番 | 當 間 盛 夫 君  |
| 20 番 | 西 銘 純 恵 さん | 46 番 | 新 里 米 吉 君  |
| 21 番 | 新 垣 清 涼 君  | 47 番 | 嘉 陽 宗 儀 君  |
| 23 番 | 新 垣 安 弘 君  | 48 番 | 大 城 一 馬 君  |
| 24 番 | 前 島 明 男 君  |      |            |

#### 欠 席 議 員（1名）

11 番 上 里 直 司 君

#### 説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君 副 知 事 上 原 良 幸 君

|             |            |
|-------------|------------|
| 副 知 事       | 与世田 兼 稔 君  |
| 知 事 公 室 長   | 又 吉 進 君    |
| 総 務 部 長     | 兼 島 規 君    |
| 企 画 部 長     | 川 上 好 久 君  |
| 環 境 生 活 部 長 | 下 地 寛 君    |
| 福 祉 保 健 部 長 | 宮 里 達 也 君  |
| 農 林 水 産 部 長 | 比 嘉 俊 昭 君  |
| 商 工 労 働 部 長 | 平 良 敏 昭 君  |
| 文 化 観 光     | 平 田 大 一 君  |
| ス ポー ツ 部 長  |            |
| 土 木 建 築 部 長 | 当 間 清 勝 君  |
| 企 業 局 長     | 仲 田 文 昭 君  |
| 病 院 事 業 局 長 | 伊 江 朝 次 君  |
| 会 計 管 理 者   | 米 蔵 博 美 さん |
| 知 事 公 室     |            |
| 秘書広報統括監     | 饒平名 知 成 君  |

|             |             |
|-------------|-------------|
| 総 務 部       | 新 垣 郁 男 君   |
| 財 政 統 括 監   |             |
| 教 育 委 員 会 長 | 中 野 吉 三 郎 君 |
| 教 委 員 会 長   |             |
| 教 育 長       | 大 城 浩 君     |
| 公 安 委 員 会 長 | 幸 喜 徳 子 さん  |
| 委 員 会 長     |             |
| 警 察 本 部 長   | 村 田 隆 君     |
| 労 働 委 員 会 長 | 平 良 宗 秀 君   |
| 事 務 局 長     |             |
| 人 事 委 員 会 長 | 岩 井 健 一 君   |
| 事 務 局 長     |             |
| 代 表 監 査 委 員 | 又 吉 春 三 君   |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 嘉 陽 安 昭 君 | 課 長 補 佐 | 上 原 貴 志 君 |
| 次 長     | 鉢 嶺 元 君   | 主 査     | 佐久田 隆 君   |
| 議 事 課 長 | 平 田 善 則 君 | 主 査     | 嘉 陽 孝 君   |

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第１ 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して質問します。

知事が今回の訪米で、普天間基地の移設問題について、「県内41市町村の全首長及び県議会の全議員が県内移設に反対している」、「沖縄に海兵隊がまとまって存在しないといけない理由や役割などが明らかにされていない」と日米首脳会談、外相会談を前に県民の声を直接報告、発信したことは大きな意義があります。一方、新しく誕生した野田総理は、真っ先に普天間基地の辺野古移設の日米合意を遵守することをアメリカに約束し、対米従属を誓い、所信表明演説では、普天間基地の辺野古移設か、固定化かと県民におどしをかけています。政府の姿勢は、知事の立場と沖縄県民の願いを踏みにじる姿勢をあらわにしたもので断じて容認できないものであります。

知事は、日米合意の撤回、辺野古移設・県内移設反対、普天間基地の早期閉鎖・撤去へ県民の一層の団結を呼びかけ、その先頭に立って奮闘するよう求めるものです。知事の決意を伺います。

今、アメリカは巨額の財政赤字で苦しみ、上下両院議員らから沖縄の海兵隊撤退論、非現実論、在沖海兵隊の米帰還論などが出ています。また、国防次官が辺野古案変更も検討と報道されています。知事の認識を伺います。

また、今後、国連を初め世界と米国世論への働きかけをさらに強化すべきです。具体策をお聞きます。

私は、米国と日本本土での沖縄の基地の実態を知らせ、普天間基地の早期閉鎖・撤去、県内移設反対の新聞広告、チラシ作成・配布などを繰り返し求めてきましたが、いよいよ実行段階ではないでしょうか。加えて、米大統領及び米上下両院の議員全員に対しての書簡を県知事名か、全県の市町村長連名、県議会議長と全県議、市町村議長連名などで送り、沖縄側の意思をきっぱりと示すべきです。

政府が年内に提出すると言っている環境アセスには、知事は辺野古反対の立場で対応すべきです。また、辺野古の海の埋立申請に対して知事は明確に拒否すると県民に約束すべきです。

オスプレイ配備についての県の質問への政府の回答は、ますます配備による危険性が増幅しているのではないかと。普天間基地の危険性除去のためにも基地の即時運用停止を求めるべきです。

米軍掃海艇の与那国配備や、自衛隊の与那国や先島への配備についても、地元の世論調査でも反対が多数

になっています。地元の人々は、軍事的対応でなく平和的な交流、平和的な話し合いによる問題解決を望んでいます。米軍や自衛隊の先島への配備に反対すべきです。

米軍が沖縄に枯れ葉剤を持ち込んだ事実はあるのか。県はきちんと調査、対応すべきです。

與儀功貴君の命が奪われました。遺族や県民の願いに反し、日米両政府からは日米地位協定の改定の動きは全く見られません。改定が進まないのはなぜか。これ以上、県民の人権と尊厳が踏みにじられ続けるのであれば、県庁への米軍人の立ち入りを拒否するなど知事は強い態度で臨むべきではないでしょうか。

今、八重山地区においてあの日本の引き起こした侵略戦争を正当な戦争だと美化し、歴史を歪曲し米軍の抑止力を賛美し、自衛隊を賛美するような教科書を教育の場に持ち込もうとする危険な動きが起こっています。この動きは一体日本をどこに導こうとしているのでしょうか。

戦前の歴史は、教科書改悪が戦争へつながっていったことを示しています。1925年、治安維持法が制定されました。1931年、満州事変が勃発、そして1933年には小学校1年の国定教科書が改悪されました。それまでの「ハナ、ハト、マメ、マス、ミノ、カサ」といった読本が、「サイタ、サイタ、サクラガサイタ」、「ススメ、ススメ、ヘイタイススメ」になり、小学校唱歌が「春の小川はさらさらいくよ」から、「肩を並べて兄さんと 今日学校へ行けるのは 兵隊さんのお陰です」に変わっていきました。そして1938年には国家総動員法が制定され、1940年には大政翼賛会、1941年、真珠湾攻撃、太平洋戦争へと勃発していきました。そして1945年、沖縄戦。そしてアジアでは2000万人、国内で310万人、沖縄では24万人余のとうとい命が奪われました。愛国心、軍国主義教科書への改悪が戦争遂行政策と一体のものとして進められてきた歴史の事実、教訓を県知事及び県教育委員会はどうに認識しているのか伺います。また、戦後の教育基本法はこのような戦前の教育の反省の上に出発したのではないのでしょうか。

今回の中学校社会科の歴史教科書で、「日本軍の東南アジア占領について」、「沖縄戦と集団強制死・集団自決について」、「日本国憲法について」の3つの項目について、育鵬社と帝国書院の教科書ではそれぞれどう書いてあるのか。また、社会科公民教科書では、「男女平等について」、「沖縄の基地の過重負担について」、「米軍の抑止力について」、「自衛隊について」の4つの項目について、育鵬社と東京書籍の教科書では

それぞれどう書いてあるのか。

採択協議会で専門家や調査委員から推薦されていない育鵬社の教科書が採択されたのは、まさに採択ありきだったことが浮き彫りになっています。県内のほかの協議会で推薦されていない教科書が採択されたところがあるか。過去にはどうか。

これまで教育委員会は、文部科学省の指導助言、援助を仰ぎ、調整の上で八重山地区への指導助言、援助を進めてきたとのことですが、その経過について伺います。

ある政党本部の教育部会に石垣市の教育長が参加し、また文科省や県の担当者が呼ばれたことが報道されましたが、多くの県民の間で教育行政が特定の政党の圧力、政治介入によってゆがめられるのではとの危惧の念が広がっています。教育が政治介入や圧力でゆがめられてはなりません。見解を伺います。

八重山での教科書問題は、沖縄の米軍基地の機能強化、自衛隊の先島配備など軍事拠点化へのねらいと一体のものとして動いています。このような危険な動きに対して知事は警鐘を鳴らすべきではないでしょうか。

次に、東日本大震災への支援と沖縄の防災体制について。

私は、5月に引き続き9月1日から4日まで被災地の宮城県石巻市に第二次ボランティア支援に行ってきました。今回手つかずになっている墓地の瓦れき撤去作業なども行いましたが、現場では前日に行方不明者2人の遺体が発見されたとのことでまだまだ厳しい状況で復旧・復興の兆しは見えませんでした。今後とも息の長い支援が求められています。

そこで、東日本大震災への現地への直接支援と沖縄での支援強化の今後の方向性について伺います。

この大震災の教訓から沖縄の防災体制をどのように見直し、何を実行してきましたか。

台風12号、15号による本土での空前の大雨災害、土砂災害が起こっています。同程度の雨量が沖縄で降ったら、どのような被害想定になるのか。過去の事例とも比較して対策の再検討、強化が必要ではないでしょうか。

私が被災地で痛感したのは、国民が苦しんでいるのに米軍には1年間で約1900億円、5年間で約1兆円もの思いやり予算を提供し、大企業には2兆円の減税という異常なアメリカ言いなり、大企業優先の政治をもう変えなければならないんじゃないかということでした。同時に、私は国の構造改革路線、行革路線に従い暮らしや福祉の予算や防災の予算を削り、人も減らし

てきた県政運営も大きな転換が求められていることも痛感しました。

東日本大震災の教訓は、「絆」という言葉に象徴されているように、人々の連帯、社会的結びつきの重要性が見直され、これまでの自己責任の名のもとに、暮らし、福祉を削減してきた構造改革・新自由主義路線から脱却し、暮らし、福祉、防災優先の政治への転換が求められています。知事の見解を伺います。

政府が進めてきた構造改革路線、自己責任論による弱肉強食の新自由主義路線によって貧困と格差は広がり続けています。県内での実態について、以下、伺います。

(1)、年収200万円未満の収入しかない県民数、世帯数、無年金者数、生活保護世帯数、非正規雇用者数などについて10年前との比較と対策について。

(2)、準要保護児童数の10年前と今日の比較、県民所得が全国最下位だが準要保護では全国比はどうか、受けられるべき児童が受けられていないのではないかと、各市町村の受給要件に差があるのはなぜか、各市町村の受給要件の実態と県の対応について。

(3)、自殺者数の10年前との比較、原因、対策について。

低所得者向けの公営団地を全国平均にするためには、あと2万戸の新增設が必要との2月議会での質問に、知事は計画をつくって推進すると約束しましたが、「新たな計画の基本的な考え方」ではどう位置づけてどう具体化しているか。

災害弱者を生まないためにも特別養護老人ホームの増設は急務です。待機者の実態と増設計画について伺います。

子供の医療費無料化の年齢拡大について、6月議会の我が党の質問に知事は、実務的に詰めていると答弁しましたが、次年度から拡大すべきです。入院については中学校まで無料にすべきです。

県民の命と健康を守る上で、国保税の引き下げは重要な課題です。そのための市町村への支援を県として行うべきです。

防災の中心である消防士の増員について、次期振興計画で位置づけるとさきの議会で答弁したが、具体的にどのように位置づけて推進するか。また、消防の広域化は政府の構造改革・行革路線の中での人減らしがねらいであります。今求められているのは、市町村消防の強化と消防士の指針どおりの配置ではないか。

次に、沖縄振興計画について。

新しい総理は所信表明演説で、普天間基地の辺野古移設と沖縄振興をリンクさせて述べています。基地押

しつけと基地引きかえのリンクであってはならず、基地のない沖縄を正面から目指すべきであります。

沖縄振興予算が本土に還流する仕組みを改め、県内に蓄積、還流される仕組みを構築し、そのためにも第1次産業を初め県内企業、地場産業育成を大きな柱にすべきです。

箱物中心、公共工事中心の沖縄振興計画から県民の暮らし、福祉、教育、防災優先の振興計画にすべきです。

例えば消防士の増員が国の行革方針で抑え込まれ、公営団地建設が国の新規建設抑制の方針で抑え込まれるなど沖縄振興計画の方針、目標が全国一律の政府の方針によって、その推進が抑制されることがないようにすべきです。そのための方策をどのように考えているか。

戦後処理問題について。

不発弾はあと幾らあり、全部処理するのにあと何年かかるか。不発弾処理は戦争を起こした国の責任で行い、処理費用、避難にかかる費用もすべて国が補償すべきです。

私は、那覇市議会時代に不発弾の現地処理時の避難半径が他県の2倍以上になっている事実を示して縮小する技術の導入を提案し、現在のライナープレート方式が2003年2月に那覇市で初めて導入され避難半径が半分に縮小されました。当時から爆発に耐えられる容器の導入もできないかと提案していましたが、最近、耐爆容器が開発されたと聞いていますが県の見解を伺います。この方式だと5インチ艦砲弾の場合、避難半径は106メートルが30メートルに縮小できると言われているが、避難面積、避難人口、経済的・社会的損失などとの比較はどうなるか。過去の事例と今回の南風原の不発弾処理時での比較はどうなるか示されたい。国に導入を求める考えはないか。

戦争空襲被害者が国に国家賠償を求めて立ち上がっていますが、県も支援すべきです。

泡瀬干潟の埋め立ての問題について。

さきの台風での堤防決壊によるサンゴ、藻場への影響はどうなっているか。

新たに住民から泡瀬干潟の埋立中止を求めて裁判が提訴されているが見解を伺います。

東日本大震災の大地震、大津波、液状化現象など全く考慮されていない無謀な計画であり、かつ貴重な自然を破壊するものです。埋め立ては中止すべきです。

原子力にかわる自然・再生エネルギーについて。

原子力発電をゼロにするというのは多くの国民の切実な願いになっています。沖縄からも原発からの脱却

の声を上げるべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

沖縄の再生可能エネルギーの供給量が全国最下位、自給率0.77%との調査結果がありますが、太陽光発電、風力発電、小水力発電、太陽熱利用のそれぞれと、再生可能エネルギーの合計の年間供給量と供給全国順位、自給率全国順位、供給密度順位について伺います。県の再生可能エネルギーへの取り組みが全国に比べておこなっていることを示しているのではないかと、今後どう強化していくのか、見解を伺います。

太陽光発電の各家庭への普及への取り組みと課題について、また小水力発電について2年前の決算特別委員会で提案、質疑したが、その後の検討状況を伺います。

遊休農地・耕作放棄地をメガソーラー発電所への転換への取り組みが国や各地で始まっています。県内の可能性について。また、国頭村安波の遊休農地を基地にとのとてもない話もありますが、ここにメガソーラー発電を誘致したら、どれだけの発電量と雇用の場の創出になるか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

渡久地修議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地と自衛隊基地の強化に反対することについてという御質問の中で、県内移設反対等の県民団結の呼びかけなどについての御質問にお答えいたします。

野田総理の所信表明につきましては、これまでの日米両政府の方針が再度示されたものと受けとめております。

普天間飛行場移設問題の原点は、この飛行場の危険性の除去であり、固定化は決してあってはならず、県としましては、一日も早い県外移設・返還の実現を引き続き日米両政府に強く求めてまいりたいと考えております。

次に、教科書問題に係る御質問の中で、歴史認識いかんという御趣旨の御質問にお答えさせていただきます。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験しました沖縄県民は、命の大切さと平和のとうとさを肌身で感じております。世界の恒久平和を望んでおります。私は、二度と戦争への道を歩んではならないと思います。

歴史認識につきましてはさまざまな視点がありますが、さきの大戦により幾多の犠牲があったことを改めて心に刻み、平和な世界を求める沖縄の心に立ち、そ

の教訓を次の世代に語り継ぐことが極めて重要であると考えております。

同じく教科書問題に係る御質問の中で、教科書採択と米軍基地問題等についての御質問にお答えいたします。

教科書採択につきましては、教育委員会において対応すべきものであると考えております。

なお、教科書採択は政治的に中立の立場で教育的な見地から、公正・適正になされるべきものであると考えております。

次に、東日本大震災への支援と沖縄の防災体制についての御質問の中で、暮らし、福祉、そして防災優先の政治への転換についての御質問にお答えいたします。

私といたしましては、我が国が一日も早く東日本大震災から復興をし、新たな歩みについて踏み出せるよう、社会、福祉、そして防災対策などあらゆる面において再検討がなされるべきだと考えております。これまで進められてきました構造改革は、内外の大きな経済社会の変動に対応すべく進められ、全国的には景気拡大や失業率低下等の効果をもたらしたものの、格差の拡大などの問題点があったものと認識をしております。

県といたしましては、これまで以上に産業の振興による雇用の創出・確保に努めますとともに、健康福祉社会の実現など県民生活の安定が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民の暮らし、福祉優先の県政についての御質問の中で、特別養護老人ホームの待機者の実態と増設計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄県における高齢者福祉施設等の整備につきましては、市町村計画等を踏まえ、沖縄県高齢者保健福祉計画を策定し、計画的に取り組んでいるところでございます。

特別養護老人ホームの平成21年11月末時点の入所申込者のうち、施設入所の必要性が高い高齢者は865人となっており、前年同時期と比較して765人の減となっております。

沖縄県としましては、待機者解消のため、同計画の期間であります平成23年度までに市町村と連携をし、特別養護老人ホーム等を1021床整備することとしており、施設入所の必要性の高い方につきましては、おおむね対応ができているものと考えております。

次期計画の策定におきまして、市町村と連携をして入所需要を的確に把握し整備計画を行いますとともに、災害時要介護者の支援を含めて検討を行ってまい

りたいと考えております。

次に、沖縄振興計画に係る御質問の中で、総理所信表明演説における普天間基地移設と沖縄振興とのリンクについての御質問にお答えいたします。

野田総理は、去る9月15日、所信表明に対する衆議院代表質問において、「来年度以降の新たな沖縄振興策については、沖縄の優位性や潜在力を生かした自立的発展につながるよう、しっかりと検討してまいりたいと考えております。」と答弁しておられます。沖縄県の要望を踏まえたものと一定の評価をしております。また、普天間飛行場の移設との関連につきましても、「私の内閣は、基地を受け入れれば、それを条件に振興策を展開するというリンク論には立っておりません。」と明確に答えておられます。この点においても、沖縄県と全く同じ考えであるものと理解をいたしているところでございます。

次に、原子力にかわる自然・再生エネルギーについての御質問の中で、沖縄から原発脱却の声を上げることについての御質問にお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所が東日本大震災により深刻な事故を引き起こし、国民生活に多大な影響を及ぼしていることを踏まえれば、マスコミ報道等で見られるように原子力発電に対する国民感情が変わりつつあることは、国民の率直な気持ちではないかと理解いたしております。一方で、安定かつ効率的なエネルギー供給は、国民の生活と産業を支える上で重要な基盤であることから、脱原発につきましては、原子力発電にかわる新たなエネルギー源の研究・開発等を踏まえ判断すべきものではないかと考えております。

沖縄県といたしましては、風力や太陽光、そして海洋エネルギーなど新エネルギーの開発・導入を積極的に推進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地と自衛隊基地の強化に反対することについての御質問の中で、アメリカの財政と在沖海兵隊についてお答えいたします。

米国において、財政上の理由から国防予算の削減をめぐり、さまざまな議論があることは承知しております。今回の知事の訪米では、レビン、ウェッブ、マケイン各米上院議員との面談を行い、その中で各議員から、辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。その一方で、いわゆる海兵隊撤退論等の影響については、確認できておりません。

この問題につきまして、日米両国民の世論に働きかけることは重要と認識しておりますが、国連や米国世論への働きかけについては、御提言として承りたいと思っております。

次に、新聞広告等と米上下両院への書簡についてお答えいたします。

県は、沖縄の基地問題について、これまでホームページや毎年発行する統計資料集、5年ごとに発行している「沖縄の米軍基地」、県の電光掲示板などを活用し、さまざまな情報発信を行ってまいりました。今年度後半には、外部有識者を招聘した県外大都市圏におけるシンポジウムを開催するなど、また、新聞広告、配布用パンフレットの作成等を計画しております。

なお、米上下両院の議員全員に対して、全県会議議員等と連名で書簡を送付するということにつきましては、現在のところ考えておりません。

次に、政府の環境影響評価書及び埋立申請に対する知事の対応についてお答えいたします。

環境影響評価書や埋立承認願書の提出される時期等について、政府から明確な方針は示されておられません。

県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、オスプレイ配備及び普天間飛行場の即時運用停止についてお答えいたします。

沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。沖縄県が6月に提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。しかしながら、米側に照会中のため十分な回答ができていない項目等があり、引き続き政府に対し、県民生活への影響などについて説明を求めていると考えております。また、普天間飛行場につきましては、引き続き政府に対し県外移設及び早期返還に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、米軍や自衛隊の先島への配備についてお答えいたします。

防衛省は、今年度から先島諸島への沿岸監視部隊の配備等について調査を進めております。

自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に

検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

なお、米軍の先島配備につきましては承知しておりません。

次に、枯れ葉剤に対する県の対応についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から、「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めていきたいと考えております。

次に、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

従来、政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としましては、このことが日米地位協定が見直されなかった大きな理由と考えております。現在、民主党政権は、「日米地位協定の改定を提起する」としていることから、県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通じて、粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

なお、米軍人等の県庁舎への立ち入りを拒否することは今のところ考えておりません。

次に、東日本大震災への支援と沖縄の防災体制についての御質問の中で、東日本大震災被災県への直接支援と県内での支援の方向性についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生後、直ちに東日本大震災沖縄県支援対策本部を設置し、被災地への人的・物的支援と県内への避難者受け入れ支援を実施してきたところであります。

被災地への人的支援といたしましては、県職員を中

心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、9月26日現在で合計591人の人員を派遣し、現在も39人が被災地で活動しております。また、被災地への物的支援といたしましては、毛布、おむつなどの生活物資を計6回送付したところです。

県内への避難者支援といたしましては、ホテル等への一時的緊急避難支援、民間賃貸住宅や公営住宅への中長期的避難支援、支援見舞金の支給、夏休みにおける被災地児童スタディツアーなどを実施してまいりました。また、東日本大震災支援協力会議、いわゆる県民会議において、流通業界や交通機関等における割引、避難者同士の交流イベント、被災者への支援活動を実施するボランティア団体等への助成金交付事業などを実施しております。

県としましては、今後とも被災地からの要請に基づく被災地への人的・物的支援を継続してまいりたいと考えております。また、県内への避難者支援につきましては、9月に実施したアンケート調査の結果では、就職支援や避難者同士の交流等への要望が多く、今後ともこれらのニーズを十分に勘案の上、支援協力会議を中心として官民一体となった支援を実施してまいります。

次に、沖縄県地域防災計画の見直し等についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しに着手しております。このため、本年6月に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、9月12日に開催された第4回委員会において取りまとめが行われたところです。

同委員会におきましては、1点目、今後、想定の対象とする地震・津波として、科学的知見に基づくものと歴史的知見等に基づく最大クラスのもの2つのレベルを想定する必要があること。2点目、防災計画見直しの方向性として、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること。3点目、最低限度の浸水域として海抜5メートルより高い場所への避難が最低限必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの津波からの対策も可能な限り講じるべきであること。4点目、県においては、海拔高度の明示などにより、市町村における避難対策の強化や、住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。

今後は、同委員会の提言や、国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまい

ります。

次に、県民の暮らし・福祉優先の県政についての御質問の中の、消防士増員の次期振計への位置づけと消防広域化についてお答えいたします。

平成21年度の消防庁実施調査によると、県内の消防職員数は、国の指針が示す目標数に対して53.1%の充足率にとどまっており、消防職員の充実を含む消防防災体制の強化は重要な課題であると考えております。このため、県におきましては、次期振興計画のもととなる「新たな計画の基本的考え方」において、消防職員の人材育成や、消防団や自主防災組織の拡充等による消防防災体制の強化について位置づけております。また、「沖縄県消防広域化推進協議会」においては、消防広域化の目的は人員削減ではなく、現行の市町村の財政負担の中で現場要員を増加するなど、消防防災体制の強化を図ることとしております。

県としましては、消防職員の定数が市町村の条例で定められるものであり、また、現在進められております消防広域化による現場要員の増加効果等も勘案しつつ、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、消防職員の増員につきまして、県内市町村等と連携し検討してまいりたいと考えております。

次に、戦後処理問題についての御質問の中で、不発弾の残量、処理年数、処理費用の補償についてお答えいたします。

沖縄戦における不発弾は約1万トンと推定されており、これまでの処理実績約7800トン差し引いた約2200トンが現在も埋没しているとされております。直近5年間ににおける不発弾の平均処理量は年間約30トンであり、すべてを処理するためには約70年から80年かかる見込みであります。

県としましては、不発弾処理については、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えており、処理費用はもとより、避難に要する費用など、補償費用のさらなる拡充について市町村と連携し、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、不発弾処理における耐爆容器の導入についてお答えいたします。

耐爆容器につきましては、県外の企業が開発を行っているものと承知しております。現在のところ、本県を初め、全国において耐爆容器の不発弾処理への使用事例がないため、同容器を使用した場合の避難半径、面積、避難人口、経済的・社会的損失について具体的な比較は行われておりません。

耐爆容器の効果につきましては、避難半径、避難面積、避難住民数縮小等の効果があるとされておりますが、県としましては、過去の事例への適応を含め具体的に調査を行っているところであります。今後、同方式における十分なメリットが確認されれば、沖縄不発弾等対策協議会等の場において県内不発弾処理への同方式の導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教科書問題についての御質問で、歴史認識と教育基本法についてお答えいたします。

教科書は、教育の機会均等を保障し、児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむものであると認識しております。戦後、日本の教育は教育基本法をもとに教育制度の整備がなされ教育は著しく普及し、国民の教育水準を高めるなど教育の振興が図られてきたものと考えております。

県教育委員会としましては、去る大戦の悲惨な体験から平和の意義、平和のあり方についての認識を一層深め、21世紀に生きる児童生徒の国際性を培い、平和をとつとぶ心の育成にこれからも取り組んでまいります。

次に、社会科教科書の記述についてお答えいたします。

この質問は、実は7つの項目について渡久地議員のほうから詳しい説明を求められております。したがって、少し時間がかかりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、歴史分野の教科書についてお答えいたします。

1つ目の御質問であります「日本軍の東南アジア占領」について育鵬社は、「戦争初期の日本の勝利は、東南アジアやインドの人々に独立への希望を与えました。」、「中国やアジアなど日本軍が侵攻した地域では、兵士や民衆に多くの犠牲者が出ました。」、「欧米諸国による支配からの独立を求めていたこれらの植民地は、戦争が終わった後、十数年のあいだに次々と自力で独立国となりました。」と記載しております。帝国書院は、「日本軍は、東南アジアの国々や太平洋の島々でも、物資や食料を強制的に取立てたり、軍の命令に従わない人々を厳しく処罰したりしました。また日本語教育などの政策を進めたので、これらの地域でも抗日運動が起こりました。」と記載しております。

す。

2つ目の御質問であります「沖縄戦と集団強制死、集団自決について」育鵬社は、「米軍の猛攻により、逃げ場を失い、集団自決する人もいました。」と記載しております。帝国書院は、「人々は集団死に追い込まれたり、禁止されていた琉球方言を使用した住民が日本兵に殺害されたりもした。」と記載しております。

3つ目の御質問の「日本国憲法」について育鵬社は、「GHQの意向に反対の声をあげることができず、ほとんど無修正で採択されました」と記載しております。帝国書院は、「GHQは、みずからつくった草案を日本政府に示し、修正をうながしました。」と記載しております。

次に、公民分野の教科書についてお答えいたします。

1つ目の御質問の「男女平等」について育鵬社は、「男女の性差を認めた上で、それぞれの役割を尊重する態度の大切さ」を取り上げています。東京書籍は、「男女平等を推進する上で、それを妨げる様々な課題について」取り上げています。

2つ目の御質問の「沖縄の基地の過重負担」について育鵬社は、「在日米軍基地の75%が沖縄県に集中しています」と記載しております。東京書籍は、「普天間飛行場の問題」、「米軍基地の返還計画の遅れ」、「日本にある米軍基地のうち約39%、面積では約74%が沖縄県にあります。」などと記載しております。

3つ目の御質問の「米軍の抑止力」について育鵬社は、「戦後日本の平和は、アメリカ軍の抑止力に負うところも大きいといえます。また、日米安保条約は日本だけでなく東アジア地域の平和と安全の維持にも、大きな役割を果たしています。」と記載しております。東京書籍には、「日米安全保障条約は、日本が外国からの攻撃を受けたとき、アメリカと共同して共通の危険に対処することを宣言したもので、アメリカ軍が国内に駐留することも認めています。」と記載しております。

4つ目の御質問の「自衛隊」について育鵬社は、「日本の防衛には不可欠である。」と記載しております。東京書籍は、「日本国憲法は『戦力』の不保持を定めていますが、日本は国を防衛するために自衛隊を持っています。」と記載しております。

次に、県内の採択状況等についてお答えいたします。

県内において、これまでに調査員が推薦していない教科書が採択された事例は把握しておりません。

次に、これまでの経過等についてお答えいたします。

八重山地区教科書の採択につきましては、8月23日の採択地区協議会による答申を受け、8月26日に3市町教育委員会で異なる教科書が採択されました。このため、9月8日には3教育委員会による協議が開かれ採択決議がなされました。

文部科学省は、9月8日の協議は、3市町教育委員会の合意には至っていない旨の見解を示しております。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会等に対しまして一本化を図るよう助言を行ってまいりました。引き続き、9月8日の採択決議の協議の有効性も含めて協議していただくようお願いしているところであります。

次に、教育への政治介入についてお答えいたします。

教育基本法の第16条によれば、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」とあります。

教科書採択は、政治的に中立の立場で教育的な見地から公正・適正になされるべきものであると考えております。

次に、県民の暮らし、福祉優先の県政についての御質問で、就学援助事業についてお答えいたします。

準要保護児童生徒数については、平成14年度は1万6645人、10.64%、平成22年度は2万2797人、15.47%で、6152人、4.83%の増となっております。また、平成22年度の全国平均は13.83%で、沖縄県は1.64%上回っております。準要保護児童生徒への就学援助は市町村の単独事業となっており、認定基準等についてもそれぞれの市町村の実情に応じて実施されているものと認識しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ就学援助事業の適切な実施を促しており、国に対しては十分な財源措置について要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 東日本大震災への支援と沖縄の防災体制についての御質問の中で、大雨災害に対する対策の再検討、強化についてお答えいたし

ます。

台風12号による本土の大雨災害は、近畿地方で約1800ミリメートルの降雨があり、山間部での地すべりにより数カ所の河川がせきとめられ土砂ダムが形成されている状況にあります。本県においては、平成18年に中城村安里の地すべり災害が発生しましたが、その際の降雨量は約600ミリメートルであり、今回の近畿地方の降雨量の約3割程度の雨量となっております。本県において台風12号並みの大雨を想定した場合、陸地面積や河川形状などを本土と単純比較することはできませんが、被害の規模は甚大なものになることが想定されます。

このような大雨による災害に備えて、ハード対策として地すべり対策や河川改修工事を計画的に進めるとともに、現在、中城湾沿岸地域については国と連携し「中頭東部地すべり調査委員会」を設置し、防止対策を検討しているところであります。また、ソフト対策として「土砂災害警戒情報」や「河川氾濫警戒情報」を発信しているところであり、今後とも住民への周知体制の強化を図っていきたくと考えております。

次に、県民の暮らし、福祉優先の県政についての御質問の中で、低所得者向けの公営住宅についてお答えいたします。

公営住宅については、昭和40年代から50年代に建設した大量の団地が建てかえ時期を迎えていることから、現在、新設や増設については予算の制約上、厳しい状況にあります。しかしながら、「新たな計画の基本的考え方」では、「住宅については、持ち家率、最低居住面積水準未達世帯の割合など居住水準が大都市並みに低い状況にあることや低所得者世帯の割合が最も高いことから、住宅に困窮する世帯を対象とした公的賃貸住宅の整備に重点的に取り組む。特に公営住宅については、建替えや新規建設を進めるほか、民間空き家を活用した借り上げ公営住宅制度の導入等を積極的に図る」としており、今後、その実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、泡瀬干潟の埋立中止についての御質問の中で、台風9号によるサンゴ、藻場への影響についてお答えいたします。

去る8月の台風9号により、国が施工した泡瀬地区埋立護岸において仮設道路の天端が一部浸食されるとともに、人工ビーチの護岸背後の土砂や雑石が浸食される事態が発生しております。それに伴い、護岸の外側に砂の流出が一部確認されておりますが、その一帯の生物生息状況を調査した結果、周辺と同様な生物の生息が確認されており、環境への影響は軽微であると

考えております。

今後とも、環境監視委員会の指導助言を受けながら、環境保全に努めていく考えであります。

同じく泡瀬干潟埋立中止を求める訴訟についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、ことし7月に事業の中止を求める訴訟が提訴されており、その内容は、自然の権利を主張し環境保全や災害防止への配慮がないこと及び土地利用計画の合理性の欠如等について、埋立事業の違法性を訴えるものとなっております。本事業については、今回の計画変更に当たり市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、埋立面積を約半分とした上で港湾計画の一部変更及び埋立免許の変更手続を経て工事を再開していきます。また、本事業は、中部東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として地元からの強い要請に基づき進めてきたものであり、事業の正当性について司法の場において丁寧に説明していく考えであります。

同じく東日本大震災を踏まえた埋立計画の中止についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業については、今回の震災を受けて見直しを行っているものではありませんが、今回の震災での知見をもとに設計基準や防災計画の見直し等が検討されております。今後、設計基準等の変更に伴い直ちに施設設計の見直しを行う必要があるかどうかも含め適切に対応する考えであります。

なお、大津波に対しては構造物で対応するには限界があり、現実的な対応としては避難経路の確保及びショッピング施設やホテル等の屋上を利用した避難施設の確保が重要と考えております。

液状化については、当該埋め立てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であります。埋立完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行い、液状化すると判定された場合には適切に対応する考えであります。

また、環境への影響については、今回の計画変更において干潟全体面積の約98%が残ることから、環境への影響が軽減された計画となっているものと考えております。

泡瀬地区埋立事業は、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であることから、環境保全にも配慮して早期の完成に向けて取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県民の暮らし、福祉優先の県政についての御質問の中で、年収200万円未満の県民数及び世帯数についてお答えいたします。

沖縄県内における年収200万円未満の人口及び世帯数は、総務省の就業構造基本調査報告によりますと、平成19年が31万6000人、19万2000世帯、平成9年が26万4000人、13万5000世帯となっております。

沖縄県としては、今後とも産業の振興による雇用の創出・確保に努めるとともに、県民生活の安定を図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄振興計画についての御質問の中で、振興予算の県内蓄積と地場産業育成を柱にすることについてお答えいたします。

沖縄振興予算として財政移転された資金を域内で循環、蓄積させることは重要なことと認識しております。このためには、公共工事を受注する建設業や原材料を供給する製造業などを活性化し、雇用の創出や所得の増加等を通じた持続可能な好循環を構築する施策を展開する必要があると考えております。また、農林水産業などの域内産業を活性化させるとともに、沖縄の地域特性に合致した臨空・臨港型産業など、観光や情報に続く第3、第4のリーディング産業を育て、経済社会の変動にも強くしなやかに対応できる経済の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民の暮らしなどを優先した振興計画にすることについてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」においては、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」や「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」が将来像として位置づけられております。このことを踏まえ、「新たな計画の基本的考え方」においては、「沖縄らしい優しい社会の構築」を施策展開の基軸の一つとしております。

こうした考え方のもと、新たな計画の策定に当たっては、子供が健やかに生まれ育つ環境づくり、豊かな自然環境のもと医療や福祉、保健、教育などが充実し、安全で安心できる社会の構築及び離島の定住条件の向上などを位置づける考えであります。

次に、新たな計画の推進が抑制されないための方策についてお答えいたします。

沖縄は、種々の特殊事情から県民所得及び雇用の問題、離島振興、基地、交通体系などの重要課題を今なお抱えております。このため、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限発揮し得る施策展開に資する、全国一律とは異なる新たな

法制度等の構築が必要であると考えております。

現在、県では、沖縄振興一括交付金や国際物流経済特区等の各種制度の創設、揮発油税・酒税の軽減などの継続を国に要望しているところであります。

今後とも、県議会、市町村、関係団体等の御協力を得ながら、21世紀ビジョンで描いた将来像の実現に資する新たな法律の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 県民の暮らし、福祉優先の県政についての中、無年金者数、生活保護世帯数の10年前との比較と対策についてお答えします。

沖縄県の無年金者数について厚生労働省に照会したところ、平成13年の調査では、当時65歳以上の者が9000人と推計されておりますが、公表されている直近の平成19年調査は全国ベースで推計したものであり、都道府県別には把握していないとのことであります。無年金者対策につきましては、現在、国において最低保障機能強化等の検討が進められていることから、その推移を注視していきたいと考えております。

沖縄県の生活保護世帯数につきましては、平成12年度は1万1203世帯、平成22年度は1万9982世帯、8779世帯の増加となっており、これは全国と同様の増加傾向で推移しております。特にリーマンショック後の経済状況の悪化の影響を受け、平成21年度以降、失業等による保護の開始が増加していることから、福祉事務所に就労支援員を配置し、雇用施策等と連携した就労支援等を強化しているところであります。

自殺者数の10年前との比較、原因、対策についてお答えします。

沖縄県における平成22年の自殺者数は363人で、10年前の平成12年は371人となっております。

自殺の原因・動機については、「健康問題」が最も多く、次に「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっており、10年前の平成12年と同様な状況であります。自殺の原因・動機は複雑多岐にわたっていることから、県では、自殺対策を横断的に進めるため、民間団体や関係機関等で構成する「沖縄県自殺対策連絡協議会」や「自殺対策県機関連絡会議」を設けて連携して総合的に取り組んでいるところであります。

子供の医療費無料化制度の対象年齢拡大についてお答えします。

乳幼児医療費助成事業については、現在、入院は就学前まで、通院は3歳児までを対象に市町村が助成し

た医療費に係る自己負担分の2分の1を県が補助しております。同助成事業の見直しについては、県財政や他の医療費助成制度とのバランス、市町村調査の結果等を踏まえ、対象年齢や給付方法、所得制限、一部自己負担金等の助成要件と実施時期を総合的に検討しているところであります。

続きまして、国保税を引き下げのための県の支援についてお答えします。

国民健康保険制度は、国・県の公費負担や被保険者の保険税等により、保険者である市町村の責任により運営されております。県においては、国民健康保険法に基づき市町村が実施する低所得者に対する国保税の軽減措置や医療給付費に対する支援を行っており、平成22年度実績は約148億3000万円となっております。

なお、県では、国民健康保険制度の持続的な運営を図るため、制度設計を担う国に対し今後とも国保の構造的な課題に対する抜本的な解決策について要望してまいります。

6の戦後処理問題の中の、戦争空襲被害者に対する支援についてお答えします。

戦争空襲被害者が国に対し国家賠償を求める動きがあることについては承知しております。戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含めその制度のあり方については基本的に国において対応すべき事項であると考えております。

県としましては、今後の国における対応状況を注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 県民の暮らし、福祉優先の県政についての中で、非正規雇用者数の10年前の比較と対策についてお答えいたします。

総務省が5年ごとに実施しています就業構造基本調査によりますと、沖縄県の非正規雇用者数は、平成9年が約12万4000人、平成19年が約20万7500人となっておりまして、約8万3000人増加しております。沖縄県では、正規雇用の機会拡大を図るため、若年者ジョブトレーニング事業など、求人と求職のミスマッチ解消を図る職業訓練の実施、関係機関と連携した合同面接会の開催、正規雇用化のための各種奨励金の利用促進などを実施しているところでございます。

次に、原子力にかわる自然再生エネルギーについての中、再生可能エネルギーの普及状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

御質問の統計については、公的機関から公表された

データは確認できておりませんが、千葉大学と環境エネルギー政策研究所の推計調査によりますと、沖縄県の太陽光発電、風力発電、小水力発電及び太陽熱利用の年間供給量は、合わせて623テラジュールとなっております。

ちなみに、電力量に換算した場合、年間約6300万キロワットアワーとなり、約1万8000世帯の使用電力量に相当いたします。また、同エネルギーの供給量は、全国順位で申し上げますと47位、自給率が45位、供給密度は46位となっております。県は、自然エネルギーの普及促進のため、平成21年度から太陽光発電導入支援補助事業を実施しているほか、新たに平成23年度から「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、4メガワットの風力発電や1メガワットの太陽光発電の整備などに取り組んでいるところでございます。また、「新たな沖縄振興のための制度提言」におきましては、グリーン投資税額控除等の新エネルギー導入に対する支援制度などを要望しているところでございます。

続きまして、太陽光発電の各家庭への普及に向けた取り組みと課題についてお答えいたします。

太陽光発電の各家庭への普及に当たっては、初期投資が大きいことが大きな課題となっております。そのため、国や県・那覇市等の6市町が住宅用太陽光発電に係る設置補助を行っております。また、国は平成21年度より電気事業者に対し余剰電力の買い取りを義務づける制度を実施しております。

県といたしましては、今後とも太陽光発電等の自然エネルギーの普及促進に努めてまいります。

続きまして、遊休農地等を利用した太陽光発電設備導入の可能性と国頭村安波へのメガソーラー誘致についてお答えいたします。

環境省が平成23年4月に公表した「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書」によりますと、沖縄県の耕作放棄地すべてに太陽光パネルを設置した場合、沖縄県内の年間使用電力量の約1割に相当する年間約7億6200万キロワットアワーの電力量を得ることが可能であると推計されております。また、同調査における条件を用いて試算した場合、国頭村安波の遊休農地約3.4ヘクタールについては、約2000キロワットの太陽光パネル設置により、標準家庭600世帯分の電力量に相当する、年間約200万キロワットアワーの電力量を得ることが可能であると見込まれます。雇用につきましては、メガソーラーの管理等に一定の雇用創出が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 仲田文昭君登壇〕

○企業局長（仲田文昭君） 原子力にかわる自然再生エネルギーについての御質問の中で、小水力発電の検討状況についてお答えいたします。

企業局では、導水管や送水管の残圧を利用した小水力発電の導入について、水運用に支障のないことを前提とし、経済性等を総合的に検討した上で進めることにしております。

実績につきましては、平成17年度から西原原水調整池において最大出力340キロワットの発電設備が稼働しており、発電された電力は西原浄水場の動力の一部として活用しております。また、今年度、供用開始予定の新石川浄水場においても、最大出力390キロワットの発電設備を導入しており、浄水場の動力の一部として活用することにしております。

今後の計画としましては、現在、読谷村大湾地内の導水管において導入を検討しているところであります。

以上でございます。

○渡久地 修君 答弁漏れ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 大変失礼いたしました。

県内の市町村の準要保護の状況について御説明申し上げます。

準要保護の平成22年度の学用品等の受給率ですが、県のほうでは……

○渡久地 修君 受給要件。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 認定基準の具体的な状況、認定基準の要件にお答えいたします。

市町村民税の非課税世帯が本県では34市町村ございます。そして、生活保護の停止または廃止世帯が19市町村ございます。そして、児童扶養手当の受給世帯、これが15市町村ございます。そして、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められた者を認定基準に

している市町村は12ございます。そして、生活保護基準に一定の係数を掛けた額を基準としている市町村は10ございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 答弁ありがとうございました。

最初に教育委員会に再質問します。

まず、公民の教科書、先ほどの述べていただきましたが、育鵬社と東京書籍で男女の平等はお聞きしましたけれども、平等権についてどう書いてあるか。あるいは原子力発電についてどう書いてあるかお答えください。

それから、昨日、政府は13人の教育委員全員による協議は無効と閣議決定したと報道されましたが、これは一方的だと、早くも法律家や教育関係者、県民から批判の声が上がっています。教育委員会はこのような一方的な決定に拘束されてはならないと思いますが、県の見解をお伺いしたいと思います。

知事にお尋ねします。

国会で一昨日、予算委員会がありまして、民主党の岡田前幹事長は日米合意を進めてほしいと要求して、自民党の石原幹事長は、辺野古新基地への移転をぶち壊したのは民主党政権だ。2人の首相がひっくり返したものをもとに戻すのだから、政治生命をかけて来年春までになし遂げる気持ちで進めるべきだと、辺野古移設を迫っているんですね。そういう意味では自民党と民主党は競い合っていると、そういう状況だと思います。この状況について、これはまさに沖縄県民は置き去りの状況だと思うんですけれども、知事の見解をお尋ねします。知事の県内移設を許さないという気持ちはいささかも揺るぎないということをもう一度お尋ねしたいと思います。

そして知事に、再生可能エネルギー、先ほど答弁がありました。供給量全国最下位、自給率0.77%で全国45位、これは先ほど知事答弁で推進していきますというけれども、現実はかなりおくられているところか、最下位という点では相当力を入れていかないとけないと思うんです。知事の見解をお尋ねします。

それから公室長、不発弾ですが、全国の事例がないとかいろんなことを言っていますけれども、全国一不発弾が多いのはこの沖縄じゃないですか。沖縄が一生懸命先頭に立ってどんどん事例をつくっていくであって、それを全国の事例がないから検証できないとか、それはおかしいと思いますよ。

それから、経済的損失とかそういったものをなぜ出

さないんですか。それを出して初めて国に強く迫っていくんであって、今度の事例でも経済的損失はどうなっているか、わかるんだったら教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、辺野古移設については日米で合意した中でも、非常にやはり難しく事実上不可能だという点では全く変わっておりません。したがって、これは私は日本国内のほかの県で探したほうが絶対早いと、そのほうが普天間の一日も早い危険性の除去と返還につながるということで変わりありません。

そして2番目の新エネルギーについて、これは詳細なデータをもう一度チェックさせていただきたいと思うんですが、確かに県ごとに見ると沖縄における電力の消費量というのは日本全国47都道府県でほとんど最下位に近いのではないかと思います、ただ沖縄より人口の少ない県は少し別ですが。したがって、これは新エネルギーの一つ一つの量ごとに見ると必ずしも45とか47ではないと私は思っておりますが、これは正確なデータを一度チェックさせていただきたいと思えます。何はともあれ、原子力を持っていない、CO<sub>2</sub>対策もやらなければいけない沖縄においては、新エネルギーや再生可能エネルギーについてはこれから徹底して県としても支援をしてまいりたいと思えますが、各県でかなり大きく出ているというのは恐らく水力と地熱エネルギーが量的にかなりあります。水力は平均して約1割ありますから、その数字が出ているとは思いますが、今手元に詳細な比較表がありませんので、この程度の答弁にとどめさせていただきます。一生懸命新エネは頑張っただけです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 耐爆容器の不発弾処理への使用事例がないとお答えいたしましたけれども、これに関しましては、現在県も研究、検討は進めておりまして、現在避難半径が3.5分の1に縮小する、あるいは避難面積が12分の1に縮小する。あるいは避難住民数は那覇市の人口密集地を数にした場合、約12分の1に縮小、これに連動しまして経済的損失、社会的

損失につきましても一定程度あるだろうということで現在研究中でございます。なかなかデータが出てこないところでございますが、その一方で耐爆容器につきましても、かなり筐体が大きくて取り回しがなかなか難しいというデメリットも指摘されております。こういったことを含めまして、沖縄不発弾等対策協議会の場で十分検討いたしまして、その導入について図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。たしか3点あったと思いますので、まず平等権につきましてお答えいたします。

育鵬社は、こういったことを書いております。「憲法は、「すべての国民は、法の下に平等」であり、人種や性別、社会的身分などによって差別されてはならないと定めています。」。しかし、「行き過ぎた平等意識は、かえって社会を混乱させ、個性を奪ってしまう結果になることもあります。」。人は年齢や立場の違いなどに基づいた人間関係を築いていますということでございます。

続きまして、東京書籍はこういったことを書いております。「すべての人は平等であって、平等なあつかいを受ける権利を持っています。」。しかし、「歴史的には偏見にもとづく多くの差別があり、現在でもなお、残っています。」。とりわけ「生まれによる差別は、平等権に反し、個人の尊重の原理をおかすものであり、一日も早くなくさなければなりません。」ということでございます。

続きまして、原子力発電についての説明をいたします。

まず育鵬社は、こういったことを書いております。「日本のエネルギー供給は、原子力発電が約3分の1を占めています。」、「地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど出さず、原料となるウランを繰り返し利用できる利点があります。」、「石油等を輸入に頼る日本では重要なエネルギー源となります。」、「今後は、安全性や放射性廃棄物の処理・処分に配慮しながら、増大するエネルギー需要をまかなうものとして期待されています。」ということでございます。

続きまして、東京書籍はこういったことを書いております。「原子力は、海外から安定的にエネルギーを供給でき、わずかな燃料で多くのエネルギーが取り出せます。」。また、「燃料を繰り返し利用できる、発電時に二酸化炭素を排出しません。」。しかし、「放射

性物質を扱うため、事故が起きたときの被害は大きく、厳しい安全対策が求められています。」。また、「放射性廃棄物の最終処分場をどこにするかという課題も残されています。」。

以上のケースでございます。

それから３点目の御質問で、昨日、県選出の国会議員のほうから八重山教科書選定に関しまして質問主意書が出されました。それに対しましての政府の答弁と本県教育庁の見解を申し上げたいと思います。

まず答弁書によりますと、文科省は石垣市と与那国町の両教育庁から発出された文書があることを踏まえて、協議は無償措置法第13条第４項の規定による協議に当たらないと認識を示したと述べております。また、県教委が協議を有効としていることについては、コメントする立場にはないとしつつ県教委に政府の認識を伝えたとしております。

こういったことを受けまして、私ども県教育庁としたしましては、国に対しまして協議は有効との県教委の認識を伝えております。無償措置法によりますと、協議について具体的に示してはおりません。よって、協議が有効か否かを判断をする法的な根拠は示しておりません。

県教育委といたしましては、協議の有効性につきましては最終的な決定は八重山地区の当事者が行うものであると考えておりますが、これからも地教行法と無償措置法、この２つの法律にのっとりながら文部科学省の助言をもとに３市町教委に対しまして合意に向けた協議をするよう促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 知事にお尋ねします。

県内移設ですね、やはりはね返していくには私は県民全体の大きな運動も必要だと思います。それで県民全体ではね返していくことが必要だと思います。

それで、辺野古の埋め立ての許可についてこれまで何度も聞いて、きょうもお聞きしましたけれども、皆さんは事実上辺野古は不可能であるとしかなわなくて、許可については一切触れようとしないという点、これは許可しないということで当然理解していいと思いますか。同時に、国は知事が許可しない場合、その権限を知事から奪うと、奪ってしまうということも取りざたされていますね。こういったことはまさに言語道断だと思います。こんなことは絶対許してはならないと思いますが、知事の見解をお伺いします。

こういったことも含めて、知事は先日訪米した際、

ワシントンで銃剣とブルドーザーで米軍は基地をつくったと。政府もまた銃剣とブルドーザーでやるんですかというような趣旨のことを記者会見で述べたということを私は読ませていただきました。まさに知事の県内移設は絶対許さないと、県民の総意を述べたものだと思いますけれども、改めてこの県議会の壇上から県民に向けて銃剣とブルドーザーと同じようなやり方で、県民合意なしで、県民の総意に反してそういったことは絶対認められないということを私は述べていたきたいと思います。

教育長、教育委員会ですね、教育の中立を守ってぜひ頑張っていたきたいと。戦前のあの軍国主義教育に突き進んでいった歴史を絶対繰り返してはならないという立場で頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 普天間移設の辺野古の件で、埋め立てについての承認というのをやらないというようなことを発言したらどうかという御趣旨だと思いますが、これも何度も答弁させていただいていますように、やっぱり法令にのっとりというのは我々行政実務を預かる者としては、法令にのっとり、もしそういう事態が出たときに最終的な判断をさせていただくという答弁にとどめたいと思います。

それから銃剣とブルドーザーというのは、我々世代では普通に言われた表現でしたが、ちょっとワシントンで言うのは余り適切じゃなかったかなという気もします。思いもよらず渡久地議員から何かお褒めといいますが、やれというあれをいただいてちょっと戸惑ってはいるんですが、当時の米軍基地の形成過程など、我々が若いころから言われてきた表現を使ったものですが、今の時代に適切であるかどうかはちょっと別にして、実際に辺野古の仮に埋立承認があったとしてもどうやって具体的に一体進められるかという点はまだ我々は全く聞いておりません。

そういう点で、これは実行ができるのかというようなことの疑問について私の表現で申し上げたことです。これが適切な表現だったかどうかは定かではありませんが、渡久地議員からの今のお話を伺うと、渡久地議員にはよく通じたかという感じがございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 こんにちは。

与党・公明党県民会議を代表し、質問を行います。

その前に知事に一言、先日は読谷村の漁業組合の定置網漁港、6時半という早い時間でありましたけれども、おいでいただきまして乗船をし、定置網まで引っ張っていただいて、あの穴のあいた定置網をよくごらんになったと思いますけれども、もう大分消耗しておりまして、さらに競りの建物も老朽化でコンクリートが剝離するような状況で、私、中川君、それから仲宗根悟君ともにこの地域の漁業振興、そして沖縄県の漁業振興のためにぜひ知事の御支援、御協力をいただきたいということで、組合長からもよろしくということでありましたので、ひとつお願いします。ありがとうございました。

知事の後にNHKの番組収録で笑福亭鶴瓶さんが参りまして、漁港が大分宣伝されましたけれども、次3番目はだれが来るのかなと。総理大臣じゃないかと言ったら総理大臣はいいからぜひ農林水産部長に来ていただきたいということでありましたので、部長、何回も行かれたと思いますけれども、ぜひまた足を運んでいただきたいというふうにお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。

知事の政治姿勢について。

(1)、中国外交についてであります。

1972年9月、田中角栄首相が訪中し、日中共同声明を発表し、中国との国交が回復して来年で40周年を迎えます。過去の歴史の中で惹起した問題は今なお解決したとは言えず、正常化された両国が外交を通じ一歩ずつ解決の道を見出す努力に期待したいものであります。

日中国交正常化と同時に日本国になった我が沖縄県は、中国明の時代に大琉球と称され、1372年に時の中山王・察度の命を受け、その弟泰期が最初の進貢使節として派遣され、冊封を受け大交易時代を築いてから最後の国王尚泰までの500年余にわたり、文化、技術、人的交流が続き今でも生活の中に生かされているところが多々あります。

日本国の沖縄県知事として一面では厳しさも残る中国外交ではありますが、今後どのように進展されるかお考えをお伺いいたします。

ア、観光立県沖縄としての中国外交はどうか。

イ、尖閣諸島問題、ガス田開発等、領土・領海にかかわる沖縄県としての外交はどうか。

(2)、野田新政権への期待と評価についてであります。

9月2日、民主党政権3代目の野田内閣が発足いたしました。県民の期待は鳩山内閣、菅内閣と違った沖縄の基地問題への姿勢であったが、日米合意の踏襲という言葉と普天間基地の辺野古移設に突き進む姿勢を鮮明にし、沖縄県に直接かかわる大臣も重要課題を議論を重ねる、検討すると先送りする態度が多く、県民は沖縄県の心が伝わるのか不安に思っておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

ア、野田佳彦総理の沖縄問題解決への期待と評価について伺います。

イ、川端達夫沖縄担当大臣、玄葉光一郎外務大臣、一川保夫防衛大臣についてもお伺いをいたします。

(3)、訪米、「沖縄クエスチョン」について。

ア、21日に訪米した野田総理とオバマ大統領との首脳会談が行われる直前で絶好の機会だったと思うが、米国のメディアの取り扱いはどうだったかお伺いをいたします。

2、ポスト沖縄振興計画についてであります。

(1)、沖縄振興計画案について。

ア、沖縄県からの提言を受け、前の民主党政権調査会の玄葉光一郎会長・現外務大臣が沖縄政策プロジェクトチームの大島敦座長がまとめた沖縄振興計画改定に当たっての提言が正式に了承され決定されたが、現政権でも継承されるかお聞きいたします。

イ、野田政権で初の沖縄政策協議会が9月26日開催され、沖縄振興の新法制定に向けた政府の基本方針が示され、一括交付金についても検討されたが、県の要望を反映する内容になっているか伺いたい。

ウ、県の求める52の制度提言について、2012年度概算要求に当たり、国から方向性は示されたのかお聞きします。

エ、北部振興事業については、県は新振計でどのように位置づけ、国に対してどのように継続を求めるのかお聞きいたします。

(2)、沖縄振興一括交付金について。

民主党政権は、マニフェストの中に地域主権を掲げ、地域主権戦略大綱の中で国による補助金の箇所づけを廃止して、地方が自由に使える一括交付金として2011年度を第一弾として4兆円を地方に回すと約束したが、県への配分は321億とひものついた継続事業予算にとどまり、2012年度の新しい振興一括交付金についても年末に検討するにとどまっております。

次の2点についてお伺いいたします。

ア、野田内閣の中で、一括交付金制度の実施に対し

実務は進行しているのか。また、制度設計はあるのか伺います。

イ、従来の予算要求を廃止して経費を節減し、一括交付金化して使途を地方に任せるのが趣旨だったと思うが、県の要望する3000億に対し、数字がひとり歩きしていると真剣に受けとめているとは思えず、これまでのルールどおり事業ごとの積み上げ方式でいくと、一括交付金として自由度を失うことにならないか伺います。

(3)、駐留軍用地跡地利用推進法についてであります。

S A C O 合意によって返還された軍用地には、長年の基地使用期間に生じたひずみがあり、跡地利用を進めるには特定跡地指定の3年では無理があり、根拠のない数字は次期改正法の中で改めていくべきだと思うが、26日の政策協議会の結果も踏まえ次の点について伺います。

ア、新たな法制度の制定に向けた審議の進捗状況についてであります。

イ、県の求める従来の軍転法からの内容の拡充や、盛り込まれる新規制度に対する審議の進捗状況はどうかお伺いします。

3、基地問題について。

(1)、日米地位協定の改定についてであります。

前の松本外務大臣は、8月の参議院の外交防衛委員会で、沖縄の負担軽減を図る方法の一つとして考えなければならないときには考えないといけな。普天間飛行場移設問題などの進展を踏まえながら検討することになると、今考えるときではないというふうに日米地位協定に全く取り組んでいないことを暴露しており、県民の命を守る観点から強力な取り組みが必要だと思うが、次の点について伺います。

ア、県民が犠牲になった事故に対する判決で、過去10年間の公務中・公務外の実数と補償はどうなっているのかお聞きします。

イ、民主党は2009年の鳩山政権、2010年の菅政権でも外交課題として日米地位協定の改定を米側に提起するとあるが、全く行動してなく、県民の声を無視している。改めて全県的な決起が必要だと思うがどうかお聞きいたします。

(2)、普天間飛行場の返還についてであります。

ア、野田内閣も鳩山、菅内閣同様、日米合意を踏襲するとなっている。県には説明があったのかどうかお聞きします。

イ、前原政調会長の米國務省副長官に対する普天間の辺野古移設について、沖縄側での受け入れ準備が進

んでいるとの発言の真意を県は確認したのかお聞きいたします。

ウ、来春、辺野古埋立申請の申請に入る予定と言われておりますけれども、知事が埋立免許を許可しない場合、国による公有水面埋立法の改正、あるいは拡大解釈によって強行することもあり得るのかお聞きします。

4、緊急経済対策についてお聞きいたします。

(1)、円高からの中小企業支援についてであります。

ア、県が公表した円高に伴う企業影響調査では、円高影響なしとなっておりますけれども、県はその結果を中小企業対策の参考にするのかお聞きします。

イ、政府の増税、円高や電力不足が続くと、製造業の46%が海外移転で対応するとなっているが、県内企業への波及が懸念されます。県は、政府が第3次補正に盛り込む中小企業への資金繰り支援を県内中小企業に検討する必要があると思うがどうかお聞きいたします。

ウ、県内企業で県外または海外流出を考えている企業、あるいは流出した企業はあるのかお聞きします。

エ、県内中小零細企業で雇用への影響は生じていないか、その対策はどうかお聞きします。

5、福祉保健行政についてお聞きいたします。

(1)、長寿世界一復活についてであります。

ア、平成7年8月の世界長寿地域宣言から15年目に当たる平成23年の沖縄県民の平均寿命は全国でどの位置にあるのかお聞きします。

イ、沖縄県の男性の平均寿命が平成7年の4位から12年度26位と順位を落とし、「26ショック」と言われましたけれども、その後17年にも25位と全国平均寿命を下回っており、県はどのような施策をもって長寿世界一復活を実現するのかお聞きします。

ウ、健康・長寿につながる定期健康診断で、県内受診者のうち何らかの異常が指摘された人の割合（有所見率）が63.93%と、全国平均52.48%を11ポイント上回り、全国2位の高率となっているが、県はどのような対応策を考えているのかお聞きいたします。

(2)、老人福祉施設の増設についてであります。

ア、全国介護老人福祉施設設置ランキングで、沖縄県は65歳以上の人口10万人当たり2008年は22.8所で全国平均24.1所より低く、31位になっております。95年の全国一から沖縄県の老人福祉施設普及率が低迷した理由と改善策について伺います。

6番、環境行政について。

(1)、公共関与管理型処分場の建設についてであります。

ア、平成17年から計画し進めてきた県関与の産業廃棄物管理型処分場の設置計画が19年3月に県内3カ所に絞って知事に答申され、関係周辺地域へ理解を得る努力を県は行ってきたとのことだが、現在はどうか。いつまでに建設する予定であるのか伺います。

イ、土木環境委員会の広島県、島根県における先進地調査では、大規模で安全適切な運営で地域の理解のもと、環境行政が行われている状況を視察できましたけれども、県は先進地の紹介も含め、理解を得る努力がもっと必要だと思うが、今後の対応を伺います。

7、観光行政についてお聞きいたします。

(1)、第3次沖縄県観光振興計画について。

ア、平成20年度から23年度までの4年計画でありますけれども、最終年度に当たり、各施策の目標達成率を伺います。

(2)、観光客誘客対策についてであります。

ア、中国人個人観光客向け数次ビザ発給が拡大され、誘客効果があらわれているが、民間のコンサルタントが中国政府の関係者を沖縄に招待し、沖縄の医療をPRし、医療に観光を組み合わせた医療ツーリズムで中国人観光客誘致を計画しているが、県も積極的にかかわり、「ピジットおきなわ計画」の施策に取り入れたらどうかお聞きいたします。

イ、復帰40周年を記念して開催されるゴルフの日本一を決める日本オープン沖縄開催まで残り1年になりましたが、ゴルフが盛んで一年じゅう楽しめる地の利を生かし、来年10月までの間イベントを企画し、全国からプレーヤーを誘客し、県内のジュニア、一般、シニアも参加させ、大会の機運を盛り上げていってはどうか伺います。

ウ、日本の伝統文化の振興と地域社会の活性化に功績がある組織として、うるま市の中高生が出演する舞台、現代版組踊「肝高の阿麻和利」を企画、運営する「あまわり浪漫の会」が全国93団体の応募の中から選ばれ、国際文化センターと米国ティファニー財団から伝統文化大賞を受賞いたしました。演出家平田大一の功績も受賞に大きく寄与したものと思います。平田部長は就任に当たって、沖縄全体をステージに見立て、魅力を最大限に引き出す総合プロデューサーとしての仕事を託されたとコメントされております。

そこで、うるま市における「肝高の阿麻和利」を初め、各地域に根差した伝統芸能を洗い出し、今後の沖縄観光の中に結びつけることはできないか。きょうの朝刊にも八重山の中高生82名による「翔べ！尚巴志」の公演がコンベンションであるという報道がございま

した。ひとつお答えをいただきたいと思います。

8、戦後処理問題についてであります。

(1)、南風原町内のサマリア人病院における不発弾処理について。

ア、避難対象距離が半径222メートルにもかかわらず、最短距離で25メートルから30メートルの病室に病院の重篤患者200人と医師、看護師ら85人を残して不発弾処理を実施しているが、人道上の問題も問われます。万が一の場合、責任の所在はどこにあるのか伺います。

イ、次期振計では、不発弾の磁気探査を民間が行う開発分について、国が全額負担することを求める制度の創設を求めているが、不発弾処理のために要する避難費用等の経費負担は国に求めないのか伺います。

ウ、病院側では、病院と老健施設など600人余りを避難させ、多くの経費を使っておりますけれども、国・県で補償はできるのか伺います。

9番、教育行政についてであります。

(1)、八重山教科書選定問題について。

ア、八重山地区公民教科書採択で、石垣市、与那国町、竹富町の3市町で一本化できない場合は、県教育委員会、文部科学省は教科用図書の無償措置に関する法律で、同一の教科用図書を採択するよう指導助言できる規定、あるいは文科省の判断で決定できる規定はあるのか伺います。

イ、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条1項、4項では、教育委員会は協議して同一の教科書を採択しなければならないとなっており、9月8日の3市町の教育委員会13名の全員協議会の結果に対する文部科学省の協議不成立とする理由は何かお聞きします。

ウ、法律第14条の採択する期間は、9月16日で既に過ぎておりますけれども、教育現場に支障のない手続は可能かお聞きします。

エ、石垣市の次回から単独採択を表明している件について、教育委員会はどのように対応するかお聞きをいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの當山眞市君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の當山眞市君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山眞市議員の御質問にお答えいたします。

まず知事の政治姿勢についての中で、尖閣諸島問題等の中国外交についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

尖閣諸島の行政区域を所管する沖縄県といたしましては、県民の生命財産や漁業を初め諸権利が侵害されることのないよう、政府に対し適切な対応を強く求めているところでございます。一方で、沖縄と中国は琉球王朝時代から長い交流の歴史があります。特に、福建省とは平成9年9月に結ばれました姉妹都市の提携により友好関係が続いているところでございます。また、本年7月には那覇―北京線の定期便の就航や沖縄を訪問する中国観光客の数次ビザが発給されるなど、中国から多くの観光客が訪れることが期待されております。

県といたしましては、今後とも文化、観光、スポーツ、そして学術などの多角的な交流ネットワークで双方のきずなを深め、中国と平和的な友好関係のさらなる構築を図っていくことが極めて重要であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、野田総理、川端沖縄担当大臣、そして玄葉外務大臣、一川防衛大臣への期待と評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたしますが、この1の(2)のア、1の(2)のイ、1の(2)のウ及び1の(2)のエは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

野田総理は、9月13日の所信表明演説において、東日本大震災からの復旧そして復興、世界的な経済危機への対応など、これらを掲げ政権運営に当たるとしておられます。沖縄の振興につきましては積極的に取り組むとされており、引き続き新たな沖縄振興に取り組んでいただきたいと考えております。しかしながら、普天間飛行場の移設問題につきまして、固定化を回避し沖縄の負担軽減を図るべく全力で取り組むとされておりますが、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設に取り組んでいただきたいと思っております。野田総理におかれては、これらの課題の解決に強いリーダーシップを持って取り組んでいただけるものと期待をいたしております。

また、川端沖縄担当大臣、玄葉外相及び一川防衛大臣につきましては、総理を支え、沖縄の振興・発展のため、引き続き沖縄の諸課題の解決に尽力していただきたいと思っております。

次に、基地問題についての御質問の中で、民主党前原政調会長の発言についての御質問にお答えいたします。

民主党の前原政調会長の発言につきましては新聞報道等により承知いたしておりますが、どのような趣旨で発言されたのか確認はいたしておりません。

県といたしましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えは変わりありません。

次に、同じく基地問題に係る御質問の中で、知事が埋立許可をしない場合、国が強行することもあり得るかにについての御質問にお答えいたします。

仮に沖縄の状況を見直し、辺野古への移設を強行するようなことがあれば、全県的な激しい基地反対運動につながり、沖縄県民と在沖米軍との関係を決定的に悪化させるおそれも否定できません。このようなことは決してあってはならないものと考えております。

次に、観光行政に係る御質問の中で、日本オープンゴルフのプレイベントに係る御質問にお答えいたします。

日本オープンゴルフ選手権競技は、国内最高峰の男子ゴルフトーナメントであります。沖縄県では、大会開催を復帰40周年記念事業として位置づけ、全県的な体制で支援することといたしております。

プレイベントにつきましては、大会実行委員会を中心に、沖縄開催に対する認知度向上を目的として10月30日に県民ゴルフ大会を開催するほか、国内ツアーのオフシーズンであります12月から3月にかけてプロアマ戦やゴルフ教室を開催することといたしております。これらの取り組みに加え、メディア等を通じました県内外へのPRを行いますとともに、大会成功に向け県民の機運を高めるさまざまな企画を検討しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 當山議員御質問の知事の政治姿勢についての中、観光立県沖縄としての中国外交についてとの質問にお答えいたします。

アジアのクロスロードに位置する沖縄は、中国を初めアジア地域と古くから交流してきた歴史的な特性を有しており、万国津梁の鐘の銘文にもうたわれているところであります。

「沖縄21世紀ビジョン」におきましては、「世界に開かれた交流と共生の島」を掲げ、地理的優位性や歴史的特性を生かしつつ、我が国とアジアのかけ橋として地域交流やネットワークづくりに積極的に取り組んでいくこととしております。7月14日から18日まで知事を団長に実施しました上海と北京におけるトップセールスは、この関係性構築に向けた取り組みの一環に位置づけられたものであります。今回の訪問におきましては、数次ビザ制度の創設や北京路線の開設もあり、沖縄に対する関心は大きなものがあったことから、この機をとらえ、文化やスポーツ等も活用しながら中国との交流のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく観光行政についての質問の中の、第3次沖縄県観光振興計画における各施策の目標達成率についてとの御質問にお答えいたします。

第3次沖縄県観光振興計画における主な目標の達成率については、平成22年実績ベースで、入域観光客数は、目標値720万人に対し実績が586万人で達成率は81%、観光客1人当たりの県内消費額は、目標値8万4000円に対し実績が7万円で達成率は83%、観光収入は、目標値6048億円に対し実績が4070億円で達成率は67%、平均滞在日数は、目標値4.18日に対し実績が3.78日で達成率は90%となっております。

同じく観光行政についての御質問の中の、医療ツーリズムに係る県の取り組み等についての御質問にお答えいたします。

県としましては、医療ツーリズムについて沖縄観光の新たなメニューとして確立するため、平成22年度より沖縄らしい医療ツーリズムの検討やプロモーションなどに取り組んでおります。中国においては、数次ビザ制度の創設や北京便の就航により沖縄への関心が高まってきていることから、今年度の事業においてターゲット市場の一つとして設定し、民間事業者の取り組みについても支援を行っているところであります。また、医療ツーリズムについて、平成23年度の「ビジットおきなわ計画」の基本戦略としても位置づけ、付加価値の高い旅行商品として促進するとともに、新規市場としての開拓を行っていくこととしております。

観光行政の御質問の中の、伝統芸能を活用した沖縄観光の取り組み等についての問いにお答えいたします。

県におきましては、當山議員御指摘のとおり、地域の文化資源と観光施策を結びつけることは大変重要なことであると認識をしているところであり、そのため平成21年度から「文化資源活用型観光戦略モデル構築

事業」を実施し、文化資源を活用した地域を主体とする観光誘客の取り組みに対する支援を行っております。この事業につきましては、平成21年度は5件、総額約7000万円、平成22年度は11件、約1億3000万円の支援を行っております。さらに、今年度からは新たに「文化観光戦略推進事業」として、八重山や今帰仁、伊平屋といった離島を含む各地域に根差した文化や芸能を活用した取り組みに対し8件、約1億1000万円の支援を行っているところであります。

なお、9月16日には、文化観光戦略構築検討委員会を開催したところであり、これまでのモデル事業の取り組みを踏まえ、沖縄の個性豊かな文化資源を新たな沖縄観光の魅力として活用する戦略を取りまとめているところであり、今後とも沖縄らしい文化資源と観光施策を結びつける取り組みにつきましては積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、知事訪米の米国メディアの取り扱いについてお答えいたします。

去る9月19日に開催された「沖縄クエスチョン」において、普天間飛行場移設問題に関するスピーチを行い、その後の質疑応答では日米関係に造詣の深い記者を含む多くの方々から質問がありました。その後、星条旗新聞に知事のスピーチの内容が掲載されたほか、米国のジャーナリストがインターネット上で知事講演をレポートし、それに対する議論が行われたことを確認しております。

次に、基地問題についての御質問の中で、過去10年間の公務中・公務外の事故件数、補償についてお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は、日米地位協定第18条第5項に基づき日本政府が損害を賠償することとなっており、公務外の場合は、原則として加害者が損害を賠償することとなっております。

沖縄防衛局によりますと、平成13年度から平成22年度までの過去10年間ににおける日米地位協定第18条の関係において把握している公務上の事故の件数は1183件で、賠償等金額は約8億4500万円とのことであります。公務外の事故については、大部分が保険や示談で処理されており、正確な件数及び賠償金等金額は把握していないとのことであります。

なお、公務外の事故で加害者に賠償能力がないなど

示談が困難なケースについては、日米地位協定第18条第6項の規定に基づき米国政府が慰謝料を支払うこととなりますが、沖縄防衛局が把握している過去10年間の件数は6390件で、慰謝料の金額は約1億6300万円とのことであります。

次に、日米地位協定の改定に向けた全県的な決起についてお答えいたします。

現在、民主党政権では「日米地位協定の改定を提起する」としておりますが、政府からはいまだ日米地位協定改定の具体的な方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じ5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対して、7月29日には渉外知事会を通じて防衛大臣及び外務大臣に対して、知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。これまでの軍転協等による再三の申し入れにより、政府は同協定の見直しが多くの県民の願いであることを認識しているものと考えており、県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強く日米地位協定の見直しを求めてまいります。

次に、日米合意踏襲に関する県への説明についてお答えいたします。

去る9月9日に、知事が新内閣閣僚就任に際してのあいさつのため玄葉外務大臣及び一川防衛大臣を表敬訪問した際に、日米合意を踏まえるというこれまでと同様の方針が示されたところであります。

次に、戦後処理問題につきまして、南風原町の不発弾処理に係る責任の所在と費用補償についてお答えいたします。8の(1)のアと8の(1)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。

今回の南風原町サマリヤ人病院における不発弾処理については、重病患者など避難困難者の対応につき、県・市町村、民間企業等で構成される沖縄不発弾等対策協議会において、病院関係者の意見も踏まえ、万全の安全対策を講じた上で院内避難を行うことが最良であると判断されたものであり、同協議会全体で責任を負うことを確認しております。

今回、病院が負担した費用につきましては、南風原町を通じて約25万円と報告を受けており、県におきましては、その費用負担について国に対処を求めているところであります。

次に、次期振計における不発弾処理に係る避難費用等の国への要望についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しております。不発弾処理に係る避難に要する費用については、現在のところ国の補助対象となっていないため、県としましては、今回の事例を踏まえ市町村と連携し、補償費用のさらなる拡充について引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ポスト沖縄振興計画についての御質問の中で、民主党沖縄政策プロジェクトチーム提言の現政権への踏襲についてお答えいたします。

民主党は、民主党沖縄政策プロジェクトチームが取りまとめた2012年度以降の新たな沖縄振興の主要論点に対する考え方としての「沖縄振興計画改定にあたっての提言」について、8月11日、政府に申し入れを行っております。同提言は、沖縄県が求める沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を初め、沖縄振興計画の策定主体を県とすることや税制等の負担軽減、特区制度の改革及び沖縄公庫の存続等、沖縄県がこれまで政府に要望した内容を踏まえたものとなっております。

この民主党からの提言については、枝野前官房長官が退任に際し、「民主党政権が約束してきた方向性は揺るぎなくやっていく」と発言していることや、奥石幹事長が沖縄の負担軽減や不安解消の観点から沖縄協議会を存続させる考えを示していることなどから、沖縄県としては、新政権においても引き続き取り組んでいただけるものと考えております。

次に、沖縄振興部会で示された一括交付金の内容についてお答えいたします。

9月26日に開催された沖縄政策協議会の沖縄振興部会において示された政府の「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」の中で、一括交付金については、沖縄県からの提案等を踏まえ、より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設し、制度設計については、予算編成過程で、全国の制度設計を踏まえ、国の責務を勘案しつつ検討するとされております。また、9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求基準においても新たな沖縄振興政策を「日本再生重点化措置」の対象に位置づけるとともに、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされております。

自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設について

は、県の要望を踏まえたものと考えておりますが、具体的な制度設計の過程において、引き続き県の要望の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、制度提言に対する国からの方向性についてお答えいたします。

沖縄県の制度提言については、本年5月の沖縄政策協議会の振興部会における要望後、類似制度の整理・統合等を行い、県内全域を対象とした地域指定制度の創設やアジア諸地域と競争力のある法人税実効率など一部要望内容の修正を行い、使い勝手のいい制度提言要望に組み込んだところであります。

これらの制度提言については、9月26日に開催された沖縄政策協議会の沖縄振興部会において政府から示された「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」の中で、沖縄県からの提言等を踏まえ、発展する東アジアを見据えたさまざまな産業振興策や離島振興、交通ネットワーク、駐留軍用地跡地利用のための新たな法律の整備などについて今後の検討の基本方向が示されたところであります。

次に、北部振興事業の新たな振興計画での位置づけ等についてお答えいたします。

北部振興に関する事業については、「新たな計画の基本的考え方」において「新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等を図る。」こととしております。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降においても北部振興に関する事業の継続は必要と考えており、北部12市町村の意向を踏まえ実施できるよう地元と連携しながら支援をしていきたいと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金の進捗状況についてお答えいたします。

去る9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替え基準において、新たな沖縄振興政策が「日本再生重点化措置」の対象分野とされたことや、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。また、9月26日に開催された沖縄振興部会において、内閣府より提出された「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」においても、「より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設する」とされており、制度設計について予算編成過程において検討するとされたところであります。これらのことから、沖縄振興一括交付金の創設に向け実務的に一歩前進したものと考えております。

次に、積み上げ方式による予算要求で一括交付金の自由度が失われることについてお答えいたします。

去る9月8日、9日に川端沖縄及び北方担当大臣を初めとする政府関係要路に対し、平成24年度からの使途の自由度の高い3000億円規模の沖縄振興一括交付金の創設を内容とする国庫要請を行ったところであります。国庫要請については、これまでも具体的な事業名や事業費は示さず事業分野のみを示してきたところであり、今回の国庫要請においても「沖縄21世紀ビジョン」における県民が描く将来像の実現に向けて展開すべき諸施策を示したところであります。また、9月20日に閣議決定された概算要求組替え基準において、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。

沖縄県としては、制度設計において、沖縄の要望を踏まえた使途の自由度の高い交付金となるよう、引き続き政府に求めていると考えております。

次に、駐留軍用地跡地利用推進法の制定に向けた審議の進捗状況についてお答えいたします。これは2の(3)のAと2の(3)のイは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

県におきましては、去る6月に「駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案」を踏まえた新たな法律の制定について関係大臣等へ要請を行い、その後事務的な協議を進めているところです。跡地利用に関する新たな法律に関して、野田総理は、9月16日の参議院本会議において、本年度で期限切れとなる軍転特措法については、来年の通常国会に所要の法案を提出すると答弁をしております。しかしながら、9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、内閣府からは新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直し等については既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。

県としましては、引き続き国と協議を重ねていくとともに、市町村、関係者、各政党とも意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 緊急経済対策についての中、円高に伴う企業影響調査結果を踏まえた県の中小企業対策についてお答えいたします。

商工労働部では、円高が長引き県内中小企業への影響が懸念されたことから、去る8月下旬に沖縄県産業振興公社のネットワーク会員約400社、それから円高の影響を比較的受けやすい特別自由貿易地域の企業と合わせて約450を対象にアンケート調査を実施いたしました。回答率は450社のうち約110社で4分の1の回答となっております。

その調査結果によりますと、円高により「プラスの恩恵がある」と答えた企業は110社のうち9社、それから「マイナスの影響あり」と答えた企業が27社で24.5%となっております。他方で、74社、67.3%の企業が「どちらとも言えない」としております。

商工労働部では、回答数が非常に少ないことから、補強調査といたしまして沖縄公庫を初めとする県内金融機関、それから数社の主要ホテル等にヒアリングを行いました。その結果、県内金融機関等からは特に今のところ大きな相談はないということでございました。それから、県内の主要ホテル等の意見としては、現時点で稼働率が落ちているということはありませんが、今後長引いた場合に、国内観光客の県外への流出、あるいは海外からの観光客の円高の影響もあるのではないかという意見等も聞いております。

行政に対する支援策といたしましては、資金繰り対策の拡充等が求められております。

県といたしましては、今回の調査結果を踏まえるとともに、今後の国の支援策とも連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく緊急経済対策の中の、政府が3次補正に盛り込む中小企業に対する資金繰り支援の検討についてにお答えいたします。

県では、業況の悪化している県内中小企業に対し、県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」等による資金繰り支援を実施しているところでございます。

政府は、平成23年9月20日、「円高への総合的対応策（仮称）（中間報告案）」において、円高等で苦境に陥っている中小企業への金融支援としてセーフティネット保証の延長やセーフティネット貸し付けの拡充等を示しており、県としては、今後国から示される具体策を踏まえ、県融資制度の融資要件の緩和を図るなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県外または海外流出を考えている企業、あるいは流出した企業についてお答えいたします。

ジェット口沖縄や県内金融機関などの関係機関へ確認したところ、円高を背景とした県外または海外への流出に関する相談、あるいは流出した企業はないと聞いて

ております。引き続き、情報収集に努めてまいります。

続きまして、円高による中小零細企業への雇用の影響及び対策についてにお答えいたします。

円高の影響については先ほど答弁したとおりでございますが、雇用についても今のところ影響はないと理解しております。

国の第3次補正予算案によりますと、震災及び円高の影響による失業者の雇用機会の創出への支援として、全国で2000億円の「重点分野雇用創造事業」の基金積み増しが検討されているところでございますが、現在、本県が対象になるかどうかは未定でございます。

沖縄県としては、情報収集に努め適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉保健行政についての、沖縄県平均寿命の全国順位についてお答えいたします。

沖縄県の平均寿命の全国順位は、平成19年12月に発表された平成17年時点における男性25位、女性1位が直近の公表値となっております。なお、都道府県別の平均寿命は、5年に一度実施される国勢調査に基づき推計されるため、最新の状況は、平成22年の国勢調査の集計結果をもとに平成24年に厚生労働省から公表される予定となっております。

続きまして、長寿世界一復活の実現に向けた県の施策についてにお答えします。

沖縄県の平均寿命は男女とも伸びているものの、伸び率が全国に比べて低くなっております。その主な要因としては、壮年期での糖尿病、肝疾患、心筋梗塞など生活習慣の影響が大きい疾病による死亡率が高いことなどが挙げられます。

本県の健康・長寿復活に向けては、青壮年期での生活習慣病をいかに減少させるかが課題であり、県民一人一人が日常生活において健康的な生活習慣を具体的に考えて行動することが重要であると考えております。

そのため、沖縄県では、長寿世界一復活に向けたアクションプランである「健康おきなわ21」に基づき、市町村、企業、医師会等関係機関・団体と連携し、健康講演会や研修会、ウォーキング大会の開催等健康づくりの普及啓発活動を行っております。また、保健所の活動として食生活改善推進員の活動支援、公共機

関・施設や企業等の禁煙・分煙への取り組み支援などを実施しているところであります。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、県民一体となった健康づくり運動を推進してまいります。

続きまして、健康診断における有所見率の高いことへの対応策についてお答えします。

沖縄労働局が発表した2010年の県内事業所の定期健康診断結果によると、有所見率が最も悪い診断項目は、血中脂質、肝機能、血圧の順になっており、特にメタボリックシンドローム該当者が30歳代から増加傾向にあります。そのため、沖縄県では、行政、企業、医療機関等で構成する地域・職域連携推進会議等を開催し、健康診断等の受診勧奨、産業保健と医療との連携、地域や職場で参加しやすい健康教育等を促進しているところであります。

今後とも、関係機関と連携し、県民の健康づくりの意識を醸成し、生活習慣の改善に向けた環境整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、老人福祉施設普及率の低迷と改善策についてお答えします。

本県においては、特別養護老人ホームの整備率が全国と比較して高い水準でありました。平成12年度に介護保険制度がスタートし、施設から地域へと高齢者施策の転換の動きの中で、沖縄県においても在宅支援の充実が求められたことから、施設整備についても地域密着型施設へとシフトしてきたものであります。この間、県においては、介護の必要な高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう居宅サービスの充実を図るとともに、認知症グループホームや小規模多機能型施設を整備してきたところであります。

また、平成23年度までに市町村の設置計画を踏まえ、地域密着型特別養護老人ホームを5カ所、141床、広域型特別養護老人ホーム2カ所、160床を整備することとしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、公共関与の産業廃棄物管理型処分場の設置計画の現状についてお答えいたします。

県におきましては、平成19年3月に公共関与による産業廃棄物最終処分場に関する立地候補地検討調査を実施し、候補地として県内3カ所を決定し、関係市町村及び地域に対し説明会などを行ってきたところであります。また、平成22年度には、リサイクルの進展などにより産業廃棄物の最終処分量が減少していること

を踏まえ事業の見直し調査を実施し、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更するなどの見直しを行ったところであります。本年度は、施設規模等の見直しを踏まえ、名護市安和候補地及び本部町崎本部候補地の関係自治体などに説明を行うなど、早期の建設着手に向け地域の理解が得られるよう取り組んでいるところであります。

次に、地域の理解を得るための今後の対応についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備については、先進地の処分場を紹介するなど、地域の理解を得ることが重要だと考えております。現在、地域住民や自治会長及び地元自治体などと調整を行っており、先進事例となる広島県や島根県の視察を11月に実施する計画で準備を進めているところであります。

県としましては、地域住民の合意形成を積極的に進め、公共関与による産業廃棄物管理型処分場の早期整備を図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、指導助言できる規定等についてお答えいたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項では、採択地区の市町村の教育委員会とは、協議して同一の教科書を採択しなければならないとあります。また、同法第10条により一本化するよう指導助言を行うことは可能であります。

次に、全員協議についてお答えいたします。

八重山地区教科書の採択については、8月23日の採択地区協議会による答申を受け、8月26日に3市町教育委員会で異なる教科書が採択されました。このため、9月8日には、3市町教育委員会による協議が開かれ、採択決議がなされました。文部科学省の見解は、9月8日の協議は、石垣市、与那国町の両教育長から協議は無効と主張していることが主な根拠になっていると考えております。

次に、採択手続についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、八重山地区の中学校社会科「公民」を除く教科書の需要数を9月15日に文部科学大臣に報告したところであります。なお、八重山地区の中学校社会科「公民」につきましては、3市町教育委員会から同一の教科書の報告があり次第、速やかに文部科学大臣に報告することとしております。

次に、単独採択に対する対応についてお答えいたし

ます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律で、採択に当たっては「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」を採択地区として設定し、地区内の市町村が協議して同一の教科書を採択することとあります。採択地区は、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定することとなっております。

県教育委員会としましては、文部科学省の指導助言及び当該市町の意向を踏まえながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時８分休憩

午後２時９分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

當山眞市君。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 45秒ありますから、再質問をいたします。

駐留軍用地の推進法、これは政策協議会の中で地主補償３年というのはもう現行案だと、現行のとおりだということになったようでありますけれども、今回の協議会までにその机上での協議だけじゃなくて、沖縄にじかに来て、返還された軍用地が本当に３年間で跡地利用ができるのか状況を見ていただいて、地主の意見も聞いていただいて、その結果を出していただきたいということを知事の口からぜひ協議会の皆さんに伝えていただきたいということをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 今の當山議員の再質問の中ですが、この新しい跡地利用推進法につきましては、今、沖縄担当大臣ないしは内閣府と防衛省が共管のような形で——ちょっとはっきりしていない部分もあるんですが——今我々話をしております。ですから、政府、内閣の中の沖縄振興委員会のほうで、きのう、おととい、この部分は答えが返ってきたんですが、これが基本的に今、沖縄振興法に書いてある部分

と、今の軍転特措法に書いてある部分を足しますというような表現に尽きるような表現だったものですから、これではどうにもならぬと、内容をもっと詰めてもらいたい、遺憾であるというのを申し上げました。

したがって、今議員のおっしゃることは沖縄担当大臣の川端大臣と、それから防衛大臣及び内閣官房長官がその政策協議会のメンバーに当たるのかなという気もしますから、今の議員のおっしゃったことは、私のほうからも伝えて、ぜひ現場を見て地主の皆さんのお話もよく聞いてもらいたいという趣旨のことはきちっと伝えて実現にもっていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 こんにちは。

社大・結の会を代表して質問を行います。

最近、国土防衛とか愛国心教育とか、不穏な動きを感じますが、皆さん、愛国心とは何でしょうか。私もオリンピックでは日の丸が揚がるのを期待しております。また、甲子園では沖縄代表を応援し、そして県大会では地元の学校を応援します。これは当たり前のことだと思います。突き詰めれば家族であり、家族が原点だと思います。

私の義父は徴兵により死ぬ覚悟で沖縄から戦地へ行き、帰ってきたら沖縄に残った家族をみんな戦争で亡くしてしまいました。私は、国が戦争に勝って家族がいなくなるより、負けても家族が生きていたほうがいいと思います。沖縄戦では負けた上にさらに家族まで失いました。あの悲惨な出来事を忘れてはなりません。史実から学ばなければいけません。命ドゥ宝は、我々ウチナンチュにとっては譲ることのできないポリシーだと思います。真の愛国者とは、国を守るために死ぬことなく、家族のために生きることだと思います。

質問に入ります。

重複する項目もありますが、代表質問ですのでよろしくお願いします。

知事の政治姿勢について。

野田首相の所信表明演説について知事の見解を伺います。

普天間飛行場の移設問題に関する「日米合意を踏まえつつ、普天間飛行場の固定化を回避し沖縄の負担軽減を図る」について。

次に、エネルギー政策に関する「原発の再稼働を進めます。」について。

次に、ＴＰＰ、環太平洋パートナーシップ協定への

交渉参加について。

次に、知事、さきの訪米、大変お疲れさまでした。ジョージ・ワシントン大学での講演で沖縄の米軍基地の過重負担による問題点、1点目に、米軍専用面積の集中による振興上の障害、2点目に、航空機の騒音被害や演習に伴う事故、米軍人等による事件、3点目に、日米地位協定の抜本的見直しを訴えられております。そして普天間移設問題では、日米両政府の辺野古移設と嘉手納より以南の米軍施設の返還を一体とするパッケージ論を、何の関係もない、取引せずに返還すべきとし、また県内移設を断念した場合でも普天間の固定化を受け入れられないと明確に答えられております。さらには、危険性を除去するためにも一日も早い返還と日米地位協定の改善を強く訴えられております。今回の訪米での知事の声明は沖縄県民の思いを代表するものであり、多くの県民が知事にエールを送り高く評価したと思います。

知事の訪米目的と成果について見解を伺います。

次に、一括交付金を含む新たな沖縄振興計画の実現について見解を伺います。

沖縄振興一括交付金について、県と県市長会、県町村会が共同声明を発表した。ここに至る経緯と意義について。

次に、9月26日開催された沖縄政策協議会振興部会について。

2、基地問題について。

県は、米軍嘉手納基地と普天間飛行場、嘉手納、那覇空港周辺の2010年度航空機騒音測定結果を発表しました。それによると、嘉手納町嘉手納で午後10時から午前7時の騒音発生回数が月平均484.7回となり、過去最多を記録し4年連続の増加となっております。

嘉手納基地、普天間基地周辺の夜間の騒音問題について伺います。

県による在日米軍沖縄地域調整事務所への要請に対し、「上司に伝えているんな形で取り組みたい」と回答されたようですけれども、いろんな形とは何か。具体的な対策を求めるべきではなかったか。

次に、基地を提供している日本政府への対応はどうなっているか。

次に、県内米軍基地の枯れ葉剤問題について。

1960年代から70年代にかけて県内の広範囲にわたる米軍基地で猛毒のダイオキシンを含む枯れ葉剤が使用され埋められたとされている。

枯れ葉剤問題に関係する一連の経過と県の対応を伺う。

次に、枯れ葉剤による人体への影響が懸念される

が、沖縄県のがん患者、先天性異常児、流産、死産の発生実態、全国比について伺う。

次に、日米地位協定の抜本的見直しについて。

最近、米軍車両による事故が多発しています。追突しておきながらそのまま基地内に走り去って、訴えて問われると異口同音に覚えていない、そうだと言うならぶつけたのだらうと開き直っています。結局は、公務中で不起訴処分となっております。日米地位協定の悪用であり、確信犯といえます。ことしの1月に米軍属の事故に巻き込まれて亡くなった「與儀功貴君の遺族を支える会」では、去る7月に米軍属による交通死亡事故不起訴処分に関する抗議と日米地位協定の改正を求める決議がなされていない21市町村議会に決議要請を行いました。8月には県内全市町村並びに婦人連合会、青年連合会、PTA連合会、子ども連絡協議会へ署名活動の要請を行いました。8月の時点で約4万人の署名が寄せられており、県民の関心は高く、これからも続々集まるものと期待をしております。言うまでもなく、差別的な日米地位協定の改定は、沖縄県民の悲願であり総意です。各議員の皆さんにおかれましても、それぞれの関係自治体や団体と連携して取り組みをお願いしたいと思います。

国との協議の進捗状況と今後の具体的な取り組みを伺います。

次に、重要な案件以外、裁判権を放棄するとの密約が公開され、政府は合意がなかったことは確認できたとしているが、沖縄県として検証をしたか。

次に、これまでの米軍構成員に起因する事件・事故の起訴実態から見て、合意はなくても裁判権放棄の表明が効力を持っていると思われるが見解を伺う。

次に、自衛隊の機能強化について。

防衛研究所所長を経て2004年から09年まで内閣で安全保障を担当した柳澤氏は、自衛隊の先島配備に対し、中国にしてみれば先島を軍事的に占領する意味はなく、外交的に相手の対抗措置や緊張を高めるデメリットになる、外交をしっかりとやるべきだと言っております。陸上自衛隊の生き残り策だとも述べております。

伺います。

防衛省の南西諸島への自衛隊配備計画についての見解。

次に、与那国の自衛隊配備計画が町民の73%が反対する中で進められようとしていることへの見解。

次に、与那国に自衛隊が配備されれば、米軍との共同使用に直結すると思われるが見解を伺います。

次に、自衛隊配備により経済効果が期待される台湾

との交流に悪影響を及ぼすおそれがあると懸念されていることについて見解を伺います。

次に、教育行政について。

教科書検定・採択問題。

県教育庁と文科省見解の相違点と県教育庁の今後の方針を伺う。

次に、2007年の高校教科書検定意見問題で、文科省は検定意見を撤回しない論拠として岩波・大江訴訟だった。上告棄却でなくなったのだから早く撤回すべきとの声が上がっています。県は、2007年県民大会の決議ののっとり、文科省に検定意見の撤回を求めるべきと思うが見解を伺います。

2004年4月、学校管理規則第38条（原級留置）の内規が見直され、留年制度が廃止された。2008年に県立高校63校にアンケート調査を実施した結果、悪影響があったと答えた高校が49校、76%あり、影響として学習意欲の低下、授業態度の悪化、単位保留の増加などが挙がっている。前教育長は、規定見直しを慎重に検討すると昨年の6月定例会、文教厚生委員会で述べている。

県立高等学校における進級・卒業規定見直しに関する見解を伺う。

次に、小中学校の統廃合についての見解を伺う。

次に、下水道維持管理負担金問題について。

当該自治体が「説明が不十分、算定基準に疑義がある」として引き上げ延期を要請しているが、県は今後どのような対応をするのか。

次に、観光行政について。

カジノ誘致問題。

知事は、カジノ導入が可能になるような法的整備は必要と発言する一方で、実際に導入するかどうかは、県民のコンセンサスを改めて求める必要があると述べ、カジノ導入は県民合意が大前提としています。

21世紀ビジョンのMICE推進、エンターテインメントにカジノも含んでいるのか。

次に、県民のコンセンサスはどのように求めるのか。県民合意の判断はどのように行うのか。

次に、中国人観光客への数次ビザ導入の効果と今後の課題について伺う。

次に、国際交流について。

第5回世界のウチナーンチュ大会について。

大会を成功させるため県が県内外で取り組んだPR活動の概要と今大会の特徴的な取り組みについて伺う。

次に、現時点での国・地域ごとの参加申し込み状況と課題について伺う。

沖縄県議会の琉中親善沖縄県議会議員連盟は、27名の台湾親善大使団を結成し、8月2日から5日までの日程で台北、新北、台中、台南の各市を訪問しました。目的として、ことしは中華民国建国100年の節目に当たり、祝意を表し、そして東日本大震災における台湾国民からの約170億円の義援金に感謝する意を伝えることや、台湾の経済状況調査、主要都市行政や各議会との交流、沖縄観光への誘客キャンペーンでした。台風で1日足どめされましたが、大変有意義な交流でした。団長の高嶺議長、事務局長の仲田議員、大変お疲れさまでした。

琉台技術研究交流会について。

県が台湾側へ提示した今後の技術交流のあり方をめぐって、7月時点で台湾側から正式な返事はまだ届いていないとのことでしたが、その後台湾側からの返事はどうなったのか。内容の説明と課題、今後の対応について伺う。

次に、平成23年度沖縄県職員採用について。

本県の職員の定数は何名か、充足状況はどうか。

次に、欠員があるとすれば今後どのような対応をするのか。

次に、県が正職員雇用を怠り、非正規雇用・ワーキングプアを生み出していると思うが、見解を伺う。

次に、伝統芸能・文化の継承について。

エイサーは、沖縄を代表する伝統文化です。それと同時に、沖縄観光の誘客イベントとして大きな効果をもたらしております。それを担っているのが青年会です。しかし、取り巻く環境は厳しく、特にリーダーを務める者は、期間中どうしても仕事は休みがちになり、理解のない職場をやめなければ続けられないという話があります。エイサー等、地域の伝統芸能を支える青年会活動等に対し、職場、企業がサポートする仕組みが必要だと思います。

旧盆の道ジュネー期間中の有給休暇を県で奨励すべきではないか、見解を伺います。

作家の大城立裕さんは、「言葉が減びるということは魂が減びる、つまりウチナーンチュでなくなる」と指摘されております。まさしくそうだと思います。

しまくとうばの日について。

しまくとうばの継承の意義について見解を伺う。

次に、辞書と文法書、テキストをつくり、学校の授業で学ぶ仕組みが必要との声があるが、見解を伺う。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の御質問に答弁

いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、野田総理の所信表明演説についての御質問にお答えいたします。

野田総理の所信表明につきましては、これまでの日米両政府の方針が再度示されたものと受けとめております。

普天間飛行場移設問題の原点は、この飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。固定化は決してあってはならないと考えております。

日米両政府においては、辺野古移設か、普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性についてしっかりと追求すべきであると考えております。

同じく知事の政治姿勢についての中で、知事の訪米目的と成果についての御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家が参加します「沖縄クエスチョン」において、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方法である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆様との質疑応答などを通じて意見交換を行ってまいりました。また、レビン、ウェッブ、そしてマケイン、アメリカの上院議員との面談を行い、その中で各議員から、辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げました。

県といたしましては、今回の訪米において、普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで、有識者等とのネットワークの構築が図られるとともに、アメリカにおけるこの問題の理解がそれなりに前進したものであると考えております。

知事の政治姿勢の中で、共同声明に至る経緯と意義についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る8月9日から12日にかけて、県と県内41市町村は沖縄振興一括交付金（仮称）の創設とその配分の考え方などにつきまして意見交換を行ったところであります。その結果、県と県内市町村との間で一括交付金の必要性や県と市町村が対等の立場に立って配分額を決定できる仕組みを構築することについて意見の一致を見たところであります。そして9月7日に県知事、そして市長会会長、町村会会長の連名で、平成24年度からの沖縄振興一括交付金の創設を求める共同声明を発表したところでございます。

沖縄県と市町村がともに地域の自主性が最大限に発揮でき、そして自律的な行政運営を支援する沖縄振興一括交付金の創設を求めていくことは、その実現に向け大きな後押しになるものと考えております。

次に、観光行政に係る御質問の中で、21世紀ビジョンにおけるカジノの位置づけについての御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」におきましては、「希望と活力にあふれる豊かな島」推進戦略の中で、カジノを含む統合リゾートの導入検討を位置づけております。具体的には、「世界水準の観光リゾート地の形成」に向けまして、ホテル、コンベンション、そしてショービジネス、音楽・演劇ライブなど多様な機能を備えた統合リゾート施設の導入を推進し、カジノにつきましては、県民意向等を踏まえ検討することといたしているところでございます。

次に、同じく観光行政に係る御質問の中で、カジノ導入に関する県民のコンセンサスについての御質問にお答えいたします。

私は、持続的な観光振興や自主財源の確保を図る上で、カジノを含むいわゆる統合リゾートは有効な選択肢の一つであると考えております。しかし、カジノの導入につきましては、県民のコンセンサスを図りながら進める考えでございます。現在、沖縄統合リゾートのイメージやその経済効果、そして懸念事項に対する沖縄県の考え方等につきまして説明会などを通じて県民への周知を図っております。

カジノ導入に関する県民のコンセンサスにつきましては、IRすなわち統合リゾートの設置の内容や規模に関する法律の内容、そしてこれらを踏まえ県民世論の動向、さらにはこのカジノ設置の規制に関する内容、法律案の内容等々を踏まえ、県民世論の動向を勘案しながら総合的に考えていくものだと考えております。

次に、国際交流に係る御質問の中で、世界のウチナーンチュ大会についての御質問の中で、現時点での国・地域ごとの参加申し込み状況と課題についての御質問にお答えいたします。

海外からの参加申し込み人数は、9月21日現在、23カ国、2地域で4919人となっております。参加者の主な内訳は、ブラジルが前回大会を大きく上回る1147人、ハワイが1053人、そしてハワイを除くアメリカが1790名、ペルーが246名等々となっております。

今大会の課題は、ウチナーンチュネットワーク、そしてアイデンティティーの次世代への継承と、140万県民を巻き込んだ県民参加型の大会とすることとござ

います。そのため、県内及び海外の若者がみずからネットワークの継承・拡充の方法を提案するプロジェクトや、海外県人会会長と新ウチナー民間大使により、人材育成についての議論をするシンポジウムなどが開催されます。また、エイサーやダンスなどを行うチャンプルー交流や、沖縄や世界各国の伝統料理などが楽しめるワールドバザールなど22のイベントを実施し、世界のウチナーンチュと県民との交流を促進してまいる計画でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての中で、原発の再稼働を進めることについての御質問にお答えいたします。

野田総理は所信表明演説の中で、中長期的には、原発への依存度を可能な限り引き下げることを目指すと同時に、安全性が確認された原発については、定期点検後の再稼働を進めると述べられております。

沖縄県は、原子力による電力の供給を受けておりませんので、これに対して特別に言及することは差し控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県のTPPについての評価についてお答えいたします。

貿易の自由化については、世界経済のグローバル化が進む中で避けては通れない課題であると認識しております。また、資源の乏しい我が国は、通商貿易国家として成り立っている面もあります。一方で、農林水産業は重要な産業という側面だけでなく、文化等の多面的な機能の保持という面でも極めて大切な産業であります。したがって、どちらか一方だけをとるということだけでは我が国の持続的発展は困難であり、両立を図る道を探ることが極めて重要であると考えております。

このような状況において、沖縄県としては、農業分野等の懸念について今後とも国に対して強く訴えとともに、国民の合意が得られるまで丁寧に議論を尽く

し的確に判断することを求めていると考えております。

次に、9月26日に開催された沖縄振興部会についてお答えいたします。

9月26日に開催された沖縄政策協議会の沖縄振興部会において示された政府の「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」では、沖縄県からの提案等を踏まえ、1点目に、10年間を期間とする新たな振興法の平成24年の通常国会への提出、2点目に、より自由度の高い沖縄の一括交付金の創設、3点目に、駐留軍用地跡地利用のための新たな法律の整備、4点目に、出先機関の見直し、5点目に、沖縄県が策定主体となる計画への国の支援、6点目に、発展する東アジアを見据えたさまざまな産業振興策、7点目に、離島振興、交通ネットワーク、子育て、人材の育成、医療・福祉等への措置を講ずるとされております。

内容については県の要望を踏まえたものと考えておりますが、引き続き県の要望の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国際交流についての御質問の中で、琉台技術研究交流会の今後の対応についてお答えします。

台北駐日経済文化代表処那覇分処長から平成23年7月19日付で回答があり、今後の交流については、日本と台湾との経済交流会議の場で協議してはどうかとの提案がなされました。しかしながら、沖縄県と台湾は復帰以前から交流の歴史があり、また琉台技術研究交流会は沖縄県の農林水産分野における情報や技術の交流・移転及び品種の導入等多くの成果を上げております。

それらのことを勘案しつつ、その後、関係機関を通じ技術研究交流の相手方である中華民国行政院農業委員会と情報交換を行ったところ、従来どおりの技術研究交流会の開催を希望している旨、確認ができたところであります。このことから、沖縄県としましては、技術研究交流の再開に向けて、今後、台湾側との調整を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、基地騒音に係る具体的な対策を求めることについてお答えいたします。

県では、去る9月7日に、航空機騒音の常時監視・測定の結果を踏まえ、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、航空機騒音の軽減措置などについて要請を行ったところであります。要請では、平成8

年に日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用し、周辺地域住民の良好な生活環境の保全を確保すること、住宅地上空の飛行を回避すること、外来機の訓練を別の地域で実施することなどを強く申し入れております。

この要請に対し沖縄地域調整事務所長は、各基地の司令官などは平成8年合意を認識し、隊員に対し極力軽減に努めるよう教育している、慰霊の日など地元への配慮が必要な日は運用を制限しているなどと述べるとともに、在日米軍、在沖米軍の司令官などへ要請内容を伝えるとの回答がありました。

県としましては、今後とも、航空機騒音測定結果に基づき航空機騒音の軽減について粘り強く要請していきたいと考えております。

同じく日本政府への対応について。

県では、米軍等への要請と同様、同日9月7日に沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対しても要請を行ったところであります。要請の内容としましては、航空機騒音の軽減について米軍へ働きかけること、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」の遵守状況を確認するため、両飛行場周辺における航空機の飛行コース、高度等の実態を明らかにすること、目視調査によれば、嘉手納飛行場においては外来機が3割を超えている状況にあり、外来機の増加は実質的な過重負担となっている、外来機の訓練を県外で実施することなどを強く要請しております。

これらの要請に対し沖縄防衛局からは、飛行経路については、嘉手納飛行場周辺において目視調査を実施し公表している。普天間飛行場周辺においては場周経路を確認中であり、今年度中に公表したい、夜間飛行、慰霊の日の飛行自粛を米軍に働きかけるとともに、入学・卒業式など地元の重要行事についても配慮をお願いしている、海軍駐機場の移転工事を8月に着工した、訓練地として1月にグアムが追加されており、そこでの実施を早期に取り組むべきと考えていることなどの回答がありました。また、外務省沖縄事務所からは、平成8年の合同委員会合意を徹底して守らせることが第一と考えており、昨年12月及びことし5月に外務大臣が直接、在日米軍沖縄地域調整官に合意文書を読み上げ、その遵守を求めていますとの回答がありました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御

質問の中で、枯れ葉剤問題に関する経過と県の対応についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、去る8月8日、県は沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。

これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から、「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めていると考えております。

次に、日米地位協定改定の進捗状況と今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。現在、民主党政権では「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだ同協定の具体的な改定の方針等が示されていないことから、本年2月8日には軍転協を通じ、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣、7月29日には渉外知事会を通じ防衛大臣及び外務大臣に対して知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。日米地位協定の抜本的な見直しは県民の願いであり、県としましては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通して粘り強くその改定を求めてまいります。

次に、裁判権放棄の密約についてお答えいたします。

松本前外務大臣は記者会見において、我が国が一定の場合に刑事裁判権を放棄するとのいわゆる密約問題については、日米両政府間で何らかの合意を行ったものではないと発言しており、県としましては、これが政府の公式見解と受けとめております。

次に、裁判権を放棄する旨の表明の効力についてお答えいたします。

松本前外務大臣は記者会見において、日本側が第1次裁判権を有する米軍人等による事件については、関係当局において、個別の事件に即して我が国の法に基づき適切に対処しており、米軍人等による事件とそれ以外の事件とで起訴するか否かの判断方針に差はない

と発言しており、県においても、取り扱いに差があるとはならないものと考えております。

次に、自衛隊の機能強化についての御質問の中で、先島への自衛隊配備計画についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

現在、与那国町においては、自衛隊誘致をめくりさまざまな意見があることは承知しております。一方、自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては地元の理解と協力を得るよう、政府は最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、自衛隊配備と米軍の共同使用についてお答えいたします。

政府の「中期防衛力整備計画」では、「平素からの情報収集・警戒監視及び事態発生時の迅速な対処に必要な体制を整備するため、南西地域の島嶼部に、陸上自衛隊の沿岸監視部隊を新編し配置するとともに、初動を担任する部隊を新編するための事業に着手する。」とされております。米軍との施設の共同使用については示されておらず、県においても現在のところ把握しておりません。

次に、自衛隊配備と台湾との交流についてお答えいたします。

防衛白書では、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の体制強化が示されております。自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるものと認識しておりますが、本県の長い台湾との交流の歴史も踏まえた議論が行われるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 基地問題についての中、沖縄県のがん患者、先天性異常児等の発生実態等についてお答えいたします。

がん患者、先天性異常児、流産の発生実態等については、全国比較可能な統計データはありません。死産については、平成22年の人口動態統計によると、妊娠12週以降の自然死産率は、沖縄県は出産1000当たり14.4で、全国平均は11.2となっています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、県教育庁と文科省の見解の相違点と今後の方針についてお答えいたします。

文部科学大臣の発言については詳細を把握しておりませんが、文部科学省の見解は、9月8日の協議は、石垣市、与那国町の両教育長から協議は無効と主張していることが主な根拠になっていると考えております。引き続き3市町教育委員会に対しまして、合意に向けた協議を促し援助してまいりたいと考えております。

次に、教科書検定意見の撤回についてお答えいたします。

岩波・大江訴訟の最高裁の判決は、沖縄県民の思いを受けとめた判決であると考えております。教科書検定問題につきましては、平成19年の県民大会の後、検定意見の撤回等を要請し、その結果、広い意味での「日本軍の関与」の記述が回復されたものと認識をいたしております。教科書検定意見の撤回につきましては、長期的な取り組みになるものと考えており、今後とも国及び文部科学省の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、進級・卒業規定についてお答えいたします。

県立高等学校における進級・卒業に関する規定につきましては、多様な生徒の個性の伸長や学ぶ意欲の向上、学習環境を保障するという教育的配慮から行っているところであります。

県教育委員会としましては、進級・卒業に関する規定が生徒の身分や権利及び将来の人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、今後とも学校や関係団体等と情報交換を行うとともに、学習指導要領改訂や授業料無償化等状況の変化を踏まえ、総合的な観点から研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校統廃合についてお答えいたします。

小中学校の統廃合は、設置主体であります市町村教育委員会のもと、過疎化・少子化による社会の変化や教育的効果等を考慮して実施されております。

県教育委員会としましては、統廃合を検討している市町村教育委員会の主体性を尊重し適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 下水道維持管理負担金問題の質問で、負担金改定の延期要請への対応につ

いてお答えいたします。

去る9月15日に那覇市を初め4市町からの流域下水道の負担金の受益の範囲、維持管理費のあり方について提案と改定時期の延期要請がありました。その提案は15市町村全体に関係し慎重な対応が必要となることから、調整に相当の時間を要することとなります。このため、提案している議案については、議案の取り下げも含めて現在検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての御質問の中の、数次ビザの導入効果と今後の課題についてとの質問にお答えいたします。

中国におきましては、数次ビザ制度の創設や北京便の就航により沖縄への関心が高まってきていると感じております。数次ビザ制度創設後、その発給数は7月、8月の2カ月で2141件となっており、昨年同時期の個人ビザ発給数が104件であったことから、大変大きな成果が上がっていると考えております。

今後の課題としましては、沖縄の認知度のさらなる向上や国際線ターミナルの整備、各観光施設における中国語表記や中国語対応人員の確保等があると認識しております。

沖縄県としましては、これら課題の解決に向け、官民一体となって取り組んでまいります。

次に、国際交流についての御質問の中の、県内外で取り組んだPR活動の概要と第5回世界のウチナーンチュ大会の特徴的な取り組みについてとの質問にお答えいたします。

海外から約5000人のウチナーンチュを温かくお迎えし、第5回世界のウチナーンチュ大会の成功に向け諸準備を進めているところであります。これまで取り組んだPR活動としましては、6月に知事を団長とした北米キャラバン、8月には上原副知事を団長とした南米キャラバンを実施し、県内においても大会1カ月前の国際通りパレードやマスコミの取材対応等を通じ大会のPRを行いました。

今大会では全体で22のイベントを実施することになっており、その中でも特徴的な取り組みとして、ウチナーネットワークを次の世代へ継承するため、若者が行う企画「グローバル次世代プロジェクト」や、県民との交流が楽しめるステージイベント「チャンブルー交流際」、世界各国の料理が堪能できる「ワールドバザール」のほか、ビジネス交流を目的とした「ワールドビジネスフェア」などがあります。

次に、伝統芸能、文化の継承についての御質問の中の、旧盆の道ジュネー期間中の有給休暇を県で奨励することについてとの問いにお答えいたします。

地域の伝統芸能の担い手が安心して行事に参加するためには、地域社会、企業、担い手である従業員の理解や協力に加え、その三者の相互の信頼関係が重要であると考えます。エイサーを初めとする地域の伝統芸能への従業員の参加につきましては、企業等のそれぞれの制度や事情により異なっているものでありますが、文化活動は県民を初め文化団体、企業の職員など多様な担い手によって支えられていることも忘れてはならない大切なことと認識をしております。

県としましては、文化関連施策を進める中で県民全体の文化活動に対する意識を高めるとともに、伝統芸能への理解がより得られるような環境をつくってまいりたいと考えております。

同じく伝統芸能、文化の継承について、しまくとうばの継承の意義についての問いにお答えいたします。

地域の生活に根づいたしまくとうばは、沖縄特有の精神文化を伝えるものであり、県民のアイデンティティーの形成にもつながるものであると考えます。また、しまくとうばを次世代へ継承することは、消滅の危機にある言語を保全するという意義だけでなく、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居といった沖縄の伝統文化・芸能の振興にも大きくかかわるものであり、重要であると認識しております。

関連する質問としまして、しまくとうばのテキスト等を作成し、学校で学ぶ必要性についてとの問いにお答えいたします。

しまくとうばを次の世代へ継承するためには、テキストなどを活用して子供たちにしまくとうばを教えることが重要であると認識しております。その一方で、地域ごとに異なるしまくとうばの多様性はその魅力の一つでもあると同時に、テキスト化を困難にしている理由の一つであるということも承知しております。このようにテキスト等の作成につきましては、そのほかさまざまな意見があることから、学校や地域で活用できるように、その内容について専門家、教育庁等関係機関と連携し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 平成23年度沖縄県職員採用に関する質問のうち、職員の充足状況及び欠員への対応については、関連しますので一括してお答えいたします。

知事部局における職員の配置定数は3955名となっておりますが、平成23年4月1日現在で98名が欠員となっております。欠員に対しましては、臨時的任用職員の配置及び次年度採用予定者の繰り上げ採用で対応することとしており、業務に支障が出ないよう取り組んでまいります。

次に、欠員補充を非正規職員で対応していることについてお答えいたします。

次年度の採用予定者数は、定年退職者数や定数の見直し、再任用職員の配置見込み等を考慮して決定しておりますが、採用辞退等により欠員が生ずる状況にあります。欠員につきましては、基本的に正規職員で対応すべきものと認識しておりますが、正規職員を配置するためには採用試験を経る必要があることから直ちに配置することは困難であります。そのため、臨時的任用職員や次年度採用予定者の繰り上げ採用で対応しているところであります。引き続き正規職員の配置に向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

知事訪米に関連しまして。

知事は、ワシントンで普天間飛行場の危険性を除去するためにも一日も早い返還と日米地位協定の改定を強く訴えたとされております。その内容を伺いたいと思います。

次に、日米メディアの会見で、辺野古移設は不可能とは言っていない、県外が早いということだと言及し、事実上不可能としたこれまでの発言と矛盾すると指摘されたというふうな報道がありましたけれども、伺いたいと思います。

次に、米政府の政策に影響力を及ぼすとされるレビン、ウェブ、マケイン上院議員との会談で、辺野古移設見直しで一致したことは評価できるんですが、3氏とも嘉手納統合案を検討することを求めていると言われております。このことが懸念されますが、知事の見解を伺います。

次に、知事は日本政府に対し、日米地位協定が抜本的に改定されないのであれば基地は容認できないと表明すべきではないでしょうか、見解を伺います。

次に、一括交付金について。

沖縄振興一括交付金をめぐり原田内閣府審議官は、国の力やノウハウを組み合わせたほうがいいと述べ、引き続き国が役割を果たしていく必要性を強調しているとのことですが、何を意図してそういうこと

を言っているかと考えるか、見解を伺います。

次に、国と県のスタンスの違いは何か伺います。

次に、枯れ葉剤問題。

政府は、沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかったとする米国防務省の回答をうのみにしているようですが、やはり県民、地元は納得していません。県はどのように考えているか伺います。

次に、野国北谷町長は、町民や漁業組合も不安視しているとして県に水質調査を含む環境調査の実施を求めています、どのように対応するのか伺います。

次に、この問題は県民の健康・生命にかかわる問題であり、一日も早い対応が求められます。国の対応いかにかわらず、県は関係市町村と連携して直ちに調査すべきだと思いますが見解を伺います。

次に、そのまま放置された場合、ダイオキシンの影響は何年残るのか。

次に、韓国では報道から1週間後、米側と合同調査チームを発足させて調査したとのことですが、日本政府の対応とのギャップはどこにあるとお考えか伺います。

最後に、しまくとぅばに関連しまして。

本当のウチナーグチというのは海外移民の地に残っているとよく言われています。私は学生のころ、ブラジルを旅して、ウチナーンチュの多いカンボグランデの県人会を訪ねました。そのときの青年会長が北谷町出身の二世の方だったんですけれども、この話し方が全く「丘の一本松」の大宜見小太郎さんみたいなそういう話しぶりでびっくりしました。でも、やはり本家のウチナーがアンシェーナランサーというふうに思いました。やっぱり言葉は大事ですので伺います。

県の文化観光スポーツ部や教育委員会の採用試験科目にしまくとぅばも取り入れたほうがいいと思いますが見解を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、私の訪米に係る話の中で、私がスピーチといいますか講演の中で、地位協定についてどういう話をしたのかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、これはまず初めに沖縄の基地問題、米軍基地

をめぐる問題というものは大きく分けて3つぐらいありますよという中で事件・事故の話、騒音の話、そして地位協定の話、そして基地負担といいますが、返還を進めるというような大きく分けて3つ、4つございますよという中で、地位協定という名前を出しましたが、この一つ一つについては今度はいろいろと説明はしておりません。むしろパンフレットを配りまして、それを見ていただきたい。それでその中で、日米両政府の合意の中身の中で米軍普天間基地の移設のところが辺野古でなくてなぜ県外かというところを中心に私は話をしましたので、地位協定については特に今回は突っ込んで説明をしていません。大きな課題の一つであるという紹介をしたことでございます。

それから、上院議員のお三方の皆さんは、確かにレビンさんもウエップさんもマケインさんも、今、普天間基地の移設が壁にぶち当たって、これはこのままでは解決が進まない。したがってもう一回考え直して、例えば嘉手納への統合論というようなものを考えたかどうかというようなことをこのお三人は言っておられるんですが、私どもが、この嘉手納というのはそう簡単にわかりましたというような地域ではありませんよ。長い長い基地負担の歴史があるんだということ、なかなか改善されないんだということを申し上げましたら、それはよく知っていると。騒音一つとっても、もし海兵隊の普天間基地の部分に移したとすれば——これはこのお三方のどちらかが言っておられたことですが——空軍は大分これは減らしましょうと。そして入れて騒音が今より減るという状態をつくらなければだめだということもよく知っていますと。この3人の方はそういう言い方をしていまして、実はこれはマケインさんでしたかウエップさんだったか覚えていませんが、我々が言っているのは、つまり問題が突き当たって身動きとれなくなっている状態でなおこれを頑張るのではなくて、もっと頭を柔軟にして、例えば我々がこういうふうに提案できるぐらい、もっともっといろんな解決策を考えたらどうかという意味での提案なんだということ。この案を我々の最終案と思って、我々自身が案を出すような立場にはない、もっと柔軟に物は考えるべきだというような趣旨で出しているんだという、私の印象では極めて柔軟な、真っ当な御返事だったのではないかと考えております。

それから、この一括交付金について原田さんですが、私、この記事を読んでいませんので正確ではありませんが、もし国の力とか国のノウハウというのをもっと活用すべきではないかというコメントをされた

とすれば、これは基本的には一括交付金も権限移譲の一種でもあると思っております。そういうことですから、お国のお役人にとって地域の行政サービスの世界との一種の綱引き状態というのが発生するのはもう当然のことだと思っておりますが、ただし、とうとうたる地域主権とか地方分権とか道州制というものが言われて久しいこの時代に、私どもは特に内閣府が持っている一括計上分というものはたまたま40年の歴史があって、この中身については双方ともよく知っています。沖縄県でもよく知っています、無論市町村も含めて。その権限をなるべく地域に渡すというのは我々は当然のことだと思っておりますが、それをいろいろ面倒を見てきた原田さんにとってはそれなりの思いはあるかと思えます。ですからこれは権限移譲に伴って出てくる双方の意見でもあると思いますが、ただ、とうとうたる流れがある、その実現に向かって、国も、それから各政党の特に民主党さん、自民党さんも一生懸命やっておられますが、これは必要な流れだということもお国のお役人の皆様はそれなりによく知ってもおられると思います。ただ、彼らといいますか、今までいろいろお世話になったお国の皆さんの持つ力であるとかノウハウは無論これからもかしていただくことに相なるとは思いますが、権限というのはやはりそれはきちっと移譲するというに意味がありますから、ここはそういう方向でおさまっていくのではないかと、実は楽観はしております。

それから、一括交付金について国と県なり市町村との間で考え方に違いがあるのではないかという御趣旨の御疑問だったと思うんですが、これは確かに一括交付金については今年度から実はスタートはしておりますが、約5000億、それで沖縄については320億来ていますが、なかなか使い勝手がいいという感じは余りありません。ある限られた範囲の中での移動がある範囲で可能だということですから、使い勝手のいいところまでいっておりません。それよりむしろ景気対策でこれは旧自治省といいますか総務省が出してきたきめの細かい交付金でした。こういうものが実はこれとこれは使っていけないけれども、あとはかなり自由にということで県・市町村に来ている分があるんですが、こういうように自由に使えるものが既に各省から出ているものですから、いわんや一括交付金というのをもう少しこれを前へ進めるということで、もっともっと使い勝手をよくするという方向ですから、かなり前へ進むのではないかとと思えますが、実はこれは設計しながらやる新制度ですから、当然これは国・県・市町村とある意味でちょっとずつ意見が違うかもしれ

ませんが、これを調整しながらまとめていくのが設計だと思っております。ですから年末ぐらいまでにはいい形でまとめていけるだろうと思います。これは実は民主党さんの協議会が沖縄の県連も含めて東京の本部とよくこれは実はまとめていただいて大変感謝しておりますが、これが指針になっていると思いますし、またこれから先も党としても、県連もぜひこれを沖縄にとって意味のある形でおまとめいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 地位協定の改定について、地位協定の改定がなされないのであれば基地を容認できないと表明すべきであるとの御質問だったと思いますが、沖縄の基地問題につきましては、地位協定だけではなく事件・事故、騒音等多くの県民生活に密接した問題がございます。県としましては、これらの基地負担の軽減を政府に求めているところでございまして、地位協定の見直しにつきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、これからも強く地位協定の見直しを求めていくということが続けてまいります。

次に、枯れ葉剤につきまして、県として今後政府の発表をうのみにしていくのかといった御質問だと思いますけれども、現在、先ほど御答弁申し上げたように、さらに政府に対して事実関係を求めているところでございます。政府はこれがかなり過去の事例だったということを踏まえて、現在外務省を窓口として米政府とやりとりを進めているというふうに説明を受けております。引き続き、県としましては県民の不安を払拭するため、政府に事実関係の解明を求めていきたいと考えております。

次に、同じく枯れ葉剤の問題に関しまして、韓国で合同調査チームがつくられたという報道には接しております。その事実関係の確認については、まだその報道の内容も含めて現在承知しておりませんけれども、繰り返しますが、県民の不安が現在あるわけでございまして、これを払拭するために政府は最大限の努力をするべきであろうと考え、引き続き政府に事実関係の解明を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 枯れ葉剤に関する御質問の中で、北谷町長が水質調査を求めているに関連

しまして、県としましては北谷町の協力も得ながら情報収集に努めまして、要望も踏まえながら適切に対応していきたいと考えております。

県ではこれまで基地周辺の河川の水質でありますとか、底質、それから地下水のダイオキシン類の調査をこれまでに実施してきております。平成19年に特に枯れ葉剤が散布されたとの報道がございましたけれども、その時点では北部訓練場周辺で底質を8河川で、それから水質を3河川で集中的に調査を実施しております。結果は、いずれの地点でも基準値未満であったというふうになっております。

それから何年残るかという残留性についての御質問があったかと思いますが、自然界では分解しにくいというふうに言われておりますけれども、何年か残留するかという残留性については、今のところ正確に把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 瑞慶覧議員の再質問であります公務員採用試験等にしまくとうばを導入したらどうかというような御質問だったと思います。

議員おっしゃるとおり、採用試験勉強などを通して県職員がしまくとうばに触れる、話せると、そうであればそれは大変有意義なことだと思っております。しかし、今、現実問題としましては、さまざまな課題があるように思いますし、またしまくとうばの普及・振興に関しましては、その前にやるべきこととか、やれるべきことがまだまだ多々あるように思います。

貴重な御意見としてしっかり受けとめて、今後とも検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 瑞慶覧議員のしまくとうばを教員採用試験に導入したらどうかという再質問にお答えいたします。

実は、ことしから教員候補者採用試験につきましては、新たな制度が導入されました。つまり年齢制限の上限を決めたり、あるいは一次試験の対応等につきましても新たな制度が導入されております。したがって、この制度の変更につきましては、やはり私は3年から5年はしっかりと検証していきたいという思いでございます。

ですから、このしまくとうばをいきなり採用試験に導入することは難しいという思いでございます。ただ

し、県議会のほうでしまくとぅばを条例化したということも大事な視点だということで承知しておりますので、学校現場におきましては小学校等で話し大会の中でしまくとぅばを使つての大会もあると聞いております。

私個人的には、国際社会で主体的に対応する人材につきましても、常日ごろ7つの視点を言っておりますけれども、その中の一つに、みずからの文化をしっかり見る目を持ちましようとするといったことを言っております。その一つとして、やはり沖縄の文化であるしまくとぅばも大変重要な視点であるとしてとらえております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後4時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 こんにちは。

代表質問の最後になります改革の会の平良昭一です。会派を代表いたしまして質問を行います。

その前に、質問通告後に発生しました看過できない重大な報道がなされておりますので、その点をまず緊急という形の中で質問をさせていただきます。その件に関しては議事課に連絡してありますので、御了承をお願いしたいと思います。

その問題というのは、けさの全国紙の朝日新聞、「沖縄県 架空契約で補助金」、会計検査院から、国から2億円超のうその契約書をつくって公共工事を行ったという問題であります。落札額の比率は47%、これは過去の土木委員会の中でも指摘されたようでありますけれども、その後、架空の工事を装ってうその契約書をつくり工事を再開し、国から2億円超の補助金をいただいたということであります。看過される問題ではありませんので、ぜひこの問題に対しては当局の御見解、説明をもらいたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○平良 昭一君 質問に入らせていただきます。

これまでの沖縄県は、政府から与えられた予算による公共工事、本土からの企業誘致、県外からの観光客

など、ある意味「外から与えられる力」に頼って成長、戦略を策定してきました。40年にわたる振興計画は、道路や空港、港湾など社会資本整備の充実で県民の利便性が向上され、観光産業の伸びは経済に寄与してきましたが、県民所得、雇用情勢、離島振興、基地問題軽減など、「格差是正・自立的発展」の重要課題の解決にはほど遠い状況であります。それゆえに、これまで4回にわたって実施されてきた沖縄振興計画は、政策の一つ一つが東京至上主義の原理から抜け切れなく、沖縄の自立を実現することができなかったのが現状であります。その点からすると、新たな沖縄振興計画では抜本的にこれまでの振興計画の見直しを図り、ある意味逆転の発想を持って沖縄の変革を実現しなければならないと考えます。

1点目、新たな沖縄振興法について以下の質問を行います。

(1)、新たな沖縄振興法創設の県の取り組みについて伺う。

(2)、沖縄県が要望する一括交付金制度の仕組みが不透明でありわかりづらい。危惧するところは、一括交付金が県に集中することになれば予算権力の一極集中になり、いびつな関係が県と市町村の間にできることを懸念しなければならない。沖縄県や市町村がみずから独自事業が行える運用しやすい制度であるべきだと思う。また、知事は上京して政府要職に一括交付金の要請を行ったようですが、一括交付金の詳細とその対応並びに政府の見解を伺います。

(3)、野田首相所信表明で、沖縄振興については経済成長の項目ではなく普天間問題との絡みで表現したことについて知事の見解を伺います。

(4)、沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的に設置され、役割は大きなものがあり、今後とも絶対に必要な機関であります。しかし、これまでの制度では県民に利用しにくいとのイメージが多く、広い範囲での活用がなされていない現状である。県内の脆弱な中小企業の活性化を図る観点から、改善資金貸付制度拡充の必要があると思うが、公庫の存続とその活用について伺います。

(5)、東西約1000キロ、南北約400キロの中に160の島が存在し、有人島が39島で、その人口は沖縄県全体の10%で約13万人、大小さまざまな15の地方公共団体が存在し、財政は脆弱で厳しい。離島が持つ遠隔性や狭小性は生活していく上でさまざまな苦勞があり、若年者流出による人口減少や高齢化に伴い、地域活力や集落機能が低下している現状であります。北部地域も同

様な現状であることから、離島、北部地域の活性化、定住促進を図る必要がある。振興法におけるその支援策について伺います。

2 点目、消防広域化について。

沖縄県が目指す消防の広域化は、常備消防の規模を拡大することで行政上のさまざまなスケールメリットを生かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図る目的で進めていますが、以下の点をお聞きいたします。

(1)、県の推進協議会の取り組みについて伺う。

(2)、広域化の具体的なイメージが見えない。どのような組織になるのか伺う。

(3)、一元化による財政負担の割合はどうか伺う。

(4)、不参加を表明している市町村の離脱原因は何か伺う。

3 点目、基地問題について。

(1)、「普天間飛行場の固定化を回避し沖縄の負担軽減を図る」との野田首相所信について知事の見解を伺います。

(2)、県民の県外移設論を無視し、辺野古移設推進内閣に対する知事の見解を伺います。

(3)、辺野古移設は事実上不可能な認識であり、県が求める県外移設を完全に無視し、首相は、オバマ大統領との会談で辺野古ありきに突き進む政府姿勢を明確にしたものであり、普天間問題は県が考えている構想の進展どころか、むしろ後退の状況であります。知事の見解を伺います。

(4)、9月19日の「沖縄クエスチョン」で沖縄の基地の現状と県民の考え方を米国にじかに訴えたことは大きな意義があると評価いたします。知事の今回の訪米の成果と課題について伺います。

(5)、防衛事務次官が、12月までに辺野古環境アセス評価書提出を伝えたとされます。この件について知事の見解を伺います。

(6)、本島北部で過去に枯れ葉剤散布を行ったと報道され、また、その劇物を北谷町の基地内に埋めたと退役軍人が証言している。県民の水がめである地域が極めて危険な状態であります。枯れ葉剤散布及び基地の土壤汚染問題について知事の見解を伺います。

(7)、基地内の松くい虫対策について伺います。

基地内は一切農薬が使えないことから、農薬散布は無理で樹幹注入もできない、伐倒処理のみであります。沖縄防衛局の資料から換算すると、10年間で10万4000本を伐倒している状況であります。将来、基地返還されたら松が1本もないという状況では、県民の財

産を失うことになります。どう対策するのか伺います。

4 点目、土木建設港湾行政について。

(1)、建設業の労働災害について伺う。

県内の建設現場で、2010年までの10年間で労働災害による死傷者が1468人、うち死亡者が55人に上ることを沖縄労働局が発表いたしました。事業所の規模が小さいほど死亡災害の発生割合が高く、死亡者の6割は10人未満の事業所が占めております。小規模の事業所がひしめく沖縄県の実情に対し、その対策方について伺いたい。

(2)、那覇港湾整備の進捗と課題について伺います。

(3)、米軍発注工事の県のこれまでの取り組み状況と今後の対策を伺う。

(4)、都市モノレール延長について、これまでの経緯、今後の実施計画について伺います。

5 点目、福祉保健医療、環境行政について。

(1)、沖縄市北部地域におけるごみ問題の県の対応について伺います。

(2)、うるま市内におけるアスベスト含有廃棄物不適切処理について伺います。

(3)、アスファルト切断汚濁水適正処理についてですが、県は、切断水は発がん性物質、有害物質であり、それを垂れ流している状況を把握しております。土木建築部技術管理課を初め各関係部署、環境保全課の適正処理調査並びに進捗状況を伺います。

(4)、公共関与産業廃棄物処理施設について伺います。

(5)、県立病院の経営改善に向けた取り組みの成果を伺います。

(6)、2 機目のドクターヘリ導入について伺います。

6 点目、観光振興について。

現在、6社の航空会社で香港、台北、ソウル、上海、北京への海外路線があり、きょうからは米国ユナイテッド航空のグアム就航が行われ喜ばしいことあります。

(1)、今後の海外路線の就航対策について伺います。

(2)、数次ビザ許可後の観光客入域状況について伺います。

(3)、那覇空港国際線入国管理審査について伺います。

以前から手狭で混雑、時間がかかる入国審査及び税関チェックは問題視されてきました。対応には不満を感じます。特に、ターンテーブルの荷物受け取りに異常なぐらいの時間がかかるし、普通の状況ではありません。海外からの観光客誘致についてのトップセール

スの取り組みは評価したいが、国際空港がこのような状態ではイメージダウンは免れません。受け入れ体制が明らかに不備であるにもかかわらず観光客誘致に走るの、かえって沖縄観光のイメージを損なってしまう。国や航空会社だけの問題ではない観点から、県としての取り組みはいかがなものかお伺いいたします。

(4)、震災後半の沖縄観光の現状と見通しを伺います。

7点目、教育行政について。

この1カ月間、八重山地区の住民にとっては未来を担う子供たちを育成するための環境づくりに対し、信じられない状況が噴出しました。地区ばかりではなく、県・国をも巻き込む状態になっているが、お聞きします。

(1)、八重山教科書問題についてその詳細を伺う。

(2)、教育現場に対する政治介入と言われているが、その見解を伺います。

(3)、進学率についてですが、全国の高校進学率は98%、沖縄県は94.3%、大学の進学率は全国は54.3%で、沖縄が36.9%と大きな開きがあります。この実態から、高校、大学進学率の低さについて県の見解と対応を伺います。

(4)、高校、小中学校のクーラー設置について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 平良昭一議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、新たな沖縄振興法についての柱の中で、新たな沖縄振興法創設の県の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定について、これまで沖縄政策協議会及び沖縄振興部会を通じて政府に要望し協議を重ねてまいりました。新たな沖縄振興のための法律につきましては、9月26日の沖縄振興部会において示されました「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」を大枠として、今後、国において関係各方面との協議、そして検討を深め、法制上及び税制・財政上の措置を具体化していくものと認識いたしております。

県としましては、新たな振興法に要望内容が確実に反映されるよう、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

同じく新たな沖縄振興法に係る御質問の中で、総理の所信表明における沖縄振興の表現についてという御

趣旨の御質問にお答えいたします。

野田総理は、去る9月13日の所信表明において「沖縄の振興についても、積極的に取り組みます。」と述べておられます。また、9月15日の衆議院代表質問において「来年度以降の新たな沖縄振興策については、沖縄の優位性や潜在力を生かした自立的発展につながるよう、しっかりと検討してまいりたい」と答弁されておられます。

沖縄県といたしましては、これらの国会における発言のとおり、野田総理が新たな沖縄振興の実現に向けて取り組んでいただけるものと考えております。

次に、基地問題に関する御質問の中で、野田総理の所信表明演説についての御質問にお答えいたします。

野田総理の所信表明につきましては、これまでの日米両政府の方針が再度示されたものと受けとめております。普天間飛行場移設問題の原点は、この飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性についても徹底的に追求すべきであると考えております。

基地問題に係る御質問の中で、内閣の辺野古移設推進及び普天間飛行場移設問題の後退状況に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。3の(2)と3の(3)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県は、これまでどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、政府に対し、県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりました。しかし、これらは依然として示されておりません。そのような中で、日米両政府が辺野古移設案を推進する姿勢をとり続けることには疑問を呈せざるを得ません。

県といたしましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むべきであると考えております。

同じく基地問題に係る御質問の中で、訪米の成果と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加する「沖縄クエスチョン」におきまして、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆さんとの質疑

応答などを通じて意見交換を行ったところでございます。また、レピン、そしてウェッブ、マケイン米上院議員との面談を行い、その中で各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨を申し述べました。

県といたしましては、今回の訪米において、普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで有識者の皆さんとのネットワークの構築が図られましたとともに、アメリカにおけるこの問題の理解が前進したものと考えているところでございます。

次に、土木建設港湾行政に係る御質問の中で、米軍発注工事における県の取り組み状況と今後の対策についてという御質問にお答えいたします。

県では、在沖米軍に対し、ボンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行うとともに、沖縄防衛局や在沖米国総領事館等の関係機関に対しても要請の実現に向けた支援を求めているところでございます。また、新たな沖縄振興に向けた制度としてボンド支援制度の創設を国に求めています。

今後は、軍転協を通じて日米両政府にボンド率の縮減等の要請を行うとともに、制度創設についても引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興法についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の詳細とその対応並びに政府の見解についてお答えいたします。

沖縄県が国へ創設を求めている沖縄振興一括交付金は、現行の国直轄事業費及び市町村事業費を含めた内閣府沖縄担当部局予算の全額に加え、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に盛り込まれる施策の展開に必要な財源を一括交付金化するものであります。去る9月8日、9日には、川端沖縄及び北方担当大臣を初めとする政府関係要路へ、平成24年度からの使途の自由度の高い3000億円規模の沖縄振興一括交付金の創設を内容とする要請を行ったところであります。

政府におきましては、9月20日に閣議決定された概算要求組替え基準において、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。また、9月26日に開催された沖縄振興部会において内閣府が提出した「新たな沖縄振興策の検討

の基本方向」の中においても、より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設することとされております。

沖縄県としては、沖縄の要望が十分に反映された交付金となるよう、引き続き国へ求めていくこととしております。

次に、沖縄振興開発金融公庫の存続と活用についてお答えいたします。

沖縄県としては、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けた新たな産業分野の創出や離島等の地域振興、大規模な基地返還跡地の開発等、今後見込まれている多額の資金需要に対応するため、沖縄振興開発金融公庫の良質かつ安定的な資金供給機能が今後とも必要不可欠であると考えております。このため、総合政策金融機関としての現行の機能及び組織形態の存続を強く国に対し要望するとともに、新たに国際物流経済特区における貸付制度の創設など、新制度と連動した出融資制度の創設・拡充を求めているところであります。

次に、新たな沖縄振興法における離島支援策についてお答えいたします。

沖縄の離島地域は、多様で豊かな自然環境や独自の伝統文化等の魅力を有している一方で、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性からさまざまな課題を抱えております。このため、県が策定する新たな計画において、交通・生活コストの低減、生活環境基盤の整備、教育・医療等の分野における住民サービスの向上など定住条件の整備や地域産業の振興等、総合的な離島振興策を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、新たな沖縄振興法における北部支援策についてお答えいたします。

北部振興に関する事業については、県が策定する新たな計画において、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等の位置づけを図っていきたいと考えております。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から平成24年度以降においても北部振興に関する事業の継続は必要であると考えており、北部12市町村の意向を踏まえ実施できるよう地元と連携しながら支援していきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、海外路線の就航対策についてお答えいたします。

現在、海外路線は台湾、香港、上海、北京、ソウルの5つの国や地域に就航しております。さらに、9月末にはユナイテッド航空のグアム路線の開設と中国国際航空の北京就航も計画されており、既存路線についても増便がなされています。

海外路線の就航対策としては、アジア各国からメ

ディアを招聘し、沖縄の魅力について情報発信するとともに、知事を先頭に台湾、広州、上海、北京でトップセールスを実施し各地で沖縄県のPRを行っております。さらに、7月からはマルチビザ制度が創設され、トップセールスの際にあわせてPRを行っております。

今後とも、引き続き知事によるトップセールスの実施やプロモーションを展開し、海外路線就航に向け積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 消防広域化について、県の推進協議会の取り組みにつきましてお答えいたします。

平成22年4月に県内全市町村の参加による「沖縄県消防広域化等研究協議会」が設立され、同協議会における協議結果を踏まえ、本年4月に県内38市町村により「沖縄県消防広域化推進協議会」が設立されました。同協議会においては、平成25年度からの消防広域化の実現に向け、市町村長で構成される協議会、副市町村長及び消防長等で構成される幹事会、市町村の担当課長等が分野別に議論を行う専門部会等の3つの段階において広域化後の組織、財政、人事、住民サービスのあり方等について協議が行われております。来年度は法定協議会へ移行することになっており、各市町村は年末までに法定協議会への参加方針につき決定することとなっております。

次に、消防広域化後の組織についてお答えいたします。

現在、「沖縄県消防広域化推進協議会」において検討されている広域化後の組織案については、現行の15の消防本部が一つの広域消防本部となり、その下に北部地区方面本部、中部地区方面本部、那覇地区方面本部及び南部地区方面本部の4つの方面本部を置き、各消防署や出張所の統括を行うこととなっております。各消防署や出張所について、16の消防署と25の出張所は現行のままですが、配置される現場対応職員は、各消防本部への管理部門統合により職員の現場へのシフトが可能となるため、現行の832人から138人増加して970人になるものと見込まれております。これらにより、災害発生時の初動体制の強化、統一的な指揮下での効率的な部隊運用、窓口一本化による関係機関との迅速な連携など災害発生時の対応力の強化が図られるものと考えております。

次に、消防広域化による財政負担の割合についてお答えいたします。

「沖縄県消防広域化推進協議会」で決定された基本方針において各市町村の財政負担について、消防広域化後5年間は現行の各市町村の消防費を基本とすること、また、消防広域化後5年を目途に財政負担等についても精査・検証を行うことが合意されております。現在、協議会の方針に基づき具体的な負担割合等について協議が行われているところでございます。

次に、不参加を表明している市町村の離脱原因についてお答えいたします。

本年4月に設立された「沖縄県消防広域化推進協議会」について、浦添市、うるま市及び宮古島市は参加を見合わせております。不参加の主な理由は、3市が共通して将来的な財政負担増についての不安があることを挙げており、また浦添市及び宮古島市については、広域化によるメリットが少ないと考えている。さらにうるま市については、市町村合併後のまちづくりに専念したいなどを挙げております。

次に、基地問題についての御質問の中で、環境影響評価書に対する知事の見解についてお答えいたします。

環境影響評価書の提出される時期等について、政府から明確な方針は示されておられません。

県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、枯れ葉剤散布及び基地の土壌汚染問題についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、県では、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 基地問題についての中で、米軍基地内の松くい虫防除対策についてお答えします。

米軍基地内における松くい虫防除対策については、沖縄防衛局及び米軍が伐倒駆除を実施しております。

沖縄防衛局によると、平成21年度の松くい虫被害量は5023立方メートルで、平成22年度の被害量については現在取りまとめ中と聞いております。

松くい虫の蔓延防止については、予防対策と駆除対策を合わせて実施することが効果的であると考えております。このため、現在、伐倒駆除に加えて土壌改良材等による予防対策の実施に向けて沖縄防衛局及び米軍と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 緊急質問の、本日の新聞記事の会計検査院から指摘を受けている工事についてお答えいたします。

昨年度の会計検査におきまして、会計検査院から識名トンネル工事において不適切な契約をしたとの指摘を受けております。この工事は、識名トンネル工事の施工に伴い、新たに送水管沈下対策工の実施が必要であることが判明しました。

その対応としましては、識名トンネル工事に追加工事とすることや新規に別途工事を発注することが考えられましたが、施工中のトンネル工事の安全性の確保や経済性、早期供用などを勘案して、やむを得ず識名トンネル工事の業者と別件の随意契約としたものであります。

なお、本件は架空の契約ではありませんで、契約を取り交わし工事は完了しております。

次に、土木建設港湾行政についての御質問で、建設業の労働災害についてお答えいたします。

沖縄労働局の公表資料によると、平成22年における建設業の労働災害死傷者数は153人で、全体の約17%となっております。

建設労働災害の防止に当たっては、工事現場における元請業者による統括監理の実施はもとより、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を図ることが重要であると考えております。そのため、県では、工事発注時に周知を図るとともに、建設業界に対し、法令遵守に加え工事現場における安全管理の徹底など事故防止に努めるよう指導しているところであります。

同じく那覇港の整備の進捗と課題についてお答えします。

那覇港は、沖縄県の物流・人流の拠点港湾であり、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的優位性を生かして国際流通港湾を目指しております。

那覇港の平成22年度末現在の事業費ベースの進捗率は約24%となっており、現在、臨港道路、大型クルーズ船バース、岸壁、防波堤の整備を進めております。

課題としましては、ガントリークレーンの増設、ロジスティクスセンター等の物流関連施設の整備、トランシップ貨物の獲得及び国内貨物取り扱い岸壁の混雑解消があります。このため、施設整備とともに各種規制緩和や減免措置等を盛り込んだ国際物流経済特区制度の創設やポートセールスの強化等に取り組んでいるところであります。

同じく都市モノレール延長のこれまでの経緯と実施計画についてお答えいたします。

モノレールの延長整備については、現在、都市計画決定や特許取得などの手続を進めているところであります。去る9月2日、3日には、都市計画法に基づく住民説明会を実施し、道路や駅前広場の拡幅及びモノレールの延長について沿線地域の住民に計画概要を説明したところであります。一方、8月30日には、軌道法に基づく特許申請を沖縄都市モノレール株式会社が行ったところでございます。今年度は都市計画決定及び特許取得などの手続を進め、実施設計に着手し関連街路を整備する予定であります。また、2013年度には本体工事に着工し、2019年度の開業に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、福祉保健医療、環境行政についての御質問の中で、アスファルト切断汚濁水適正処理についてお答えいたします。

建設工事の実施に伴う建設廃棄物の処理については、土木工事共通仕様書等の設計図書及び関係法令を遵守し、適切に処理しているところであります。

アスファルト切断時に発生する濁水の処理については、これまで特に問題となった事例もなく、特別な対応は行っておりませんでした。今回、産業廃棄物に該当することを確認しておりますので、今後、国や他県の状況等も踏まえ適切に処理するための基準等を作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 福祉保健医療、環境行政についての御質問の中で、沖縄市北部地域の産廃

問題への対応についてお答えいたします。

沖縄市北部地域で産業廃棄物が超過して処分されている問題につきましては、沖縄市所有の土地の返還に向けて、平成23年7月までに安定型最終処分場を改善するよう当該事業者には作業を進めさせていたところがあります。しかしながら、期限内に改善することができなかったことから、本年9月に廃棄物処理法に基づき改善命令を発し、平成24年3月までに改善を行うよう指示しているところであります。

また、管理型最終処分場については、平成22年10月に超過廃棄物を適正に処理するよう改善命令を発しており、安定型部分の改善が終わり次第、本格的に作業を開始する計画となっております。

県としましては、今後とも早期に同市北部地域における産廃に係る問題を解決できるよう、当該事業者を指導していきたいと考えております。

次に、うるま市内のアスベスト含有廃棄物の不適正処理についてお答えいたします。

当該アスベスト含有廃棄物の不適正処理につきましては、昨年11月に情報を得たことから、同12月に立入調査を実施し、アスベスト含有廃棄物を含む廃棄物が敷地の一部に不法に埋め立てられていることを確認しております。県としましては、その後、関係者への聞き取り調査などを行った結果、悪質な違法行為が明らかとなったことから、ことし2月にうるま警察署に刑事告発を行ったものであります。

当該アスベスト含有廃棄物は、非飛散性のもので覆土やシートで覆った状態であることから、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれはないものと考えております。しかしながら、当該廃棄物は不適正処理の状況にあることから、10月中をめどに当該廃棄物の撤去について当該事業者を指導しているところであります。

次に、公共関与産業廃棄物処理施設についてお答えいたします。

県におきましては、平成19年3月に公共関与による産業廃棄物最終処分場に関する立地候補地検討調査を実施し、候補地として県内3カ所を決定し、関係市町村及び地域に対し説明会などを行ってきたところがあります。また、平成22年度にはリサイクルの進展などにより産業廃棄物の最終処分量が減少していることを踏まえ事業の見直し調査を実施し、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更するなどの見直しを行ったところであります。

施設につきましては、被覆型でなおかつ浸出水を外部に排出しないクローズドシステム方式を採用するなど、環境面及び景観に十分配慮した産業廃棄物処理施

設を整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉保健医療、環境行政についての御質問の中で、経営改善に向けた取り組みの成果についてお答えいたします。

病院事業局においては、平成21年3月に経営再建計画を策定し、一般会計繰出金の増額による支援のほか、7対1看護配置基準の取得等による収益の確保や、給料の調整額の段階的廃止による給与費の伸びの抑制、材料費の縮減等の経費節減に取り組んできました。その結果、同計画の目標の一つである経常収支の黒字化については、平成21年度と平成22年度に連続して達成するとともに、その他の目標である約100億円の資金不足の解消、不良債務の解消についても達成しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 2機目のドクターヘリ導入についてお答えいたします。

県では、医師会、救急医療機関及び消防組合等で構成する「沖縄県救急医療協議会」において、ドクターヘリの複数配置について検討を行っているところであります。同協議会では、県ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁、ME S H救急ヘリ等、県全体の急患搬送の現状、課題について検討を行っているところであり、2機目の導入については、搬送症例ごとの検証を行うとともに、地理的条件も踏まえて検討する必要があるとしております。

県としては、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興についての質問の中の、数次ビザ許可後の観光客入域状況についてお答えいたします。

中国本土からの空路による入域観光客数は、数次ビザの発給開始後、7月及び8月の合計で3100人となり、対前年同月比6.9%の増加となりました。特に、8月につきましては、北京—那覇路線の開設や、上海—那覇路線の増便などにより、空路による入域観光客数は対前年同月比22.2%増加し、過去最高の2200人となっております。

次に、観光振興についての、那覇空港国際線入国管理審査についての問いにお答えいたします。

県としましては、外国人観光客の満足度を向上する観点からも那覇空港国際線旅客ターミナルにおける利用者の利便性向上は、非常に重要であると考えております。

県におきましては、「新たな沖縄振興に関する制度要望」の中において、入国手続の迅速化のための審査体制の強化を政府に対し求めているところであり、今後とも引き続き国際線ターミナルの利便性が向上するよう取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての質問の中の、震災後半の沖縄観光の現状と見通しについてにお答えいたします。

東日本大震災後の入域観光客数の状況については、4月が対前年同月比で約21.3%の減少となりましたが、その後は減少幅が縮小し、8月には約5.5%の減少となっております。

今後の見通しにつきましては、国内客は円高による海外旅行との競争激化や、国内景気の減速など不安定な要素もありますが、修学旅行の振りかえ需要などにより、緩やかな回復傾向で推移するものと見込まれます。また、外国人観光客につきましては、中国人観光客に対する数次ビザの発給効果や新たな定期航空路線の増加、さらに世界のウチナーンチュ大会の開催などにより、今後は増加に転ずるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、八重山教科書問題の詳細についてお答えいたします。

八重山地区教科書の採択につきましては、8月23日の採択地区協議会による答申を受け、8月26日に3市町教育委員会で異なる教科書が採択されました。このため、9月8日には3市町教育委員による協議が開かれ、採択決議がなされました。文部科学省は、9月8日の協議は、3市町教育委員会の合意には至っていない旨の見解を示しております。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会等に対しまして一本化が図られるよう助言を行ってまいりました。引き続き9月8日の採択決議の協議の有効性も含めて協議していただくよう、お願いしているところでございます。

次に、政治介入についてお答えいたします。

「教育基本法」第16条によれば、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」とあります。

教科書採択は、政治的に中立の立場で教育的な見地から公正、適正になされるべきものであると考えております。

次に、高校、大学進学率についてお答えいたします。

平成23年3月末の高等学校等進学率は95.8%で、前年度より1.5ポイント、また大学等進学率は36.7%で前年度より0.1ポイント、ともに改善しており、高等学校及び大学等進学率は年々増加傾向にあります。しかし、本県の進学率は全国平均と比較すると依然として開きのある状況でございます。その主な原因としては、進路決定が遅いこと、経済的な理由等で県内志向が強いこと、専門学校希望者の割合が高いことなどが考えられます。

県教育委員会としましては、今後とも生徒が志望する高校、大学等へ進学できるよう、生徒の進路実現を支援してまいります。

次に、公立学校のクーラー設置についてお答えいたします。

平成23年7月現在、普通教室の空調施設の整備状況は、県立高等学校が90.0%、小中学校が53.0%となっております。

県教育委員会では、安全で快適な学習環境の整備が必要であることから、整備率の低い小中学校につきまして関係市町村教育委員会と連携し、整備の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 再質問をさせていただきます。

最初の架空契約ではないかということで緊急にお尋ねを申し上げました「識名トンネル」の件でございます。答弁の中では全く偽りのない問題だということで、そうであれば「検査院は不適正な経理と指摘する方針だ。」ということでもありますけれども、徹底的にそれについて闘う意思があるのかをちょっと確認したいと思います。

その前に先ほど落札額の比率が47%とありましたけれども、それが一番問題であったと思います。それで地盤を固定する工事が随契で行われたということであ

りますけれども、その随契の契約が工事が終わった後で行われているということも新聞では指摘されておりますので、その辺の説明もあわせてお願いしたいと思います。

それと2億円超の国からの補助金でありますので、それが返還されるとなればかなりの大きい責任が伴うと思いますので、その辺の状況もお聞かせ願います。

それと沖縄振興開発金融公庫の存続の問題でありますけれども、これまでの制度は、一般的に一般住宅の建設のみに対応されてきたような県民の考え方があります。実は、市中銀行の行員の方々もそのような考えでありますので、できるなら制度の拡充と中小企業の支援体制、それと教育委員会のほうで先ほど答弁がなされましたけれども、大学への進学率が非常に低い。これはやっぱり経済的な問題が大きいわけでありま。離島県という立場の中、ぜひ公庫の中で未来を担う子供たちを育てていけるような制度を構築できないかということを教育現場の立場と、これはまた知事部局の両方にお聞きしたいと思います。

それと離島支援についてでありますけれども、離島の産業、観光振興を図るためには就航する船舶を近代化する必要があると思います。そのためには新造船建設に対する支援の拡充は絶対に必要になってくると思いますので、その辺はいかがなものかお聞かせ願います。

それと消防広域化ですけれども、来年法定協議会がつくられるようでありま。はつきり申し上げまして中身がわかってくるがゆえに離脱する市町村が多くなってくる可能性があると思います。これから多くなるようなことがあり得るのか。あるいは市町村の負担額は増大になっていくのか。その前に本当に実現性があるのかということをお聞かせいただきます。

基地問題でありますけれども、首相の所信表明を聞いて、沖縄県が条件次第では辺野古にまだ可能であるとの見解を政府が持っているんじゃないかなというふうに私は察します。県民の頭越しに決められた日米合意は、絶対にだめだということの明確な発言の発信が全国レベルで必要になってくると思います。その辺の対策・方策は考えられないか、知事にお聞きしたいと思っております。

それと那覇港港湾整備についてでありますけれども、ガントリークレーン、7月に我々会派は視察をしてまいりました。とにかくガントリークレーンの量が少ないということで、那覇港は就航パターンが週末に集中して来るということで出港がおくれるということ

では魅力がない港になってしまいますので、ぜひそのガントリークレーンの増設を考えてはいかがかというふうに思います。

それとロジスティクスセンターの整備が進まない理由は何かをお願いします。

それと2機目のドクターヘリの問題でありますけれども、北部の市町村から緊急の課題として挙げられております。そして奄美以南の自治体もその必要性に言及しているんですよ。そうであれば、奄美以南のエリアもぜひ一緒になって両県で対応していった2機目の導入を考えたらいかがなものかお伺いいたします。

それと沖縄市北部地域のごみ問題でありますけれども、なぜか業者だけに重荷を背負わせている感じがしてならない。県内3カ所の処分場が閉まったおかげで一極に集中してきたわけでありま。業者だけではなく県も沖縄市も十分考えてもらいたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 平良議員の、徹底的に闘う意思があるか、工事が終わった後の契約の問題、補助金の返還という3つのテーマについて、現在私が担当副知事として調査した状況のもとで弁明を申し上げたいと思います。

まず、基本的に一部、会計検査院の指摘の内容については新聞等に報道されているようですが、必ずしもあの新聞自体の表現が適切だとはちょっと考えていないところがございますので、まず説明申し上げたいと思います。

まず識名トンネル工事にかかわる中で、現在ある工事の部分というのは、送水管のいわゆる工事の段階において2カ所、送水管のトンネル工事を進めるとしたら地盤沈下等で破壊されるおそれがあると、そういうことから全く別途の工事をしなければいけないという課題が生じてきました。当然のごとく、この場合は2つのやり方があります。追加工事という考え方と、新規の工事として工事をとめて、そしていま一度補助金等を含めた、総合事務局等も含めた相談をした上で、入札にするのか、随意契約にするのかの手続きをとるべきでした。ところが、私のほうでいま現在調査している状況で言うと、いわゆるトンネル工事とは全く違う箇所にかかわる別途工事ですので、本来は工事をとめ

て、そして新規工事としていわば新規、要するに受注を含めた一般競争入札から始まるべきか、あるいは既に工事に業者としてかかわっている業者がいるから随意契約をすべきか、どちらにすべきかの選択について総合事務局と相談をしながら、工事をとめてでもいいから待つべきだったとそういうふうに考えています。

しかしながら、識名トンネル工事は御承知のとおり、沖縄県における那覇市の交通混雑緩和を含めた極めて重要な箇所であるということと同時に、とめてしまっていれば相当長期間とまった状態というのが果たして工事が安全で問題がないかとか、そういうような現場における議論があって、つい追加工事のような処理の仕方が出てきてしまったと。それが御承知のとおり、追加工事で処理をしようすると落札率がかかってきて受ける側は当然受けられないというふうなことから、これは新規の工事でしょうというふうないわば主張が請負業者のほうから出てきて、御指摘のとおり、新規の工事であるという性格があるものですから、随意契約をしてしまったとこのような状況経過でございます。

現在、そのあるべき状況についてどのような手続をとるべきだったのかという点について、どのように国等々に説明していかざるを得ないかどうかとこの辺の調査をした上で、いわばそれが補助金等の返還に大きくつながってくるものですから、私どもとしては現在どのような手続をとるべきだったのかも含めて、一応どのように説明を申し上げようか改めて再度県全体として調査をかけているところでございます。

以上でございます。（「架空工事だったのか、そうでないのかちょっとははっきり答えてくださいよ。」と呼ぶ者あり）

架空工事ではありません。先ほど申し上げましたように、きちんとした工事の内容で設計から含めてですけども、別途工事でございますので、そういうような意味では……。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の、消防広域化の今後の実現性等についての御質問でございますけれども、先ほど答弁さしあげましたように、現在、消防広域化推進協議会の中で財政負担等につきましても各市町村の意見を踏まえつつ議論が行われております。基本的には5年間の財政負担は現行を基本とする、さらに5年の中で財政負担のあり方を検討していくということでございます。また、現在3市がこの推進協議会への参加を見送っておりますけれども、この3市に

対しましては平成25年に予定されております広域化団体の参加の可能性についても引き続き検討していただくべく、専門部会やオブザーバー参加等と呼びかけております。

県としましては、本部機能統合による現場活動要員の増強等消防広域化のメリットを最大に生かすために、引き続き各市町村に御理解を求めるとともに、消防広域化推進協議会の中で全県一消防といった形での議論が進むよう支援してまいりたいと考えております。

次に、普天間飛行場移設問題につきまして、全国レベルに訴える方策という御質問の趣旨でございましたけれども、県としましては、普天間飛行場の辺野古崎地区への移設は事実上困難であり、県外移設を求めるという考え方には変わりはなく、このことにつきましてはさきの訪米でも主張してまいりました。また、沖縄の基地問題は基本的に沖縄県固有の問題ではなく、日本国民がひとしく考えるべき問題であるというふうに考えておりまして、この問題につきましても国民がひとしくこの問題を共有できるよう、引き続き訴えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

沖縄公庫の活用に向けて今後どのような制度を期待をしていくかというふうなことの再質問についてお答えいたします。

公庫に対しましては、今後次期計画期間中における空港、港湾、鉄軌道等の交通インフラ分野の社会資本整備、それからまた駐留軍用地の跡利用、大規模で回収に長期を要する民間投資が想定される部分、それから中小企業を初めとする地域産業の振興等々、セーフティネット機能、それから新事業支援のそういう資金上に対応する制度を今後公庫のほうには求めていきたいというふうに考えております。

それから離島の新造船建造に関する話でございますけれども、離島航路の新造船建造につきましては、現在過疎債、それから辺地債の活用による建造、それから社会資本整備総合交付金、それからまた今後沖縄振興一括交付金（仮称）による支援の可能性等々についても検討していきたいというふうに考えています。

県としましては、離島市町村からの要望も踏まえながら、航路事業者、それから離島住民にとってより適切な対応策というふうなものを検討していきたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 再質問にお答えいたします。

沖縄市北部地域のごみ問題について、事業者だけに責任があるのではなく、県や沖縄市も責任があるのではないかという趣旨の御質問だったと思いますけれども、当該処分場は、平成15年度に県内で管理型の最終処分場が2カ所しかないという事情がありまして、大量の廃棄物がそこに運び込まれたということがあります。また、超過をしたということ自体は事業者にも責任があると思いますけれども、十分な指導をしてこなかった県にもその要因はあると考えております。こうした状況なども踏まえまして、新たに地元自治会、周辺の営農団体、沖縄市、県、そして事業者で構成する改善作業を進めるための進捗管理会議というのを設置して、連携してしっかりこのごみ問題が解決できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 2機目のドクターヘリに関する再質問にお答えいたします。

現在の浦添総合病院が運航している県ドクターヘリは、奄美の徳之島以南を含めた本島周辺離島に対応しているところであります。2機目については、先ほども答弁したとおり、全体的な急患搬送の状況を踏まえて引き続き検討していきます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 那覇港のガントリークレーンの増設についての再質問にお答えします。

那覇港管理組合は、コンテナ船が集中する日におけるサービス水準の確保の観点から、クレーンの増設が必要と考えておまして増設を検討していくと聞いており、県としてもさまざまな支援していく考えであります。

次に、那覇港のロジスティクスセンターの整備についての再質問にお答えします。

那覇港のロジスティクスセンターの整備は、一貫的な物流運営のため極めて重要な施設であることから、那覇港管理組合においてその推進に取り組んでおります。現在、第1期予定地については選定事業者の2つ

のグループが採算性等で撤退したことから、那覇港管理組合においては第1期、第2期及び第3期予定箇所を含めた施設全体の整備に向けた事業スキームの見直しをするとともに、那覇空港と連携したロジスティクスセンターの整備のあり方も視野に入れて再検討するとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 平良昭一議員の再質問にお答えいたします。

たしか高校、大学等の進学率を上げるための具体的な対応についての御質問だったような気がいたしますので、それにつきましてお答えいたします。

実は、今後の取り組みといたしましては6点ございます。

まず1点目は、教師の授業力の向上を図り、確かな学力の育成を促進していくと。2点目は、中学校と高等学校の連携強化を図ることでございます。3点目に、キャリア教育の充実による生徒の進路意識の向上を図ることでございます。4点目は、計画的・継続的な進学指導体制の充実を図ることでございます。5点目に、進路指導を充実するための新規事業を今計画中でございます。最後6点目、これは沖縄振興開発金融公庫において進学支援の修学資金等の拡充を図っていくことでございます。

そういった取り組みを通していく中で、夢と希望を持って進学や就職すること、あるいは経済的な理由により進学等をあきらめることがないように、将来を担う子供たちを支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 再々質問いたします。

県立病院の改善計画に向けた取り組みでありますけれども、2年間の努力で達成しているということでもあります。これは大変素晴らしいことです。しかし、成果が出ているのに職員の給与を削減するんですか。それとまた、職員、医師、看護師は十分足りているんですか、その点をお聞かせ願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。  
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。  
午後5時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬

平成23年 9 月29日

平成23年  
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成23年  
第 6 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成 23 年 9 月 29 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

## 議 事 日 程 第 4 号

平成23年 9月29日（木曜日）

午前10時開議

### 第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 17 号議案まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号（質疑）

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 17 号議案まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 工事請負契約について

乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 7 号議案 財産の取得について

乙第 8 号議案 財産の取得について

乙第 9 号議案 訴えの提起について

乙第 10 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 11 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 12 号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第 13 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第 14 号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第 15 号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について

乙第 16 号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について

乙第 17 号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について

認定第 1 号 平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成22年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成22年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成22年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

- 認定第9号 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第10号 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について  
 認定第11号 平成22年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第12号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第13号 平成22年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第14号 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について  
 認定第15号 平成22年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について  
 認定第16号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第17号 平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について  
 認定第18号 平成22年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について  
 認定第19号 平成22年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について  
 認定第20号 平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第21号 平成22年度沖縄県病院事業会計決算の認定について  
 認定第22号 平成22年度沖縄県水道事業会計決算の認定について  
 認定第23号 平成22年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について  
 諮問第1号 軌道敷設の特許申請に伴う意見について

---

出席議員（48名）

|     |        |     |          |
|-----|--------|-----|----------|
| 議長  | 高嶺善伸君  | 24番 | 前島明男君    |
| 副議長 | 玉城義和君  | 25番 | 新垣良俊君    |
| 1番  | 上原章君   | 26番 | 仲田弘毅君    |
| 2番  | 島袋大君   | 27番 | 照屋守之君    |
| 3番  | 中川京貴君  | 28番 | 辻野ヒロ子さん  |
| 4番  | 桑江朝千夫君 | 29番 | 嶺井光君     |
| 5番  | 平良昭一君  | 30番 | 赤嶺昇君     |
| 6番  | 仲村未央さん | 31番 | 当銘勝雄君    |
| 7番  | 照屋大河君  | 32番 | 渡嘉敷喜代子さん |
| 8番  | 渡久地修君  | 33番 | 前田政明君    |
| 9番  | 瑞慶覧功君  | 34番 | 玉城ノブ子さん  |
| 10番 | 山内末子さん | 35番 | 奥平一夫君    |
| 11番 | 上里直司君  | 36番 | 比嘉京子さん   |
| 12番 | 吉田勝廣君  | 37番 | 金城勉君     |
| 13番 | 當山眞市君  | 38番 | 糸洲朝則君    |
| 14番 | 吉元義彦君  | 39番 | 翁長政俊君    |
| 15番 | 座喜味一幸君 | 40番 | 浦崎唯昭君    |
| 16番 | 佐喜真淳君  | 41番 | 池間淳君     |
| 17番 | 玉城満君   | 42番 | 新垣哲司君    |
| 18番 | 仲宗根悟君  | 43番 | 具志孝助君    |
| 19番 | 崎山嗣幸君  | 44番 | 當間盛夫君    |
| 20番 | 西銘純恵さん | 46番 | 新里米吉君    |
| 21番 | 新垣清涼君  | 47番 | 嘉陽宗儀君    |
| 23番 | 新垣安弘君  | 48番 | 大城一馬君    |

---

説明のため出席した者の職、氏名

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 知 事                   | 仲井眞 弘 多 君  |
| 副 知 事                 | 上 原 良 幸 君  |
| 副 知 事                 | 与世田 兼 稔 君  |
| 知事公室長                 | 又 吉 進 君    |
| 総 務 部 長               | 兼 島 規 君    |
| 企 画 部 長               | 川 上 好 久 君  |
| 環境生活部長                | 下 地 寛 君    |
| 福祉保健部長                | 宮 里 達 也 君  |
| 農林水産部長                | 比 嘉 俊 昭 君  |
| 商工労働部長                | 平 良 敏 昭 君  |
| 文 化 観 光<br>ス ポー ツ 部 長 | 平 田 大 一 君  |
| 土木建築部長                | 当 間 清 勝 君  |
| 企 業 局 長               | 仲 田 文 昭 君  |
| 病院事業局長                | 伊 江 朝 次 君  |
| 会 計 管 理 者             | 米 蔵 博 美 さん |

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 知 事 公 室<br>秘書広報統括監     | 饒平名 知 成 君 |
| 総 務 部<br>財 政 統 括 監     | 新 垣 郁 男 君 |
| 教 育 委 員 会 長<br>委 員 会 長 | 中 野 吉三郎 君 |
| 教 育 長                  | 大 城 浩 君   |
| 公安委員会委員                | 安 里 昌 利 君 |
| 警 察 本 部 長              | 村 田 隆 君   |
| 労 働 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 平 良 宗 秀 君 |
| 人 事 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 岩 井 健 一 君 |
| 代表監査委員                 | 又 吉 春 三 君 |
| 選挙管理委員会<br>委 員 会 長     | 佐和田 清 君   |
| 職 務 代 理 者              |           |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 嘉 陽 安 昭 君 |
| 次 長     | 鉢 嶺 元 君   |
| 議 事 課 長 | 平 田 善 則 君 |

|         |           |
|---------|-----------|
| 課 長 補 佐 | 上 原 貴 志 君 |
| 主 査     | 佐久田 隆 君   |
| 主 査     | 嘉 陽 孝 君   |

---

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日、30日、10月3日及び4日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び10月3日の会議に公安委員会委員安里昌利君、30日及び10月4日の会議に同委員会委員翁長良盛君の出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた選挙管理委員会委員長阿波連本伸君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として選挙管理委員会委員長職務代理者佐和田清君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

---

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

---

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

一般質問トップバッターでさせていただきます。

早速、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

まず、基地問題についてでございます。

(1)、「沖縄クエスチョン」での知事発言について。

ア、去る9月20日、ワシントン大学で開かれた有識者会議、いわゆる「沖縄クエスチョン」で、沖縄県知事として初めて米国で普天間飛行場の県外移設を求め、辺野古移設の日米合意見直しと普天間の固定化も無理と知事は明言しましたが、その発言は日米両政府にどのような影響を与えていると認識しているのですか、知事の所見をお伺いいたします。

イ、レビン、ウエップ、マケイン上院議員らが進めている米議会国防権限法は、普天間飛行場の名護市辺野古移設見直しを含めて嘉手納統合案を検討することが盛り込まれているとされていますが、このことにつきまして知事の所見をお伺いいたします。

ウ、同日に日米外相会談で日米合意を進める方針を確認しております。知事の所見を求めます。

エ、9月22日、オバマ大統領と野田総理の日米首脳会談が行われ、普天間飛行場についてオバマ大統領は、結果を求める時期に来ていると発言し、野田総理は、日米合意どおり名護市辺野古への移設を進めると表明しております。知事の姿勢を真っ向から否定する発言と認識しておりますけれども、知事の率直な御所見をお伺いいたします。

(2)、辺野古域での防衛省の中江防衛事務次官が知事に辺野古への移設計画に基づく環境影響評価について、12月までに評価書を提出すると伝えたとなっております。知事の認識をお伺いいたします。

イ、手続的には来年6月ごろ、公有水面埋め立てを知事に申請するとなるようですが、明確に不許可を表明すべきではないでしょうか。知事の決意を示していただきたいと思います。

次に、次期知事訪米についてでありますけれども、私も去る2月議会での代表質問の中で、次期訪米はオール沖縄、すなわち沖縄県、県議会、市町村長含めてオール沖縄で訪米要請すべきと提案しましたが、今回は知事が行かれまして大きな成果、効果があったと認識しております。今後、この訪米につきまして、まさにオール沖縄で行くことは考えられないかどうか、今後の対応についてお聞かせください。

次に、基地問題解決に向けた今後の具体的な取り組みと知事の決意をお伺いいたします。

新たな沖縄振興計画について。

政府は、重点政策対象4項目の中でただし書きとして沖縄振興を含むと明記しました。所見を伺います。

沖縄県が求めています3000億円の一括交付金については、制度設計が明記されておられません。実現に向けた県の対応についてお伺いいたします。

次に、不発弾処理問題についてでございます。

南風原町のサマリヤ人病院内での不発弾処理実施で多くの問題点が指摘されました。去る9月9日、南風原町議会での意見書で国に求めた事項、1、公共・民間工事を問わず磁気探査を義務化し、探査及び処理にかかる費用のすべてを全額国庫負担にすること、2、避難等による住民の経済的損失を補償すること、3、不発弾撤去を加速化する仕組みづくりを早急に図り実施すること、4、不発弾処理に関する法律を速やかに制定すること。

以上の4事項について質疑がなされましたけれども、県の対応策についてお伺いいたします。

県町村会長の城間俊安南風原町長は、次期沖縄振興計画に処理時の安全対策費も求めると表明していますが、県の対応をお伺いいたします。

行政機関の対応の鈍さがマスコミ等で指摘されていきます。所見をお伺いいたします。

次に、児童虐待対策についてでございます。

(1)、県内の現状についてお伺いいたします。

(2)、県の事業棚卸しについて、多くの指摘事項がなされております。

ア、未然防止と早期発見対策についてお伺いいたします。

イ、虐待者（親）の支援策についてお伺いいたします。

ウ、県民への普及啓発の強化策についてお伺いいたします。

次に、台風15号の被害についてでございますけれども、迷走の台風15号の影響は、南北大東島に2週間近く定期船が入港できず、村民生活に多大な影響が出ています。また、島の基幹作物でありますさとうきびへの塩害被害も懸念されております。

(1)、大東島での被害状況についてお伺いいたします。

(2)、支援策についてお伺いいたします。

最後に6番目、県選管による選挙公報見送りについてでございます。

(1)、来年6月の県議選挙での選挙公報見送り理由の説明を求めます。

(2)、選挙公報は全国的に導入が広がっています。また、県内市町村でもその動きがございます。昨年、与那原町で初めて条例化されて、そしてことしの2月の豊見城の市議会議員選挙で実施されております。そして来年11月には那覇市長選挙で導入されることが検討されているようでございますが、導入を見送った県選管の見解を求めるものでございます。

(3)、県選管対応は有権者の知る権利、そしてまた、有権者に対する情報開示を阻害しているのではないかと思いますけれども、見解を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

大城一馬議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題についての御質問の中で、「沖縄クエスチョン」の知事発言が日米両政府に与えた影響はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米におきましては、「沖縄クエスチョン」で有識者等に対しまして普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得ましたことや、レビン、ウェッブ、

そしてマケイン米上院議員の皆さんと面談をし、辺野古移設は極めて困難で見直しが必要との見解が示されたことは、日米両政府の政策に一定の影響を与え得るものと考えております。

次に、同じく基地問題に係る御質問の中で、日米外相会談及び日米首脳会談に関する知事の所見いかんという御質問にお答えいたします。１の(1)のウと１の(1)のエは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

日米外相会談及び日米首脳会談では、これまでの日米両政府の方針が再度示されたものと受けとめております。普天間飛行場移設問題の原点は、同飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要です。固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府におかれては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求すべきであると考えております。

同じく基地問題に係る御質問の中で、今後の知事訪米についてという御質問にお答えいたします。

アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

今後の対応につきましては、効果的な訪米活動が実施できるよう、情報の収集や分析等に努めながら検討してまいりたいと考えております。

オール沖縄での訪米につきましては、これまでの成果も踏まえ検討をさせていただきたいと思っております。

次に、新たな沖縄振興計画に係る御質問の中で、政府が重点化措置の対象４項目の中に沖縄振興を明記したことについての御質問にお答えいたします。

野田総理は、去る９月13日の所信表明において、「沖縄の振興についても、積極的に取り組みます。」と述べておられます。また、９月15日の衆議院代表質問において、「来年度以降の新たな沖縄振興策については、沖縄の優位性や潜在力を生かした自立的発展につながるよう、しっかりと検討してまいりたい」と答弁しておられます。平成24年度予算の概算要求組替え基準における記述は、沖縄振興に積極的に取り組む政府の姿勢を示したものと理解をいたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米議会の法案内容についてお答えいたし

ます。

米国の国防権限法案に、辺野古移設見直しと、嘉手納統合案を検討することが盛り込まれているかは現在のところ明確ではありませんが、日米両政府は、日米合意に基づき普天間飛行場の辺野古移設を推進するという方針でございます。

一方、今回の訪米において、レビン、ウェッブ、マケイン米上院議員らと知事が面談した際に、辺野古移設案は極めて困難であり見直しが必要との見解が示されており、米議会において柔軟な考え方も出てきているものと認識しております。

県としましては、嘉手納統合案につきましては、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。

次に、環境影響評価書及び埋立申請に対する知事の認識についてお答えいたします。１の(2)のアと１の(2)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

９月１日、中江防衛事務次官は、去る６月に県が提出したオスプレイについての質問文書に回答する目的で来庁されました。この中で、その他の基地問題についてもさまざまな意見交換を行いました。環境影響評価書や埋立承認願書の提出される時期等について政府から明確な方針は示されておられません。

県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

県は、これまで軍転協や渉外知事会等とも連携し、訪米を含むあらゆる機会を通じて騒音を初めとする基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小を求めてきました。また、米軍基地負担軽減部会において沖縄の基地負担の軽減に向けた議論が行われているところであります。さらに、今後取り組む総合的安全保障の研究の中で、基地問題の解決促進に向けた効果的な方策についても検討する等、軍転協とも連携しあらゆる機会を通じ基地問題の解決を政府に対して求めてまいります。

次に、不発弾処理問題についての御質問の中で、不発弾処理に係る南風原町議会の意見書への対応についてお答えいたします。

県は、不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。

意見書につきましては、まず1点目、磁気探査の費用につきましては、公共工事における磁気探査に加え民間工事の磁気探査については、現在も広域探査発掘加速化事業において実施しているところでありますが、さらなる促進のため、県においては、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しているところであります。2点目、避難等による住民の経済的損失の補償については、現在のところ国の補助対象となっていないため、県としましては、今回の事例を踏まえ、市町村と連携し、補償費用のさらなる拡充について引き続き国に要望してまいりたいと考えております。3点目ですが、不発弾処理の加速化については、県において平成22年度に「沖縄不発弾等対策中期プログラム」を策定するとともに、予算面においても本年度の不発弾磁気探査の国庫補助予算額が大幅に増額されたところでございます。4点目、不発弾処理に関する法律の制定につきましては、県としましても、法整備のあり方を含めた対応について引き続き検討しているところでございます。

次に、次期振計における不発弾処理に係る安全対策費の対応についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しているところであります。今回の南風原町サマリヤ人病院における不発弾処理においては、土のうやライナープレート等の防護壁の設置及び撤去に要する費用に加え、病院のガラス窓の防護対策として実施した畳やパネルの設置費用についても新たに国の交付金の対象と認められたところであります。

県としましては、市町村と連携し、不発弾処理に係る安全対策費など補償費用のさらなる拡充について、引き続き国に対して求めてまいります。

次に、南風原町の不発弾処理における行政機関の対応の鈍さへの指摘についてお答えいたします。

今回の南風原町サマリヤ人病院における不発弾処理につきましては、7月25日の不発弾発見後、直ちに南風原町は自衛隊等関係機関と処理方針等について協議を開始し、その後、重病患者など避難困難者の対応等については、8月24日に南風原町「不発弾処理対策協議会」が開催され、8月26日には「沖縄不発弾対策協議会連絡会」、9月2日の「沖縄不発弾等対策協議会」において、国・県・市町村等の関係機関のほか、病院関係者の意見も踏まえ院内避難の方針が確認されたところであります。また、沖縄総合事務局により

「沖縄不発弾等対策協議会」要綱が改正され、実務担当者による連絡会が開催され対応方針について検討されるなど、不発弾処理における関係機関の協力体制は適切に実行されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興計画についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現に向けた対応についてお答えいたします。

去る9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替え基準において、新たな沖縄振興政策が日本再生重点化措置の対象分野とされたことや、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。

沖縄県としては、今後の予算編成過程において沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の制度設計がなされるとともに、新たな沖縄振興に必要な額が確保されるよう、県民各界各層、議会、市町村の御協力を得ながら、引き続き国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 児童虐待の県内の現状についてお答えいたします。

県の児童相談所が対応した児童虐待相談処理件数は、平成19年度440件、20年度408件、21年度435件、22年度420件となっており、年度により増減はありますが、高どまりの状況にあると考えております。また、平成22年度に市町村が処理した児童虐待相談処理件数は680件で、児童相談所と市町村を合わせた件数では1100件となっており、前年度の1138件から38件の減少となっております。

続きまして、児童虐待の未然防止と早期発見対策、県民への普及啓発の強化策について、4の(2)のアと4の(2)のウは関連しますので一括してお答えします。

事業棚卸しにおいて、児童虐待防止を図るには親や社会全体への意識改革、周知、啓発とともに広報の充実を図ることが必要とされたところです。今後は、児童相談所と関係機関の連携をより強化するとともに、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、運営支援を行うなど、児童虐待の未然防止と早期発見に向け児童及び保護者へのきめ細かい支援を強化してまいります。また、児童虐待の通告義務等の周知について、

マスコミ等を積極的に活用するとともに、講演会の開催、ポスターの掲示やチラシ等の配布など、県民に対する広報啓発の充実を図ってまいります。

続きまして、虐待した親への支援策についてお答えします。

事業棚卸しにおいて、虐待に対するケアだけでなく親への支援についてきめ細やかな対応を行う必要があるとされたところです。児童相談所においては、親子関係の再構築を目的に、虐待を行った親に対し親子の適切なかわりについて適宜指導を行っているところでありますが、これらの指導をより効果的に行うため、親支援プログラム等も参考にしながら、親支援の取り組みを充実させていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 台風15号の被害についての中で、大東地方における台風15号の被害状況と支援策についてお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

大東地方における台風15号の被害は、9月21日現在、さとうきびで倒伏や葉片裂傷などにより約8600万円と見込まれております。

県といたしましては、収穫への影響を最少限に抑えるため、関係機関と連携しながら、根の露出や根離れの対策のため、土寄せなどの栽培管理の指導を実施しております。また、農業共済の加入農家については、損害評価後に農業共済金が支払われることになっております。さらに、農家の経営安定を図るため、農業制度資金等の償還猶予を行うとともに、農林漁業セーフティネット資金借入れに係る利子助成を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

〔選挙管理委員会委員長職務代理者 佐和田 清君登壇〕

○選挙管理委員会委員長職務代理者（佐和田 清君） おはようございます。

大城一馬議員の御質問にお答えいたしますが、本日は委員長が別用務のため本会議に出席できませんので、甚だ僭越ではございますけれども、かわりに委員長職務代理者の私、佐和田からお答えをさせていただきます。

御質問は3項目でございますので、順次お答えをしたいと思います。

まず、選挙公報の見送りについてお答えいたします。

県議会議員選挙において、選挙運動の一つとしての選挙公報を発行するかどうかは、従来から行われている選挙運動との関連や選挙公報を発行することによる投票率の向上など、啓発効果についても当委員会において総合的に検討してまいりました。

県議会議員選挙における選挙運動については、従来からも新聞広告、はがきによる選挙運動に加え新聞報道等の実態からして選挙公報で示される候補者の氏名、経歴、政見等はカバーされているものと考えております。選挙公報を発行することによる啓発効果については、各都道府県あて照会した調査結果に基づきますと、選挙公報公布後も投票率が低下した都道府県が多く、効果は限定的であると思われる。

なお、国会でインターネット等を利用した選挙運動に関する公職選挙法の改正が議論されている状況にあること等にかんがみ、選挙公報の発行については今後の状況を見きわめながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、選挙公報の全国、市町村導入の広がりについてお答えをいたします。

選挙公報は、国政選挙及び知事選挙においては選挙運動の一環として、義務制選挙公報として公職選挙法でその発行が規定されております。一方で、都道府県の議会議員選挙における選挙公報は、任意制の選挙公報として当該団体の自主的な判断にゆだねられ、選挙運動に選挙公報を加えるかどうかを判断することになっております。都道府県議会議員選挙については、選挙公報に係る条例を制定しているのは、現在47都道府県のうち36都道府県となっておりますが、県内の市町村の選挙については、豊見城市と与那原町が制定していることは承知いたしております。

次に、有権者の知る権利の阻害についてお答えをいたします。

選挙公報には候補者の氏名、経歴、政見等を掲載することになっております。選挙公報の内容については、立候補受け付け後、候補者自身で行う選挙運動の中で公表されること、選挙期日告示の翌日には候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、党派、職業が選挙長により告示されること、県内の各投票所においても氏名及び党派名を掲示されること、県議会議員選挙時に県内のマスコミ等により候補者についての記事が取り上げられていることなどから、県議選においては選挙公報を発行しないことにより候補者の情報の量が低くなることは少ないと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず最初に基地問題、主に「沖縄クエスチョン」での件について質問をさせていただきたいと思います。

きのうの私ども会派の代表質問で瑞慶覧功議員から、今回のこの「沖縄クエスチョン」での知事発言、評価をするという表現をしております。まさにそのとおりでございまして、やはり今回、知事が米国でしっかりと県外移設を訴えた。そしてまた、普天間の固定化も無理だということを訴えた。これは、やはり地元のワシントン・リポート誌の記者も知事発言をこういうように評価しています。すごく明確なメッセージだったという表現で見えておりますけれども、私はやはり今回の知事訪米は、先ほど冒頭で申し上げましたように大きな成果があったということを評価し、そしてまた、私自身認識をしているところでございます。この中で、知事は沖縄の状況を無視した辺野古への強行は全県的な激しい基地運動につながると、これまたかつてない強い調子の発言でございました。

さらにまた、きのうもこれまた出ましたけれども、沖縄県知事が、とりわけスタンスの違う保守的な政治家が、ブルドーザーと銃剣という表現を米国内で使ったということは、私ども会派の中でもすごいことを知事は発言をしているというような話も出ております。

そういう意味では、私はやはり昨年の知事の普天間の県外移設の表明から今日まで、一步一步この問題解決に知事が真っ向から強い意思で、決意で取り組んでいるというふうに思っております。ただ、地元の県知事のそういう思いとは裏腹に、同じ日、日本の外務省・外務大臣、そして我が国の総理が日米合意の推進と、全く知事の意味、決意をないがしろにするようなことをニューヨークで発言している。このことは、私は新聞報道で見るとは、県民も非常にこのことについては憤りを感じているというふうに思っております。

きょうは質問ではなくて、しっかりと知事、これから県民の先頭に立ってどんどん引っ張っていただきたいということを激励して、この件につきましては質問は終わらせてもらいたいと思います。

そして、次期訪米も先ほど私ども会派から申し上げましたように、ぜひそのことも実現していただければと思いますけれども、今、我が会派のメンバーから知事の決意という助言がありますから、改めてこの基地問題解決に対する、とりわけ普天間の名護市辺野古への移設問題に関しまして知事の再度の決意をお聞かせ

ください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 特に普天間基地につきましては、一日も早い移設返還の実現、そして跡利用への着手を私は強く決意しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 次に、県選管にお伺いします。

佐和田職務代理者は市町村課長ですか、そうですか、事務局長ですか……。

昨年の10月以来、マスコミ等でいろいろとこの件につきまして報道がございました。正直なところ、私も長い間議員生活をしておりますけれども、こういった制度がつけられるということは残念ながら不徳のいたすところでございまして反省しているわけでございますけれども、先ほど佐和田さんがおっしゃっているように、もう全国的には36都道府県、そして古いところでは昭和25年から大阪府でこの制度がつけられていると。そして直近でも去年の統一地方選挙ですけれども、大分やあるいはまたもう1県、2県の県が導入したと。やはり今、投票率というのは残念ながらいろいろな要素が絡み合ひまして全国的にも下がる傾向になっております。そういう中でもやはり大分県を初めとして2つの県が直近でこの制度をつくったことに関しましてどうとらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

○選挙管理委員会委員長職務代理者（佐和田 清君）

大城議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまの御質問は宮崎県、それから大分県、愛媛県、この3県の公報導入についての御質問だと理解をいたしております。

公職選挙法第172条の2により、都道府県の議会議員選挙における選挙公報は、任意制選挙公報として当該団体の自主的な判断にゆだねられていることは御案内のとおりであります。当該3県においては、それぞれの地域の事情等を踏まえて判断されたものと思われます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 これは、県選管は先ほども佐和田さんが答弁しておりますけれども、費用対効果、このことが大きなポイントで発行を見送るというような判断をなさっていると私は思っておりますけれども、私はこういういわゆる有権者に、県民にそれぞれの政治家、候補者が政策を訴えて政策を知らしめる、そして有権者もそれをもとに知る。先ほど選挙運動ではがき

があるんじゃないかと、あるいは新聞広告があるんじゃないかと、あるいはマスコミ等で取り上げているんじゃないかといっても、それは一部なんです。マスコミでもそんなに詳しくは取り上げませんよ、政策などでも。そしてはがきでも、これはみずから候補者がはがきをつくりましますから、自分のそういう宣伝のためにしかはがきをつくりませんよ。やはりこの選挙公報というのは、一読して一目で候補者のいわゆる政策が比較検討できる。だからこそそんなに投票率が下がっても選挙公報の意義、発行する意義があるということで全国都道府県ではほとんどの県が導入しているわけです。豊見城でも、先ほど紹介しましたように2月に発行しております、こういう公報が。（資料を掲示）これを見ますと、やはり多くの人数なんですけれども、やはりしっかりと候補者の違い、政策の違いが判断できるということで、私はやはりこれは絶対に必要だと。費用対効果から何ゆえ県選管が果たしてこういう……、総務部が金がないと言えわかりますよ。選管自身が本来、選挙の啓発運動を皆さん方は毎年やっているじゃないですか、約600万使っていますよ。それも毎年毎年県議選挙はずっと投票率は低下しています。これは無駄なんですか。費用対効果ないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

○選挙管理委員会委員長職務代理者（佐和田 清君）  
お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、やはり若年層の投票率アップにつなげるためにもやらなくてはならないということはありますけれども、もう繰り返しになりますが、現在、国会でインターネット等を利用した選挙運動に関する選挙公報の改正が議論されている最中であり、繰り返しになりますけれども、その状況等も見きわめながら引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 国会でのインターネットのどうのこうのと言うのもいいんですけれども、やはり一般有権者もこういう形で発行されれば、おのずから皆さん判断しますよ、見ますよ。まだ6月まで時間がありますから、費用対効果と言わずに、一連の選挙啓発運動としてぜひ実現させてください。もう一度決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

○選挙管理委員会委員長職務代理者（佐和田 清君）

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、国会でインターネット等を利用した選挙運動に関する選挙公報の改正が議論されている状況にあります。このことにかんがみて、今後の状況を見きわめながら、引き続き検討してまいりたいと、こう考えます。

○大城 一馬君 どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

1、浦添市内の場外券発売場の設置問題について。

(1)、浦添市内で、「公営ギャンブル」の場外券発売場の設置のために業者が暗躍し、出所不明の文書が何通も自治会長に送りつけられる不穏な動きがあり、市民から不安の声が上がっています。実態を調査し対策をとることについて。

(2)、沖縄県内における1998年以降の競輪、競馬、競艇の場外券発売場の設置の動きは何力所であったのか。それを組織的に推進している団体がありませんか。

(3)、観光客のアンケートによると、青いサンゴ礁の海と豊かな自然が沖縄観光の魅力になっています。ギャンブル場の設置は県民生活においても観光の振興でも阻害要因です。県は、場外券発売場の設置を認めない立場で監視をして、設置させないための対策をとるべきではありませんか。

2、教育行政について。

(1)、小中学校と県立学校のことし4月に本採用となった教員の数、そのうち前年度採用試験合格者と採用待ちをしていた待機合格者のそれぞれの人数について。また、来年度採用予定の待機合格者は何人いますか。今年度の採用試験合格者数について。定数内臨時教員をすべて本採用にするための計画を伺います。

(2)、放射能汚染が深刻になっているが、県が放射能測定機を確保して学校給食の食材の放射線量の測定を行い県民に公表すること、及び安全な学校給食を確保することについて。

(3)、幼稚園のクラス定員を25人以下に引き下げること。定数内の非正規教員の人数と割合及び正規教員に

して幼稚園教育を向上させることについて。

### 3、住宅行政について。

(1)、次年度から新たな「沖縄県住生活基本改築計画」がスタートするが、老朽化した県営住宅の改築計画と県営神森団地の改築計画をお尋ねします。

(2)、県営住宅の入居契約で、連帯保証人の年収200万以上を引き下げたりするなどの保証人要件を緩和すること、及び高齢者住宅財団を保証会社として契約条件を整備することについて。

### 4、福祉行政について。

(1)、県民所得は全国の70%、失業率が2倍の沖縄県で保護世帯が増加しています。沖縄県の保護率は幾らですか。全国平均と比べてどうなっていますか。不安定雇用などで半数が年収200万円以下の働く貧困層・ワーキングプアとなっています。憲法25条の生存権を保障する国の制度として市町村の財政負担をなくすように国に求め、当面県も支援をすべきではありませんか。また、医療費の一部負担など生活保護の改悪の動きがあるが反対を要請すべきではありませんか。

(2)、仕事や住宅を失ったり、離婚や病気など、県民の苦しみを解決するためのワンストップの総合相談支援センターを県が創設すること。また、国のモデル事業としてスタートしたパーソナル・サポート事業を継続させることについて。

(3)、高齢者などが病院に通院をするための交通費を生活保護で支給することについて。

(4)、母子などのひとり親世帯は子供の保育園の送迎や病気など、健康で文化的な生活をする上で車は欠かせません。生活保護でも車の保有を認めることについて。

### 5、保育行政について。

(1)、待機児童は減っていますか。昨年と今年度の比較について。待機児童を解消するための保育所の増設計画は現在の倍以上にふやすべきではありませんか。

(2)、認可外保育園の給食支援として、牛乳、米が現物支給されているが、給食費補助金の制度にして拡充すべきではありませんか。

(3)、認可外保育園の施設改修の実態、県の調査で必要とする保育園に利用されましたか。未改修園は何力所ありますか。改修計画について。

6、希望するどの子も学童保育所に入所できるように、県が補助をして母子・父子世帯や所得の低い世帯の保育料の減免を実施すること。また、沖縄県学童保育支援センター事業を継続することについて。

7、国保法44条に基づく医療費の減額免除を国保税の滞納世帯を認めていない市町村は何力所あります

か。県が援助して早急に改善することについて。

### 8、羽地苑の問題について。

(1)、名護市が羽地苑の入居者に対する虐待調査を行っています。同一職員が2度にわたり虐待をしているとのことだが、虐待の実態と県の対応について伺います。

(2)、羽地苑が書類を改ざんしたことに対して、名護市は介護保険法第77条第1項6号の「虚偽の報告」として県に報告しているようだが、報告内容と県の処分について。特別監査を行うべきではありませんか。

### 9、米軍施設や新基地建設への県の対応について。

(1)、米軍牧港補給基地内への取り付け道路を最初の設計を変更して古い米軍郵便局にかかるようにしたのはなぜですか。

(2)、県民の税金で基地内の米軍郵便局を移転補償して新築するのはなぜですか。米軍から指示があったのですか。建設費は幾らですか。建設を中止すべきです。

(3)、知事は、浦添新軍港建設のための1億7300万円の環境アセス予算の執行をやめるよう政府に要請すべきではありませんか。

10、米軍牧港補給基地で枯れ葉剤などの大量の毒物による汚染が報道されたが、撤去されたかどうか。過去に何度か土壌や海浜の汚染問題が発覚したが、どのような汚染物資が、どれだけ漏出したのか。被害内容と除染の有無について、貯蔵物資の履歴を公表すべきです。

11、10月から見直しされる子ども手当の県民への影響額及び高校授業料の無償化が見直しをされた場合の負担額についてお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、住宅行政についての御質問の中で、県営住宅の改築計画と神森団地についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の建てかえにつきましては、老朽化した大量の公営住宅の効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応するため、平成23年度に「沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画」を策定をし、同計画に基づき順次建てかえ等を行うことといたしております。

県営神森団地につきましては、同計画において建てかえとして位置づけております。県は、現在、「県営神森団地再生計画」におきまして、建てかえに向けた

設計条件の設定や、仮移転先についての入居者の意向調査を進めております。平成24年度は「建替団地基本設計」を実施していきたいと考えております。

次に、福祉行政に係る御質問の中で、ワンストップの総合相談支援センターを県が創設することについての御質問にお答えいたします。

失業や住宅喪失等の生活に関するさまざまな相談に対応するためには、ワンストップで相談、そして支援できる総合相談機能の充実が求められております。このため、平成21年12月には、ハローワークや福祉保健所等の関係機関が連携をして、「ワンストップ・サービス・デイ」を実施し、このほか「くらしイキキ無料相談会」などを各地で実施してまいりました。

県といたしましては、今後とも総合相談機能の充実に向けまして関係機関との連携強化を図りながら、効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育行政に係る御質問の中で、待機児童と保育所整備計画についての御質問にお答えいたします。

安心こども基金及び待機児童対策特別事業基金を活用した保育所整備や認可化の促進等を図ったことによりまして、平成23年4月1日現在の保育所定員数は、前年度に比べまして1719人増加いたしております。その一方で、待機児童数は、前年度に比べ615人ふえております。

待機児童が増加した要因といたしましては、保育所利用のニーズが高まりつつあることや、保育所整備が進んだことによりまして潜在的待機児童が顕在化したことなどが考えられます。

県といたしましては、次期振興計画の期間中に潜在的待機児童も含め、待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員御質問の、浦添市内の場外舟券発売場の設置問題についての、場外舟券発売場に対する対策についての御質問にお答えいたします。

場外舟券発売場につきましては、モーターボート競走法に基づき国土交通省が所管をしており、設置については大臣の許可が必要となっております。また、設置許可の申請に係る手続においては、「当該場外発売場の所在する市町村の自治会の同意」や、「市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないこ

と」などを証明する書類が必要とされております。そのため、設置等に関し県が直接関与する立場にはありませんが、本件について浦添市に確認をしたところ、現時点において情報収集を行っている段階であり、県としましては、今後ともその推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、競輪、競馬、競艇の場外券発売場設置に係る動きについての質問にお答えいたします。

1998年（平成10年）以降、競輪については南城市、競馬については豊見城市、競艇については那覇市及び浦添市において、場外券売り場の設置の動きがあったとの報道などにより承知をしているところでありますが、県内における競輪、競馬、競艇などの場外券売り場の設置や、組織的に推進している団体等について、沖縄県は所管をしていないため把握をしておりません。

同じく浦添市内の場外舟券発売場設置問題についての、場外舟券発売場に対する対策についてお答えいたします。

場外舟券発売場の設置許可申請については、国土交通省通知により「当該場外発売場の所在する市町村の自治会の同意、市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないこと」が必要とされております。そのため、県としましては場外発売場の設置について、基本的には所在する市町村において判断すべきものであると認識をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、教員の採用状況と今後の計画についてお答えいたします。

平成23年度新規採用者数は、487名となっております。そのうち、小中学校の採用者数は358名で、112名が平成22年度合格者数、246名が継続登載者数となっております。また、県立学校の採用者数は129名で、47名が平成22年度合格者数、82名が継続登載者数となっております。平成23年9月1日現在の継続登載者数は、124名となっております。今年度の最終合格者につきましては、選考の途中でありまだ決定をしておりません。

今後は、児童生徒数の増減等に伴う教職員定数や退職者数、定数改善計画などの国の動向、他県の状況等を踏まえながら、当分の間、平成23年度と同程度の採用数となるよう臨時的任用教員の割合改善に向けて年次的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校給食食材の検査と安全確保についてお答えいたします。

本県の市場に流通している県産農水産物に対しては、環境中の放射性物質モニタリングを通して食品の検査を実施する体制がとられております。また、学校給食食材への放射線量の測定等は、関係部局等と連携し、安全な学校給食食材の確保に努めてまいります。

次に、学級定数と職員配置の改善についてお答えいたします。

国の幼稚園設置基準によりますと、1学級当たりの幼児数は35人以下を原則としており、各市町村は実情に応じて学級定数を定めております。平成23年度5月現在の県内公立幼稚園239園における正規採用教員は508名、臨時的任用教員は248名で32.8%となっております。

県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を通して、市町村に対して新規採用の拡大と職員の待遇改善を促しているところであります。また、国に対しては、地方交付税措置の充実について要望しているところでございます。

次に、子ども手当及び高校授業料無償化の見直しについての御質問で、高校授業料無償化の見直しについてお答えいたします。

高校授業料の無償化が見直された場合の負担額は、見直しの方向性や内容が明らかとなっていないため、今後の国の動向を注視し適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 住宅行政についての御質問の中で、県営住宅の連帯保証人の要件等についてお答えいたします。

県営住宅の入居者については、毎月所定の家賃を県に納めることとなっておりますが、入居者が家賃を滞納した場合、県は連帯保証人にも請求することになります。連帯保証人の要件としては、入居者の家賃滞納分を支払うために一定の収入が必要であることから、年収を200万円以上としております。なお、高齢者住宅財団による家賃等の債務保証の対象は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第11条において「公営住宅であるものを除く」とされております

県としましては、今後この件について同財団と調整を図っていきたいと考えております。

次に、米軍施設や新基地建設への県の対応についての御質問の中で、米軍牧港補給地区の取り付け道路の変更についてにお答えいたします。

港川道路から牧港補給地区への当初計画における取り付け道路の位置は、基地内の地形や建物位置、国道58号との交差点間隔を踏まえて計画したものであります。しかしながら、米軍との交渉の中で、計画した取り付け道路予定地内に移設が困難な米軍施設が存在していることから、米軍との協議により現在の位置に変更したものであります。

同じく郵便局の移設補償についてお答えいたします。

道路整備に伴い、公共施設が支障となることから、「沖縄県の公共事業の施工に伴う公共補償基準」に基づき、道路事業者が補償を行うものであります。港川道路の整備に当たり、既設取り付け道路の移設のため、郵便局の移設補償が必要となったもので、牧港補給地区の一部返還に当たっての条件となっております。また、郵便局の建設費は、建築工事、電気工事、機械工事を合わせて約8億円となっております。

県としましては、港川道路の整備を実施するために必要な公共補償費と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 沖縄県と全国的生活保護率についてお答えいたします。

平成23年5月の沖縄県の保護率は、21.20パーミルとなっております。全国平均の15.9パーミルに比べて5.3ポイント高くなっております。生活保護に係る経費の負担については、生活保護法第75条において、福祉事務所を設置する地方自治体が生活保護費の4分の1を負担することになっております。さらに、地方負担分については、地方交付税で措置される制度となっていることから、県として国へ生活保護費の全額国庫負担を要求することは考えておりません。また、市の負担分を県が支援することは制度上困難であります。

次に、生活保護制度の見直しについては、医療扶助のあり方を含め、現在、「生活保護制度に関する国と地方の協議」において議論されていると承知しており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

生活保護で交通費を支給することについてお答えします。

生活保護受給中の世帯員が通院のために必要な交通費につきましては、移送費を給付しております。平成22年度の移送費給付の実績は2601件、903万6000円となっております。

続きまして、母子世帯の車保有を認めることについ

てお答えします。

自動車の保有を認めることについては、国の通達で具体的に示されており、単に日常生活の便利に用いられるのみでは、地域の普及率のいかんにかかわらず、原則自動車の保有は認めておりません。保有が認められる場合とは、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者が通勤用として使う場合や障害（児）者が通院等のため自動車を必要とする場合等であります。

保有の要否については、これらのことを踏まえ、実施機関が個別に状況を把握し、適正に判断しているものと考えております。

認可外保育施設への給食費支援について。

認可外保育施設入所児童の一層の処遇向上のために、平成23年度から新すこやか保育事業を大幅に拡充したところであります。

御提案のありました米代、牛乳代、おかず及びおやつ代をまとめて給食費補助とすることや、さらなる拡充については、今後の実施状況等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設への施設改修費についてお答えします。

待機児童対策特別事業基金における改修費支援事業の対象施設は、県の立入調査において改善指導を受けた施設であって、改修工事完了後、1年以内に「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けることが見込まれる施設となっております。改修費支援事業については、市町村を通して条件を満たし要望のある施設はすべて対象としており、平成22年度は23施設に助成したところであり、平成23年度は25施設への助成を予定しているところであります。

続きまして、放課後児童クラブ保育料減免及び沖縄県学童保育支援センター事業の継続についてお答えします。

沖縄県は、全国と比べて国立民営のクラブが多いため、家賃等の負担により経営が厳しいことや、保育料が高いことなどが課題であると考えております。このため、ひとり親世帯等の保育料の減免について、国による財政支援を求めているところであります。また、沖縄県学童保育支援センターについては、ふるさと雇用再生特別基金を財源として実施していることから、同基金事業の実施期間である平成24年3月までの予定としているものであります。

県としては、同センターでの研修事業等の実施状況を踏まえ、必要な事業については、放課後児童クラブの実施主体である市町村とも連携し、効果的な実施方法等について検討してまいります。

一部負担金減免制度の国保税滞納世帯への適用と改善についてお答えします。

現在、一部負担金減免制度を整備している28市町村のうち21市町村においては、国保税の滞納がないことを減免の要件としております。しかしながら、滞納があっても特別な事情により国保税の支払いが困難であると認められる場合には、一部負担金の減免を行うことは可能とされております。

県では、今後とも市町村が実施する減免に対し助成を行うとともに、市町村に対しきめ細やかに被保険者の状況の把握に努め、一部負担金の減免に係る適用が適切になされるよう助言してまいりたいと考えております。

羽地苑の問題についての中、虐待の実態と県の対応についてお答えいたします。

当該施設における虐待については、平成22年1月に名護市から県に対して高齢者虐待防止法に基づく報告が行われております。報告によると、施設職員1名による利用者に対する虐待が認められたとして、名護市から施設に対し改善計画の作成などの指導を行っており、施設側からは改善計画が提出されております。その後、名護市においては、当該改善計画の実施について施設への指導を行うとともに、新たな虐待等の発生状況について独自の調査を実施しており、その結果、虐待とは認められないものの、計画策定後も不適切な対応事例があるとして施設に対する注意指導を行っているところであります。

県においては、名護市のこれらの取り組み状況を適宜把握するとともに、県としましても実地指導や監査等により、施設に対し、虐待防止等について指導を行っているところであります。

続きまして、名護市通知の内容と県の処分方針についてお答えします。

県は、平成23年7月4日に介護保険法第77条第2項に基づく名護市からの通知を受理しております。名護市からの通知は、「羽地苑において、ショートステイサービスをデイサービスに書き換えて介護報酬の請求が行われていることが確認されたため、介護保険法第77条第1項第6号条項の「虚偽の報告」にあたると思われることから沖縄県に通知するものとする。」という内容でありました。名護市からの通知を受け、県では、平成23年7月15日より介護保険法に基づく指導監査を実施しており、現在、書面検査及び関係者等からのヒアリングを行っているところであります。

今後の措置につきましては、監査において確認された事項を踏まえ、過去の事例、国の通知等を参考に総

合的な判断を行うこととしております。

続きまして、子ども手当に関する10月以降の子ども手当の県民への影響額についてお答えします。

10月1日から施行される「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」において、現行の月額一律1万3000円の手当が第1子、第2子及び中学生は1万円、3歳未満及び小学生以下の第3子以降は1万5000円となります。

今回の手当額の改正による影響額について、一定の条件で推計しますと、沖縄県全体で月額3億7000万円の減額となります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 福祉行政についての御質問の中の、パーソナルサポート事業の継続についてお答えいたします。

パーソナルサポート事業については、平成23年度までモデル事業として実施し、平成24年度以降については国において制度化を検討することとなっているところでございます。

国の第3次補正予算案によりますと、平成24年度についてもモデル事業として継続が検討されており、沖縄県としても当該事業の継続は必要と考えていることから、関係機関と連携し積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍施設や新基地建設への県の対応についての中の、浦添軍港建設に係る環境アセス予算の執行停止についてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、平成8年のSACO最終報告で合意され、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」においても、移設を条件に全面返還されることとなっております。また、平成13年11月には浦添市長が受け入れ表明を行い、平成15年1月の第4回那覇港湾施設移設に関する協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市ともに了承しております。

県としましては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しており、今後とも、国、地元自治体等と連携して、那覇港湾施設の移設に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、枯れ葉剤の過去の被害等についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から、「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯れ葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めていると考えております。

なお、県ではこれまでも渉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し基地の返還に当たっては使用履歴を明らかにするよう求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 場外舟券売り場についてお尋ねをいたします。

昨年10月、大阪で山口組系の暴力団が場外舟券で荒稼ぎをして資金源にしていたということで摘発、逮捕された事件があります。ですから、この場外舟券、ギャンブルというのは、暴力団の資金源やギャンブル依存症や借金や家庭崩壊、青少年に与える大きな影響等大変重要な問題をはらんでいると思っています。

県警にお尋ねします。

暴力団排除条例との関連で、この件についてはしっかりと情報収集すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 現在、沖縄県警におきましては関連の情報収集に努めております。

おっしゃるとおり、場外舟券売り場にとどまらず、競輪や競馬等につきましてもその設置問題に関しましては多くの業者が動きます。その関連の中で、暴力団排除に関する情報があれば情報収集に努めて対策に当たりたいと考えております。

○西銘 純恵さん 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍郵便局について再質問を行います。

米軍の指示で、当初設計を変更して8億の米軍郵便局を新築・移転すると。これを必要な公共事業費としてそのような認識をしているという県の考えについては大変私は問題があると思っています。

ですから、その立場でお尋ねをしますが、8億のこの建設費、坪単価幾らになるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 坪単価12万1000円でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 8億の郵便局が坪単価12万、建物は何坪ですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 606坪でございます。

○西銘 純恵さん 済みません、休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 訂正させていただきたいと思います。

坪単価は13万2000円でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 8億を606坪で割ったら暗算でも100万近くになると思っていますが、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 失礼しました。

132万円でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は、米軍施設に坪単価132万というこの数字を13万ですとかという形で認識して、間違っていないと思い込んでいるようなところも問題があると思っていますよ。取り付け道路の当初設計から米軍の指示を受けて米軍郵便局にかかるように現設計をした経緯、説明をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 当初、沖縄県としては、国道58号城間交差点から約400メートルぐらい先のほうでゲート3の入り口を計画し、それを提示したところ、先ほど答弁しましたように、米軍との調整でその取り付け道路の予定地内に移設が困難な施設があるということで、米軍からの調整で約40メートルぐらいの位置に取り付け道路がゲートが出てその関係で郵便局が取り付け道路の位置として支障が出る形となったものでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 部長がちゃんとやらないものですから、ちょっと経緯を示したいと思います。皆さんにも知ってほしいと思って。

まずこれが県道ですね。（資料を掲示） 県が出した資料に基づいて私は部長にかわって説明をします。県がつくった県道ですね。そこに取り付け道路ですね。ここが郵便局です、青いのが郵便局です。これが県道、これが取り付け道路、当初。これが2006年の4月から9月まで設計を行ってここに郵便局があります。全く取り付け道路はさわっていません。これを2008年2月ごろ、米軍から指示を受けました。土建部長、そうですね。これが県道、そしてここに取り付け道路をつくってくれという指示を受けて、これが郵便局です、郵便局に少しさわる。指示です、これ米軍指示です、これは米軍文書です。（資料を掲示） そして2009年6月、606坪の郵便局がここにさわるということで新築設計図面を2009年6月から設計を始めて今日の8億円の建築計画ができたということですね。最初のこれが今県が持っている設計図です。県道です。最初の県がつくった取り付け道路、ここです。何もないです、障害物も何もないです。それをこの郵便局にさわるように米軍が指示をして、それを受けて2010年3月、取り付け道路の設計に入ってこの図面が現にできています。

これですね、知事、この経緯を見て本当に異常だと思いませんか。これは土建部がこの間やってきた仕事なんですけれども、知事、これは県民絶対納得できないですよ。米軍のこのような圧力といいますか、指示を受けたということを受けて、はい、いいですよということで変更するということについて県民は納得できません。

知事の答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） その県が提示した取りつけ道路の位置に、先ほど説明した移設が困難な米軍施設ということで、具体的には電源供給施設ということで、いろんなケーブルがその地下にあるということで米軍からはその道路の位置を変更していただきたいということで新たな提案がございました。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 部長、今の答弁、とんでもないですよ。これが電源施設、地下に何かがあると言われたと。でもこの郵便局の右、58号に近い側、広い敷地があります、何もありません。どうしてそこに取りつけ道路をつくらないんですか。どうしてそこにできないんですか。わざわざ郵便局にかけようにするんですか。私たち基地の中を視察をしてきました、調査しました。すごいスペースの広場があるんですよ。わざわざかけると、そこが問題ですよ。米軍の指示があったんでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 米軍のゲート入り口として、道路の位置としてはやはり米軍の基準がございしますので、その基準を勘案した場合、ルートにならざるを得ないということを提示を受けて合意せざるを得なかった状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍の言うことは何でも言うことを聞くんだけれども、ほかに敷地がある。その間に幾らでも検討すれば取りつけ道路は何も郵便局にかからないでできたはずである。そこを指摘をして、次、国内補償でやると先ほどおっしゃいました、必要な公共工事という認識でやっていくという。この公共補償というのは何ですか。公共施設に米軍施設になるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 「沖縄県の公共事業の施行に伴う公共補償基準」の第3条第1項によると、「公共施設」とは、土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている施設をいう。」ということで、この「その他の法律」の中にこの米軍の施設が該当しますので、公共施設として公共補償をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん その他の施設という米軍施設の根拠、法規を明らかにしてください。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 米軍施設は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」第3条ということで、それが今回「その他の法律」に該当するという解釈でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、部長が答弁されたのは米軍用地の強制収用特措法ですね。その3条に基づきとおっしゃいました。3条には何て書いてあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 第3条は、「土地等の使用又は収用」の条文で、「駐留軍の用に供する土地等を必要とする場合においては、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができる。」とあります。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、郵便局は米軍用地の中にあるんですよ。今読み上げた3条は、新たに駐留軍の用に供するために土地が必要なときに強制的に使用、収用ができるという条文じゃないですか。基地の中にあるのは全くこれは想定されてない条文じゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 道路の用地に関してはこの第3条を読みかえて、それで機能補償という形で今回の郵便局の施設の補償は実施するものでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今の答弁すりかえていますよね。この強制収用特措法に基づいて郵便局をやると言っていますけれども、3条は明らかに基地の外にあるものを言っているわけでしょう。外に今あるものを

基地として建物であっても何であってもこれを使用、  
収用するために米軍基地のために使うためにこの3条  
があるわけでしょう。基地の中にある郵便局がどうし  
てこの法律の適用になるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 道路をつくった段階  
で、基地の外に道路ができますが、取り付け道路は基  
地の中にございますので、基地の中に米軍牧港補給基  
地全体の機能の回復のためには、やはり郵便局を補償  
しなければいけないということでこの公共補償基準に  
準じて補償する考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 詭弁だと言いたいですね。なぜか  
というと、機能補償する話は次に質問したいと思っ  
ていたんですよ。この3条に基づいてやる根拠はないで  
しょうと。そこは皆さんがよりどころとしている法的  
根拠は崩れているんですよ。そして今の強制収用特措  
法の4条に、この土地、建物を収用するときの執行権  
者、権利者ちゃんと明記されています、4条に。沖縄  
県にはできますか。4条を述べてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 第4条においては、  
自治体という明記はございません。地方自治体が実施  
するという明記はございません。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄県が県民の税金8億円をかけ  
て米軍基地の中にある米軍郵便局をつくると、米軍の  
指示を受けてつくろうとしていると。これに対して、  
法律上の沖縄県がつくらなければならない根拠とい  
うのは何もない。でも、これまでずっとこの米軍用地強  
制収用特措法に基づいてやっていますと言ってきたん  
ですよ。その根拠は全く崩れているんじゃないです  
か。だったら、工事は中止すべきじゃないですか。沖  
縄県がやる必要はないわけですよ。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 国が国会の委員会に  
おいて、返還される際、建物の移設が条件とされてい  
る場合、政府と地方公共団体でどう分担するかは日本

側にゆだねられており、自治体が負担するケース、例  
えば道路とか公園といった自治体の事業に伴う用地確  
保があるということで、今回の沖縄県の港川道路の整  
備は県の事業であることから県が補償するという形の  
答弁になっております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん これはいつの国会答弁なのか。そ  
してこの大臣というのは国の法律にのっとってやって  
いるはずなんですよ。それを答弁をやったのがそれに  
従っていますということ自体が私は問題があると思っ  
ています。精査してください。

そして大事なものは、皆さんがずっとよりどころとし  
てきたこの法律というのは、防衛局長がこれをやる  
ということは国がやることなんですよ。国がやること  
を沖縄県に押しつけているということになっているん  
ですよ。だから沖縄県がこれは県がやるものではない  
という立場でどうして主張しないのですかと、そこを  
問いたいです。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 知事公室の立場で申し  
上げますと、やはりこれは地位協定との関係でその疑  
問が生じている面もあろうかと考えておりまして、た  
だ先ほど土建部長が申し上げた国会答弁というのは、  
本年8月10日の外務委員会でございます。これは笠井  
委員が質問されておりますのでそのやりとりは御承知  
のことと思いますが、この中で小川副大臣が、「一般  
論で申し上げますと、公共事業等を施行する場合、当  
該事業の起業者がその負担を行うことになるというふ  
うに考えております。この場合は、公共事業の施行に  
伴う公共補償基準要綱などがその基準になるかと思  
っております。」と答弁されました。県としまして  
は、そういったことにつきまして、現在この負担につ  
きまして地位協定との関連につきまして改めて外務省  
に問い合わせしております。

いずれにしても、この有権解釈というものは外  
務省が行うべきだと考えておりまして、そのあたりは  
議員がおっしゃるとおり精査をしたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 国が持つものを沖縄県がそのまま  
やりましょうということに問題があると。私は、これ  
は国も負担軽減をしますとずっと言っているわけ  
でしょう。だから、道路がつかれないのも米軍基地が  
あるから、そして基地の端っこですよ、今返還を求め  
ているところは。基地の端ですよ。何にも本当に物件  
はないんですよ、そもそも。郵便局というのは県道にか

かっていないんですよ。いないのをわざわざ引っかけて、8億円も負担をするということは道理が通らないですよ。そこを私は正当化することはできないという立場で、県がもっと政府に対して沖縄県は持ちませんと言うべきだと思います。

知事、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） やはり道路事業、県道事業が交通渋滞や生活道路として重要だということで、受益者負担が基本理念という公共事業の原則から、県の事業ですので県のほうで現在は補償するという考えで取り組んでございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私、こういう屈従の立場を払拭しない限り、今のようない米軍言いなりはいつまでも続くと思いますね。そこを転換すべきだと思うんですが、これは現郵便局ですね。（資料を掲示）ここが道路にかかったんですね。それを全部新築移転をと言っていました、ここは仕分け区域と言って何も無い箇所なんです、建物の中。これを普通の民間の住宅がかかるような公共補償で全額新築移転するんですか。もしそれが民間にも当たるということであれば、県民に私はこれみんな言いますよ。皆さん、道路がつくられるときにちゃんと補償求めなさいと。米軍にはやっていますよと言いますよ。

この100%補償についても、私は問題があると思っているんですよ。根拠は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回の施設面積の45%に影響があるということで、全体の機能の100%がいろいろな施設の見直しをしても損なわれるために施設の機能が確保できないということで、今回このような移設補償の算定になってございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍から指示を受けて反論も一つもしない、やりましょうという立場をとってきたというのが今の事態になっていますけれども、私は県が8月18日に同じような米軍道路をつくったりするときの

外務省や米軍に要請に行った文書で、これは同じような事例なんですよ。（資料を掲示）今後の問題なんです。駐留軍用地の一部返還について特段の御配慮を賜りたいという要請文になっていますけれども、特段の御配慮というのは日米地位協定4条に基づいてこれは米軍が置いてあった施設、たとえ返還をするところにあったところでも補償をしないでいいんですよ。ましてや郵便局というのはないところ、今でも基地の中にあるところ、これは沖縄県で負担はできませんと今からでも主張すべきではないですか。

最後に答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 米軍との返還条件に基づいて、私たちとしては特段の配慮というのはあくまでも円滑にスムーズにいくようお願いを防衛局並びに米軍のほうに要請しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 一般質問を行います。

まず基地問題についてであります。

ア、普天間の移設問題について。

知事の今回の訪米については、沖縄の現状と県民の意思を米国世論に訴えたこと、まことに有意義だったと評価を申し上げます。米国の受けとめ方等どのような感想をお持ちでしょうか。

イは削除します。

ウ、米国は未曾有の財政危機にあり、軍事予算も含めた歳出削減が議論をされております。日米両政府は日米合意の当事者であります、米国議会は直接の当事者ではありません。合意見直し、事態打開の突破口は、私は米国議会にあるというふうに認識をしております。その意味で今回の3有力上院議員との面談は、まことに時宜を得て適切だったと思っております。そして、今後とも議会への働きかけが極めて重要だと思いますが、訪米後どういうふうにつなげていくかをお伺いします。

エ、県が計画している米国での情報収集事務所開設へ向けて準備状況はどうかということです。

オ、政府は、年内に環境影響評価書を提出したいとのことですが、知事の対応はどうか。

(2)は削除いたします。

(3)、地位協定の改定について。

ア、この間の県の取り組みについて説明を求めます。また、実務者同士でこれがなぜ進まないかということについての議論の機会は持たれているのか報告ください。

イ、県民が犠牲になる事件・事故が起きているにもかかわらず、泣き寝入りを強いられているわけですが、地位協定改定が実現しない理由、日本政府が提起できない理由は何だと考えるか、見解を求めます。

2、沖縄振興一括交付金についてであります。

(1)、3000億円の一括交付金については沖縄独自の主張をしながらも、中央と地方のあり方、従来の予算の組み立て方法などに対する新しい理論立てが必要と思われる。沖縄のためはもとよりであります。将来の日本のためにもなるという先駆的な理論立てが必要だというふうに考えます。そういうものを改めて提起し、アピールする必要があります。見解を賜ります。

(2)、9月20日の閣議決定は、事務レベルの限界と政治折衝の可能性を示唆したものと受けとめます。県の受けとめ方はどうでしょうか。また、どのように前進をさせますか。

(3)、マスコミ等も含めて、政治判断という局面で普天間移設問題との絡みを取りざたされていますが、県の見解と対応はどうでしょうか。

3、本島縦断鉄道の導入についてであります。

(1)、「沖縄21世紀ビジョン」においては、「沖縄本島内の均衡ある発展のため、中南部都市圏を縦貫し、北部圏域に至る軌道系を含む新たな公共交通システムの導入が必要である。」と明確に書かれております。北部振興策がなかなか結実せず、また人口もふえないのは、それに至る大きな仕掛けがないからであります。ビジョンを受け、基本計画の中で縦断鉄道はどのように位置づけられるのか説明をいただきます。

(2)、具体化のためにどのような制度を考えていくか。また、政府に対してどのような要請をいたしますか。

4番、愛楽園・宮古南静園の将来構想の実現についてであります。

(1)、県は、国立ハンセン病療養所の将来構想の実現に向け、関係機関で検討会議を設置したとの報道があります。早期の取り組みを要請してきた者としては評価をいたします。基本的な考え方と今後の取り組みについて明らかにしてください。

(2)、名護市においても将来構想を考える市民の会が発足しております。広く地域社会の意見も吸い上げていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

5番、県立北部病院の充実強化についてであります。

(1)、産婦人科については、長期にわたり不安定な体制が今日までずっと続いております。抜本的な対応が求められております。どういうふうに安定的な体制をつくるか、明確な方針を示していただきたいと思います。

(2)、内科医の不足によって夜間10時以降の救急体制も不可能になっております。対応策を伺います。

(3)番、医師、看護師用の住宅の予算要求についても認められておりません。月決めのアパートにお住まいになっている現状で、これでは医師の確保は非常に難しい、こういうことが関係者から言われております。来年度以降の予算の対応はどうか明確にしてください。

6番、教育行政についてであります。

(1)、八重山地区教科書問題について。

ア、八重山地区における公民教科書の選定をめぐる混乱の被害者は、当該地域の生徒であり、父兄であります。そういう意味で当事者の責任はまことに重大であると思いますが、教育長はこの現状をどのように認識し、また、この混乱の原因は何にあると考えるか明確にしていきたいと思います。

イ、県教育委員会としては、事態收拾のために積極的に指導を行うべきであると思うがどうでしょうか。

(2)、名護高校の敷地借用について。

これは6月議会でも取り上げましたが、名護高校の中の同校同窓会の用地が昭和51年以降無償提供され、それに関連する要請等について、教育長は、検討委員会を発足していく中で検討するという答弁でございました。その後の結果についてはどうなっているか、見解を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題に係る御質問の中で、訪米に関する知事の感想というような御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家の皆様に参加する「沖縄クエスチョン」において辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆様との質疑応答など、これらを通しまして意見交換を行いました。

また、レビン、そしてウェブ、さらにはマケイン米上院議員の先生方と面談を行い、その中で各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し述べました。

県といたしましては、今回の訪米において普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで有識者などのネットワークの構築が図られるとともに、アメリカにおけるこの問題の理解がいささかも前進したのではないかと考えております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、米議会への働きかけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米におきましては、レビン、そしてウェブ、マケイン米上院議員の皆さんと面談し意見交換を行うことができました。その際、辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。

県といたしましては、引き続き米議会議員との意見交換等を行いますとともに、普天間飛行場の県外移設に向けた効果的な施策等につきまして検討し、日米両政府に対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、愛楽園等の将来構想の実現についての御質問の中で、基本的な考え方と今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

将来構想の実現につきましては、入所者の意向を最優先かつ最大限に考慮した上で、両園や名護市及び宮古島市等関係機関と連携をし協力していきたいと考えております。

沖縄県におきましては、将来構想の実現に向けて課題等を共有し、その解決策を協議することを目的に、関係機関が意見交換を行う検討会議を設置したところでございます。先月開催しました検討会議におきましては、関係機関の参加のもと、自治会や園などから現状や課題につきまして報告をいただきました。今後、入所者の御意向を踏まえ、課題解決に向け関係機関と協力をして取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、情報収集拠点設置の進捗状況についてお答えいたします。

県は、米政府や連邦議会、米軍等の動向を適時・的

確に把握するため、県独自の情報収集を強化する必要があると考えております。去る9月19、20日の知事訪米時においては、研究者や専門家等とさまざまな意見交換を行ってまいりました。このようなネットワークも活用しながら、現地における拠点の設置を含め情報収集の具体的な方策、体制、時期等について検討を進めているところであります。

次に、環境影響評価書提出に対する知事の対応についてお答えいたします。

環境影響評価書の提出される時期等について、政府から明確な方針は示されておられません。

県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、日米地位協定見直しの取り組み、実務者間での議論についてお答えいたします。

県は、これまで日米両政府に対し、軍転協や渉外知事会等の関係機関とも連携し、同協定の抜本的な見直し要請を行ってきたところであります。沖縄県としましては、去る5月7日に防衛大臣、5月28日に外務大臣、また渉外知事会としては、7月29日に外務大臣、防衛大臣に対して要請を行ったところであります。地位協定上のさまざまな問題につきましては、外務・防衛両省とその解釈・論点について日ごろから事務レベルでの調整を行っているところであります。

次に、日米地位協定見直しが見直さない理由についてお答えいたします。

従来、政府は、日米地位協定について「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としましては、このことが地位協定が見直されなかった大きな理由と考えております。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興一括交付金についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の創設の必要性についてお答えいたします。

沖縄振興については、沖縄の置かれた4つの特殊事

情にかんがみ、これまでさまざまな施策が図られてきましたが、県民所得の向上や雇用の確保、離島の振興、戦後処理、基地跡地利用などの課題は今なお残されています。

新たな沖縄振興においては、これらの課題の解決に向けて沖縄の実情に合った独自の施策を展開することとしており、そのためには3000億円規模の自由度の高い予算措置が必要と考えております。他方で、政権与党である民主党の「マニフェスト2009」などで「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。」とされていたことから、沖縄県はその趣旨に賛同し、全国に先駆けて導入することを政府へ求めたところであります。

今後、地域主権改革が進展していく中で沖縄振興一括交付金が全国に先駆けて導入され、より用途の自由度の高い交付金となるよう国へ求めていくこととしております。

次に、沖縄振興一括交付金の創設に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

去る9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替え基準において、新たな沖縄振興政策が日本再生重点化措置の対象分野とされたことや「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。

沖縄県としましては、今後の予算編成過程において、沖縄の要望が十分に反映された沖縄振興一括交付金の制度設計がなされるとともに、新たな沖縄振興に必要な額が確保されるよう、県民各界各層、議会、市町村の御協力を得ながら、引き続き政府及び政党に対して働きかけていきたいと考えております。

次に、普天間移設問題との絡みについてお答えいたします。

野田総理は、去る9月15日、所信表明に対する衆議院代表質問において「来年度以降の新たな沖縄振興策については、沖縄の優位性や潜在力を生かした自立的発展につながるよう、しっかりと検討してまいりたい」と答弁しております。また、普天間飛行場の移設との関連についても、「私の内閣は、基地を受け入れれば、それを条件に振興策を展開するというリンク論には立っておりません。」と明確に答えており、沖縄県としても全く同じ考えであります。

次に、本島縦断鉄道の導入についての御質問の中で、本島縦断鉄道の基本計画での位置づけについてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムにつきまして

は、「新たな計画の基本的考え方」において、沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備、低炭素社会及び人間優先のまちづくりなどを実現する観点から、その導入に向けた取り組みを推進することを位置づけております。このことを踏まえ、現在策定中の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」におきましても導入に向けた取り組みを推進する方向で位置づけることとしております。

次に、具体化のための制度及び政府に対する要請についてお答えします。

鉄道等の整備には膨大な費用が発生することから、現在、国に対し鉄道整備に関する特例的な制度の創設を要望しているところであり、今後も引き続き当該要望を実現するため努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 愛楽園等の将来構想の実現についての中の、地域社会の意見の反映についてお答えいたします。

将来構想の実現については、入所者の意向を最優先かつ最大限に考慮した上で、さらに地域社会の意見を反映させていくことは大切なことと考えております。県においては、関係機関が意見交換を行う検討会議を設置したところであり、ことし8月、名護市において結成された市民の会についても同検討会議への参加に向け調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立北部病院の充実強化についての御質問の中で、北部病院産婦人科についてお答えいたします。

北部病院産婦人科は、平成23年7月から3名体制となっており、外来診療日をふやすほか、緊急性の高い救急疾患や帝王切開を含む分娩に対応できる体制が整いつつあります。一方、ハイリスク妊婦に関しては、今後も中部地区への搬送が必要であります。

病院事業局としては、県立病院の臨床研修による医師養成、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による医師招聘など、引き続き医師確保に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

次に、内科の救急体制についてお答えいたします。

北部病院では、内科医師の不足により勤務負担が過

重となることを避けるため、平成23年3月1日より午後10時から翌朝午前8時までは救急車搬送以外の患者受け入れを制限しております。そのため、ことし5月に新たに医師1名を確保するとともに、6月からは他の県立病院による応援を行うなど内科の体制整備に努めております。

病院事業局としましては、夜間の救急制限の解除に向け、引き続き医師確保に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

次に、医師、看護師用住宅の来年度以降の対応についてお答えいたします。

北部病院の医師住宅、看護師宿舎は築後30年以上を経過しており、一部の医師住宅と看護師宿舎については相当程度老朽化が進んでおります。

病院事業局としましては、今後、医師住宅等の活用に対する北部病院の考え方や経営への影響等を踏まえ、修繕、建てかえ等について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、現状の認識等についてお答えいたします。

八重山地区教科書採択問題につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民等から疑義が生じたことが要因の一つであると考えております。

次に、事態収拾についてお答えいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6項により、教科書の採択権限は市町村教育委員会にあります。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項により、協議して種目ごとに同一の教科書を採択する必要があります。

県教育委員会としましては、これらの法律にのっとり、文部科学省の助言をもとに引き続き3市町教育委員会に対しまして合意に向けた協議を促してまいりたいと考えております。

次に、名護高校の無償借地についてお答えいたします。

名護高校の後援会からの借用地は、同校が現地移転した昭和57年に無償かつ無期限の借地契約を締結して以来使用しており、平成20年6月、後援会から契約見直しの要請を受け、平成21年4月から10年間の使用期限を設けた契約に改定したところでございます。同契約に関しましては、教育庁内部で検討を行うとともに、

8月10日には、私自身も名護高校において後援会関係者とお会いいたしまして意見交換を行ったところでございます。

県教育委員会としましては、今後、契約改定の時期に合わせて、同校後援会の意向も踏まえ借地の必要性や県の財政状況など総合的に勘案し、必要な検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 知事、レビンさんとウェッブ、マケインという非常に実力者だと思いますが、お目にかかって意見を言ったということは、私は極めて今日的に意義のあることだと思います。

日米両政府は合意の当事者で、今の現状は両にらみというか、両すくみというか、全く日本政府などは思考停止をしている状況で、できないことをさもできるように言っている。前に進まないわけです。そういう意味でいえば、予算の権限も持った議会とやることは、極めて私は重要であるというふうに考えておるわけですから、言うなれば、将を討たんとすれば馬をまず射ることだろうというふうに思いますが、そういう意味でお三方と会われて、今私が申し上げたそういう認識について、知事はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたように、レビンさんにウェッブさん、そしてマケインさん、その議会筋の方のこれは私の理解と印象ですが、無論予算の権限というのは議会のほうが持っている。ですが、印象としては非常に柔軟な考え方を持って、現実に行き詰まっておるんじゃないかと。それは特にウェッブさんともう一人のレビンさんが沖縄に見えて、彼らはその何日かの滞在の中で、ああこれはなかなか難しいというあれを既に持ったらしくて、ただその答えが嘉手納統合論というのではちょっと我々も納得いかなかったわけですが、この点も向こうでお考えを伺いましたところ、我々でもこれは行き詰まったということとあわせて、いろんな案がつけれるんだと。ですから一つの例として出したのであって、これは中身をつくるのは政府の仕事だみたいなことは言っておられます。ですから、現実的な課題を解決するという姿勢で取り組むべきで、最後は日本政府もアメリカ政府も満足をし、無論沖縄も満足をする案というのは見つかるはずであると、特にマケインさんが言っておられましたのが印象的でした。ですから、議会を通ずるというのは、やっぱり一つのいい方法だと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私も同じ認識で、上院の非常に実力者、責任者でありますから、辺野古だけ反対というだけでは無責任のそしりを免れないという面があって、それでひとつ言い方として統合案という言い方だろうというふうに思います。だから、そういう意味では全く認識は同じで、まずは辺野古はだめだということにポイントがあるわけで、そこをところをまずやっばりきちっと固定化して、そこをところをアメリカ世論も含めてやるべきだと、こういうふうに思っておりますので、そういう意味では全く認識は一緒でございます。

それで知事、この後どうするかという問題です。アメリカの世論とか、あるいはアメリカ議会にどういふふう、今の知事が3者とお会いになって得た感触を今度はどう展開をしていくかということですが、代表質問等でも出ておりますが、やはりアメリカ世論に訴える、そういう意味ではやっぱり巨大マスメディアを活用するとか、あるいはアメリカの議員の選挙区に手紙を送るとか、あるいは沖縄から各界の代表者を網羅した一大ミッションをつくって、そして婦人団体に当たるグループ、あるいは政界、あるいは議会、そういうのをやっぱり多様に展開をしていくという、そういういろいろ織りまぜた展開を、私は、ことしから来年にかけてやるべきだと思うんですが、その辺をひとつ知事のほうで、むしろイニシアをとって呼びかけるぐらいのことをしていただいたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 御提案はいろんな多方面にわたって非常にあれなんです、私どもは、これからの先行きをちょっと冷静に考えて、着実にやっていく方法はないかということで考えていきたいと思します。特にアメリカは、もう御存じのように大きな国で、いろんなメディアが発達してしまして、私がいるほんの二、三日の間でも、どうもこの仲井眞知事というのは米軍は全部出ていけと、これを言いに来たんだというような何かに流れたりもしていましたから、事ほどさようになかなか伝えるということは非常に難しいし、さらにこれは賛否があるし、いろんな評価があるかと思しますから、ここは少し私どもももう少し詰めて効果的な方法を、特に、目的は今の普天間の米軍の基地を早く移設・返還を実現し、その跡利用に努めるということが目的ですから、そこをどういふふうにして実現するかという目的に合わせて、戦術というか展開、実現の方策を考えるべきだと考えております

ので、今の御提案というは、これはアメリカのメディアを通じた対応策ですが、これは少し研究させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 ワシントン・ポストとかニューヨーク・タイムズとかという巨大メディアもありますので、県民のカンパを募ってそういう一面広告をしていくということも、いろんな方法を考えられるものはすべてやってみるという、そういうことが必要ではないかということを申し上げているわけで、お互いにそれは研究していきたい。

あとワシントンで事務所云々という話ですが、これは公室長の話ではちょっとわかりませんが、どの段階まで来ているのか。例えばシンクタンクに委嘱するという話などもありましたが、私はやはり、幸い県内にはたくさんの知米派と言われる留学民もおりますし、そういう人的ネットワークも利用して、やはり独立した事務所をつくって、なるべく費用のかからない効果の上がるような方法はありますから、そういう人たちの協力も得て、ゴールデンゲートクラブもありますから、そういうメンバーの協力も得て、やっぱり独自の事務所をつくって、上院議員・下院議員の事務所のスタッフとも日常的に交流をして情報をとれるようなそういう体制をつくれるかどうかというのは非常に重要なことで、ぜひそういう方向で来年4月に向けてやっていただきたいんですが、公室長、準備状況はいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほど知事公室長からも答弁させていただきました。たしか前議会でも議員からの御提案もいただいて、100%賛成だと申し上げ、確かにこれはもう置く方向で頑張っていきたい、まとめていきたいとは思いますが、おっしゃったように独立して事務所の形をとるほうがいいのか、それから一体どういう人をそこに駐在といいますか、いてもらえばいいのか、いろんな形で沖縄出身者や沖縄をよく理解している方々を含め知日派の人たちもいろいろおられます。それで沖縄の中にもアメリカの経験とか、さらに基地問題についても造詣の深い方もおられますし、思いと目的は大体議員と同じだと思いますから、なるべく来年の4月1日には、可能であれば独立した事務所も置いてやってみたらどうかとは思いますが、ちょっとこれはお金との関係もありますし、どういふ方を実際リテインできるか、お願いできるか、派遣ができるかを含めてもう少し研究させてください。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 シンクタンクというのはそれぞれ流れがあって、政治的な傾向もあってみんなそれぞれ独立しているわけで非常に難しいんですね、多分。だから、独立の事務所というのはそういう意味で申し上げているんですが、なるべく費用のかからない効果の上がる方法を一緒に考えてみたいと思っています。

地位協定の改定についてであります、公室長の御答弁は、一貫してなぜ進まないかという理由に運用の改善のほうがいいと言っているからと、こういう答弁ですね。聞いているのは、なぜ運用の改善でしかないのかと、なぜ改定に踏み込めないのかということを知っているんで、運用の改善を言っているから進まないんだということでは説明にならないわけです。なぜ運用の改善しか言わないのかと、なぜ改定に踏み込めないのかということを知っているんで、そのところをひとつ、もう一回。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 現在の民主党政権が「日米地位協定の改定を提起する」と言いながら、過去2年の間、県から見ますと全く動いていないように見えます。したがって、これには当然政治力学といったものが働いているというふうに考えられるわけですが、しかしながら、私どもに政府が示す回答というのは、再三申し上げているように、運用の改善のほうがベターであると、抜本的見直しよりは。そういう考えが政府にある限り、この地位協定の改定あるいは見直しというものは進まないのではないのかというのが県の考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 なぜ運用の改善どまりかということを知っているわけですよ。

6月議会で山内末子さんのほうからも少し質問をしましたが、6月7日に私ども山内さんと2人で外務省へ参りまして、官房長とか地位協定対策室の方々にいろいろ面会をしてきました。それで、そのところの議事録みたいなものをつくっておりますので、少し読み上げてみます。

要するに、我々のほうから問題提起をしたのは、平成7年以降、我がほうは地位協定の改定を申し入れているけれどもどうして進まないのかと、外務省はどこに原因があるかと思うかと。もう一つは、沖縄側の提起している11項目は、安保条約との関連性ではどうかという2つを投げてみたんです。

それで向こう側の答えですが、1つは、地位協定の改定（見直し）問題は、17条関連などコアに関する部分で自国の兵士を遠隔地に駐留させるときに、相手国

でどのような対応を受けるかということと関連する問題であると、つまりそういうことですね。これが1点。

それで地位協定の改定については、アメリカ側に打診しても拒否ということで、相手側がのまないものを出すことは外務省としてできない。

3番目、地位協定で不平等だという意見があるが、アメリカからすれば、そもそも安保条約そのものが片務的条約で不平等だという見方であると、こういうことですね。

そして、沖縄県の提起している改定については、安保条約との総合的兼ね合いで、実質的には安保条約の改定なしにはできないというふうに考えていると。ただし、改定も技術的には可能であると、こういうことでございます。

沖縄側の言う11項目については、一種のスローガンという感じを受けていると、こういうことですね。それで、知事がそれをどう見ているかというコメントもありましたが、それはここでは申し上げません。だから運用の見直しで実態を変えていけばいいのではないかと考えていますと。

沖縄側だけとこの問題でなぜできないかということについて実務者同士で意見交換したことはありませんという返事でした。公室長は、やっているということでございましたが。大体こういうことが外務省の事務レベルの考え方なんです。

私は、これは多分、今スイス大使をやっておられる梅本さん——前の北米局長でしたが——彼が室長のときも同じような意見だったんですね。だから、私は、恐らく地位協定の改定の一番の壁は、今申し上げたような外務省の考え方そのものにあると思っているんですね。そういう意味でいえば、だからこそ見直しで、要するに改定ではなくして、その解釈でいきたいと、こういうことになっているわけで、ここをどう考えるかということが私は非常に重要だと思うんですね。

そういう意味では、知事は安保条約を評価する立場なので非常に難しいわけではありますが、74%を抱える沖縄県の知事として、本当に外務省がこういうことで、新しい外務大臣にも、あるいは民主党の首脳にもレクチャーをして、洗脳をして、民主党が動きがとれなくなっているとすれば、ここはやっぱり一考しなきゃならない事態だろうと思うんですね。そういう意味で、知事におかれてもよくそのところをお考えいただいて、戦略的にここはどう突破するかを考えないと、議員の皆さんもみんなそうですが、やはりどうして進まないんだと、何が原因だということをみんな考

えているわけです。ところが、なかなかこの原因がつかめないうし、原因がつかめないうものに対しては対策の打ちようがないんですよ、これは。

だから、ここはひとつそれも含めて沖縄県知事としても、安保条約賛成、反対を私が言うあれはありませんが、しかしながら、もし仮にこういうところが原因とすれば、これはやっぱり基地を抱えている知事としては、何らかの形で政府に対してアピールをしなきゃならない事態ではないかと、こういうふう思うんですね。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の玉城議員のお話を伺っていますと一々ごもっともでもあるわけですし、基本的に防衛省であれ、外務省であれ、おっしゃるよういきちっと詰めて、何が問題で、何が原因で、どう変えればいいか、変えなければいいかというこの実務的な面でのやりとり、議論というのは、おっしゃったようにいきちっと時間をかけて積み上げてきたかという、それは確かに足りなかったと思うんですね。ですから、これは実は防衛についても、外務についても、外交についても、沖縄に関係している部分が随分ありますから、これからでもそういうかなり詰めた議論を重ねていく必要はあると思いますが、ただし、議論をする前にまず基本的に安保条約がどういう性格なもので、これは変えなきゃいけないの、この扱いから始まる部分というのがどうしてもありまして、これは政治的な物の考え方とこの安保条約が入ってきた歴史などから入っていかなければいけません。おっしゃったように、実はこれはかなり大ごとな議論でして、ですから、ここは我々も県庁だけで処理できる内容か、大きさかという、かなりこれは大きな話でして、ただし、いよいよここも入っていかないと取りつけないかという、必ずしもそうでもない。実はかなり実務的な部分もありますよね、地位協定の中は。ですから、どこから入っていくかという、我々は今手がかりが見つかっているのは例の環境関係ですよ。このあたりは、そういう安保条約論から入っていかなくても、安全保障論から入っていかなくても、何とか取っかかりができそうだというものもありますから、そういう実務的な面から入っていく方法があるなとは思っております。ですから、もう少しおっしゃった実務的な議論の積み重ねを始める必要があるなというのは考えており

ます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 知事に安保条約の破棄をどうですかということを言っているわけではありませんで、要するに、その原因がどこにあるかということを知っていて物事に取り組むのと、そうでないのとは相当違いがあるわけですから、そのことを申し上げております。

それで、公室長が本当に運用の改善が壁であるなどということの本気に考えているのであれば、私はこれは非常に大変な問題だなと思っておるわけで、やはり物事の本質みたいなものをとらまえて、その上でやる。だから、安保条約に絡んでいるとすれば、それに絡まないものは何かという区別をしてみると。それはじゃすぐやろうとか、突破口をどこに開こうかという、そういう方法論が出てきますので、だからそのためには順序立てて、大きな原因はどこにあるかということをとらまえて、それに関知しない部分はどれかということに分けて、今言った環境みたいなことからできるのであれば、まずこれからやってみるとか、そういう段取りをすべきであろうというふうに申し上げているわけでありまして。それで、これはきょうここですぐどうこうという話ではありませんので、問題提起として出しておきますので、ひとつ議論もしていただきたいというふうに思っております。

一括交付金についてでございますが、9月26日開催の沖縄政策協議会の基本方向というのがありますね、交付金についての。これはどうなっておりますか、文面を読めば……。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 9月26日の沖縄振興部会において、内閣府より「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」が示されています。その中で、幾つか県が要望したものについてその方向性というふうなものが出てきているわけでございますけれども、一括交付金については、先ほど答弁をさせていただきましたように、沖縄振興予算については、一括交付金に関する地域の要望を踏まえつつ今後の国の全体の調査状況、そういうふうなものとも兼ね合いを見ながら予算編成過程において検討していくというふうなことであります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 時間がなくなってきましたが、私は文面を読めば、例えば1つは、自由度の高い一括交付金を創設すると、2番目に、制度設計は全国ベースの制度設計を踏まえてと、それで3番目には、国の責務

としての沖縄振興と、この3つが柱になっていますね。そういう意味で、これは何を言っているか私なりに解釈すれば、要するに、1つは、制度設計としては地域自主戦略交付金の中に入れ込むと、位置づけということだろうと、もう一つは、国の責務云々というのは、やっぱり大枠で国のコントロールの中に置きますよということだろうと思うんですね。だから、その一括交付金という概念が、沖縄県の考えている3000億という前に形容詞のつくものと、政府が言っているのとは全く違うことを言っているんじゃないかと、そういう気がするわけですね。だから、政府の言っている26日の沖縄政策協議会のこの文言は、私はそういうふうにしか読めないんですね。だから、3000億という話ではありませんと、国も関与しますよと。そして全国的な制度設計の中ですよという、そういう話をすれば、3000億の話とはかなりこれは隔たりがあるんじゃないかというふうに私は思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、その金額、それからまた、その制度を含めて予算編成過程において検討をするというのが政府が県に示した方向です。また、それに先立つ9月20日に閣議決定された概算要求組替え基準の中では、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」。そういうふうなことから、おおむね10月から12月にかけての予算編成過程において、県としては内閣府と事務レベルの連携を図りながら、その必要性、またその政策検討を求めていきたいというふうに思っております。

一方でまた、3000億円規模の予算額の話、これもまたひとつ気になるわけですが、その金額を満額確保する。そしてまた、そのより使途の自由度の高い交付金を実現するというふうなことは、これは確かに事務レベルだけではなかなかおぼつかない部分もあるかと思えます。そのところは、やはり先ほど申し上げましたように、県・市町村、そしてまた県議会、県選出国会議員、その御協力もいただきながら国へ要望していく、そういうふうな作業をやっていく必要があろうかと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 もとより賛成でありますので、理論立てて国会の議論にたえ得るような理論立てをしなきゃならぬと、こういうふうに言っているわけであります。

時間がありませんので、名護高校の敷地の問題です

が、教育長、これは名護高校の敷地の3分の1を使っているんですよね、三十何年間。これはもう親心、母心でやっているわけで、同窓会が。この3分の1を今取っちゃうと野球場もなくなるし、サッカー場もなくなるし、みんななくなるんですよ。だから、あと10年後云々の話じゃなくて、同窓会からも話があるわけですから、検討会をつくるとおっしゃっているわけです。やっぱりそのところはもうちょっと親身になって考えていただきたいということなんです。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私も、6月の県議会で玉城義和議員のほうからの御質問で、じかに名護高校を拝見させていただきました。その中で、後援会の会長でいらっしゃる仲栄眞後援会長を初め何名かの副会長ともお会いいたしまして意見交換もしてまいりました。そういう中で、これまでの名護高校の後援会がいわゆる無償で名護高校の効果的な教育活動に多大な貢献をしていることに対しましてまず感謝を申し上げました。そして、今懸念をしておりますいわゆる有償化に向けての対応につきましても、検討会を持っていく中で対応していきますと、そういうお答えをまいりました。

結論ですけれども、2年前にいわゆるさまざまな要請を受けながら契約の改定をしたばかりでございます。その際の契約の期間が10年間なんですね。ですから、その10年間の契約の改定の時期に今の御指摘にあるような対応をしていきたいと、そういう思いでございます。

○玉城 義和君 あれは無期限だったので、せめて期限をつけましょうという話であって、今のような話ではないんですよね。引き続きやりましょう。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢と基地問題について。

(1)、訪米の成果と課題について伺いたい。

(2)、与那国における「自衛隊誘致決議」の撤回と誘致活動の中止を求める署名が町民の556人に達し、誘致派の署名514人を上回ったことについての所見を伺いたい。

(3)、在沖米軍四軍調整官を初め米軍高官などは、以前からM V22オスプレイの沖縄配備を明言してきた。しかし、日本政府は否定または明言を避けてきた。ことしの6月6日に防衛省、沖縄防衛局が沖縄県や宜野

湾市に伝達したとのことである。防衛省のこれまでの態度や答弁に対する感想及びオスプレイに対する知事の姿勢を伺いたい。

## 2、八重山地区の教科書採択問題について。

(1)、協議会の第1回総会で大幅な規約変更を行ったが、事前に各教育委員会へ資料が配られず当日配付し、検討の時間的余裕を与えなかった。また、規約では調査員は役員会で選任することになっているが、役員会での協議を経ずに調査員が会長独断で委嘱され集められた。さらには総会の議事録もないと聞いているが、事実関係を伺いたい。また、このことに関し、県教育委員会はどのような指導助言を行ったか伺いたい。

(2)、八重山採択地区協議会においては、会長権限で順位づけを廃止し、密室的手法や規約変更の進め方も強引であったと思われる。このような強引で非民主的手法が県内の他地区にあるか伺いたい。

(3)、協議会が答申するに当たって、調査員の推薦した教科書以外から選択し答申した例が県内他地区にあるか伺いたい。

(4)、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に示されている、教科書の採択権、教科書の採択手順について伺いたい。

(5)、教科用図書採択協議会は、教科用図書調査委員の推薦した教科用図書を重要な資料として協議し、答申するのが主な任務で採択権はないと解すべきと思う。県教育委員会の所見を伺いたい。

(6)、地教行法第17条第1項は、「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」としており、教育委員会での協議を経ず教科書採択等にかかわることを教育長が独断で「無効」の文書を提出するのは越権行為と考える。県教育委員会の所見を伺いたい。

## 3、脱原発について。

(1)、7月23、24日に実施した共同通信の世論調査によると、菅直人首相が表明した「脱原発」方針に対し、「賛成」は31.6%、「どちらかといえば賛成」は38.7%で計70.3%を占めた。8月25、26日に実施した朝日新聞の世論調査によると「原子力発電を段階的に減らし、将来はやめることに賛成ですか、反対ですか」との問いに賛成68%、反対20%。9月20日の毎日新聞によると、今後原発をどうすべきかとの問いに、危険性の高いものから運転を停止し、少しずつ数を減らす60%、できるだけ早くすべてを停止する12%で計72%。以上の世論調査で明らかなように、脱原発の国

民世論は高まっている。国民世論への感想と脱原発についての知事の所見を伺いたい。

(2)「原子力ムラが日本のエネルギー政策を歪めてきた」と言われている。知事の所見を伺いたい。また、保安院による「やらせ発言」への関与について感想を伺いたい。

(3)、核燃料サイクル計画は破綻していると思う。知事の所見を伺いたい。

答弁の後、再質問します。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里米吉議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、訪米の成果と課題は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加します「沖縄クエスチョン」において、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆様との質疑応答などを通じて意見交換を行いました。

また、レビン、そしてウェッブ、マケイン米上院議員の皆様と面談をし、その中で、各議員から、辺野古移設案は極めて困難であり、見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨、申し上げました。

県といたしましては、今回の訪米において、普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで、有識者とのいわばネットワークの構築が図られたと考えておりますし、米国におけるこの問題の理解が少しでも前進できたのではないかと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、与那国における署名についての御質問にお答えいたします。

現在与那国町において、自衛隊誘致をめくりさまざまな意見があることは承知いたしております。自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態に対応するなどの観点から、政府において適切に検討されるべきものであると認識いたしております。

しかしながら、その配備に当たっては地元の理解と協力を得よう最大限の努力をするべきであるとも考えております。

次に、脱原発についての御質問の中で、脱原発の世論調査結果への感想いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

各マスコミの脱原発の世論調査結果は、今回の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が「深刻な事故」を引き起こし、我が国の経済・社会全般にわたり大きな影響を与えていることを反映した国民の率直な気持ちではないかと理解いたしております。

我が国のエネルギーをどう確保していくかにつきましては、エネルギーが生活と産業を支える重要な基盤であることを踏まえ、国において適切に判断されるべきものでもあると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢と基地問題についての御質問の中で、オスプレイ配備計画についてお答えいたします。

去る6月6日、沖縄防衛局から口頭にてMV22オスプレイは、2012年の遅くから第3海兵機動展開部隊のCH46と代替することになるであろうとの情報提供がありました。これについて沖縄防衛局は、米国防総省によるMV22配備に関する情報を入手したことから地元に対して情報提供をしたものであり、我が国に対する正式な通報ではないとしております。

沖縄県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。

沖縄県が6月に提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。しかしながら、米側に照会中のため十分な回答ができていない等とされた項目があり、引き続き政府に対し県民生活への影響などについて説明を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 八重山地区の教科書採択問題についての御質問で、事実関係と指導助言等についてお答えいたします。

八重山地区教科書採択問題については、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について、地域住民等から疑義が生じたことが要因の一つで

あると考えております。

県教育委員会としましては、8月9日付の通知文書により、地域住民の理解を得ること、規約で定めた手続の遵守、可能な限り話し合いを持って決すること、採択結果や理由等の情報公開など4点について指導助言を行いました。

次に、規約変更の進め方についてお答えいたします。

八重山地区以外においては、円滑に採択が行われております。

次に、県内の採択状況等についてお答えいたします。

県内においては、これまでに調査員が推薦していない教科書が採択された事例は、把握しておりません。

次に、教科書の採択権と採択手順についてお答えいたします。

教科書の採択権は、市町村教育委員会にあります。教科書の採択手順につきましては、初めに採択地区協議会に対しまして採択の基準、調査の観点、採択の方法を示した選定資料を各市町村教育委員会、各採択地区協議会に送付いたします。次に、諮問機関であります各採択地区協議会は、選定資料を活用するとともに、当該採択地区協議会により委嘱・任命されました調査員による調査研究の報告を踏まえ選定・答申をいたします。さらに、各市町村教育委員会は各採択地区協議会からの答申を受けて採択することになっております。

次に、採択協議会の主な任務等についてお答えいたします。

採択地区協議会は、種目ごとに同一の教科書を選定し、各市町村教育委員会に答申するための機関でございます。

次に、「無効」の文書を提出したことについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、文書発出に至る詳細な経緯を把握しておりませんが、当該市町村教育委員会の議を経る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 脱原発について、「原子力ムラ」が日本のエネルギー政策をゆがめてきたと言われていることへの所見と、保安院によるやらせ発言への関与への感想についてお答えいたします。

「原子力ムラ」という言葉が一般的に定着しているのかどうか、あるいは我が国の原子力政策をどうゆが

めてきたのか、県として具体的に把握しておりませんので、コメントは差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、マスコミ報道によれば今月19日から原子力の専門家750人で構成する日本原子力学会が北九州市で開催され、東京電力福島第一原子力発電所の事故を検証する特別シンポジウムが行われたとのことで、その中で学会や研究者の姿勢を反省する発言が相次ぎ、「原子カムラ」に閉じこもらず社会との接点を重視していくことで意見が一致したとの報道であります。

次に、原子力安全・保安院が特定の意見を表明するように依頼したことについて、これについても県として詳しく承知しているわけではございませんので、具体的なコメントは差し控えたいと思いますが、いわゆる「やらせ指示問題」を調査する第三者委員会の中間報告によれば、一部に指示があったと認定しており、まだ最終報告は出ておりませんが、仮にそのとおりであれば残念であります。

同じく脱原発の中で、核燃料サイクル計画への所見についての御質問にお答えいたします。

原子力委員会において、原子力政策大綱の見直しが行われておりますが、平成22年11月の原子力委員会においてプルサーマルが開始されたものの六ヶ所再処理工場の竣工のおくれや、高レベル放射性廃棄物処分場の立地地点の選定活動が進展していないことなどを反映させるべきとの決定がなされており、去る今月27日から再開された新たな原子力政策大綱策定会議においてもこれを踏まえた議論がなされていくものと理解しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 再質問を行います。

基地問題について質問しますが、先ほど来話がありますように、今、米議会では歳出削減幅をどうするかと、そのことによって沖縄の米軍再編の問題についても大きく影響してくるということが報道されています。そういった時期に有力議員たちと意見交換ができたということは大変よかったと思います。

ところで、その有力議員との話の中で、国防権限法について3名の議員の方から何か説明がありましたでしょうか。もしそれがありましたら、その内容とか見通しとかについて説明を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 具体的な現在の審議の状況という詰めた話というのはなかったんですけれども、現在審議されている国防権限法において、やはり

米軍事費の削減が大変な課題になっておりまして、これはマケイン議員だったと記憶しておりますけれども、その圧縮について非常に苦慮をしているという旨の発言がありました。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 ところで知事、今年度内に——今年度内というのは3月までですよ——訪米する計画はありますか。ありましたら、いつごろを予定していますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 現在のところ、まだ具体的なプランはつくっておりません。ただ、先ほどの事務所の開設とか、あとは無論その事務所は防衛問題だけではなくて、沖縄の県産品とか産業振興とか、いろいろな要素を持った事務所ではどうかという議論を今やってしております。それに関連して行くことはひとつありそうな感じがありますが、一方でどうでしょう。

2月、3月、ぎりぎり年度末近い時点であり得るかもしれませんが、まだ今のところ決めておりません。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 やっぱ先ほどから話がありますように、知事含めてあるいは県議団とか基地所在市町村長とかで今回は要請に行くということも大事ではないかと思ひますし、今回知事がやられたネットワークとか、いろいろなその成果をやっぱりみんなで大事に連携しながら共有していくということも必要だと思いますので、今後お互いにこの問題については連携しながらやっていきたいと思ひます。知事のほうも前向きにそういう点については検討をお願いをしたいと思ひます。

次に、八重山地区の教科書採択問題について質問をいたします。

文部科学省が大変混迷をしております。答弁に一貫性がない、大臣と副大臣の答弁が食い違う、これはきのうの参議院予算委員会で明らかになっています。

そもそも今回の八重山地区の教科書採択問題、法律の矛盾、法の不備も大きな要因です。法の不備を認識していながらそのまま放置してきた歴代の文部大臣、文科大臣を初め文科省の責任は重大です。さらに法律をつくる国会議員とりわけ文教族と言われる皆さんの責任も重大です。ところが、みずからの責任に恥じ入るどころか、独善的で強引な手法で混乱の契機になった協議会会長と連携をして、県教委を攻撃する。全くもってのほかです。

このような状況の中で、解決策を建設的に提案・助言すべきであります。県教委が解決に向けて努力され

ていることに評価をし、再質問を行います。

協議会は、多数意見で答申をしました。しかし、採択権を持つ3市町の教育委員会で採択する教科書が異なった。そのことから教科用図書の無償措置に関する法律第10条、「適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。」に基づいて県教委は助言をしたと思います。また助言に当たっては、文科省とも連携し協議をして進めたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの再質問に対しましてお答えいたします。

まず8月9日付で、私どもは4点の視点で指導助言をしております。

まず1点目は、住民の理解を得ることが大事ですと、2点目は、規約を守ることが重要ですと、3点目は、可能な限り話し合いで決することが大事ですと、4点目には、情報公開に努めることが大事ですと、こういった4点の指導をしました。そのことは既に文科省のほうに通知文の内容については報告いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 文科大臣は、9月8日の3市町教育委員による全員協議の結果について、協議は整っていないと考えざるを得ないと述べたわけですが、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書への答弁で、協議を行うことについて合意していないとの教育長名の公文書を根拠にしてその発言をしたようであります。両教育長は、教育委員長の了解も得ない、先ほど話がありましたように少なくとも教育委員会を開いて教育委員会の議を経て教育長は仕事をすべきであります。そのようなこともなされていないことは、県内では周知の事実であります。そういうことをしていなかったということについて、文科省に教育委員会としては報告をされたでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの件につきましては、9月12日に報告をしております。ただ、そのときの報告の時点では、特にコメントはなかったです。そして文科省は2教委——石垣市の教育委員会初め与那国町の教育委員会——に対しまして、独自に確認を行ったようでございます。公印があったことが有効であるという文科大臣の見解でございました。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 印鑑は押したけれども勝手にやったと。法律を実際に具体的に検証すれば、これはもう違法行為と言わざるを得ないと思います。矛盾する法

律、そして法の不備によって起きたことの問題解決のために、県教委は無償措置法13条に規定している種目ごとに一種の教科用図書を採択するというこのために採択権を持っている3教育委員会の全員協議会になったと。いわゆる解決をするためにもうこの方法しかないということで行ったと思います。そのときの状況を説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） それではそのときの状況を説明いたします。

まず、時間的には6時間かかったみたいです。まず、13名の教育委員の方々が集まりました。その中で、協議が必要であることをまず確認しております。そして、どのような形態で協議するかを3教委がおのおの分かれまして話し合いを行っております。その後、再度13名がまた集まりまして、協議の形態を決めております。つまり全員で話し合うことをここで合意したわけです。

それから、話し合いで決しないとき、どうしようかと。そういうときに多数決を用いることをそこで決めております。そして多数決が難しい場合のことを想定したんでしょうか、2人の教育長が退席をいたしました。その後、80分後にお一人の教育長が戻ってまいりました。その後、答申の扱いにつきまして話し合いがありまして、I社——あえてI社と申し上げます——を採択しないことを多数決で決めました。その後で、各委員のほうから推薦する教科書を挙げておのおのよさを述べてもらっております。ここで細かく言いましょうか、どういう方々がこういった発言をしたかは。

○新里 米吉君 それはいいです。

○教育長（大城 浩君） それでは割愛いたします。それで多数決でT社を採択したと、そういう状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 今の経過報告からしますと、2人の教育長が印鑑を押して協議を行うことについて協議していないということがいかに事実反するか。いわゆる自分たち2人だけが反対したんであって、教育委員会として3つの教育委員会はその協議をして参加しようというのを決めて3カ所は集まった。一教育長が教育委員会で決まったことをやっていないんだという文書をつくって送ったということが今明らかです。実に許しがたい。教育委員会の指揮監督のもとに教育長はあるのであって、勝手に独断専行でこういうことができる、やる。印鑑が押されているからこれが正し

いんだという文科省、許しがたいですよ、本当に。どこかの大学の教授にもおかしな人がおりますが。

ところで、地教行法第13条は第1項で、「教育委員会の会議は、委員長が招集する。」、第2項は、「教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」となっております。全員協議会開催について、3教育委員会がそれぞれで協議をして、そして3教育委員長が出席をし、各教育委員会も過半数が出席をして、全員協議会が開催をされている。地教行法第13条「会議」の要件を十分に満たしております。「会議」は成立していると考えるのが当然だと思います。先ほど法律専門の副知事もうなずいておられました。県教委の所見を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） まさに我々もこれまでも答弁したように、13名のすべての県教委の方々が集まった協議こそがいわゆる八重山の総意であると、そういうとらえ方をしております。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 文科省がぶれまくっている中で、県教委は一貫してしっかりした論理と、そして法律に基づいて地域の皆さんで解決してくださいと。そのための助言をして集まっていたと、そういう大変な御苦労をしていることがよく理解できました。これからもしっかり頑張ってください。

次に、脱原発について質問をします。

菅直人前首相がこのような発言をしています。「核廃棄物は無毒化できず封じ込めるしかないが、完成した技術とは思えない。事故のリスクを取れないならば、原発に依存しないやり方しかない。」と、脱原発に至った考え方を説明しております。また、完成した技術ではないし、リスクも大きいということはもう明らかになっております。実は、南城市の市長さんも脱原発依存に転換しない野田首相に、この機に及んでもまだと言っています。そのとおりです。原発のない沖縄こそ脱原発を明確にすべきではないかと思います。どうもその辺になるとちょっとすっきりしない答弁がありまして、もう沖縄にも原発は要らない、日本も原発をなくしていく、そういう姿勢を明確にできないものでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 脱原発について、沖縄県には確かに原発はありませんし、今後もその予定が入っているわけではありません。ただ行政として、あるいは電気事業者としての責務として、安定かつ効率的な電力の供給という視点から考えれば、先日も知事が答弁したとおり、新たなエネルギー源をどうするのかということが非常に今は必ずしも明確ではないと。もちろん沖縄県としては新エネルギーの研究開発あるいは導入促進を積極的にやっていくという考えで進めておりまして、そういう点からはぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 先日、総務企画委員会の一員としてデンマークに行きました。日本と同じなんですね。石油は外国に依存しているんです。エネルギーを外国に依存していたわけです。

そこで、1970年のオイルショック（石油ショック）のときに政府のほうから原発の話も出たけれども、国民が反対をして、原発はこれまで一切ないわけです。今後もそういう計画はありません。では、非常に困っているかということ、全然違うんですね。それだけの姿勢があるだけに、新エネルギー、そして再生可能エネルギー、ここに早い段階から取り組んできた、早い段階から。今、どういう状況にあるかということ2009年に化石燃料71%、風力19%、バイオマス10%、今はもうそれを超えています。2020年の目標として化石燃料は38%、風力、何と42%、バイオマス20%で今計画を進めている。特に風力、現在5000基余りがある、5000基余りですよ。そこでもう陸上はつくれない。これは規制があるわけですね、近くの建物までの距離が発電機の高さの4倍以上離れていないといけないう。さらには騒音、日照権の問題等もあって、海上にするとコスト2倍になるけれども、今はもう海上にどんどんつくり始めています。

このように、日本と同じ条件にある地域なんですから、沖縄と同じような条件にある地域で、新エネルギーやったり再生可能エネルギーに日本も沖縄も力を入れて脱原発の方向に動くというのは、これはもうみんな常識の話だろうと思うんですね。とりわけ、沖縄は0.3%の再生可能エネルギーしかないと言っているわけですから。沖縄は一層の努力が必要という認識で、県もそして沖縄電力とも協議をしながら力を入れていかなければならないと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにおっしゃるように沖縄はエネルギーの自給率というのは、すぐ使えるエネルギーとしてはほとんどゼロだという状況ですから、これから原子力はなかなか今の技術のシステムでは沖縄のサイズでは入らない。そうすると、CO<sub>2</sub>対策も含めましておっしゃった新エネルギーとか再生エネルギーというのをしっかりと取り組んでいく必要があると思います。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 再生可能エネルギーは電力もなかなかいろいろ安定供給ということでは難しい部分もあるけれども、それだけにスマートグリッドにも力を入れていますよ。電気自動車に力を入れる、電力を蓄えることにも力を入れて一生懸命研究開発しております。私たちも参考にしなければならないと思っています。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 民主党の新垣です。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

今回は、まず安全保障と危機管理の問題、人材育成、地方分権、海洋資源の活用等について伺いをいたします。

まず初めに、安全保障と基地の問題について伺います。

(1)、既に新聞報道で伝えられておりますが、知事部局における安全保障課の設置と安全保障研究機関構想の進捗状況を伺います。

(2)、政府は、南西諸島の防衛力強化を進める方針ですが、そのことに対して中国と台湾はそれぞれどのような反応を示すと予想されるでしょうか。

(3)、東アジア情勢における有事、いわゆる武力攻撃事態などの有事は想定すべきか、想定外とすべきかお伺いいたします。

(4)、県民にとって想定すべき最悪の有事とはどのような状況が考えられるでしょうか。

次に、防災・減災・危機管理について伺います。

(1)、東日本大震災の後、県の防災・減災・危機管理計画の見直し作業の進捗状況はどうなっているでしょうか。

(2)、東日本大震災における自衛隊の活動と米軍の支援活動をどう評価されるのか伺います。

(3)、県の防災計画に自衛隊と米軍はどのように位置づけられているでしょうか。

(4)、阪神・淡路大震災においては、自衛隊と米軍の対応はどうであったか伺います。

3番目に、人材育成と活用について伺います。

(1)、県益確保の立場から、中央省庁、自衛隊、あるいは外交官等各界で活躍できる優秀な人材を戦略的に養成していく制度を設ける必要があると考えますが見解を伺います。

(2)、本県とのかかわりを持ち、また本県に愛着を持って、本県のために力になってくれる人々の戦略的な人材の管理と活用はどのようになされているでしょうか。

(3)、本県の児童生徒の学力テストの成績が全国との比較で芳しくない原因はどこにあるのか。また、秋田県から何を学び、何を取り入れたのか伺います。

(4)、中国を意識した学校教育と人材育成はどのように取り組まれているのか伺います。

4番目に、県から市町村への権限移譲について伺います。

(1)、現在までに移譲された主な内容と、移譲計画の進捗状況はどうなっているでしょうか。

(2)、権限や財源の移譲を進める上で市町村に求められる課題は何でしょうか。

(3)、権限、財源移譲に関する市町村からの要望はどの程度寄せられているでしょうか。

5番目に、市町村合併について伺います。

(1)、合併した市町村のその後の経過はどうなっているでしょうか。

(2)、市町村合併と権限移譲との関連性はあるのかどうか。

(3)、今後、県として市町村合併への取り組みはあるべきか伺います。

最後に、海洋資源の活用について伺います。

(1)、第2回の海洋エネルギーワークショップの成果と今後の取り組みはどうなっているでしょうか。

(2)、海洋資源を生かすための中長期的な取り組みはされているでしょうか。

(3)、海洋資源開発の技術発展の展望と実用化に伴う本県経済への波及効果はどのように予想されるでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣安弘議員の御質問に答弁いたします。

第1に、防災・減災、そして危機管理に係る御質問の中で、自衛隊の活動と米軍の支援活動についての御

質問にお答えいたします。

今般の東日本大震災において、自衛隊が震災発生当初から最大10万人を超える体制で被災者の人命救助や瓦れきの撤去、生活支援活動などなどに当たられたことは、被災地の復興に大きな力を発揮したものと評価いたしております。また、在日米軍につきましては、人員2万人以上と多くの艦船、そして航空機を投入したと承知いたしております。これらの米軍による活動は、被災地での人道支援及び災害救援に大きな役割を果たしたものと認識いたしております。

次に、人材育成とその活用についての御質問の中で、中国を意識した学校教育と人材育成についての御質問にお答えいたします。

経済のグローバル化が進んでいる今日におきまして、沖縄県の特性を生かした世界との交流ネットワークを構築し、国際感覚を備えた人材の育成を図ることは極めて重要であると考えております。21世紀はアジアの時代と言われております。学校教育においても今までとは違った外国語教育の施策をしっかりと策定をし実施することにより、国際社会で主体的に活躍できる人材育成に努めていきたいものだと考えております。

次に、海洋資源の活用についての御質問の中で、海洋資源の活用に係る取り組みと海洋資源開発の技術発展の展望及び実用化に伴う沖縄県経済への波及効果についてという御質問にお答えいたします。6の(2)と6の(3)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

海洋資源の開発につきましては、平成20年3月に閣議決定されました「海洋基本計画」において、国の主導による探査・開発を推進することにより中期的に商業化を目指すことが目標として決定されております。同計画に基づき策定されました「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」では、目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等につきまして示されております。沖縄県周辺海域におきましても資源量の把握や開発に伴う周辺環境への環境評価等の基礎的な調査が行われているところでございます。

県としましては、海洋資源の開発は県内の新たな産業の創出や雇用の増大など、経済的波及効果が期待されるものと考えており、国と連携をして適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、総合的安全保障研究に関する進捗状況についてお答えいたします。

県としましては、日米の国防・安全保障政策や今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた県としての考え方を取りまとめていく予定であります。このため、安全保障を専門的に研究する有識者や専門家とのネットワークを構築するなど、独自の仕組みが必要と考えております。現在、県庁内の課レベルの設置を含め組織のあり方やより一層の効果的な施策や手法について検討を進めているところであります。

次に、南西諸島の防衛力強化と中国・台湾の反応についてお答えいたします。

防衛白書では、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に必要最小限の部隊を新たに配備するなどとし、南西地域の体制強化を図ることが示されております。南西諸島への自衛隊配備による中国・台湾の反応について現時点で一概に予測することは困難であります。

次に、東アジア情勢における有事等についてお答えいたします。1の(3)と1の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

防衛白書によりますと、東アジア情勢については、朝鮮半島をめぐる問題、台湾をめぐる問題、南シナ海をめぐる問題が存在するなど、今なお不透明・不確実な要素が残されているとしており、この地域にさまざまな問題があることが示されております。

県民にとって最悪の有事とは、言うまでもなく戦争が起こることであり、沖縄県民は去る大戦で住民を巻き込んだ悲惨な地上戦を経験していることから、政府においては、今後とも有事が発生しないよう、これまでも増して不断の外交努力が重要であり、これらを踏まえ、東アジア情勢の動向に適切に対応していただきたいと考えております。

次に、防災・減災・危機管理についての御質問の中で、防災計画等の見直しの進捗状況についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しに着手しております。このため、本年6月に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、9月12日に開催された最終の委員会において取りまとめが行われたところであります。

同委員会におきましては、1点目、今後、想定の対象とする地震・津波として科学的知見に基づくもの

と、歴史的知見等に基づく最大クラスのもの2つのレベルを想定する必要があること、2点目、防災計画見直しの方向性として、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、3点目、最低限度の浸水域として海拔5メートルより高い場所への避難が最低限必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの津波からの対策も可能な限り講じるべきであること、4点目、県においては、海拔高度の明示などにより市町村における避難対策の強化や住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。

今後は、同委員会の御提言や国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画及び関係するマニュアル等の見直しを早急に進めてまいります。

次に、県地域防災計画への自衛隊・米軍の位置づけについてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画における自衛隊の位置づけについては、「自衛隊災害派遣要請計画」の中で、避難者等の捜索・救助、道路または水路の啓開、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水支援など、各種活動の実施について規定されております。また、米軍については、沖縄県地域防災計画の中で、県と在沖米軍との間で定めた「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づき、人命救助、緊急輸送、障害物除去など大規模災害時の被災者の救援や被害の拡大防止等の活動において相互に連携・協力することとしております。

次に、阪神・淡路大震災における自衛隊と米軍の対応についてお答えいたします。

阪神・淡路大震災において、自衛隊は平成7年1月17日から同年4月27日の間、延べ170万人の隊員を派遣し、人命の救助、給水等の生活支援、物資の輸送支援、医療支援、倒壊家屋の解体など、災害応急対策や復旧・復興対策を実施しました。また、外務省によりますと、在日米軍につきましても被災者の救出・救援活動等を実施したものとされておりますが、当時の活動期間や規模等の詳細については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 人材育成と活用についての御質問で、人材育成についてお答えいたします。

本県が持続的に発展していくためには、産業、福祉・医療、文化等の各分野や政財界等の各界において

活躍できる多様な人材の育成が極めて重要だと考えております。

県教育委員会としましては、創造性・国際性に富む人材を育成するため、「進学目標達成事業」や「高校生の国外留学派遣事業」等を実施しているところであり、今後とも生徒が志望する大学等へ進学できるよう、生徒の進路実現を支援してまいります。

次に、学力の課題と秋田県との交流の成果についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査等の分析結果から、本県においては「わかる授業の構築」と「基本的な生活習慣の形成」に課題があることが明らかになっております。過去3年間の秋田県教員との交流の成果として、児童生徒の考えを引き出したりする発問の工夫や思考の流れに沿ったノート指導、自発的な学習を生み出すきめ細かな指導など、授業改善に係る教師の意識の向上が挙げられます。また、家庭・地域における「早寝早起き朝ごはん」や家庭学習等の取り組みが徹底されていることも学ぶことができました。

県教育委員会としましては、今後とも秋田県との人事交流を継続させ、本県教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 人材育成と活用についての御質問の中の、本県のために力になってくれる人々の人材の管理と活用についての質問にお答えいたします。

本県では、人材活用の一つの施策として、美ら島沖縄大使認証制度を設置しております。この制度は、沖縄に深い理解と高い関心があり、本県にゆかりのある者によるPR活動を通して、沖縄県のイメージアップを図ることを目的として創設されたものであります。現在、94名の美ら島沖縄大使がおり、経済や教育、文化などさまざまな分野において沖縄のイメージアップに多大な貢献をいただいております。

なお、直近の事例によりますと、本年6月に認証いたしました國塚安雄氏は、東北地方においてエイサーを通じ本県の魅力発信を積極的に行っていたりの方の一人であり、県としましては、今後とも各大使の御協力を得ながら、広く沖縄の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県から市町村への権限移譲に関する質問のうち、権限移譲の主な内容と計画の進捗状況についてお答えいたします。

市町村への権限移譲につきましては、平成22年度からスタートした「新沖縄県行財政改革プラン」で掲げた重点移譲項目500の事務に対し、330の事務が既に市町村に移譲されております。これまでに権限移譲された主な事務は、旅券法に基づく旅券の申請受け付け及び交付等の事務、土地改良法に基づく土地改良区の設立認可の事務、墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可の事務などとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県から市町村への権限移譲についての御質問の中で、権限移譲を進める上での市町村の課題についてお答えします。

権限移譲を進める上で、市町村においては行政システムの構築や人材の確保等組織体制の整備に加えて、住民ニーズの把握や住民への情報の発信も課題となっております。その中でも規模の小さい離島町村や行財政基盤の脆弱な市町村については、専門職員や有資格者の確保が困難であることや市町村単独での実施が非効率な事務があります。これらの市町村への移譲を進める上では、事務の共同処理、広域連携等、行政体制の整備を図ることが課題となっております。とりわけ、離島市町村については割高な行政コストなど離島固有の課題があることを踏まえ、関係部局と連携を密にしながら行政体制整備に係る課題の解決を図っていききたいと考えております。

次に、権限移譲に関する市町村からの要望についてお答えします。

市町村への権限移譲については、県の権限移譲推進指針における重点移譲項目の事務について、県内市町村に対し移譲希望調査を実施しております。平成21年度の調査結果では、28市町村から412の事務の希望があり、平成22年度の調査結果では、26市町村から252の事務の移譲希望がありました。市町村から希望のある事務については、県と市町村の関係課との間で協議を行い、協議が整った事務が移譲されることとなります。

次に、市町村合併についての御質問の中で、合併市町村のその後の経過についてお答えします。

沖縄県内におきましては、平成14年4月に久米島町、平成17年4月にうるま市、平成17年10月に宮古島市、そして平成18年1月に八重瀬町と南城市が誕生

し、それぞれ合併後9年から5年が経過いたしました。合併後は、おおむね新たな専門職の配置、財政優遇措置等による行財政基盤の強化、上下水道等のインフラ整備を初め新たな事業の展開、福祉事務所設置や旧市町村の公共施設の相互利用等による住民サービスの向上が図られたと聞いております。また、一方では、地域の独自性の維持や自治体としての一体感の醸成等の課題もあると聞いております。

次に、市町村合併と権限移譲の関連性についてお答えいたします。

平成11年以降の合併で誕生した5市町への権限移譲数は次のとおりであります。

市については、うるま市17法令203事務、宮古島市17法令203事務、南城市25法令363事務、それ以外の8つの市が平均13法令149事務となっております。それから町につきましては、久米島町18法令144事務、八重瀬町15法令110事務、それ以外の9つの町が平均13法令101事務となっております。

市町村合併による行財政基盤の強化は権限移譲の推進を後押しするものでありますが、各市町村ごとの規模や状況の違いによって実際の移譲実績はさまざまであります。

次に、今後の市町村合併への取り組みについてお答えいたします。

平成11年以来の全国的な合併推進については、平成22年3月までが一区切りとされ、その上で引き続き市町村の行財政基盤の強化のため、自主的に合併を選択する市町村を支援する新たな合併特例法が10年間の時限立法として平成22年4月に施行されました。県では、今後、積極的な合併推進は考えておりませんが、この法律に基づき自主的な合併に取り組む市町村の支援は行ってまいりたいと考えております。

なお、合併に至らなかった小規模町村につきましては、単独市町村での実施が非効率または困難な事務について、広域連携などの取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 海洋資源の活用についての御質問の中で、第2回の海洋エネルギーワークショップの成果についてお答えいたします。

今月ハワイで開催されました沖縄・ハワイ協力による第2回海洋エネルギーワークショップに担当職員を派遣したところでございますが、海洋温度差発電の実証事業の実現に向けて技術面や環境に与える影響など

に関する議論がなされ、日米間で改めて海洋温度差発電の重要性と実証事業の必要性について認識を共有することができたとの報告を受けておりまして、今後、沖縄とハワイの間で海洋温度差発電の実証事業が取り組んでいかれるものと期待しております。

海洋温度差発電は、深層水と表層水の温度差を利用して発電するもので、安定した発電が可能なこと、また、発電後の深層水を産業面に再利用できることから、県内におけるそのポテンシャルは高いものと考えております。

県といたしましては、実証事業の実現に向け積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので新垣安弘君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

新垣安弘君の再質問を行います。

新垣安弘君。

○新垣 安弘君 再質問、よろしくお願いいたします。

まず、知事にお伺いいたします。

これは今まで何度もお伺いしているんですが安全保障の研究機関ですね。これは最近新聞に、要はその事務所に当たるようなものを県庁の中で公室長のもとにつくっていくと、そういうお話もあって徐々に進んでいるんじゃないかなということですのでごくうれしく思っています。ただ1つ、これは今までこの問題にかかわる別の議員の皆さんの議論の中でも感ずるんですが、せっかく総合安全保障にかかわる研究機関、あるいはそれを担当する事務局を知事部局の中に強化してつくるんだというふうにおっしゃっているんですが、ただ私は、このことがただ沖縄の基地の過重負担を削減するための要は理屈づけ、理屈を探していく、理論をつくっていくというか、そのための機関だったら、これはある意味で半分残念だなという気はするんですよ。ですから、それだけではなくて、沖縄は県民の安全、生存、そういう点から見たら、歴史的に見ても今も他府県とは違うんだから、安全保障はそれこそ国に任せっ放しではおられないと。そういう県ですから、そこはこういう機関の中でただ単に基地の過重負担があるから基地の削減だけをその機関で研究するのではなくて、沖縄としての安全保障政策をどうするんだ、そ

こまで考えて、そこから全国に発信をして、戦後ずっと日米安保に依存して国民全体が安全保障や国防に関する意識が思考停止になっている。国民の意識がそういう状況だから、沖縄の防衛にかかわる過重負担も痛みがわからない、そういう状況になっているわけです。そういう意味でただ単に基地の過重負担を理論づけをして政府とやり合うんだと、そのための研究機関ではなくて、本当に沖縄の安全保障もしっかり考える。そこから国としての安全保障にかかわる国民の意識はそれでいいんですかと、そこまで発信するようなそういう機関として位置づけてもらいたいと思うわけなんです。今までの答弁をいろいろ聞いていますと、まだそこまでいってないと、そういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさしく今議員のおっしゃったような、議員のお考えとほとんど似ています。あとは無論、防衛的な安全保障のみならず防災とかコンピューターにおける外資のハッカー的なものとか、それからエネルギー・食料の自給率とかいろんなものを含めて、さらに現実の目の前の、先ほどの玉城議員からもありましたああいう地位協定の問題も非常に大きなものにつながっていくものですから、ちょっとあれは並なやり方ではなかなかそこまで手が届きません。日本国民の意識の問題というのは少し荷が重いんですが、そこまで行けるかどうかはちょっと別にしまして、ただ沖縄地域をめぐる防衛・防災、それからいろんな面を考えても、しっかりと我々自身を守るといふかそういう考えをきちっと整理をして対応すべきだろうということで、研究機関と政策をつくっていく機動的なものを内外の知恵を集めてつくっていったらどうかということで、今、議員のおっしゃるものにほとんど近いと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長にお伺いいたします。

私の質問の中で東アジア情勢における有事、いわゆる武力攻撃事態などの有事は想定すべきなのか、それとも想定外とすべきなのかという質問をしています。それに対して直接的な御答弁がなかったように思うんですが、そのところはどうか、お願いできますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） いわゆる有事というものに関しましては、さまざまな分野のさまざまな立場の方がさまざまな想定をされているということは承知しております。

沖縄県行政としてある事態を有事というような形でとらえてというものにつきましては、なかなか地方自治体としてこれをもって有事、あるいは想定される有事ということはなかなか難しいと考えておりますが、そういった意見等についてももしっかり研究をしていきたいというのが今回の安全保障研究組織の一つの目的でもあります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 前回の議会でも私似たような質問をしました。公室長からの答弁があるんですが、自衛隊法といわゆる国民保護法があるんですよ。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」なんですね。この法律は恐らく県もしっかりとやっていると思うんです、それに基づいて。この法律というのは、私はこれは有事を想定した上で、そのときの国民をいかに守っていくか、そのために地方自治体は備えをなささいよということだと思うんですね。それからするといかに地方自治体であったとしても、この法律の趣旨からすると、武力攻撃事態の有事は想定しないといけないんじゃないかと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この法制の成立過程におきましては、国会においても武力攻撃事態というものに対してどういったことを想定しているのかという数々の議論があったと承知しております。しかしながら、地方自治体としてその武力攻撃事態がいかなる過程、いわゆる有事というんですか、そういう形で起こるというような過程、想定、プロセスについては、これは地方自治体が一義的に承知しているわけではございませんで、そういったことは国がとにかく武力攻撃事態というのがあり得ると。それに対する対処を国民としてやっていくことが必要だという趣旨でつくられた法制ですので、そこで前提となっているその有事といったものにつきましては、これは沖縄県としては現在のところ具体的には承知していないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 私は、先ほども申し上げたんですが、沖縄は安全保障に関しては他府県と同じ意識ではだめだと思っているんですね。ですから有事のことに關しても、これはなかなか微妙な問題でこういった公的な場で気をつけないといけない部分もあるんですが、ただ、今回この安全保障の問題と災害の防災、危機管理ということも一応質問しているんですが、災害に関しては今回東北の大震災があって、県も災害に対する防災の計画を見直そうということでやっているわけですよ。今回の議会で何度か答弁されていると思うんですが、見直すときに、いわゆる科学的な知見に基づいて一番大きな災害を予想し、そして歴史的な知見からも大きな災害を予想して対処をするということなんですね。ですから、防災に関してはそういうふうにしようということで今取り組みが行われているんです。東北の地震の状況を見たらまさにそう、戦争よりも大きな被害じゃないかというふうに言われていますから。だから有事に關しても、じゃ、有事にこれを当てはめたときに、科学的な知見から沖縄がこうむる有事、歴史的な知見からの沖縄の有事ということを考えたら、いわゆるその脅威——武力攻撃が想定されるような脅威は沖縄にとってこれから先全くないんだということで我々はいいいのか。そうじゃなくて、何十年、何百年後に来るかもわからない地震と大津波に対して備えようとするんだから、過去の歴史を見たら有事に対する備えもやらないといけないんじゃないかということになると思うんですよ。そうすると脅威に關しては、じゃ、科学的にはどうかといったら沖縄が武力的に侵略されるそういう能力があるところが近くにあるのかと。能力と、そして能力を持った者がそういう意図を持って仕掛けてくる状況が生まれる可能性があるのかどうか。それが意味で科学的な力の判定だと思うんですね。

もう一点、歴史的な知見から、我々沖縄はどういうふうに置かれているかということを見たときに、過去の沖縄の歴史を見たら薩摩から侵攻されたこともあった、過去の大戦もあった。過去の大戦のときにはいわゆる捨て石的な状況に置かれてしまった、その後はサンフランシスコ条約で捨てられた、復帰した。復帰した後、県民の思いとは裏腹に今の基地の状況はそういった過重負担になっていると。そういう沖縄の置かれた宿命的なというか、置かれた状況を考えたら、これからの将来、他府県と一緒に我々の安全保障は国にお任せしますよということでもいいのかと、そういう思いがあるわけですよ。ですから、そういう点で沖縄の発展のためには近隣諸国とはしっかり友好・外交を

やっていかないといけないことは当然なんだけれども、同時にやはり政治においてはそういう有事も想定した上での感覚が必要じゃないかというふうに思うわけなんです。そこを安全保障にかかわる研究機関をつくってしっかりと県民の中にもそういう議論がちゃんとできるような状況が沖縄の中で生まれないといけないんじゃないかなと私は思うんですね。ですから、どちらかというと今回の東北の災害があって自衛隊があれだけ活動した、米軍もかかわった。そういう状況の中にあっても沖縄の中には過去の歴史があるから自衛隊、軍隊、米軍はだめじゃないか、そういうふうな感覚があるわけなんです。だから、そこはそのままの状態では私はこれはまずいと思うんですね。沖縄が震災とか災害のときになったら、いち早く自衛隊も米軍も救助に動くようなそういう状況でないといけないと思うわけです。

質問の中ではそのほか、阪神・淡路大震災のことも少し触れていますけれども、そのときに自衛隊、米軍に対する出動要請が物すごくおくれたしまったということをよく言われました。真偽のほどはわかりませんが、そのときの行政に自衛隊に対する何かしら距離感があったからじゃないかと、そういうことも言われたぐらいなんです。ですから、そういう状況があったらこれは困る。そういう意味でも自衛隊に対してどう向き合うかというのは沖縄にとって大変重要なこと。そういう意味でそこら辺のところをぜひこの機関の中でも考えるようにしていかないといけないと思うわけなんです。今、質問なのか何なのかちょっとわかりませんが、るる述べましたが、そこに対する知事公室長、ちょっと御意見をお聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御意見は大変参考になりますし、私もむしろ賛成する部分がかなりあります。そしてまた、自衛隊についてはもう当然のこととして専守防衛の自衛隊というのは、私はこれは当然日本国にとって必要なことで、沖縄県内もいろんな意見や議論はあるにしても、自衛隊の配備、その他についてはもう当然のことだと私は思って答弁をずっと繰り返してまいりました。そして、いわゆる防衛のみならず災害についてはこの間の石垣で行いました災害についても92の関係機関が入って防災の訓練をやったわけですが、そのときに無論自衛隊の陸海空もちゃんと参加してもらってそれぞれの役割を果たしていただいております。ですが、今度は今おっしゃった有事の想定という国民保護法的な議論があった、ああいう部

分についても計画はできておりますけれども、実際に具体的にどういうものを想定してやるかという部分は国に少し任せてある部分があって、沖縄県としての考え方の内容についてはこれから改めてきちんと我々方には研究しておく必要はあると思います。

一方でまた、米軍についてどう我々は考えていくかについても、私は米軍というのは応分の米軍の基地というのは当然ある意味で安保条約というのは私は必要だと思っておりますから、米軍抜きを防衛論にはくみしないわけですが、ただどういう形というのは我々ローカルガバメントにおいてどこまで、どういうふうに考えておくべきかというのは今度の研究機関というか、グループといいますか、政策研究の中でも改めて整理整頓しながら、この時代ですから勉強して我々の考えをまとめておく必要はあるのではないかと考えております。お答えになったかどうか……。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 海洋資源のことを今回お伺いしました。尖閣の資源のことで今、日本と中国との間ですごくせめぎ合いがされているんですね。これは尖閣は沖縄の所有地ですから、そこは沖縄としてしっかり見ていかないといけない。

もう一点、その海底資源に関しては、国としても物すごく関心を持って、これから掘削の技術がどんどん発展してくる可能性はあると思うんです。そういう意味で沖縄にとってもそれは希望のあることだと思うんですね。ただ、そこでその資源をめぐる日中がこじれたら、これは一番あおりを食ってしまうのは沖縄だと思うんです。そういう意味で、じゃ、沖縄から我が海底資源をめぐる日中が資源争いでこじれるのではなくて、日中が共同開発的な形で共同して仲よく資源開発に取り組んでいくような状況が生まれれば、これはもう沖縄にとってもいいことではないと思うんです。そういう意味で一番そのことでまた沖縄がある意味でいい方向になっていくわけですから、そこは沖縄として周りの海底資源に対しては、沖縄のこれからの産業の発展という面からもしっかり注目して追っかけていくし、日中が資源問題でこじれないように、沖縄と中国との歴史的な関係もあるから、そういう安全保障的な観点からも沖縄が意識を持ってやっていかなければならないと思うんですが、そこのところはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさにおっしゃるとおりだと思います。沖縄周辺の特に海底資源はいろいろ新聞報道などを見ますと、探査船による、あるいはマンガ

ンノジュールから始まってチムニーから深層熱水の中にいろんな鉱物が溶け込んでいるとかシャーベット状の燃料の何とやらとかいろんなことが、最近また特に治験として発見されておりますが、これがまだ知識的なものか、そこからエンジニアリング的にも採取可能な状態にいけるものなのか、何十年もかかるものなのかという、恐らくこの評価が始まっているんだと思うんです。ですからそういう中で沖縄県の権利というのはどこで、どんな形で主張するか、そのまた無論前段階としておっしゃる日中間の協力のもとで物事が進められればこんなハッピーなことではないんですが、それ以前に沖縄はどこでかめるかという部分で、紛争ではなくて、むしろ資源開発、資源の利用という部分でかめるかどうかも含めて、これは大至急というか、我々も研究を今やっているところでございます。

特に資源は御存じのように鉱業法というのがあって、これは文字どおり先願から初めずっと権利が山のように連なっておりまして、自分の地元にあってもこれに対して処分する権限はあるとかないとか、非常に古くて難しい権利関係が錯綜している内容になりますから、そういう活用の部分も含めてきちっとこれは勉強し研究をやっていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 文化観光スポーツ部長、人材の活用の件なんです。今度、世界のウチナーンチュ大会もあります。沖縄にJICA沖縄研修センターがあるんですが、その卒業生が、そこを通過していった人が7000人ぐらいいるんですね。いわゆる沖縄に愛着を持って散っていつている方々だと思うんです。そういう方々、そういう人材を把握し生かしていくというか、あるいはウチナーンチュ大会にも、例えば直接ではないけれども呼ぶとか、そこら辺の活用の仕方、かわり方、把握はされていますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今御質問のJICA等、沖縄県と御縁のある方を含めて、沖縄と一度縁を結んだ方は非常に大きな思いを沖縄に寄せてくれているというふうに思っております。そういった意味では、今、沖縄県のほうで新ウチナーンチュ大会というのもありまして、これはもともとウチナーンチュ大会を機に創設されましたが、今は新ウチナーンチュ大会ということで、県出身者に限らず外国人など対象の幅を広くしたそういう制度もあります。ぜひそういった形で、現在は民間大使は29カ国2地域、219人おりますが、今、議員から話がありましたとおり、まだまだそういった沖縄に力のかしてくれる人材は多く

いるだろうということを考えておりますので、もっともこっちのほうも積極的にそういった人材活用にしっかりと交流を取り入れていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 最後に教育長、ここに秋田の前知事のコメントがあるんですが、秋田では全国の学力テストの成績を公表したらしいんです、前知事が言うにはですね。そのことが地域にとってすごくいい効果を出したというんですね。公表することによってそれぞれの地域が自覚をしてやったと。

最後に、ことは恐らく学力テストは中止になっているかもしれないんですが、全国学力テストがあったときに、今回どれぐらいのところまで沖縄は成績を上げることができるか、そこら辺の覚悟、見通しを最後に聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ことしにつきましては、東日本大震災の関係で従来ありました全国的な規模での学力テストは行われないうことでございます。そして、各都道府県から希望・調査を募りながら対応していこうという取り組みを考えているようです。ただし沖縄県は、全市町村希望を募った結果、すべての学校がやりたいと、そういったことで対応を考えております。

そういう中で私ども沖縄県教育委員会といたしましては、今、議員の御質問は、どの程度のレベルを目指すかということですよ。やはり少なくともこれまで以上の成果は出していききたいと、そういう思いでございます。今、一概には何位ぐらいを目指すかということとは言えませんが、少なくとも前回以上の成績は目指していきたいと、そういった思いで取り組んでいるところでございます。

○新垣 安弘君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

社大・結の会、新垣清涼、一般質問を行います。

まず1番目に、基地行政についてであります。

仲井眞知事は、今月19日、米国首都ワシントンのジョージ・ワシントン大学で開かれた日米の有識者による沖縄の基地問題や日米の安全保障について議論する国際シンポジウム「沖縄クエスチョン」に参加されました。20日の県内新聞には「知事 米国で県外訴え 固定化も明確に否定」、「知事、米で「県外」要求へ 辺野古強行なら激しい反対運動」、「日米関係に

悪影響警告」という見出しが1面に掲載されていました。新聞報道は、さらに「辺野古以外の国内の他地域について十分検討されたとは言えない」、「むしろ県外移設を求める声が強くなった」と説明。その上で、現在の日米合意に従って辺野古移設を強引に進めた場合、「全県的な激しい基地反対運動につながり、日米安全保障体制に悪影響を及ぼしかねない」と警告と報じています。また、「普天間の固定化」についても住宅や学校等が密集する同飛行場の危険性を説明した上で「あり得ない」と明確に否定し、早期移設・返還が不可欠との考えを示したとあります。

今回の知事の米国での発言は、昨年2月の全会一致の県議会決議と4・25県民大会の総意をあらわしたものと評価するものであります。知事大変お疲れさまでした。

そこで伺います。

(1)、普天間基地の県外移設と固定化について再度知事の見解と決意を伺います。よろしく願います。

(2)、普天間基地からの警報音、嘉手納基地からの爆発音に対する米軍の対応について伺います。

在沖米海兵隊外交政策部は16日、米軍普天間飛行場周辺で11、12の両日に警報音が鳴り響いた件で、「警報装置のスピーカーが特定され、コントロールボックスの部品の一つに不具合が確認された」として警報音発生源が同飛行場であることを認めた。ところが、4日から6日までの警報音については、依然確認されていないと新聞は報じています。周辺住民が不安に思うほどの警報音が鳴り響いても即座に対応もしない、行動もしない警報音とは一体何だったのでしょうか。説明はあったでしょうか。

また、19日には嘉手納弾薬庫地区から大きな爆発音が広範囲にわたって響き、事故なのか、訓練なのか、何も知らされていない周辺住民を不安に陥れた。爆発音について米軍は、「爆破物処理班が指定施設において処理し、地元地域に危険はなかった」、「たまたま大きな音が漏れた」と述べているようです。地域住民を全く無視した発言で、開き直っていると思います。このように県民を不安にする米軍の行為について知事の見解と県民の不安を取り除く方策について伺います。

(3)番目に、M V22オスプレイ配備計画について。

米軍は、来年後半にM V22オスプレイを普天間基地に配備する計画を明らかにし、日本政府はこれを追認しています。開発当初から何度も墜落事故を起こし多くの犠牲者を出している。このような欠陥機とも言われているオスプレイが普天間基地に配備されると、私

たち市民・県民はその墜落の恐怖におびえながらの生活を強いられてしまいます。オスプレイの配備計画について県の見解を伺います。

次の(4)番については、7番目の交通安全対策で伺います。

(5)、ケビン・メアの発言について。

ケビン・メアは、沖縄に勤務しているときから占領者意識を丸出しにし、県民を差別した発言を繰り返しています。先日、知事がアメリカで普天間基地の県外移設を訴えているとき、沖縄ではケビン・メア氏が宜野湾市で開かれたシンポジウムで、「知事にアドバイスと言うと僭越ですけど、決断しないといけない」とか「知事ははっきり賛成と言わないと、再編計画全体が崩壊する」などと発言したようであります。知事の御見解を伺います。

2番目に、東日本大震災の県内への影響について。

東京電力福島第一原発事故は、放射性物質の放出というとてもない事故であり、事件だと思います。目に見えない放射性物質は空中を飛び、広い範囲に広がり、土や水、海水にまざり、さらに広がっていると思われます。マスコミ報道によると、放射性物質に汚染された腐葉土や汚染疑いのある牛肉が県内に流通していたことが明らかになりました。

そこで伺います。

(1)、放射性物質に汚染された物品の県内移入状況についてはどのように把握されているのか。検査はどのように行われているのか伺います。また、汚染された腐葉土に触れたり、汚染された牛肉を食べたかもしれないという場合、私たち県民はどうすればよいのか伺います。また、米や野菜、タマネギやキャベツなどは生産地表示があれば、それぞれ検査がなされて送られてくると思いますが、材料として使われ別の場所で加工された製品——お菓子やおもちあるいはギョーザなど——の検査体制はどうなっているのでしょうか。それらを食した場合の県民の健康に対する影響についてどうなのか伺います。

3番目に、県地域防災計画について伺います。

(1)、防災計画の見直しについて。

今回の東日本大震災では、これまでの防災計画の大幅な見直しが求められていると思います。その進捗状況を伺います。

また、千年に一度の大津波であったとか、スーパー堤防への過信や、ここまでは来ないだろうという自己判断が多く、被害者を出したと言われていています。今回のことを教訓に、日ごろの避難訓練が重要だと思います。県の避難訓練の実施計画について伺います。

4 番目に、観光行政について。

(1)、沖縄観光のアピールについて。

ことしの観光客の入域客数は目標達成ができるのでしょうか。東日本大震災や台風被害が相次ぐ中で、沖縄観光を県はどのようにPRしていくのか伺います。

(2)、台風時の観光客への対応について。

ことしは早くから台風が接近し、旅客機や船舶等にも影響を及ぼしていると思います。予定していた日に帰れない観光客の皆様への対応はどのように考えていますか伺います。

(3)、国際線ターミナルの拡充についてであります。

県は外国人観光客の誘致にも力を入れて知事も先頭に立って頑張っておられます。県内の施設や体制が大変気になっています。先日、私たちは議連で台湾のほうへ行きました。帰るときに台風に遭い、私たち県民よりもはるかに多くの外国人のお客さんが入国手続きがなかなか進まず、荷物を載せるターンテーブル、そこには外国の方々の荷物が先に載っていて同じ荷物が何回も回って、スペースがないから私たちの荷物がなかなか来ないという状況がありました。別の日には、タクシーを利用しようと少し離れたところにいるタクシーに手を上げると、近くにいた男性の方が行く先を聞いて、県議会までと伝えと、そこにいるタクシーではなく携帯電話で別のタクシーを呼んでいるのですが、なかなか来ません。そこで私たちは、小雨の降る中を国内線ビルの前に行ってタクシーを拾ったことがあります。こんなことでは観光立県として外国のお客さんを迎えるときに、大変不愉快な思いをさせてしまうのではないかと心配をしております。そういうことがもしほかのところでもあるとするならば、県のほうは指導をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

それから、入国審査の迅速化についてであります。空港での入国手続きもそうですが、クルーズ船の県内への寄港もこれから多く行われるというふうに新聞報道もされています。そのときの入国審査の迅速化が求められていると思いますが、その対策について伺います。

5 番目に、産業振興について。

那覇―香港直行船が8月下旬を最後に運休とありました。その理由と今後の対策はどうなっているのか伺います。

それから農林水産業と観光資源との連携について。

県内には大変すばらしい農水産物があります。それを活用した観光とのセッティング、その辺の取り組みはどうなっているのか伺います。

次に6、雇用行政についてであります。県の職員採用の実態について（正職員と臨時職員の割合）、これは市町村についてももしわかりであれば示していただきたいと思います。

7 番目に、交通安全対策について。

(1)、国道58号伊佐バス停近くの停車線の移動についてであります。伊佐バス停から北向きに10メートルほど行くと横断歩道の信号機があります。その横断歩道の停車線手前に左側から二、三メートルあるいは五、六メートルの間に伊佐から上がってくる道路がありますが、車が出しにくく困っていると付近の住民から訴えがあります。横断歩道前の停車線の位置を少し那覇側に移動することによって伊佐地域からの車が非常に出やすくなると思うんですが、その辺の改善はできないでしょうか伺います。

(2)、県道81号宜野湾北中城線ですが、現在キャンプ瑞慶覧に海軍病院を建設中であります。現在の基地の入り口には信号機があり、朝夕の交通量が多いときには普天間三区のローソン側からの出入りが大変厳しい状況にあります。そこで、今まだ海軍病院が完成しないうちに基地の入り口を少し移して、普天間三区のローソン側と十字路にすることによって交通は非常にスムーズになると思います。改善することはできないでしょうか伺います。

8、会派代表質問との関連で、枯れ葉剤問題に関する一連の経過と県の対応についてですが、新聞報道によりますと、英国系ジャーナリストのジョン・ミッチェルさんの証言、2007年に米軍北部訓練場での枯れ葉剤使用が米公文書で明らかになったこと、地図を書き枯れ葉剤が埋められた場所を説明する退役軍人があらわれたこと、1960年当時の枯れ葉剤散布作戦の立案にかかわった米陸軍の元高官の証言など、これらの証言があるのに沖縄で使われた形跡がないというのはおかしいと思います。

そのことについての県の見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地行政についての中で、普天間飛行場の県外移設と固定化についてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で固定化は決してあってはならないと考えております。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する

専門家等が参加する「沖縄クエスチョン」において、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。

日米両政府においては、辺野古移設か、または普天間飛行場の固定化かという硬直した考えではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について徹底して追求するべきであると考えております。

次に、観光行政についての御質問の中で、台風時の観光客への対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、那覇空港における台風時の対策として、観光コンベンションビューロー、そして空港ビルディングなどの関係団体による「台風時観光客対策協議会」を立ち上げ、台風対策の小冊子の配付、そして航空各社の発着情報や宿泊施設の空室情報の提供などを行っております。また、台風により航空便が欠航となり、空港内に観光客が滞留した場合、沖縄県は、空港ビルディング及びビューローと連携をし、空港内滞留客に対しましてブルーシート、そしてタオルの配布、携帯電話の充電サービス等を行っております。今後とも台風接近時には関係機関が連携をして迅速に対応し、沖縄観光のイメージアップや観光客の満足度の向上に努めていきたいと考えております。

次に、産業振興に係る御質問の中で、農林水産業と観光資源との連携に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした特色ある生産が行われており、ゴーヤー、マンゴー、そしてパイナップル、モズクなど特産品目が観光においても魅力ある資源となっております。また、農山漁村は、農林水産業の生産活動に加えまして、豊かな自然環境や石垣、そして赤がわらなど沖縄らしい風景・景観及び伝統文化の保全・継承など貴重な資源を有しております。沖縄県としましては、観光産業、そしてこれらの農山漁村の資源を活用した地域活性化に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地行政についての御質問の中で、普天間基地における警報音及び嘉手納弾薬庫地区における爆発音等についてお答えいたします。

宜野湾市によりますと、最近、同市民から普天間飛

行場周辺で警報音を聞いたとの苦情等が寄せられている件について、去る 9 月 22 日、普天間飛行場司令官が同市副市長を訪れ、遺憾の意をあらわすとともに、基地内の全体連絡システムが原因の騒音であり、再発防止手段を開始した旨の説明をしたとのことであります。また、沖縄防衛局によりますと、嘉手納弾薬庫地区における爆発音につきましては、嘉手納基地所属の爆発物処理班が使用不能になった火薬類の処理を行った際に発生したものであったとのことでありますが、県としましては、事前の通報がなく周辺住民や県民に不安を与えたことは遺憾であります。

県としましては、去る 9 月 20 日、嘉手納基地に対し、嘉手納弾薬庫地区における廃弾処理実施に当たっては、地元自治体に事前の通報を行うよう、強く求めたところであります。

次に、オスプレイ配備計画についてお答えいたします。

去る 6 月 6 日、沖縄防衛局から口頭にて、MV 22 オスプレイは、2012 年の遅くから第 3 海兵機動展開部隊の CH 46 と代替することになるであろうとの情報提供がありました。沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。

沖縄県が 6 月に提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る 9 月 1 日に防衛大臣から回答がありました。しかしながら、米側に照会中のため十分な回答ができていない項目がある等、引き続き政府に対し、県民生活への影響などについて説明を求めていると考えております。

次に、ケビン・メア氏の発言についてお答えいたします。

メア氏の発言につきましては、同氏が国務省日本部長の職にあった当時の発言について、県は、3 月 10 日、ルース駐日大使に対し、遺憾の意を文書にて示したところであります。現在、メア氏は既に国務省を退職しており、改めてコメントすることは考えておりません。

次に、県地域防災計画についての御質問の中で、沖縄県地域防災計画の見直し状況についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しに着手しております。このため、本年 6 月に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、9 月 12 日に開催された最終の第 4 回委員会において取りま

とめが行われたところであります。

同委員会におきましては、１点目、今後、想定の対象とする地震・津波として、科学的知見に基づくものと、歴史的知見等に基づく最大クラスのもの２つのレベルを想定する必要があること、２点目、防災計画見直しの方向性として、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、３点目、最低限度の浸水域として海拔５メートルより高い場所への避難が最低限必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの津波からの対策も可能な限り講じるべきであること、４点目、県においては、海拔高度の明示などにより、市町村における避難対策の強化や住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。今後は、同委員会の御提言や、国の防災基本計画の見直し状況等も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまいります。

次に、避難訓練の実施計画についてお答えいたします。

９月２日に実施しました沖縄県総合防災訓練におきましては、主会場となりました石垣市のほか、県内の各市町村におきまして、学校、自治会、幼稚園、ホテルなど、約60の団体において、避難所や避難ビル等への避難訓練が行われ、石垣市においては約5000人の住民等が参加したものと聞いております。また、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおいては、住民は、津波襲来時における即座の避難のため、地域の海拔高度等の特徴や、避難所や避難経路を把握し、県や市町村においては、防災訓練や防災教育の充実を図ることなどの御提言をいただいております。県としても、避難訓練の強化が重要であると認識しております。このため、東日本大震災の教訓や同検討委員会の御提言も踏まえ、今後、各市町村と連携し、可能な限り多くの住民の参加による高台への避難誘導など、より実践的な津波避難訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、枯れ葉剤の調査についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。これに対し、外務省は８月19日、米国国務省から、「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯れ葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、

事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 東日本大震災の県内への影響についての御質問の中で、放射性物質に汚染された牛肉などの県内移入についての御質問にお答えします。

放射性物質に汚染された稲わらを給与された疑いのある牛肉の県内流通につきましては、９月12日に宮城県からの情報提供で判明したものであります。調査の結果、県内で６月７日から７月５日にかけて、汚染疑いの牛５頭由来の肉——これは26.6キログラムですけれども——が流通しており、９月15日の段階ですべて消費されておりました。

当該肉は、岩手、宮城、福島、栃木の４県に対して出荷制限がかけられる以前に出荷されたものであり、現在、これら４県から出荷されている肉牛は、全頭・全戸検査が行われ安全対策がとられております。また、その他の加工食品等につきましても原材料となる食品、野菜、魚、肉などが暫定規制値をもとに出荷制限されていることから、安全であると考えております。

県としましては、今後とも、放射性物質に汚染された食品の情報が入った場合は、速やかに調査し適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 東日本大震災の県内への影響についての中で、放射性物質を含む腐葉土の移入状況についてお答えします。

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある腐葉土については、平成23年７月25日付の国の通知「高濃度放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」に基づき、関東・東北17都県で生産された腐葉土の県内取扱業者及び販売数量等の調査を行っております。その結果、９月27日現在、９業者が栃木県や群馬県などから該当する腐葉土を移入、販売していることが判明しております。

腐葉土の移入状況につきましては、平成23年９月27日現在１万3554袋が移入され、9346袋が販売、そのう

ち1456袋が回収されております。県としては、現在、販売業者に対して、国の通知に基づき腐葉土の販売自粛と回収を指導しているところであります。また、県のホームページで、県民へ情報提供するとともに、相談窓口を設置し、腐葉土の放射線量の測定や回収等の相談に対応しております。

販売業者においては、購入者への腐葉土の使用自粛や商品回収を呼びかける店頭表示等を行っております。なお、平成23年8月には、運輸・流通業と生産資材取扱業及び県で構成する「沖縄県農畜産業生産資材流通連絡会議」を設置し、放射性セシウムが含まれる可能性のある腐葉土等の生産資材の県内移入を防止するための協力体制を整備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 東日本大震災関連の県民の健康への影響についてお答えいたします。

現在までに県内で放射性物質が検出された物品については回収作業等が行われており、県民の健康被害が発生する蓋然性は低いものと考えております。県としては、今後とも、国や研究機関等と連携し情報収集に努め、必要な調査や広報活動などを行い、県民の健康被害が発生することのないように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての御質問の中の、沖縄観光のアピールについてお答えいたします。

沖縄観光のアピールにつきましては、国内観光地として一定の評価を受けていること、国際的には知名度のさらなる向上が必要なことを踏まえ、積極的な取り組みを行っているところであります。海外につきましては、香港や上海、北京、台湾、韓国など重点地域でトップセールスを行うとともに、有力メディアや旅行会社の招聘、チャーター便の誘致活動などを実施したほか、新規市場での開拓や映画、ドラマの誘致にも取り組んでおります。これらの取り組みに加え、外国人観光客への対応力の強化や、銀聯カードの導入促進など、受け入れ体制の整備にも取り組んでいるところであります。国内につきましては、観光客の満足度向上を図りつつ、滞在日数や観光消費の拡大につなげていきたいと考えております。

県といたしましては、沖縄観光の魅力を向上させるため、昨年度に引き続き、新たなエンターテインメントなどの創出に取り組んでいるほか、離島へのチャーター便も支援すると同時に、さらには、芸能や文化、スポーツ、医療サービスを観光資源として活用する新たなメニュー開発にも取り組んでいるところであります。

同じく観光行政についての御質問の中の、入国審査の迅速化についてお答えいたします。

県としましては、外国人観光客の満足度を向上する観点からも、入国審査の迅速化は非常に重要であると考えております。と同時に、県民及び外国人観光客の安全性を守る観点から、きちんとした入国審査の対応の強化も重要であると認識しております。

議員御指摘のクルーズ船の寄港に伴う入国手続につきましては、平成21年1月、政府に対し、入国審査等の簡素化及び体制の拡充強化などへの協力を求めている、ことし7月にも福岡入国管理局那覇支局に対し、改めて協力を依頼をしたところであります。

県としましては、新たな沖縄振興に関する制度要望において、空港も含めた入国手続の迅速化のための審査体制の強化を求めているところであり、今後とも利用者の安全性と満足度の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光行政についての御質問の中で、国際線ターミナルの拡充についてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビル整備の事業主体である那覇空港ビルディング株式会社の計画では、昨年度の基本設計に続き、現在実施設計に入っており、次年度以降2年間で建設工事を行い、その後供用を開始する予定としております。

県としては、同社に対し早期の供用開始ができるよう申し入れており、引き続き同社及び国等の関係機関と連携して、極力早期での整備に向けて取り組んでまいります。

次に、雇用行政についての御質問の中で、市町村における正規職員と非常勤職員の割合についてお答えします。

平成23年4月1日現在の市町村における正規職員数は1万2352人、非常勤職員数は7192人であり、全職員に占める非常勤職員の割合は約37%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 産業振興についての御質問で、那覇—香港直行船の運休の理由と今後の対策についてお答えいたします。

マリアナエクスプレス社の那覇—香港直行便の運休の理由については、昨今の円高による航路の見直しにおいて、取り扱い貨物が想定より少なく、採算面から運休になったと聞いております。そのため、香港への貨物は、上海経由となり時間を要することから、那覇港管理組合を中心に直行便の再開に向けた積極的なポートセールスの展開等が必要と考えております。

次に、交通安全対策についての御質問で、米海軍病院の入り口の十字路整備についてお答えいたします。

現在、県道宜野湾北中城線の北側の米軍ゲート入り口と南側の普天間三区前の道路は、それぞれT字路の交差点となっております。米海軍病院の移設に伴い、当該道路への基地内道路の計画が明らかになった時点において、十字路交差点の必要性は検討されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 雇用行政に関する質問で、県の正規職員と非常勤職員の割合についてお答えいたします。

知事部局及び他任命権者を含めた沖縄県全体の非常勤職員の数は、平成23年6月1日現在で6444名で全職員2万9597名に占める割合は、約22%となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 交通安全対策についての御質問の中で、国道58号伊佐バス停近くの停車線すなわち停止線の移動についてお答えいたします。

同件につきましては、所轄警察署に要請がなされていることは把握しておりますが、検討の結果、要請のとおり停止線を移動した場合、横断歩道と停止線の距離が約10メートルとなり、横断歩道と停止線の距離を1メートルから5メートルとする設置基準に沿わないこと、停止線と横断歩道の距離を離れた場合、いわゆる駆け込み通過の車両と横断歩行者との接触事故の危険性が懸念されること、歩行者の安全確保のために信号機の赤現示の時間をふやさなければならず、国道

の通過車両へ影響を及ぼす場合があることなどの理由から、停止線位置を変更することは適当ではないと考えております。

なお、本件につきましては、所轄の宜野湾警察署において地域住民等に対する十分な説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 今、警察本部長からお答えいただきました58号の停車線の件ですけれども、一般的にそういう5メートル以上になると厳しいということなんですけれども、現場をぜひ一度担当にでも確認していただいて、1台分、三、四メートル後ろにちょっとセットバックすれば出やすいんですよ。そのぐらいの距離ですからできると思います。やはり地域の皆さんがそういったことにストレスを感じないように道路の整備をしていくことも交通安全に役立つと思いますので、ぜひそこは検討していただいて、よろしくお願いいたします。

それから県道81号線の件なんですけれども、今現在は基地の中に海軍病院が建築中で、建物はできています。これから周囲が整備されていくと思うんです。現在の部隊入り口というのは、ちょうど返還予定地のすぐそばにあって、このゲートから南側というか、そこは返還予定地なんです。そこにある道路は中の整備が始まる前にぜひ米軍とも相談をしていただいて、ローソン側に移していただくと非常に交通がスムーズになるんです。今、那覇向けに部隊入り口で赤信号でとまってしまうと、つながるものですからサンエーのところまで。ローソン前から出ようとすると、左にも行けない右にも行けない状態が続くんです。こういった車が吐き出していつてようやく入るうかと思うと、また信号が変わってしまっている。そういう意味で、ここはちょっと早目に軍側と相談をしていただいて対処していただけないかどうか、ちょっと検討をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時3分休憩

午後5時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） お答えします。

現場の状況を確認したところ、ゲートへの左折、右折ともにそれほど混雑している状況はないということ聞いております。

それと、現在防衛局に確認したところ、ゲートが移

設するとか、そういう具体的な計画は今のところないということで、私たちが聞いている情報では、三区前のローソンの向かいのほうには別途の建物の計画もあるものですから、私たち道路管理者としてはそういう基地内の海軍病院の移設を踏まえた再編の計画が明らかになった時点で調整をさせていただきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 だから、中に建物ができてしまったら、入り口は逆にできないと思いますので、ぜひそこはもう一度検討していただけないでしょうか。

それから、公室長、普天間の警報音なんですけれども、4日から6日までの音については、米軍は知らないとか、関係ないとかずっと言っていたわけですね。警報音というのは基地の中で発生しているというのは、付近住民が聞いていて確認というか、そこだということを言っているわけですよ。ところが、警報音であるからには何かの異常があって音を発しているわけですから、基地の中で異常が発生しているのに米軍はそれを確認もしないで自分たちとは関係ないんだという、そういう発表の仕方というのは僕はいかなものかなと。本当に基地の中でこういう異常なことが起こって警報音が鳴っているのにそれは自分たちと関係ないんだと。ということは、調べてないということだと思っただけですね、その音を。音源を調べてないからそういう発表ができると思っただけですね。だから、そこら辺をもう少し強く再発防止ということを司令官はおっしゃっているようですけれども、その前の音については知らないという話ではこれは再発防止への取り組みは口先だけばかりじゃないかというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の警報音につきましては、その後米側から、4日から6日までの分につきましてはこれは米軍が原因であったと認めたとの報道がなされております。

いずれにしても、いきなり大きな音が住民地域に流れるということは大変市民生活に影響を与えることでありまして、県としても、鳴らすこと自体、あるいはその原因をしっかりと特定しないということをも米軍が認めないということ自体は大変遺憾でございます、このようなことがないように強く申し入れていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それからオスプレイの配備についてですけれども、疑問があって今反対を表明しておられ

るわけですから、そのオスプレイが配備されたときに使われる可能性がある高江のヘリパッド、そこについてもこのオスプレイの安全性が確認されるまでは高江のヘリパッドについても工事はちょっと待ってくれということでとめる必要があると思います。御答弁お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この高江のヘリパッドの影響につきましては、この質問書の中でその影響について問い合わせられているわけございまして、速やかに回答していただきたいと思いますと思っております。

いずれにしても、北部訓練場のヘリパッドの移設につきましては、これはSACOの事案を着実に進めるという観点から進められるべきものであると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 知事、ケビン・メアは、沖縄県はゆすりの名人であるとかいろんなことを言っているんですね。だから、知事は、県を代表して名誉毀損でケビン・メアを訴えることはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員のおっしゃることへの誘惑に駆られるんですが、私もそういう面の専門家の副知事もいますので、名誉毀損なことでも何かできるかどうかちょっと研究したいと思います。ただしこのメアについては、私は彼が総領事館にいらっしゃるから外交官にあるまじきことだということで、基本的に相手にしていなかったものですから、ただし一応総領事でありましたし、そして日本担当の職員でもありましたが、やはり彼についてはアメリカ大使館の大使のルース氏がすっ飛んでこられて申しわけないというあれをやられましたから、アメリカ国としては一応あれで、我々も飛んできた労を多としてああいうところかなと思っております。

ですから、この個人については余り相手にしないほうがいいような気がしますし、ちょっと研究させてください。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 先日、宜野湾市で知事の相手にしていないメアさんが来て、いろんなことを言っているようです。沖縄に来て彼が物を言うとな非常に不愉快ですから、できるだけ来てほしくないなと思います。ぜひそういう意味で検討していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 質問通告に基づいて一般質問を行います。

知事の基本姿勢について。

訪米についての見解を問います。

民主党野田内閣の日米合意の辺野古基地建設推進、対米追従の県民の県内移設反対の総意を踏みにじる政治姿勢は許されません。知事の見解を伺います。

普天間基地は無条件撤去すべきです。固定化や嘉手納統合案は断じて許されるものではありません。普天間基地の即時運用停止、閉鎖・撤去についての知事の決意を伺います。

オスプレイ配備に反対する県民世論と議会決議が大きく広がっています。県の具体的な対応について伺います。

ヤンバルの豊かな自然を破壊する高江ヘリパッドは、オスプレイ・パッドになるのではないのでしょうか。政府へのオスプレイの危険性と危惧について質問をしております。回答待ちにならず、高江のヘリパッド建設について、少なくとも当面工事は強行すべきではないとの見解を知事は表明すべきではないのでしょうか。

原潜寄港問題について。

原潜が寄港中に原子炉事故を起こした場合の被害想定と具体的な対応について伺います。

防災対策について。

6月議会で私の電柱への海拔表示についての提案に対して、知事は、沖縄電力に私から提案してみましようかということでありましたが、その後どうなったのでしょうか。そういう面で電柱などへの海拔表示と地震・津波対策の具体化について伺います。

脱原発と自然再生エネルギー推進について。

沖縄県に原発は要らないことを明言して、沖縄の脱原発と自然再生エネルギーの推進事業を拡充すべきです。当局の見解と対応を問うものです。

高齢者福祉行政について。

これは、前議会でも県警の変死者の実態の65歳以上の方々の資料を詳しく示しました。県警のほうでは資料をつくっていただきまして、その資料は福祉保健部にも渡しておりますけれども、ぜひそれを活用して、全国でもやっているような形で対応していただきたいということでもあります。

県は、県警と連携して独自の孤独死（変死）の分析を行い、市町村と協力して、より効果的な孤独死に役立てるべきではないかと提案いたしました。その後の対応について問うものです。

障害者福祉行政について。

障害者の願いと思いにこたえる障害者権利条例の制定について、当局の対応と見解を問うものです。

県立病院事業について。

一般会計からの繰り入れの状況について、10年間の比較でお願いをします。

1病床当たりの全国平均で繰り入れた場合との比較、差額について、10年間の比較で説明してください。

病院経営の改善の努力とともに、県民の最後の命のとりでを守るための持続的・健全な県立病院の運営を行い、維持するためには、一般会計からの繰り入れはしっかり確保されるべきであります。この間の病院事業局を初めとする全体的な頑張りによって、経営状況が改善していることに対しては評価をするものです。知事の見解を問うものです。

今後の繰入額についてもお答えいただきたいと思います。

医師手当などの廃止を行い、さらに給与などの人件費の削減を強行すれば、医師、看護師等の退職者がふえ、県立病院の公的医療機関としての弱体化にならないか危惧されるものです。見解と対応を問うものです。

人事行政について。

県庁職員の欠員は、正職員で補充すべきでありま。現状と対応について問います。

教科書問題について。

子供たちの教科書の採択についての基本的に留意すべきことについて。

教科書の調査員の役割と具体的な調査研究の内容と対応について。

教科書採択についての教科用図書採択協議会と教育委員会の役割について。

協議会の運営は規約に基づいて運営されるべきであります。役員会に諮らず、教科書選定で極めて重要な調査員の委嘱・任命を行い、独断で順位づけを廃止したなどの石垣市教育長の規約を無視した運営は許されません。県教育委員会の対応について伺います。

9月8日の3市町の「採択地区の全教育委員の協議によって、同一教科書の採択が行われたものととらえている。」と、教科書選定の協議は有効であるとの県教育委員会の見解と今後の対応についてお伺いいたします。

育鵬社の公民教科書の他の教科書と比較しての特徴について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田政明議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、知事の基本姿勢に係る御質問の中で、訪米に関する見解についての御質問にお答えいたします。

私は、去る９月１９日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加する「沖縄クエスチョン」において辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆さんとの質疑応答などを通じて意見交換を行いました。また、レビン、そしてウェッブ、マケイン米上院議員の皆さんと面談を行い、その中で各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨を申し上げました。

県としましては、今回の訪米において普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで有識者の皆さんとのネットワークの構築が図られるとともに、米国におけるこの問題の理解が前進したのではないかと考えております。

次に、同じく知事の基本姿勢の中で、普天間飛行場の閉鎖・撤去等についての御質問にお答えいたします。

野田総理の所信表明につきましては、これまでの日米両政府の方針が再度示されたものと受けとめております。

普天間飛行場移設問題の原点は、同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。

日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した考えではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について徹底して追求するべきであると考えております。

次に、脱原発と自然再生エネルギー推進についての御質問の中で、沖縄の脱原発と自然再生エネルギーの推進事業の拡充についての御質問にお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所が東日本大震災により深刻な事故を引き起こし、国民生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえれば、マスコミ報道等で見られるように原子力発電に対する国民感情が変わりつつあることは、国民の率直な気持ちではないかと理解

いたしております。

一方で、安定かつ効率的なエネルギー供給は、国民の生活と産業を支える上で重要な基盤であることから、脱原発につきましては、原子力発電にかわる新たなエネルギー源の研究開発等を踏まえ判断すべきものと理解いたしております。

沖縄県としましては、風力や太陽光、そして海洋エネルギーなど新エネルギーの開発・導入を積極的に推進してまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の基本姿勢についての御質問の中で、オスプレイ配備への対応についてお答えいたします。

沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

沖縄県が提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る９月１日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できない等の項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めていきたいと考えております。

次に、オスプレイと高江ヘリパッドについての御質問にお答えをいたします。

沖縄県が提出した北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題についての質問文書に対し、去る９月１日に防衛大臣から回答がありましたが、北部訓練場に対する影響につきましても米側に照会中のため回答できない旨回答されており、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めていきたいと考えております。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、ＳＡＣＯ最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、ＳＡＣＯの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、原潜寄港問題についての御質問の中で、原潜による事故発生時の被害想定と対応についてお答えいたします。

原子力艦の事故による被害想定につきましては、国

の中央防災会議「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」において、原子力艦に搭載されている原子炉システムの構造等が不明であること等から、放出源情報等の評価は困難であるとされております。

また、災害発生時におきましては、沖縄県地域防災計画に基づき、県及びうるま市は災害対策本部を設置し、国等の関係機関と連携して、半径1.2キロメートル以内の住民に対し住民の屋内退避、避難の勧告・指示や飲食物の摂取制限、緊急被曝医療などの災害応急対策を実施することとしております。

次に、防災対策についての御質問の中で、電柱等への海拔表示と地震・津波対策についてお答えいたします。

電柱や公共施設等への海拔表示は、住民の避難意識を高めるとともに、災害発生時の避難体制の強化において重要と考えております。9月12日に開催された「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の第4回委員会において、県は、「海拔高度を明示するなどにより、市町村における避難対策の強化や、住民が地域の地理的特性を把握できるよう、支援することが必要である。」などの御提言をいただきました。これらを踏まえ、県におきましては、市町村が実施する電柱等への海拔表示への協力につき、沖縄電力等関係機関に要請を行ったところであります。これを受け9月20日、沖縄電力は、電柱における海拔表示シートの取り付けについて推進していく旨発表しております。県は、NTT西日本に対しても同様の相談を行っており、今後とも関係機関と連携し、電柱等における海拔表示の推進と地震・津波対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 高齢者福祉行政についての、県警と連携した孤独死の分析についてお答えいたします。

高齢者の孤独死につきましては、孤独死を判断できる情報等が限られていることから、調査・分析を行うことは困難であると考えております。

県としましては、孤独死対策を進める上で状況を把握することは重要であると考えていることから、今後も孤独死対策に向けて県警及び市町村と意見交換を進めてまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉行政についての、障害者権利条例の制定についてお答えいたします。

障害者の権利条例制定につきましては、国における

障害者基本法等の動向を踏まえつつ、当事者団体等との意見交換を行い取り組んでいるところです。去る9月20日には、第1回障害者県民会議を開催し、当該会議において障害を理由とする差別等の実態把握、その解決のための取り組み方策などを検討していくことを確認しております。

県といたしましては、当該会議や幅広い県民議論を踏まえ、条例制定に取り組んでまいります。

次に、県立病院事業についての中、病院事業に対する一般会計からの繰入金についてお答えします。

政策医療を県立病院が実施する場合は、地方公営企業法及び総務省の繰出基準に基づき一般会計から繰り出しを行っております。なお、「県立病院のあり方に関する基本構想」では、県立病院が地域で必要とされる医療を安定的に提供していくためには、県において政策医療に配慮して定めた負担ルールに従って、一般会計等から病院事業に対し適切な繰り出しを行うこととしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院事業についての御質問の中で、過去10年間の一般会計繰入金の状況について、1病床当たりの全国平均で繰り入れた場合との比較、差額についての質問が関連しますので一括してお答えします。

病院事業に対する一般会計からの繰入金は、平成14年度から平成17年度まではおおむね60億円程度、平成18年度から平成20年度までは約70億円程度で推移しており、平成21年度から平成23年度までは約84億円の定額措置となっております。

1病床当たりの繰入金額は、平成21年度で本県358万円、全国平均504万円となっており、全国平均並みで繰入金を受け入れた場合、約34億円の差となっております。しかしながら、1病床当たりの繰入金については、救急医療、周産期医療等の政策医療部分と一般診療部分の割合により多寡が生じるものと考えており、例えば、1病床当たりの繰入額が多いのは脳血管研究センターやがんセンターなどの高度・特殊医療に特化した病院となっております。

次に、今後の繰入額についてお答えいたします。

平成24年度以降の繰入金については、政策医療の内容、範囲及び一般会計との経費負担区分のあり方など財政負担の基本方針を検討することにより額を設定していくものと考えており、現在関係部局と調整しているところであります。

次に、人件費の削減による公的医療機関の弱体化についてお答えいたします。

病院事業局としましては、県立病院が今後も公的医療機関としての役割を果たしていくためには、経営の安定化を図る必要があると考えております。そのためには、診療報酬上の施設基準の取得などにより医業収益の拡大に努めるとともに、材料費や人件費などの費用についても適正化を図る必要があると考えております。また、医療機器の整備、研究研修費の拡充などにより職員のモチベーションの向上や、7対1看護体制の導入などにより勤務環境の整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 人事行政に関する質問のうち、県職員の欠員の現状と対応についてお答えいたします。

知事部局における平成23年4月1日現在の欠員数は98名となっております。

欠員につきましては、基本的に正規職員で対応すべきものと認識しておりますが、正規職員を配置するためには、採用試験を経る必要があることから、直ちに配置することは困難であります。そのため、臨時的任用職員や次年度採用予定者の繰り上げ採用で対応しているところであります。引き続き、正規職員の配置に向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教科書問題についての御質問で、教科書採択に当たっての留意すべきことについてお答えいたします。

教科書の記述は、公正かつ適切で正確性が求められるとともに、それを使用する児童生徒の発達段階に必ず配慮がなされる必要があります。

県教育委員会としましては、「沖縄県教科用図書選定審議会」の答申を踏まえ、教科書採択の基準、調査の観点等を示し、各市町村教育委員会において適正かつ公正な採択が行われるよう、指導助言または援助をしていくことが教科書採択における公正さを保つことになると考えております。

次に、教科書調査員の役割等についてお答えいたします。

教科書調査員の役割は、県教育委員会が作成いたしました教科用図書の採択の基準、調査の観点、採択の

方法を参考にして、採択の対象となる教科書について独自に調査研究し、当該採択地区協議会に対して報告することでございます。

次に、教科書採択協議会と教育委員会の役割についてお答えいたします。

教科書の採択権は市町村教育委員会にあります。

教科書の採択手順につきましては、初めに採択地区協議会に対しまして採択の基準、調査の観点、採択の方法を示した選定資料を各市町村教育委員会、各採択地区協議会に送付いたします。次に、諮問機関であります各採択地区協議会は、選定資料を活用するとともに、当該採択地区協議会により委嘱・任命されました調査員による調査研究の報告を踏まえ、選定・答申をいたします。さらに、各市町村教育委員会は、各採択地区協議会からの答申を受けて採択することとなっております。

次に、県教育委員会の対応等についてお答えいたします。

八重山地区教科書採択問題につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民等から疑義が生じたことが要因の一つであると考えております。

県教育委員会としましては、8月9日付の通知文書により、地域住民の理解を得ること、規約で定めた手続の遵守、可能な限り話し合いを持って決すること、採択結果や理由等の情報公開など4点について指導助言を行いました。

次に、9月8日の協議会についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、9月8日に石垣市教育委員会で開催されました3教育委員会による協議は、石垣市、竹富町、与那国町の各教育委員長が、その職務権限に基づき公開の場で開催され、同一教科書の採択決議が行われたものと考えております。また、協議の有効性につきましては、当該市町の教育委員会が判断するものであると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き9月8日の採択決議の協議の有効性も含めて、合意に向けた協議を促してまいりたいと考えております。

次に、教科書の比較等についてお答えいたします。

教科書を比較し、特徴を明らかにすることは、採択地区の調査員にゆだねられております。

県教育委員会は、採択に関する助言において公正性・中立性を確保する必要があり、教科書を比較して具体的にその特徴を述べる立場にはありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 御答弁ありがとうございます。

最初の再質問は基地問題ですけれども、代表質問でも銃剣とブルドーザーの立場で知事の発言について触れておりますけれども、私は普天間基地の原点は何かと。知事は、原点は危険性の除去だと言いました。そして、知事がアメリカで沖縄の県議会議員を含めて、現在県内41市町村の全首長及び県議会の全議員が県内移設に反対している。そして、「2010年11月、私は、」というふうに述べておりますが、そういう意味でやはり県民の運動といいますか、米軍基地の辺野古移設を許さないという思いは、やはりすごい歴史を進める力だだと思います。

そういう面で、知事がやはりその銃剣とブルドーザーということに触れた思い、それは実は、普天間基地も御承知のようにハーグ陸戦法規を踏みにじって、この銃剣とブルドーザーで奪われた不当・不法な土地であると。本来ならば、これは少なくとも復帰時点で返されなければいけない。しかし、特措法でこの土地を奪ってきています。そういう面では、やはり知事のこの銃剣とブルドーザー、この思いは普天間基地の危険性の除去、それはやはり沖縄県民の意思を踏みにじって銃剣とブルドーザーで奪われたんだと、それをさらに同じようなことをやるのかという思いは、私は非常に大事なところじゃないかなと。そういう意味では、やっぱり県民の、本当に全国と連動する国民の力というのは、日米安保条約容認である知事も含めて今の現状は許されないと、こういう到達点に立っているということは、私は、48名の県議を含めて大変大事じゃないかなと。それはなぜかといいますと、この民主党政権、自民党・公明党旧政権が国政で争って、辺野古に基地をつくれと。外務大臣は、これまでの旧政権の遺産も引き継いで何が何でもやるんだと、こういうふうに立ち向かってきているときに、私は、知事のこの立場は、やはり沖縄の戦いの歴史を踏まえたそういう立場としては非常に大事な発言じゃないかなと思っておりますけれども、知事のその思いを含めて改めてそこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） どうも前田議員から思いをと言われると、ちょっと今時間がかかるんですが、アメリカの中で記者さんたちが中心だったと思うんです

が、年代も随分お若いし、恐らく私の言っている意味がなかなか通じないのではないかとということで、わかりやすい表現のつもりで使ったんですが、つまりなかなか県内移設、特に辺野古移設というのは事実上、大変不可能だよということを申し、説明する上で銃剣とブルドーザーみたいなあの表現でないと、これは実行不能だよというようなことであえて使ったんですが、少しやっぱり時代がかっているかなという気がしないわけでもありません。しかし、私の思いは、現在の米軍の普天間飛行場が一日も早く移設・返還され、跡利用に入る、そのめどがつくということが一番大事なことでと思っております。その思いを込めた表現でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は、非常に大事だと思うんですね。それは、要するに、理は私たちにあるわけです。国際法を踏みにじって、沖縄県民の「自治は神話だ」という前に銃剣とブルドーザーで奪っているわけです。国際法にも反しているわけです。ですから、迷うことはないわけです。

沖縄県民の総意を結集して平和と安全の願いは、これは国際正義であり、国際的道義に立ったものなんです。そういう面で、やはりそれを私の立場にすれば、県内移設反対ということで、どこかに持っていけよというふうになると、持ってこられるところはちょっと困るなという面で、私は、やはり本来でしたら返すべきものは返してもらおうということで無条件撤去すべきだというのが、この国際法を無視した沖縄の米軍基地の当然のことじゃないかなというふうに思っています。

そういう面で、知事、この埋め立ての問題とかその他いろいろあります。また、一括交付金と取引するんじゃないかというような、そういう変な記事もありますけれども、そういうのは乗り越えて、時代がかったということじゃなくて、まさに今、この時期に戦前から生きてきた知事のウチナーンチュであるというあかしを私は感じるんですよ、どうですか。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

○前田 政明君 時代がかっていないんですよ。だから、自信を持ってやっていただきたいと、今日の意味

があるということであります。それに対してお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の前田議員のお言葉をきちっと受けとめておきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は、ではそれを忘れませんので。県民がみんな聞いておりますから、やはり団結して、新政権、民主党政権、自民党・公明党旧政権を含めて、本土では強行しようとしていることに対して、私たち48名含めて、知事が言っているとおりオール沖縄で頑張っていきましょう。

次は、原潜問題ですが、これはさっきあったマニュアルは原発と同じと、それは米軍情報がないということで、原発事故と同じように対応するという事で、それぞれ訓練のマニュアルがありますね、横須賀や佐世保でやっていますね。市民に対する放射能の防御のための薬品とかその他の配布を含めてありますけれども、その辺は沖縄でどうなっているのかということについてもう少し具体的にお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 国の中央防災会議の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」、これは平成16年8月にできておりますが、原子力艦による原子力災害が発生した場合等については、搭載されている原子炉システムが実際にどのような構造になっているかについて公表しておらず、異常事態の規模等の把握が困難であること、原子力艦は外国政府が所有していること、原子力災害発生後も移動できる可能性がある等の観点から、原子力災害が発生した場合等に放出源情報を評価して避難等を実施する範囲を定めるなどの対策を実施することは困難であり、放出源情報等が十分に得られない状況下で避難・屋内退避を実施する範囲をあらかじめ応急対応範囲として定めることが適切であるとしておるわけです。

これに応じた対応として、沖縄県地域防災計画につきましても、原子力艦による原子力災害が発生した場合の応急対象範囲として1.2キロメートル以内の住民への屋内退避・避難の勧告・指示を行うといったことをしているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 このマニュアルの退避・避難の中でいろいろありますけれども、緊急の医療用としてヨウ素剤の配布及び服用、これもやはりちゃんとやらないといけなく、この辺はどういうふうになっているんですか、具体的に準備とか。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

防護対策といたしまして、県は必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して防護資機材の整備等必要な措置をとるよう要請するということになっております。

御質問のヨウ素剤につきましても、現在ちょっとデータがなくて現状については把握しておりませんが、しっかり対応するべきであると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 私が持っているものでは、さっきの原子力軍艦の設計または運航に関する技術上とさっきありましたね、情報は一切提供されていないと。ですから、原子力軍艦事故に当たるものについては、原子力発電等周辺の防災対策と同じようにすると。そして、防災対策としては半径約8キロから10キロの距離を目安として提案をします。そういう面で、原子力軍艦事故による災害防止についてと、災害の関知とか、じゃ米軍が知らせないからどうするかとかいろいろ書いてありますね。そういう面でどうするかということになっているわけで、だからそういう面では、今、県独自として福島原発があった後、原発も原潜も一緒なんですよ、軽水炉。だから、極めて危険なんですよ。そういう自覚のもとに私は対応しているんじゃないかと思って聞いたんですよ。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 仮に原潜のそういう事故の発生につきましても、もちろん大災害になることが予測されるわけでございまして、県といたしましては、国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を踏まえ、沖縄県地域防災計画の中に反映された項目をもちまして対応していくという考えには変わりはありません。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 平成20年9月に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で、例のヒューストンの事故のときに申し入れしているんですよ。それで中に、原子力潜水艦の入港時通報時の事前通達、それから今後、原子力潜水艦は安全確認がされない限り本県に寄港させ

ないことということを含めて連名で出しているんですよ。だから、そういう面で安全が確保されているんですか。だから、今ホワイト・ビーチに入っているけれども、県としては独自に確認しているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の安全の確保という面ではさまざまな考え方があろうかと思いますが、いわゆる放射線の測定といったものは、原潜が入るその都度、政府と県の間でやっておりますし、そういう意味ではしっかり監視をしている状態でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 次に、脱原発です。

教育長、新聞報道でありましたけれども、県内で原発に対する教育、これはどんな状況になっているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 本県における原子力教育につきましては、中学校の学習指導要領の理科と社会におきまして、「エネルギー」という中で学習が位置づけられております。そういう中で、今回の震災による原発事故を踏まえまして、原子力の安全に関する考え方の変更等を考慮いたしまして指導資料を見直しを行いながら、今、エネルギーについての学習の充実に努めている状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それと、八重山が放射性廃棄物の最終処分場の候補地に挙がったということですが、知事、やはり脱原発と、使用済み核燃料は100万年、1万年も保存しなければいけないという面で極めて危険です。だから、そういう面では、原発に関することはもう沖縄はだめだという立場で、高廃棄物の処理場の問題についても明確にこれは沖縄ではあり得ないと、そういう立場をはっきりさせる必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の核燃廃棄物の処理が、いつも深い穴を掘って埋めるという処理の方法があって、沖縄の島々が候補地に何回も挙がったケースがありますが、基本的に地殻の構造、その他を調べたらむしろ向いていないという、そういう結論が出て立ち消えになった例を私は聞き及んでおります。ですが、今

回のそれがどういう性格の中身と意図と考えによるものかがよくわかりませんからちょっとお答えしにくいんですが、ああ、また出てきたかという印象を私は持っております。ですから、そのソースがどういう人たちが、どういうふうにして考えて出てきたのかというのは、ちょっとチェックする必要があるかと思えます。

ただ、今議員のおっしゃった原子力にかかわるものはすべてノーだというような言い方がとれるかどうか。特に原子力発電所について、今、科学的な面とかエンジニアリングの面、行政の面で本土でいろいろと今議論とチェックをしている最中ですから、我々もそこをやっぱり注視して、それを踏まえて我々自身の考えをまとめるべきだと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 その続きは、決算特別委員会でやりたいと思います。

あと、病院の問題も決算特別委員会でやりたいと思いますが、ただ、評価を読ませていただきました。人材が必要だと、人材が確保できないと言いながら、現場で人件費を削減すると。これはやはりやるべきじゃないですよ。50億円しか繰り入れをしないという知事の見解、私は、これは撤回すべきだと思います。そういう意味で、これについては決算特別委員会で詳しくやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

知事、これは公民の市販されている教科書です。（資料を掲示）ここに本版ではついていますけれども、沖縄がないんですよ。沖縄県がないんです。これが教科書検定で通っているんです。この教科書検定は許せないと、沖縄を除いてこんな本を出せるのかというふうに抗議すべきではありませんか。

ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の教科書のカバーでしょうか、写真に沖縄がはっきり見えぬというのは、確かに県民としては気になるころではあります、それをもって抗議するしないというのはいかがなものでしょうか。抗議するというのもどうでしょうかというのが私の感想ですが。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 抗議ではなくてもいいんですけども、遺憾だとか、残念だとか、何か表現ありません

か、肯定するんじゃないくて。これでいいんですか。県知事がこれでオーケーですか、沖縄の地図がないものが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これで満足ですかと言われると答弁のしようがないんですけれども、写真に沖縄がないという点は確かにすんと胸に落ちません。ですが、その教科書やそういうものに抗議するかどうかというとは全然別ではないでしょうか。ですから、やる必要はないと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 今回の混乱の原因は拙速したやり方だということで、石垣市教育長が採択協議会の会長にあてた規約を改正する文書があるんです。6月何日かですけれども、それは石垣市の議会でも教育委員会の議を経てないんですね。そのきっかけになることがそういうふうに行われていることに対してどのように理解していますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの御質問につきましては、先ほどから私も手続や方法等に地域住民のほうから疑義があると、そういった言い方をした答弁をしておりますので、そういった思いを私自身もしております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 ですから、さらにそういう議を経ないで、6月27日に急遽諮ってやると。同時に、さっきありましたけれども、図書調査員の方々にも自分でやって、そしてその順番づけはやるなというようなことを指示する。これは教育長として教育委員会の議を経ないでこんなことできるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これもこれまでもいろんな形で答弁をしてまいりましたけれども、やはり教科書に関する事務の執行等につきましては、一義的には教育委員会のほうが責任を負っております。ですから、今回の一連のことにつきましてもやはり教育委員会との責任がありますので、どこまで教育委員会と調整が図られていたのか、私も少しばかり気になるところも

ございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それで、この6月27日でやって、それから後いろんなことを勝手にやって、追認という形で手続していますよね。これは行政として、教科書の選定に当たって大事な調査員とかその他協議員を含めて、この議を経ないで勝手に教育長がやって後で追認と、こういう行政的なやり方というのはほかではあるんですか。私は、行政手続上、これは瑕疵ある手続、こんな乱暴な手続はできないと思いますけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これまでの我々の持っている情報では、過去にこういったことはなかったと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それで、9月8日の決定は私は有効だと思いますけれども、皆さんは、これは文科省と合議をして、相談をして9月8日のものを設定したわけですよね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、私ども県教育委員会、文部科学省とこれまでもさまざまな指導助言を賜りながら来た経緯がございますので、9月8日につきましても、文部科学省の指導助言を受けながらこまめに来たとという考え方をしております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それで、16日の県教育委員会の見解というふうになっていきますけれども……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時12分休憩

午後6時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 それで結果的には、教科用図書検定の調査員の推薦のなかったものが挙がってきてやられたと、それもわずか5分。これは十分にこの育鵬社に至る経過が、名前も挙げるなど、これは挙げるものじゃないんだと。こういう形で運営されて、実質的に教育委員会を含めてどういう教科書を選ぶことが子供たちのためなのかということが全く議論されてないんですね。こういうことに対して、皆さんどんな認識ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり基本的には、教科書は調査員の方々の調査の視点から、地区内におきます

協議会において我々がお願いいたしました選定書に基づきながら、調査員の方々はさまざまな視点から調査研究してきた蓄積がございます。ですから、そういった蓄積を、果たして今回の場合にはどこまで活用できたのか、いささか気になることがあります。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 9月8日に玉津氏が配った、ある国会議員から——名前がちゃんと出ているんですけども——こんなふうに先生に聞いてやっているんだということで、政治家の名前を出しているんですよ。それを配ってやっている。この人は、要するに、自分は横浜の経験をしたことがあるけれども、これは調査員の意見を聞かないと実際はなかなか選べないんだと。だから、そういう面では当初の調査員の役割を認めているんですね。そういう面で、こういう政治家の名前を掲げて威勢を張るというのは、僕は教育者としてはあるべきじゃないと思いますけれども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 教科書の選択につきましても、これまで私が答弁したようにさまざまな視点から教科書の採択の条件、そして調査の観点、採択の方法等を踏まえながら採択すべきであると、そういう思いでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 やっぱ政治的介入があってはならないということで、私もいろいろ調べてみましたら、平成23年5月25日、自民党の組織運動本部地方組織・議員総局長名で指示が出ているんですね。（資料を掲示）これは飛ばしますけれども、「開かれた採択へ」と、文科省はということで、なお教職員による教科書の絞り込みや順列化が慣例化している場合がある。こうした慣例は、教育基本法や学習指導要領改正の趣旨を踏まえ採択環境にこたえるものじゃないと。そういう面で廃止を求めるほか、採択に当たっては、外部からの不当な云々ということで、これは自民党の指針として、こういうふうに対応しなさいということで、各都道府県連の幹事長あてに送られているんですよ。私は、これは本当に政治的介入じゃないかという

ふうに思いますけれども、知事、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後6時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 実際はこれは自民党さんに聞いていただくしかないんですが、この方の名前を出しているとしても、私のコメントは差し控えたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 昨日の国会、参議院で中川大臣は、どちらが正しいかと、いや両方いいんだということで困ってしまったということで、これまでの情報より新しい情報が来ているというふうに副大臣も言っているんですね。だから、まさに県教育委員会が適切な手続をとってきたことが正しいということで、大臣・副大臣も気づき始めていると思いますよ。だから、そういう面でしっかりと教育委員会独自の有効であるという立場を貫いていただきたいと思いますけれども、そのところどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり基本的には地方公共団体は、教育、学術、文化財に関する事務を行う際には、少なくとも政治的には中立でなければなりません。そういったことは、いわゆる未来を担う子供たちの教育が一方に偏っては、創造性に富む人間性豊かな子供たちの教育ができないからであります。そういった視点から、これまで同様しっかりと対応していきたいと考えております。

○前田 政明君 どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬